

昭和 63 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和62年中の総出火件数は5万8,833件で、前年に比べ4,439件減少し、昭和47年以来の低い件数となっているほか、火災による死傷者、損害額及び焼損面積も前年に比べ減少している。

一方、昭和62年中の救急出場件数は242万6,852件、救助活動件数は1万8,501件となっており、それぞれ年々増加している。

昭和62年中は、東京電力大井火力発電所の原油サービスタンク爆発炎上事故、東京都東村山市の特別養護老人ホーム松寿園火災、千葉県東方沖地震などが発生し、さらに昭和63年に入ってからソ連客船プリアムーリエ号の船舶火災、西日本を中心とした大雨による災害などが発生しており、災害に対する備えはますます重要となっている。

今年の白書は、自治体消防40年の歩みと消防防災行政の現状を踏まえて、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題に言及するとともに、主に昭和62年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種の災害の実態と消防防災行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民生活の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

昭和63年11月

消 防 庁

目 次

第1章 総 説	1
第1節 住民生活の安全確保をめざして	1
1 自治体消防40年の歩み	1
2 今後の消防防災体制の方向	6
第2節 最近の災害の動向	13
1 火 災	13
(1) 出火件数と出火率	13
(2) 死者数と死因	14
(3) 損害額と焼損面積	14
(4) 出 火 原 因	15
2 地震災害及び風水害等	15
(1) 地 震 災 害	15
(2) 風水害, 火山噴火災害等	16
3 その他の災害	17
第3節 当面の諸問題	18
1 消防体制の整備	18
(1) 消防力の重点的整備	18
(2) 消防職団員の教育訓練と処遇	21
(3) 消防職員の高齢化対策の推進	22
(4) 消防団の活性化対策の推進	23
2 救急体制の充実	23
(1) 救急業務実施体制	23
(2) 救急医療体制	25
(3) 住民の自主救護能力の向上等	26
3 救助体制の整備	27

- 4 防災体制の強化……………28
 - (1) 防災に関する組織の強化・計画の整備……………28
 - (2) 情報通信体制の整備……………28
- 5 広域応援体制の整備……………31
- 6 風水害対策等の推進……………33
 - (1) 風水害対策の推進……………33
 - (2) 土砂災害対策の推進……………33
 - (3) 活動火山対策の推進……………34
- 7 震災対策の推進……………34
 - (1) 震災予防体制の整備……………34
 - (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化……………36
- 8 地域防災計画の見直しの推進……………36
- 9 防災意識の高揚と自主防災体制の確立……………37
 - (1) 防災意識の高揚……………37
 - (2) 地域の自主防災体制の強化……………38
 - (3) 事業所の自主防災体制の強化……………39
- 10 予防行政の充実……………40
 - (1) 防火管理制度の充実……………40
 - (2) 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化……………40
 - (3) 表示・公表制度の普及による防火安全……………41
 - (4) 自動通報システムの構築……………42
 - (5) 消防防災システムのインテリジェント化の推進……………43
 - (6) 高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進……………43
 - (7) 社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の
推進……………44
 - (8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進……………45
- 11 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進……………46
 - (1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた保安対策の充実……………46
 - (2) 危険物施設における保安体制の確立……………47

- (3) 石油コンビナート防災体制……………48
- (4) 石油備蓄基地への対応……………49
- (5) 石油パイプラインの保安……………50
- 12 林野火災対策の推進……………50
- 13 特殊災害対策の推進……………51
 - (1) ガス災害対策の推進……………51
 - (2) 地下空間の防災対策の推進……………52
 - (3) 原子力災害対策の推進……………52
 - (4) 航空機災害対策の推進……………53
 - (5) 海上災害対策の推進……………54
- 14 研究開発の推進……………54
- 15 国際化への対応……………55
 - (1) 国際協力・国際交流の推進……………55
 - (2) 国際消防救助隊派遣体制の整備……………57
 - (3) 基準・認証制度の国際化の推進……………58

第2章 火災等の災害の実態 ……61

第1節 火 災 ……61

- 1 出火件数……………61
 - (1) 出火件数は減少……………61
 - (2) 建物火災は全火災の62.1%……………61
 - (3) 冬季、春季に火災が多い……………61
 - (4) 出火率は4.8……………65
 - (5) 出火率の高いのは三重県、低いのは京都府、富山県……………65
 - (6) 火災通報は119番、初期消火は消火器……………66
- 2 損害額……………66
- 3 死者……………67
 - (1) 建物火災による死者は145人減少……………68
 - (2) 火災による死者は冬季と夜中に多い……………68

- (3) 火災による死者の数が多いののは東京都，少ないのは鳥根県……69
- (4) 火災による死者は専用住宅，木造建物が多い……71
- (5) 死因は火傷が51.1%，中毒・窒息が39.5%……74
- (6) 高齢者，乳幼児の死者が過半数を占めている……74
- (7) 1件で3人以上の死者を出した火災は32件……74
- (8) 放火自殺者は死者総数の41.5%……76
- 4 出火原因……76
 - (1) 「こんろ」による火災が首位……76
 - (2) 「たばこ」による火災は減少……78
 - (3) 「たき火」「火あそび」による火災も減少……78
 - (4) 「放火及び放火の疑い」による火災も減少……79
 - (5) 「ストーブ」による火災も減少……80
 - (6) 着火物は「枯れ草」が首位……82
- 5 火災種別ごとの状況……82
 - (1) 建物火災……82
 - (2) 林野火災……88
 - (3) 車両火災……90
 - (4) 船舶火災……90
 - (5) 航空機火災……91
- 6 昭和63年上半期における火災の発生状況……92
- 7 外国の火災状況……93
- 第2節 地震災害等……95
 - 1 地震災害……95
 - 2 風水害，火山噴火災害等……96
 - (1) 昭和62年中の災害……96
 - (2) 昭和63年上半期の災害……97
- 第3節 ガス等によるその他の災害……99
 - 1 ガスによる災害……99
 - (1) 事故の発生件数……99

- (2) 事故による死傷者数……102
- (3) 自損行為によるガス事故……104
- 2 石油コンビナート災害……105
 - (1) 災害件数と被害……105
 - (2) 災害の特徴……105
- 3 危険物施設等における災害……107
 - (1) 火災……107
 - (2) 危険物流出等の事故……109
- 4 海上災害……110
- 5 航空機災害……111
- 第3章 消防行政の現況……113
 - 第1節 消防体制……113
 - 1 消防組織……113
 - (1) 常備消防機関……113
 - (2) 消防団……116
 - 2 消防施設……117
 - (1) 消防機械等……117
 - (2) 消防水利……118
 - (3) 消防通信施設……119
 - 第2節 救急業務……121
 - 1 実施状況……121
 - (1) 救急出場件数及び搬送人員の状況……121
 - (2) 医療機関別搬送人員の状況……122
 - (3) 傷病程度別搬送人員の状況……123
 - (4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況……123
 - (5) 収容所要時間別搬送人員の状況……123
 - (6) 転送の状況……126
 - (7) 救急隊員の行った応急処置の状況……127

- (8) 交通事故に対する実施状況..... 127
- 2 実施体制..... 128
 - (1) 実施市町村..... 128
 - (2) 救急隊..... 129
 - (3) 救急隊員..... 130
 - (4) 救急自動車..... 130
 - (5) 救急指令装置..... 130
 - (6) 救急医療情報センター..... 130
 - (7) 高速自動車国道における救急業務実施体制..... 131
 - (8) 救急業務における感染防止対策..... 131
 - (9) 集団救急事故及び大震災時における救急救護対策..... 132
- 3 救急医療体制..... 132
- 第3節 救助活動..... 134
 - 1 実施状況..... 134
 - (1) 救助活動件数及び救助人員の状況..... 134
 - (2) 事故種別救助活動の状況..... 134
 - 2 実施体制..... 136
 - (1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村..... 136
 - (2) 救助隊数及び救助隊員数..... 136
 - (3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材..... 136
 - (4) 救助隊員の教育訓練..... 137
- 第4節 防災体制..... 139
 - 1 防災に関する組織・計画..... 139
 - (1) 防災体制..... 140
 - (2) 地域防災計画..... 141
 - (3) 防災訓練の実施..... 141
 - 2 情報通信体制..... 142
 - (1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網..... 142
 - (2) 都道府県防災行政無線通信網..... 142

- (3) 市町村の消防・防災無線通信網..... 143
- (4) その他の防災通信網..... 144
- (5) 情報通信施設の運用..... 145
- 第5節 広域応援体制..... 146
 - 1 消防広域応援体制の整備..... 146
 - (1) 広域応援体制の推進..... 146
 - (2) 広域航空消防応援..... 147
 - 2 広域防災応援体制の整備..... 147
- 第6節 風水害対策等..... 151
 - 1 風水害対策..... 151
 - (1) 防災体制の確立..... 151
 - (2) 災害危険箇所に対する措置..... 152
 - (3) 警戒避難体制の確立..... 152
 - (4) 二次災害防止対策の強化..... 153
 - 2 活動火山対策..... 154
 - (1) 地域防災計画..... 154
 - (2) 関係機関との連携..... 154
 - (3) 広域的な連絡・協力体制の整備..... 155
 - (4) 避難体制の整備..... 155
 - (5) 観光客対策の整備..... 155
 - (6) 防災訓練の実施..... 155
- 第7節 震災対策..... 156
 - 1 消防庁の震災対策..... 156
 - (1) 震災対策施設等の整備..... 156
 - (2) 地震防災対策強化地域における震災対策..... 156
 - (3) その他の地域における震災対策..... 160
 - (4) 総合防災訓練の実施..... 160
 - (5) 震災対策に関する研究..... 160
 - 2 地方公共団体における震災対策..... 161

- (1) 地域防災計画（震災対策編）の作成状況…………… 161
- (2) 避難場所・避難路の指定状況…………… 161
- (3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況…………… 162
- (4) 備蓄物資の状況…………… 163
- (5) 震災対策施設に対する助成措置等…………… 163
- (6) 震災時における相互応援協定等の締結状況…………… 164
- (7) 調査研究の実施状況…………… 165
- 第8節 地域防災計画の見直しの推進…………… 166**
 - 1 地域防災計画の現況…………… 166
 - 2 防災アセスメントの推進…………… 166
 - (1) 防災アセスメントの推進…………… 166
 - (2) 防災アセスメントの実施状況…………… 167
 - 3 地区別防災カルテの整備…………… 167
 - (1) 地区別防災カルテの整備…………… 167
 - (2) 地区別防災カルテの整備状況…………… 168
- 第9節 防災意識の高揚と自主防災体制…………… 169**
 - 1 防災意識の高揚…………… 169
 - (1) 火災予防運動…………… 169
 - (2) 防災知識の普及啓発…………… 172
 - (3) 119番の日…………… 172
 - 2 自主防災体制…………… 173
 - (1) 地域の自主防災体制…………… 173
 - (2) 事業所の自主防災体制…………… 176
- 第10節 予 防 行 政…………… 178**
 - 1 防火管理制度…………… 178
 - 2 消防用設備等の規制…………… 180
 - (1) 防火対象物の実態…………… 180
 - (2) 消防用設備等の設置の現況…………… 182
 - (3) 消防用設備等の性能の確保…………… 184

- (4) 防 災 規 制…………… 185
- 3 防火基準適合表示制度…………… 187**
 - (1) 「適マーク」交付状況…………… 187
 - (2) 表示基準に係る不備事項の状況（劇場，百貨店等）…………… 188
- 4 消防同意及び予防査察等…………… 191**
 - (1) 消防同意の実態…………… 191
 - (2) 予防査察及び違反状況の改善…………… 192
- 5 消防用機械器具等の検定等…………… 199**
 - (1) 検 定…………… 199
 - (2) 鑑定及び受託試験…………… 199
 - (3) 自 己 認 証…………… 199
- 第11節 危 険 物 行 政…………… 201**
 - 1 危 険 物 規 制…………… 201**
 - (1) 危 険 物 施 設…………… 202
 - (2) 危険物取扱者試験…………… 204
 - (3) 危険物取扱者保安講習…………… 204
 - (4) 自衛消防組織等を設ける事業所…………… 205
 - (5) 仮貯蔵，仮取扱いの承認…………… 206
 - (6) 仮使用の承認…………… 206
 - (7) 保 安 検 査…………… 206
 - (8) 立入検査及び措置命令等の実態…………… 207
 - 2 石油パイプライン事業の保安規制…………… 208**
- 第12節 石油コンビナート災害対策…………… 210**
 - 1 石油コンビナート等特別防災区域の状況…………… 210**
 - (1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況…………… 210
 - (2) 防災緩衝緑地等の整備状況…………… 211
 - 2 防 災 体 制…………… 212**
 - (1) 石油コンビナート等防災本部…………… 212
 - (2) 消 防 本 部 等…………… 212

(3) 防災資機材の整備	212
3 自衛防災組織等	213
(1) 自衛防災組織等の現況	213
(2) 自衛防災体制の充実	213
4 事業所のレイアウト規制	214
(1) レイアウト規制対象事業所の実態	214
(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況	215
第13節 林野火災対策	216
1 林野火災特別地域対策事業	216
(1) 林野火災特別地域対策事業の実施	216
(2) 林野火災用消防施設等の整備	216
2 広域消防体制の整備	217
(1) 広域消防体制の整備	217
(2) 空中消火の実施状況	217
3 出火防止対策	218
(1) 出火防止対策の徹底	218
(2) 林野火災に係る調査研究	219
第14節 特殊災害対策	221
1 ガス災害対策	221
2 原子力災害対策	221
(1) 原子力発電所等の防災対策	221
(2) 放射性物質輸送の安全対策	223
3 高層建築物及び地下街等の火災対策	224
(1) 高層建築物	224
(2) 地下街及び準地下街	225
4 海上災害対策	226
5 大規模交通災害対策	226
(1) 地下交通機関の防災対策	226
(2) 航空機災害対策	227

6 毒劇物災害対策	228
第15節 消防の教育訓練等	229
1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助	229
(1) 教育訓練	229
(2) 消防学校等に対する技術的援助	231
2 消防学校における教育訓練	232
(1) 消防学校の設置状況	232
(2) 教育訓練の基準	232
(3) 教育訓練の実施状況	233
(4) 教職員の状況	234
3 全国消防救助技術大会等の実施	235
第16節 消防防災の国際化	237
1 国際協力・国際交流	237
(1) アジア諸国等消防職員の研修	237
(2) 諸外国からの研修員受入	237
(3) 諸外国への専門家派遣	237
(4) 国際交流	239
2 消防救助隊の海外派遣体制	240
3 基準・認証制度	241
4 国際防災の10年	242
第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇	243
1 活動状況	243
2 公務災害の状況	243
3 安全衛生体制の整備	243
4 処 遇	246
(1) 消防職員の処遇	246
(2) 消防団員の処遇	247
5 消防表彰等	252
(1) 叙 位	252

(2) 叙 勲	252
(3) 褒 章	252
(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰	253
(5) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰	253
(6) 退職消防団員報償	255
第18節 消防の科学技術の研究	257
1 地震火災対策に関する研究	257
一点観測法による早期津波予測システムに関する研究	
2 危険物火災対策に関する研究	258
危険物等の評価方法に関する研究	
3 消防機器等の改善に関する研究	258
(1) 消防職員の高齢化に伴う消防装備等の軽量化・機械化等に関する研究	258
(2) 救助隊員の個人装備に関する研究	258
4 建物火災時の人命安全対策に関する研究	258
(1) 建物火災時における初期消火法に関する研究	258
(2) 避難救助時の行動力改善に関する研究	258
(3) 火災時の有毒ガス発生に関する研究	259
5 特殊火災対策に関する研究	259
(1) 林野火災の出火・飛火危険に関する研究	259
(2) 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究	259
6 その他の経常的研究	259
7 情報交換等	260
第19節 消防財政	261
1 市町村の消防費	261
(1) 消防費の決算状況	261
(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費	261
(3) 経費の性質別内訳	261
2 市町村消防費の財源	262

(1) 財源構成	262
(2) 地方交付税	262
(3) 国庫補助金	263
(4) 地方債	266
(5) その他	268
3 都道府県の消防防災費	268
4 国の消防費	269

— 図 表 索 引 —

第2章 火災等の災害の実態

第1表 火災の概況.....62

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況.....63

第3図 火災の傾向.....63

第4表 火災種別出火件数の構成割合.....64

第5表 火災種別出火件数の推移.....64

第6表 四季別出火状況.....64

第7表 出火率, 出火件数, 人口及び世帯数の変化.....65

第8図 都道府県別出火率.....65

第9表 覚知方法別出火件数.....66

第10表 初期消火器具等の使用状況.....66

第11表 損害額の推移.....67

第12表 火災による死傷者の推移.....67

第13表 火災種別死傷者数.....68

第14表 月別死傷者発生状況.....68

第15図 時間帯別死者発生状況.....69

第16表 人口に対する死者数の割合.....69

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況.....70

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況.....71

第19表 死因別死者発生状況の推移.....71

第20表 死に至った経過と年齢別の死者の状況.....72

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数.....74

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況.....75

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況.....75

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況.....76

第25表 出火原因別出火件数.....77

第26図 出火原因別の出火件数と損害額.....77

第27表 こんろによる火災の損害状況.....78

第28表 たばこによる火災の損害状況.....79

第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況.....79

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況.....80

第31表 ストープによる火災の損害状況.....81

第32表 主な着火物別出火件数.....81

第33図 建物火災の月別出火件数.....82

第34表 用途別建物火災の損害状況.....83

第35表 火元建物の構造別損害状況.....84

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数.....84

第37図 建物火災の主な出火原因と経過.....85

第38図 建物火災1件当たりの焼損面積.....86

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況.....87

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況.....88

第41図 林野火災の月別出火件数.....89

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況.....89

第43図 林野火災の主な出火原因と経過.....90

第44図 車両火災の主な出火原因と経過.....91

第45図 船舶火災の主な出火原因.....91

第46表 昭和63年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況).....92

第47表 1986年諸外国の火災状況.....93

第48表 地震による主な被害状況.....95

第49表 風水害等による被害状況.....96

第50図 ガス事故の態様別発生件数.....99

第51図 ガス事故の発生場所別発生件数.....100

第52図 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数.....101

第53図 ガス事故による死傷者数.....102

第54図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数.....103

第55図 自損行為に起因するガス事故の態様別件数.....104

第56表 石油コンビナート災害件数の推移.....105

第57表 主な石油コンビナート災害.....106

第58表 特定事業所区分別災害件数…………… 107

第59表 業態別災害件数…………… 107

第60表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況…………… 107

第61図 危険物施設別火災発生件数…………… 108

第62表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数…………… 108

第63表 危険物施設の火災の拡大状況…………… 109

第64表 危険物施設における流出等の事故発生件数…………… 109

第65図 危険物施設別流出等事故発生件数…………… 110

第66表 主要港湾における消防機関の出動状況…………… 110

第67図 民間航空事故等の推移…………… 111

第3章 消防行政の現況

第1—1表 市町村の消防組織の現況…………… 113

第1—2図 消防本部・消防署所数の推移…………… 114

第1—3図 消防職団員数の推移…………… 114

第1—4表 消防団員の年齢構成…………… 117

第1—5表 消防機械の保有数…………… 118

第1—6表 消防水利(人工水利)の保有数…………… 119

第1—7図 消防通信施設等の状況…………… 120

第2—1表 救急出場件数及び搬送人員の推移…………… 121

第2—2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合…………… 122

第2—3図 医療機関別搬送人員の状況…………… 123

第2—4表 傷病程度別搬送人員の状況…………… 124

第2—5表 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況…………… 124

第2—6図 収容所要時間別搬送人員の状況…………… 126

第2—7表 転送回数別搬送人員の状況…………… 126

第2—8表 医療機関別転送理由の状況…………… 127

第2—9表 救急隊員の行った応急処置の状況…………… 128

第2—10表 救急業務実施市町村数の推移…………… 129

第2—11図 救急業務実施形態の内訳…………… 129

第2—12表 救急隊数の推移…………… 130

第2—13表 救急病院及び救急診療所の推移…………… 132

第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移…………… 134

第3—2表 事故種別救助出動及び活動の状況…………… 135

第3—3表 救助隊の設置状況…………… 136

第3—4表 救助隊数及び救助隊員数…………… 137

第3—5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材…………… 137

第3—6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況…………… 138

第5—1表 消防広域応援交付金制度適用事例…………… 148

第7—1表 大震火災対策施設の整備状況…………… 157

第7—2表 地震防災対策強化地域一覧表…………… 158

第7—3図 地震防災対策強化地域指定状況…………… 158

第7—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)…………… 159

第7—5表 都市における避難場所の指定状況…………… 162

第7—6表 都市における震災訓練の実施状況…………… 162

第7—7表 備蓄物資の状況…………… 163

第7—8表 震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)…………… 164

第7—9表 震災時相互応援協定の締結状況…………… 164

第7—10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況…………… 165

第9—1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況…………… 172

第10—1表 全国の防火管理実施状況…………… 179

第10—2表 全国の共同防火管理実施状況…………… 180

第10—3表 防火対象物数…………… 181

第10—4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況…………… 182

第10—5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移…………… 183

第10—6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況…………… 184

第10—7表 消防設備士の数…………… 185

第10—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況…………… 186

第10—9表 防災製品の認定件数…………… 187

第10—10表 表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)…………… 188

第10—11表	表示制度の実施状況(劇場, 百貨店等).....	189
第10—12表	点検項目別不備率(劇場, 百貨店等[(一)項, (四)項]).....	190
第10—13表	消防同意事務処理状況.....	191
第10—14表	火災予防査察実施状況.....	192
第10—15表	特定違反對象物改善状況の推移.....	194
第10—16表	防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況.....	195
第10—17表	消防用設備等に関する命令等(消防法第17条の4)の状況.....	196
第10—18表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況.....	198
第10—19表	検定申請数量.....	200
第11—1図	危険物施設数の状況.....	201
第11—2表	危険物施設数の推移.....	202
第11—3図	危険物施設の規模別構成比.....	203
第11—4表	危険物取扱者試験実施状況.....	204
第11—5表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の 種類別内訳.....	205
第11—6表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移.....	205
第11—7表	保安検査の実施状況.....	206
第11—8表	危険物施設に対する立入検査の実施状況.....	207
第11—9表	危険物施設等に関する措置命令等の推移.....	208
第12—1図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況.....	211
第12—2表	第一種事業所の新設等の届出の状況.....	215
第13—1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況.....	216
第13—2表	空中消火の実施状況.....	217
第14—1図	原子力発電所立地地図.....	222
第15—1表	教育訓練課程.....	230
第15—2表	教育訓練の実施状況.....	231
第15—3表	消防職員に対する教育訓練の科別受講状況.....	233
第15—4表	初任教育期間別消防学校数.....	233
第15—5表	新規採用者の初任教育受講状況.....	234
第15—6表	消防学校教職員数.....	234
第16—1表	アジア諸国等消防職員研修受講状況.....	238

第16—2表	救急救助技術研修受講状況.....	239
第17—1表	消防職員及び消防団員の活動状況.....	244
第17—2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数.....	244
第17—3表	消防団員報酬等の地方交付税算入額.....	248
第17—4表	公務上における消防団員の死傷者数の推移.....	248
第17—5表	補償基礎額改定状況.....	249
第17—6表	消防協力者等の死傷者数の推移.....	249
第17—7表	退職報償金支給額.....	250
第17—8表	消防基金の公務災害補償費の支払状況.....	251
第17—9表	消防基金の福祉施設の実施状況.....	251
第17—10表	消防関係者の表彰者数等.....	256
第19—1表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり 及び住民1人当たり消防費の推移.....	261
第19—2表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移.....	262
第19—3表	市町村消防費決算額の財源内訳.....	263
第19—4表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移.....	263
第19—5表	国庫補助金による年度別消防施設等整備状況.....	264
第19—6表	市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移.....	267
第19—7表	都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移.....	268
第19—8表	昭和63年度消防庁関係予算主要事項別一覧表.....	269

附 属 資 料

1	昭和62年度の法令の制定.....	271
2	昭和62年中の主な火災.....	273
3	都道府県別火災損害状況.....	276
4	月別火災損害状況.....	284
5	出火原因別火災損害状況.....	286
6	主な出火原因の推移.....	286
7	用途別の主な火災事例.....	288
8	昭和21年以降の火災損害状況.....	290
9	昭和21年以降の火災損害比較.....	294

10	昭和21年以降の大火記録	296
11	風水害等による都道府県別被害状況	298
12	関東大地震以後の主な地震災害	303
13	昭和21年以降の風水害等の記録	304
14	都道府県の防災訓練の実施状況	306
15	都道府県別市町村消防組織一覧	308
16	消防機関数と消防職団員数の推移	310
17	政令指定市町村数の推移	311
18	自主防災組織の都道府県別結成状況	312
19	事業所の自主防災組織の状況	314
20	危険物施設数の推移	316
21	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数	318
22	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況	320
23	都道府県別救急業務実施状況	324
24	都道府県別事故種別救急出場件数	326
25	都道府県別事故種別救急搬送人員	328
26	都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧	330
27	都道府県別救助活動件数及び救助人員	332
28	1987年世界主要都市の火災状況	334

第1章 総 説

第1節 住民生活の安全保障をめざして

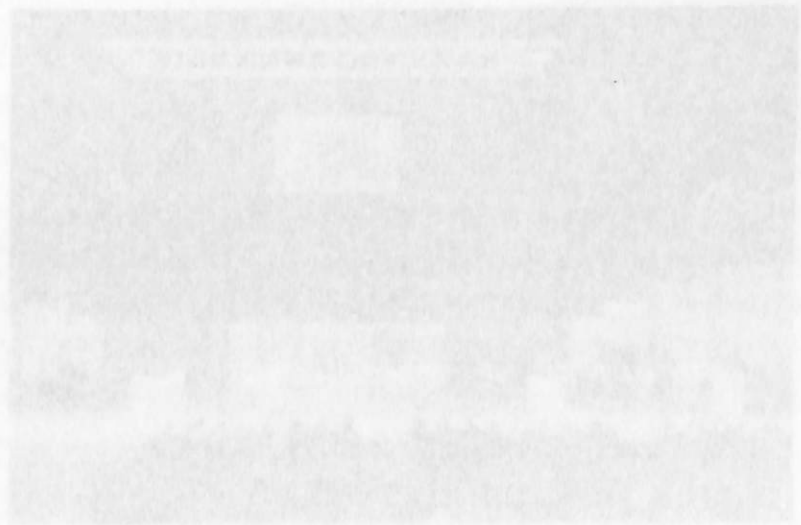
第 1 章

1. 自治体消防40年の歩み

総 説

我が国の消防は、昭和21年自治体消防法が公布され、自治体消防として発足して以来、今年で消防40年を迎えることになった。これを記念して、昭和21年3月9日、自治体消防創設40周年記念式典が盛大に挙行されたことである。

この40年間の災情の状況を振り返ってみると、まず大體については、戦後、昭和30年代までは、焼損件数1,000件を越えたような大火が相次いでいた。その後は建物の不燃化、消防力の充實、消防用設備等の整備、自主防災体制の徹底等により、昭和51年の明治府大津町地区のような大火は発生しなくなった。昭和60年代になると、社会経済の発展を反映し、都市の大規模な



第1章 総 説

第1節 住民生活の安全確保をめざして

1 自治体消防40年の歩み

我が国の消防は、昭和23年3月に消防組織法が施行され、自治体消防として発足して以来、今年で満40年を迎えるに至った。これを記念して、去る昭和63年3月9日、自治体消防制度40周年記念式典が盛大に挙行されたところである。

この40年間の災害の状況を振り返ってみると、まず火災については、戦後、昭和30年代までは、焼損棟数1,000棟を越すような大火が相次いだ。その後は建物の不燃化、消防力の充実、消防用設備等の整備、防火管理体制の徹底等により、昭和51年の酒田市大火以降はこのような大火は発生していない。昭和40年代になると、社会経済の発展を反映し、ホテル火災、デパー



自治体消防制度40周年記念式典（昭63.3.9実施）

ト火災、ガス爆発火災、石油コンビナート災害等が発生するなど災害の種類が多様化してきた。昭和50年代以降になっても、ホテル火災、トンネル火災、社会福祉施設火災等多数の死傷者を伴う火災が発生している。さらに最近では、技術革新、高度情報化の進展等により生活の利便性は非常に増大したが、反面、昭和59年11月に発生した東京世田谷地下通信ケーブル火災の例に見られるように、災害によりいったんそのシステムが停止すれば、住民生活や経済活動に重大な支障をもたらす火災も発生している。

一方、地震、風水害等の自然災害による死者・行方不明者の数をみると、伊勢湾台風が襲来した昭和34年の5,868人をピークとして、昭和20年代から30年代前半にかけては、ほぼ毎年1,000人を大幅に超えていたが、災害対策基本法が公布施行された昭和30年代後半からは、治山、治水等の国土保全事業等の進捗、国、地方を通じての防災体制の整備と災害応急対策の強化等により、総じて漸減傾向にあり、昭和59年以降は200人を下回り、昭和62年には69人とどまっている。

次に消防業務の変遷についてみる。

昭和23年3月に消防組織法が施行され、住民に最も身近な市町村において消防業務を行うという自治体消防が発足し、同年8月の消防法の施行により新しく予防行政が体系化され、消防行政の基礎が固められた。その後、同法の改正により、昭和34年には危険物に関する規制が、翌昭和35年には消防用設備等の基準に関する規制が、全国統一的に行われることとなった。また、昭和35年には自治省消防庁が発足した。昭和36年には、災害対策基本法が制定され、総合的・計画的に防災行政を推進する体制の整備が図られた。昭和38年には消防法の改正により、消防機関が救急業務を行うこととされた。昭和50年には石油コンビナート等災害防止法が制定され、石油コンビナートの防災体制の整備がなされ、昭和53年には、大規模地震対策特別措置法が施行され、地震防災対策の強化が図られた。さらに、昭和61年には、消防法の改正により市町村に特別の救助器具を装備した消防隊を配置することとされ、また、救急業務の対象に一定の急病人が加えられるとともに、緊急時の応急手当の根拠も明確化された。昭和62年には、国際緊急援助隊の派遣に関する

法律が施行され、市町村の消防職員が国際緊急援助活動を行う法的根拠が定められた。

このような経過を経て消防業務は拡大され、今日の消防は、火災に対する警防、予防はもちろん、救急、救助活動をはじめ、地震、風水害等の各種災害に対処する実働部隊として活動している。さらに、海外における大災害に対しても、いつでも対応できる体制をとることになった。自治体消防として発足後40年の間に、我が国の消防がここまで進展してきたのは、消防関係者のたゆまぬ努力と安全に対する社会の願いが消防に対する期待として高まってきたことによるものといえよう。

以下具体的に主要事項について40年の歩みと現状について概観することとする。

まず第1に、消防力についてである。

自治体消防発足直後の昭和24年当時は、全国で218市町村が常備化しているにすぎず、その他の市町村は非常備の消防団だけに頼っていたが、その後幾多の困難を乗り越えて体制の整備が進められ、昭和63年4月現在では、全国市町村の92.0%（全人口の98.7%）が常備化されている。常備の消防職員についてみると、昭和24年4月現在2万1,871人であったものが、昭和63年4月現在では13万1,407人となっており、その充実が図られている。消防の機械力をみても、昭和24年当時は、消防ポンプ自動車、手引動力ポンプ等しか配備されていなかったが、今日では、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等の科学消防力の整備が進められ、この40年間のめざましい進展を見ることができる。

一方、消防団は、常備消防とともに地域防災体制における車の両輪として極めて重要な役割を果たしているが、消防団員数は昭和24年当時208万3千人いたものが、都市化の進展等その後の社会経済情勢の変化により、昭和63年4月には100万9千人と半分以下になっている。しかし、その機動力、装備はこの40年間に格段の進歩をみた。

また、消防職団員の教育訓練の充実を図るため、昭和34年に消防大学校が設置され、都道府県等の消防学校と連携した体制がとられた。

第2は、予防行政についてである。

火災は未然に防ぐことが最も重要なことであるが、戦後の消防行政を特徴づけるものとして、予防行政の著しい進展があげられる。昭和23年の消防法の施行により火災予防業務が初めて体系化されたが、その後時代の進展に伴う災害の複雑多様化に対処するため、危険物の規制、スプリンクラー等消防用設備等の基準の整備、予防査察の強化、防災規制、事業所等の防火管理体制の整備、防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）の採用、石油コンビナート等の災害防止対策などが推進されてきた。また、最近では新たな危険物品の出現、国際的な動向等を踏まえた危険物品の全面的な見直し、社会福祉施設及び病院のスプリンクラー設置基準の強化を行ったところである。

昭和63年3月現在150m²以上の防火対象物数は265万143件、危険物施設数は57万4,720施設あり、昭和62年中の各種防火対象物に対する査察件数は126万件、危険物施設に対する立入検査件数は43万件にも達している。今や消防は、非常緊急の場合のみならず、その日常活動によって地域社会の安全確保に大きな役割を果たしている。

第3に、救急業務についてである。

消防業務の中で最も急速な発展を遂げたのは、救急業務である。昭和38年の消防法改正により救急業務が消防の任務として法制化されて以来、住民の救急需要の高まりとともに、救急業務を実施する市町村の数は、昭和38年当時の214団体から昭和63年4月現在では全市町村の93.1%にあたる3,021団体へと急増し、全国民の98.9%が常時救急サービスを受けられる状態にある。昭和42年と昭和62年の救急出場件数を比較してみると、50万件から243万件へこの20年間に5倍近くにも増加している。現在では、救急業務は、国民生活になくてはならない行政サービスとして、消防行政の大きな柱となっている。

昭和63年4月現在救急車は4,443台あり、昭和62年中においては、13.0秒に1台の割合で出場している。また、昭和62年中の搬送人員は234万8,217人で、国民の51人に1人の割合で救急車により搬送されたことになる。

救急業務については、これまで、その内容の質的向上を図るため、救急隊員の行う応急処置等の基準の制定、救急隊員の資格要件の法定化などを行ってきたが、昭和61年には、緊急やむを得ない場合は救急業務として応急手当を行うことを消防法に定め、また、事故による傷病者のほか急病人の搬送について法定化した。

第4に、救助活動についてである。

火災消火の際の人命救助や自然災害における救助活動は古くから消防業務として行われてきたところであるが、近年、交通事故、労働災害、水難事故等人命の救助を必要とする多種多様な災害が発生し、消防機関の救助活動件数も著しい増加を示している。このような状況を踏まえ、昭和61年の消防法改正により、市町村に人命の救助を行うための特別の消防隊、いわゆる救助隊を置くこととされた。昭和62年中の消防機関の救助活動件数は1万8,501件、救助人員は1万7,529人となっている。

また、海外で大規模な災害が発生した場合、我が国の国際緊急援助体制の一環として、市町村の消防救助隊により編成される国際消防救助隊を派遣するための体制整備を進めてきたが、昭和61年10月のエル・サルバドル地震災害に際して、消防史上初めて、海外の地において被災国民の人命救助に活躍した。

第5に、防災体制についてである。

我が国は、地理的条件、地形、気象条件等から、地震、風水害等の自然災害に見舞われやすい宿命を有している。消防機関は、従来から、国民の生命、身体及び財産を火災から保護することのみならず、地震、風水害その他の災害に際して防災活動を行うことをもってその任務としてきたが、昭和36年の災害対策基本法の制定により、国、都道府県、市町村及び住民が一体となって総合的・計画的に防災行政を推進する体制の整備が図られ、各地方公共団体においては、地方防災会議を設置するとともに、地域防災計画を策定し、地方公共団体の長が中心となって各種災害に対処することとなった。

このような中であって、消防機関は、市町村の防災活動の実働部隊の中核として、また、地域防災に関する豊富な知識と経験を有する組織として、地

域の防災対策に大きな役割を果たしてきている。

世界有数の地震国である我が国においては、地震に対する備えが必要であり、従来から、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及等の対策を講じてきたが、昭和53年には、大規模地震対策特別措置法が制定され、地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定、地震対策緊急整備事業の推進等各般にわたる震災対策が進められることとなった。

また、災害情報の収集、伝達手段として重要な役割を果たす消防防災無線の整備も積極的に進められ、現在では、消防庁と都道府県間はずべて、都道府県と市町村間は42都道府県、市町村と集落間は40.5%（同報系）の市町村で、それぞれ整備・運用されている。

2 今後の消防防災体制の方向

我が国の自治体消防は、以上で概観したように、発足以来40年の間に幾多の経験を積み重ねながら発展を遂げ、今日の消防防災体制を築き上げてきた。一方、高齢化、国際化の進展等国民生活や社会経済情勢の変化の中で、消防防災の重要性はますます高まっている。

我が国は、もともと地震、風水害等に見舞われやすい地理的、気象的条件下にあることに加え、国民の日常生活の面では、都市化の進展や生活様式の変化等とともに、高層建築物の増加、地下空間の利用の増大など都市構造の変化や新たな危険物品の出現などにより、災害や事故が発生する潜在的危険性が高まっている。また、これらにより、災害の態様も複雑化、多様化するとともに、一たび災害が発生するとその被害が甚大となる危険性も増大している。

また、急速に進行しつつある人口の高齢化をはじめ、都市化の進展、生活様式や国民の意識の変化等により、地域の連帯意識の稀薄化、いわゆる災害弱者である高齢者の増加、消防団員の減少などを通じて、地域における防災能力が低下していくおそれが生じており、その維持、向上を図っていくことが重要となっている。

さらに、大きな経済的発展を遂げた我が国は、今日の緊密化した国際社会

の中で、相応の役割と責任を担うことが求められているが、消防防災の面においても積極的に国際化に対応し貢献していくことが期待されている。

このような中であって、自治体消防の発足40周年を一つの節目として、過去の実績の上に立ち、さらに21世紀に向けて国民生活、社会経済情勢の変化に対応しつつ、より強固な消防防災体制の構築をめざして一層の努力を傾注していかなければならない。

以上のような見地から、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的方向として次の諸点があげられる。

第1は、技術革新の進展に対応した消防防災体制の充実強化である。

複雑、多様化する災害に的確に対応していくためには、消防防災に関する組織、人員、施設、設備等の一層の充実を図っていくことが基本であるが、特に、科学技術の進歩や技術革新の進展の成果を消防防災対策に積極的に導入していく必要がある。

こうした技術革新等の活用が期待される分野としては、まず情報通信があげられる。大規模災害をはじめ各種の災害に際しては、迅速かつ的確な情報の収集、伝達が特に重要であるが、この面では、消防防災無線通信ネットワークの果たす役割が極めて大きい。例えば、最近では、昭和63年7月の西日本を中心とした大雨による災害の際にも、防災行政無線が住民に対する避難情報等の伝達に有効に機能したところである。今後、こうした消防防災無線通信ネットワークの整備を引き続き推進するとともに、情報通信技術の進歩等に対応して、その機能の高度化や信頼性の向上を図っていくことが課題となっている。また、現在、地上系の無線通信ネットワークの補完的役割を果たす衛星通信回線を東海地域を含む9都県について整備しつつあるが、今後さらに、通信衛星やコンピュータ等高度化された技術、機器等を活用した新たな通信ネットワークの構築について検討を進めていく必要がある。

また、従来の119番通報と併せて、各種の施設における自動火災報知設備の火災情報等を直接消防機関に送ることにより、より迅速な出動等の対応を可能とする自動通報システムの構築を推進することも重要な課題である。このような自動通報システムを、自力避難の困難な者が多数入所する社会福祉

施設をはじめとして、旅館・ホテル等に拡大していくことが必要であり、システムの在り方、普及方策等について検討を進めていく必要がある。

このほか、消防機関が119番通報を受けて直ちに、災害地点の確認をはじめ、出動可能な消防車両の選別、搬送可能な病院の選定など消防救急活動に必要な種々の情報を、コンピュータによる情報検索等により迅速に処理することができる消防緊急情報システムの整備を引き続き進めることも重要であり、今後さらにこのシステムをより高度化していく必要がある。

次に、消防の施設、装備の面では、一層の充実を図っていくことが基本的な課題であるが、さらに、コンピュータ制御により自動化したはしご付ポンプ自動車、新素材等を活用した消防装備の軽量化等の開発を進めるなど、消防力の科学化、高度化を一層推進していくことが必要である。

さらに、建築物の大規模化、高層化等に伴い、火災等の災害が発生した場合の対応も、より高度、複雑なものとならざるを得なくなっている。これに適切に対処していくためには、火災感知システム、消火システム等各種の防火設備について、新しい建築物に適合したより高度な総合的システムとして整備すること、すなわち消防防災システムのインテリジェント化を推進していく必要がある。

第2は、大規模災害に対する広域応援体制の整備と特殊災害対策等の推進である。

地震、風水害、林野火災等その被害が大規模又は広域に及ぶ災害に対しては、一時に必要な人員、資機材を集中的に投入しなければならない。したがって、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に大規模災害に対処しよう消防機関など防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域的な応援体制の整備を促進することが重要な課題である。このため、都道府県間の広域防災応援マニュアル及び広域応援協定モデルを作成するなど、広域防災応援体制の一層の整備を推進する必要がある。また、各都道府県と消防本部が協議して、消防広域応援基本計画を策定し、それに基づく体制の整備を推進するとともに、林野火災活動マニュアルに引き続き、地震、風水害等の災害別の消防広域応援活動マニュアルの整備を行うなど消防広域応援のための

対策を進めていく必要がある。

また、大規模災害をはじめ、林野火災、集団救急事故等に際しては、ヘリコプターによる活動が極めて有効であることから、今後消防防災ヘリコプターの整備を進め、全国的な広域航空消防防災体制の構築を図っていくことも大きな課題である。このため、広域航空消防防災体制の在り方を確立し、その具体化に向けて諸般の検討を進めていく必要がある。

このほか、大規模災害をはじめとする各種災害に適切に対処するためには、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となる地域防災計画を社会環境の変化、災害の態様の変化に対応して常時見直し、より具体的、実戦的なものとしていく必要がある。このため、防災アセスメントを実施し、防災ビジョンの確立、地区別防災カルテの作成、情報収集・伝達体制及び警戒避難体制の確立等を図る必要がある。

次に、危険物施設や危険物については、災害につながる潜在的危険性を有しているが、新たな危険物品の出現、流通の国際化の進展の状況を踏まえ、昭和63年5月の消防法の改正により、危険物の範囲の全面的な見直しが行われるとともに、試験による危険物判定の方法が導入されたところである。こ



消防航空隊（大阪市消防局）

れに伴い、危険物の判定に係る体制の整備を推進するとともに、危険物の貯蔵、取扱いの基準の整備を図ることとしているが、今後これらの新しい危険物保安体制の充実とその円滑な推進を図っていく必要がある。また、石油コンビナート等における防災対策として、従業員に対する防災教育の徹底、防災訓練の充実強化等のほか、防災資機材の遠隔操作等新たな技術開発の動向を踏まえ、総合的な対策を講じていく必要がある。

さらに、大深度の地下空間の利用に関する検討が各方面において進められているが、今後、このような地下空間の利用に際しての消防防災の在り方について、十分な検討を進めていく必要がある。

第3は、地域における防災体制の充実強化である。

地域社会における防災は、住民が日ごろから防災に関心を持ち、必要な基礎知識を身につけるとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という地域連帯の精神と防災意識をかん養していくことが基本である。このような観点から、消防庁では、テレビ放送による啓発のほか、春秋の全国火災予防運動、防災週間、救急の日、119番の日等を通じて防災意識の高揚を図っているところである。

地域防災については、消防団が、常備消防とともに、その中核として重要な役割を果たしているが、団員数の減少、高齢化等から消防団の活性化が重要な課題となっている。このため、消防団活性化総合整備事業の推進により、消防団の施設装備の充実強化を図るとともに、地域住民の消防団に対する理解と認識を深めるための広報活動を積極的に実施する必要がある。また、青年、婦人の消防団への加入の促進や消防団員の処遇改善等を図っていくことも必要である。

また、地域における自主防災体制の充実のためには、町内会、自治会等を活用した自主防災組織の整備をはじめ、婦人防火クラブ、幼年、少年消防クラブの育成強化を一層推進していかなければならない。

民間事業所についても、地域社会の一員として、その安全を確保する社会的責任を有しており、防災上重要な役割を果たすことが期待される。今後、こうした民間事業所の自主防災組織の整備を促進し、住民及び事業所の自主

防災組織が一体となった地域自主防災体制の確立に努めていく必要がある。

さらに、地域における防災能力を高めるためには、防災面に配慮した安全なまちづくりを進めることも重要である。このため、防災まちづくり事業の積極的な活用により、消防防災施設や避難路、避難地等の防災基盤の整備を一層推進する必要がある。

第4は、高齢者をはじめとした災害弱者のための対策の推進である。

近年、火災による死者は、放火自殺者を除いた死者数で見ると高齢者が半数近くを占めており、今後本格的な高齢化社会を迎えるに当たって、高齢者を火災から守ることがますます重要な課題となっている。さらに、建物火災による死者の90%近くが住宅火災によるものであることを考えると、住宅防火対策の一層の推進を図ることが、高齢者を火災から守るためにも重要である。このため、家庭用消防機器の開発改良と普及を促進するなど、効果的な住宅防火対策を推進していく必要がある。

また、多数の者が利用する旅館・ホテル等のほか社会福祉施設においては、夜間等における防火管理体制の強化を図るとともに、火災発生時の初動体制を確立するためのマニュアルの作成等防火安全対策の充実を図っているところであるが、さらに、火災発生時において、視聴覚障害者等に対して必要な情報を伝達し、避難誘導を容易にする消防用機器の開発等についての検討を進めることも必要である。

救急業務についても、高齢化の進展とともに、ますます重要性を増しており、特に一人暮らしの老人をはじめ身体障害者等のいわゆる災害弱者について、きめ細かい対策を講じていくことが必要となっている。その一つとして、こうした災害弱者が突発的に災害、事故、急病等に見舞われた場合における救急活動をより一層迅速化し救命率を高めるため、災害弱者と消防機関を結ぶ緊急ラインとして新たな救急通報システムを整備することがあげられる。これについては、既に一部地域において先駆的に実施されているが、今後全国的な整備を推進していく必要がある。

また、増大する救急需要に適切に対処していくためには、救急隊の整備拡充、医療機関との連携の緊密化など救急業務実施体制を強化するとともに、

救急隊員の教育訓練を充実し、その質的向上を図っていかなければならない。

なお、高齢者、身体障害者等の災害弱者を災害の発生時に適切に避難させ、安全を確保するためには、消防機関はもとより地域の自主防災組織等の適切な対応が不可欠であり、こうした具体的な活動マニュアルを策定するなど地域における災害弱者対策の一層の推進に努める必要がある。

第5は、国際化への対応である。

災害から住民の生命、身体、財産を守るという消防の役割は国境や民族を問わず世界各国共通のものであり、国際社会における我が国の役割を考えると、世界的にトップレベルに成長した我が国消防も国際化に積極的に対応していくことが期待されている。

国際化への対応としては、まず大災害時の際の国際協力があげられる。現在、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき国際緊急援助隊の一員として国際緊急援助活動が行えるよう、地方公共団体の協力を得て国際消防救助隊を編成しているが、今後とも関係省庁や関係機関等との連携強化を図りながら、更にその体制の充実に努める必要がある。

また、国際協力事業団の協力のもとに、開発途上国に対し、消防職員の集団研修の実施、消防専門家の派遣、個別研修の受入れ等の事業を行っている。昭和63年度においては、消防職員の集団研修について、新たに消火技術研修を加えたところであるが、今後ともこれらの施策を更に充実し、開発途上国の期待に十分応えられるような国際協力を推進していく必要がある。

国際化に関するもう一つの課題は、国際規格の問題である。調和ある対外経済関係の形成に資するという観点から、我が国はISO（国際標準化機構）の行っている消火器、スプリンクラー等の消防用機器に係る国際規格の策定作業に従来から積極的に参画しているところであるが、引き続きこの策定作業に我が国が重要な役割を果たしていく必要がある。

第2節 最近の災害の動向

1 火 災

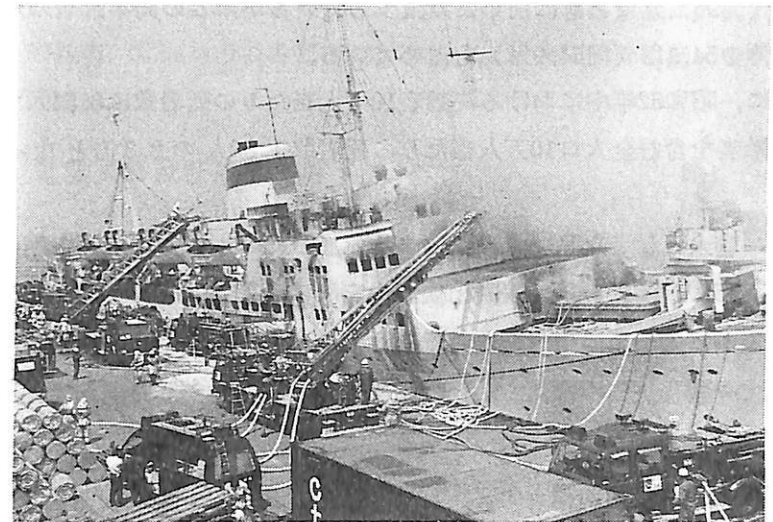
(1) 出火件数と出火率

昭和62年中の総出火件数は、5万8,833件で、前年に比べ4,439件減少している。これは、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万4千件余り減少しており、昭和47年以来の低い件数である。

なお、昭和62年6月6日、東京都東村山市の特別養護老人ホーム松寿園で火災が発生し、死者17人、負傷者25人という大きな被害が生じた。

昭和62年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万6,515件で、前年比4.2%の減少、林野火災は4,120件で、前年比14.8%の減少となっている。また、車両火災は、昭和50年以降毎年増加しており、昭和62年中も5,272件で、前年比1.8%の増加となっている。

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で4.8となっており、



ソ連客船プリアムーリエ号船舶火災（昭63.5.18発生）

前年に比べ0.4ポイントの減少となっている。

昭和63年上半期における総出火件数（概数）は、3万3,885件で、前年同期に比べ281件（0.8%）の減少となっている。なお、昭和63年5月18日、大阪港に停泊中のソ連客船プリアムーリエ号で死者11人、負傷者35人を出す船舶火災が発生した。

（2）死者数と死因

昭和62年中の火災による死者は、1,857人で、前年に比べ204人の減少となっている。そのうち、放火自殺者を除いた死者は1,086人で前年に比べ171人減少した。また、放火自殺者も前年に比べ33人減少して771人となったが、死者総数に占める割合は4割を超えている。

次に死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ145人減少し1,222人（全体の65.8%）となっている。このうち約9割の1,067人が専用住宅又は併用住宅の火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない寝たきり老人など身体の不自由な高齢者に多く、昭和62年中においては放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が522人（前年592人）、5歳以下の乳幼児が66人（同98人）でともに前年より減少しているが、この両年齢層の死者は死者全体の54.1%（同54.9%）を占めている。

さらに、昭和62年中における高齢者10万人当たりの死者数は3.54人で、これは高齢者を含む全人口10万人当たりの死者数1.52人の2.3倍となっている。

なお、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況を見ると、火傷死が555人（51.1%）、一酸化炭素中毒・窒息死が429人（39.5%）となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ、死に至った者が相当数あると考えられる。

（3）損害額と焼損面積

昭和62年中における火災による損害額は、1,462億円で、前年に比べ36億

円（2.4%）減少している。1日当たりの損害額は4億42万円、火災1件当たりの損害額は248万円、国民1人当たりの損害額は1,204円となっている。

建物焼損面積は185万m²で、前年に比べ約9万m²（4.6%）減少しているが、建物火災1件当たりの焼損面積は51m²で、前年と同数となっている。

なお、昭和63年上半期の火災による損害額（概数）は766億円で、前年同期に比べ36億円（4.5%）減少しており、また、建物焼損面積（概数）も103万m²で、前年同期に比べ1万m²（1.2%）減少している。

（4）出火原因

昭和62年中の火災の出火原因としては、失火によるものが依然として圧倒的に多く、4万1,591件で、全火災の70.7%を占めている。なかでも、こんろによるものが6,856件（全火災の11.7%）と最も多く、次いで、たばこの6,399件（同10.9%）、たき火の6,071件（同10.3%）となっており、昭和34年以来28年ぶりにこんろが出火原因の第1位となっている。

また、放火が4,999件、放火の疑いが3,600件で両方合わせると、8,599件（同14.6%）であり、件数は前年を下回ったが、全火災に占める割合は、ほぼ同率となっている。特に、大都市地域（11大都市）においては、放火（放火の疑いを含む。）による火災が全火災の27.5%を占め、その比率は他の地域よりも高く、札幌市、東京都特別区、横浜市、川崎市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市の各都市においては、放火（放火の疑いを含む。）が出火原因の第1位となっている。

2 地震災害及び風水害等

（1）地震災害

昭和62年中の有感地震は、743回（前年1,230回）発生している。有感地震の回数は、前年より大きく減少している。前年の発生回数が多かったのは、伊豆大島噴火に伴う地震が600回近く発生したことによるものである。

有感地震743回のうち被害の大きかった地震についてみると次のとおりである。

昭和62年3月18日に発生した日向灘を震源とする地震においては、3県



千葉県東方沖地震（昭62.12.17発生）

で、死者1名、負傷者6名のほか、家屋、道路等に被害を生じた。

また、昭和62年12月17日に発生した千葉県東方沖を震源とする地震においては、1都4県で、死者2名、負傷者161名のほか、家屋、道路等に被害を生じた。

（2）風水害、火山噴火災害等

昭和62年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震を除く。）による死者・行方不明者は66人（前年148人）、負傷者は682人（同802人）であり、また、公共土木施設等の被害総額は、7,914億円（同8,388億円）となっており、人的被害、公共土木施設等の被害とも前年より減少している。また、住家被害をみると全壊・流失は336棟（前年272棟）と増加しているが、床上浸水8,457棟（同34,143棟）、床下浸水60,330棟（同92,309棟）は、いずれも前年より減少している。

昭和62年の主な災害を見ると、まず、7月14日から7月21日までの梅雨前線豪雨及び台風第5号により、死者10人、負傷者30人、被害総額1,254億円の被害を生じている。また、10月16日から17日にかけての台風第19号及びこれから変わった低気圧により、死者13人、負傷者27人、被害総額1,410億円

の被害を生じた。

また、火山噴火災害については、11月に活動が活発となった桜島で大きな爆発が次々に発生し、噴石等により被害が発生した。さらに、同じ11月に、伊豆大島三原山が一年ぶりに噴火したが、被害は発生しなかった。

3 その他の災害

昭和62年中の石油コンビナート災害の発生件数は69件で、前年に比べ10件（16.9%）増加している。発生形態別には、危険物等の火災と漏えいが全体の61%を占めている。主な事故としては、昭和62年5月26日、東京都品川区の東京電力(株)大井火力発電所において、原油のサービスタンクが爆発炎上し、死者4人が発生する事故があった。

第3節 当面の諸問題

1 消防体制の整備

(1) 消防力の重点的整備

ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実が必要となってきた。また、救急業務についても、その需要が高まってきている。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で逐次整備されてきている。

この消防常備化の状況については、昭和63年4月1日現在、常備化市町村数は2,986を数え、全国市町村数に対する常備化率は92.0%に達し、我が国の全人口の98.7%をカバーしているが、その大部分は昭和40年代後半に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は、財政基盤が弱い弱であること、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導、助言に努めるとともに、組織の再編成による広域化を含め、長期的な視野に立った組織の在り方について検討することも必要である。

特に、都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実情に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流の

あっせん等積極的な対策を講じることが期待される。

イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は、消防力の整備の在り方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処する必要がある。

特に、ヘリコプターは、機動性、空中停止能力等の優れた性能を有しており、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防機関の活動にとって極めて有効な装備であるので、引き続きその導入を進めていかなければならない。さらに、空からの的確な災害情報を即時に消防本部及び災害現場の消防車両等に動画像電送する通信技術等を活用して、ヘリコプターテレビ電送システムによる災害情報の収集伝達機能の充実・強化を図る必要がある。

また、救助隊の編成、装備及び配置の基準に従った救助体制が早急に充実強化されるよう、救助工作車及び救助用資機材の総合的な整備を推進していく必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、災害地点の確認、消防車両の選別等の指令管制に必要な情報、消防水利、資機材、搬送可能病院等の支援情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急情報システムについて、昭和61年度から国庫補助対象事業として重点的に整備を推進しているところである。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することによ

り、水利の多元化を一層推進する必要がある。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、昭和63年4月1日現在で13万1,407人となっているが、今後とも地域の実情に即して、一層効率的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、昭和63年4月1日現在で100万8,998人となっており、団員数は現在なお減少の傾向にある。消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、地域社会への広報活動の活発化により消防団活動への一層の参加促進を図る必要がある。

ウ 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講じるとともに、国庫補助金、地方債資金の確保等従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和61年度における市町村の消防費決算額は1兆423億円（前年度比552億円、5.6%増）で、その普通会計歳出総額に占める割合は3.5%となっている。

消防力は逐年整備されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要である。このため、国庫補助金の確保のほか、地方債等の活用を図ることにより、従来にも増して消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

さらに、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強いまちづくりを推進するため、地方債と地方交付税措置による防災まちづくり事業を実施し、その充実を図っているところであるが、今後その積極的な活用により、事業を一層推進することが望まれる。

なお、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワークを整備する事業につ

いても、昭和63年度から新たに創設されたふるさとづくり特別対策事業により、その財源の確保が可能となった。

(2) 消防職団員の教育訓練と処遇

ア 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防本部等で消防職団員に対し、日ごろから行われている各種の教育訓練の充実強化が重要であるとともに、消防学校及び消防大学校における専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について昭和62年度の受講状況を見ると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が89.4%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年における災害の複雑多様化、救急・救助等の消防業務の多様化、高度化に対応し、消防職団員の知識、技能の一層の向上を図るため、逐次消防学校の教育訓練の基準の見直しを行っているところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後、質・量ともに一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。

特に、教育訓練課程については、環境の変化に対応しながら、今後とも消防大学校における教育の拡充強化を図る必要がある。

イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図らなければならない。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする、②4週6休制の実施を推進し、勤務時間の短縮を図ること、③仮眠室、食堂等の施設の整備等執務環境の改善を促進すること、④消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、⑤安全衛生管理体制の整備を図り、事故防止と健康管理に努めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

（3）消防職員の高齢化対策の推進

消防職員の年齢構成は、60歳定年制の導入、消防司令以下の消防職員における特例退職共済年金の支給開始年齢の段階的引上げ等により、今後ますます高齢化していくことが予想されるところであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題が生じている。

このため消防庁では、昭和61年10月に「消防職員高齢化対策検討委員会」を設置し、①消防装備の軽量化・動力化・安全化、②消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理について検討を重ね、昭和63年3月に報告書を取りまとめ、これに基づき、消防機関に対して、職員の高齢化対策の推進について指導しているところである。

消防職員の高齢化対策は、今後各消防機関が長期にわたって計画的に取り組まなければならない共通の課題であり、組織としてもまた個々の職員においても積極的な対応が求められるところである。

消防職員の高齢化対策としては、まず、職員がその能力を最大限に発揮できるように中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立った体力錬成を計画的に推進するとともに、能力開発、適正な人事配置、市町村長部局との人事交流等に取り組む必要がある。また、これと併せて消防装備の軽量化、動力化、安全化等を行うとともに、高齢化の影響の少ない消防活動を採用していくこと等、総合的に対策を実施し、活力ある消防組織づくりを推進する必要がある。

（4）消防団の活性化対策の推進

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、昭和61年11月の伊豆大島噴火災害における消防団の活躍で示されたとおり、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動等に大きな役割を果たしている。他面、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団についても団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

このため、消防庁では、昭和63年2月に「消防団活性化総合計画策定要綱」を定め、各市町村が消防団活性化対策を総合的、計画的に推進するよう指導しているところである。また、昭和63年度からは、これまでの消防団活性化モデル事業の成果を踏まえ、更に多くの消防団の活性化を推進するため、国庫補助事業として消防団活性化総合整備事業を創設したほか、①「消防団の装備の基準」を新たに定め、これに基づき無線機器、防火衣をはじめとする消防団の装備の充実強化を図る、②青年、婦人を中心として住民の消防団への加入の促進を図る、③団員の処遇の改善を図る等の措置を講じているが、今後も引き続き消防団の活性化を推進していく必要がある。

2 救急体制の充実

（1）救急業務実施体制

救急業務は、昭和63年4月1日現在、全市町村の93.1%に当たる3,021市町村が実施し、救急隊3,890隊、救急隊員4万5,804人で全人口の98.9%をカ

パーしており、ほぼ全国的に普及している。

昭和61年4月15日には、消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和61年法律第20号）が公布され、救急業務には、傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして応急手当を行うことが含まれるものと明確に規定され、また、救急業務の対象として、消防法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第274号）により事故以外の事由として「生命に危険を及ぼし、又は著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病」が定められた（以上の法律及び政令の改正は、いずれも昭和62年1月1日施行）。

このような制度の改正を踏まえて、今後、救急隊員の教育訓練の全国標準的な効果測定基準の設定等により135時間の救急業務に関する講習内容の充実強化を図るとともに、救急隊員のうち、救急隊長その他優れた人材について、これを救急業務に関する指導者として計画的に養成するため必要な新たな教育過程を創設するなど、なお一層、救急隊員の資質の向上に努めていく必要がある。

また、救急業務の適切な運営と救急隊員の士気の高揚に資するため、昭和



救急隊員の新制服

63年6月1日、消防吏員服制準則（昭和42年消防庁告示第1号）を改正し、救急隊員の服制に関する基準を制定したところであり、早期に新たな服制の普及を図っていく必要がある。

一方、列車、航空機事故、さらに大地震等一たび大事故、大災害が起き、集団的に傷病者が発生した場合の対策（いわゆる集団救急事故対策）は、必ずしも十分とはいえない面がある。消防庁においては、その在り方について、指針を示し、消防機関に対し、救急業務計画の策定、見直しの指導を行っているが、今後とも集団救急事故対策の確立に努める必要がある。

また、集団救急事故対策をはじめ、離島、山村、へき地等地理的制約の大きい地域での救急事由で、通常の体制では十分な活動が行えない場合の対策として、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効である。

このため、昭和63年2月、消防審議会に対し消防におけるヘリコプターの活用とその整備の在り方について諮問しているところであり、今後、審議会の答申を得てこれらの地域における救急搬送にヘリコプターを活用する体制の整備を積極的に推進していく必要がある。

さらに、今後予想される本格的な高齢化社会の急速な進展を踏まえるなら、高齢者、身体障害者、持病を有する者等いわゆる災害弱者が突発的に災害、事故、急病等に見舞われた場合における救急活動をより一層機動的で迅速なものとし、これらの者の救命率の向上を図っていくことが重要な課題である。そこで、これらの者と消防機関との間にこれまで119番通報と併用する形態での新たな緊急通報システム整備の推進を図っていく必要がある。

（2）救急医療体制

傷病者の救命効率を高めるためには、救急医療機関が適切に配置され、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な救急医療機関へ迅速に搬送することが必要である。傷病者を収容する救急告示医療機関の数は、昭和63年4月1日現在、5,869箇所、着実に増加しているが、今日の多様化した救急医療に対応するためには、箇所数、診療科目等の面で必ずしも十分ではない地域がある。昭和61年の消防法の改正により、救急業務の対象として、一定の要件を満たす急病人が含まれることが明確化されたこと等を踏まえ、厚生省に

においては、救急病院等について、主として事故による救急患者を対象とする医療機関から救急患者一般を対象とする医療機関にその性格を変更することとし、これに伴い救急病院等を定める省令について所要の改正（昭和62年2月1日施行）を行ったところであり、その成果が期待されることである。

また、昭和52年度から、休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備及び各施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められているが、今後ともこの体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要がある。さらに、昭和60年末の医療法の一部を改正する法律（昭和60年法律第109号）により、都道府県が地域医療計画の作成を行うものとされ、その内容として救急医療の確保に関する事項を定めることができることとされたので、今後、救急医療機関の配置の適正化が進むことが期待される。

また、医療機関と消防機関との連絡協力関係を強化することは、救急業務の適切かつ円滑な実施を図る上で必要不可欠である。このため、傷病者観察カード（スコアカード）の導入、消防機関と救命救急センター等の間の緊急着信専用電話の設置等の促進を図っているが、救急事象、傷病者の症状は、千差万別であり、また、本格的な高齢化社会を迎え、救急医療を必要とする急病等は一層増加するとともに、在宅医療の進展等により傷病者の症状、態様もますます多様化するものと予想されることから、このような状況に適切に対応し、傷病者の救命率をこれまで以上に向上させていくためには、よりきめ細かな救急情報を救急隊、搬送先医療機関等の間で迅速に交換することが必要であり、今後、救急隊、消防本部指令センター、救急医療機関等が即時に必要な救急情報を相互交換できるシステムの確立を図っていく必要がある。

（3）住民の自主救護能力の向上等

救急隊が現場に到着するまでの間において関係者が必要な応急手当を行うことが救命効率の向上につながることは医学的にも明らかにされており、特

に大災害時には住民自らが自分たちの生命、身体を守るという考え方が必要となることから、住民の間に応急手当の知識と技術を広く普及し、その自主救護能力の向上を図ることは、今後の救急行政を推進する上で重要な課題である。消防機関は、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」はもとよりあらゆる機会をとらえて、従前にも増して医療機関とも協力し合い、国民に対する応急手当の普及等に努める必要がある。また、昭和61年の救急の日に財団法人消防科学総合センターに「救急基金（アンビュランス・トラスト）」が創設された。この基金は救急業務及びこれと関係の深い救助活動について、先進的又は科学的な調査研究事業を行うとともに、救急自動車の市町村に対する寄贈事業を行っているが、今後これが幅広い国民の善意の寄附によって拡充され、救急業務の発展に資することが期待される。

3 救助体制の整備

消防機関の行う救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救護者の生命、身体の危険を排除するために行われており、昭和62年中の救助活動件数は、1万8,501件、救助人員は、1万7,529人となっている。

昭和61年においては、このような状況を踏まえ、消防機関の救助体制の整備を図るため、市町村は自治省令で定める基準に従い、消防法の規定による人命の救助のため必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとする同法の改正（昭和62年1月1日施行）が行われ、また、昭和61年10月には、市町村が救助隊を配置する場合の基準を定めた救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令が制定された。

これを受け、昭和62年度においては、新たに救助資機材等総合整備事業を創設し、救助隊の整備を促進するとともに、救助活動を行うに当たっての基本的な指針である救助活動に関する基準の制定を行い、昭和63年度は、救助器具の基本的な取扱い及び操作並びに救助操法の基本を定めた消防救助操法の基準の改正を行う等、消防機関の救助体制の整備充実を図っているところである。今後、市町村においては、早期に省令の基準に到達するよう救助隊

の計画的な配置に努め、救助活動実施体制の整備を図っていくことが緊急の課題である。

また、同時に救助活動のより一層の充実を図るため、引き続き、救助隊員の教育訓練の拡充、各種災害に応じた救助活動実施要領の策定等を進めていく必要がある。

4 防災体制の強化

(1) 防災に関する組織の強化・計画の整備

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、防災体制の一層の強化を図るため、地方防災会議の中に、震災対策部会、原子力防災部会、救急医療対策部会等の専門部会が設けられているが、今後とも、近年多発する土砂災害に対する対策を推進するために土砂災害に関する専門部会を新たに設ける等、地域の防災対策に係る総合調整機能の一層の強化が望まれる。

また、都道府県及び市町村の防災会議が作成する地域防災計画は、その地域における防災に関する総合計画であり、その内容については随時検討を加え、地域の実態に即した、より具体的かつ実戦的な内容となるよう見直しを図る必要がある。なお、震災、火山噴火災害等の特殊な災害については、一般災害と区別して個別の計画を作成することが望まれる。

さらに、災害時に応急対策が的確に実施されるためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して、実戦的な対応能力をかん養しておく必要がある。

(2) 情報通信体制の整備

ア 消防防災無線通信ネットワークの整備促進

消防庁と47都道府県を結ぶ消防防災無線は、電話及びファクシミリによる

相互通信及び一斉伝達機能を有し、消防防災ホットラインの幹線として大きな成果をあげている。

しかし、この無線通信網は、多くの無線局の中継によって構成されており、大規模地震等によって中継局が損壊すると通信機能が停止するおそれがあること、回線数が限られているため、増大する通信需要を賄いきれないことなどから、消防庁では、大規模地震対策の一環として、上述の地上系無線網の補完的回線網として、当面、東海地域を含む9都県に対し、地上の災害の影響を受けにくく、回線の設定の柔軟性に優れている衛星通信網の整備を推進することとし、昭和58年度に日本最初の実用通信衛星「さくら2号」を用いた衛星通信回線の整備に着手した。昭和59年11月から消防庁と愛知県との間で運用が開始され、現在では、4県との間で運用、2県で整備中となっている（なお、通信衛星「さくら2号」は、昭和63年5月に「さくら3号」に切り換えられた。）が、今後、その整備を更に進める必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきたが、なお現在、整備中を除く未整備県が3県（石川県、兵庫県、香川県）あるのでこの解消を早急に図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和58年5月の日本海中部地震、7月の山陰地方を中心とする豪雨災害、10月の三宅島噴火災害、昭和61年11月の伊豆大島噴火災害、昭和63年7月11日から30日の西日本を中心とする大雨による災害等、最近の災害においても実証されたように、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達あるいは被害状況の把握等防災対策を迅速かつ的確に行うための災害情報の伝達媒体としてその重要性が広く認識されてきているところであり、整備の必要性がますます高まっている。消防庁では、昭和53年度から国庫補助制度を設けて補助を行っており、昭和63年3月末現在の整備率（同報系）は40.5%となっているが、今後、一層その整備促進を図る必要がある。

また、市町村の消防機関の通信施設である消防・救急無線の無線通信施設及び専用回線等による有線通信施設については、消防機関の常備化の進展に

伴い着実に整備が進んでいる。今後とも、これら通信施設の整備の促進及び高度情報化に対応した機能の高度化や信頼性の向上を推進する必要がある。特に、緊急時における迅速かつ的確な処理を行うための消防緊急情報システムや、ヘリコプターテレビ電送システムの整備促進を図る必要がある。

イ 情報通信体制の強化

あらゆる災害に備え、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う体制を確立するためには、前述の各通信システムの整備を積極的に推進するとともに、それぞれの機能の充実強化を図っていくことが重要である。

無線通信は災害の影響を受けにくく、また同報性及び回線設定の柔軟性等の特性を有していることから、現在、災害情報収集伝達の手段として効果的に活用されている。

今後はさらに、各通信システムについて個々の信頼性を高め、一の機能が停止した場合においてもその代替手段が確保されるよう有機的・一体的な整備を図るほか、ファクシミリ、データ伝送及び画像伝送の導入による情報伝達の高度化、高能率化を図る必要がある。

また、無線通信システムに利用できる周波数には限りがあること等から、利用可能な周波数の確保及び周波数を有効に利用する技術の開発並びに一元のかつ効率的な統制を可能とする接続方式を開発すること等が望まれる。

また、近年、技術革新の著しい各種の情報通信システムとしての地震、水位、雨量等に関する防災センサー、地域雨量等の総合的監視システム、あるいは画像消防情報の伝送・検索システム等が開発されてきていることから、今後、その特性に応じた消防防災活動への適用を検討するとともに、これらを含む総合的な消防防災情報システムの構築を検討する必要がある。

ウ 消防防災通信施設の適切な運用の確保

災害時において、消防防災通信システムが十分機能し、期待どおりの効果を発揮するためには、各通信システムの適切な運用を確保することが必要不可欠である。

このため、平常時から、①研修や通信訓練を繰り返し実施し、機器の操作、対応に習熟すること、②あらかじめ報告様式の定型化を図っておくこ

と、③機器の取扱い操作のマニュアル化を図ることなどが必要不可欠である。

また、ハード面でも、日ごろから機器そのものの適切な維持管理に努めることはもちろんのこと、災害時に生じやすい停電に備えての自動起動発電機やバッテリーの設置、万一故障した場合に備えての予備機器の確保等についても検討、点検しておく必要がある。

さらに、NTTにより設置されている災害応急復旧用無線電話や孤立防止用無線電話、あるいは、災害時優先電話などの活用についても、日ごろから十分検討しておく必要がある。

エ 情報収集伝達体制の強化

災害時において応急対策を実施する上で、気象情報等の収集・伝達、住民に対する避難の勧告・指示の伝達、被害状況等の把握などは極めて重要であり、これら災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達できるよう、都道府県、市町村、消防機関、警察等の各防災関係機関は、相互に連携を強化するとともに、防災行政無線、有線放送、サイレン、広報車、消防職団員の巡回等の伝達手段について再点検を行う必要がある。また、緊急の連絡が常時迅速かつ的確に行えるよう、夜間・休日等も含めた情報連絡体制の強化を図る必要がある。

さらに、災害の発生に際し、住民に対して予警報、避難指示等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ住民への情報伝達の手段、手順、ルート等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、住民に周知徹底しておく必要がある。

5 広域応援体制の整備

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、個々の市町村がその消防力をもって対処することができない場合等に対処するため、広域的な消防防災体制を確立しておくことが必要である。

すなわち、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力等の広域的な運用を図り、大規模特殊災害に円滑に対応できるよう地方公共団体間等の広域

応援体制の強化を図る必要がある。

広域応援体制としては、まず、消防組織法においては、消防に関する市町村間の相互応援協定の制度のほか、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要があるとき、都道府県知事は、市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関し指示することができ、さらに、消防庁長官は、都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村への消防応援のため必要な措置をとることを求めることができることとされている。

消防庁では、昭和62年度から「消防広域応援体制検討委員会」を設けて市町村間の消防広域応援体制の整備に係る検討を行っており、昭和63年4月には委員会の報告を受けて、各消防機関及び都道府県に対し、①消防広域応援基本計画の作成、②派遣要請システムの整備、③代表消防機関の設置、④応援情報リストの整備等の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導しているところである。なお、全県下を統一した消防相互応援協定は、昭和63年10月1日現在、24府県（常備化市町村のみを対象とした協定も含む。）で締結されている。

また、災害対策基本法においては、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対して応援を求めることができることが定められている。

昭和63年10月1日現在、都道府県間の広域防災応援協定は5つあるが、これらの応援協定については、内容が抽象的であったり、事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも十分なものとはいえない状況にある。そのため、消防庁では、同じく昭和62年度から「広域防災応援体制調査検討委員会」を設けて、主として都道府県間の広域防災応援を中心として、応援のマニュアルや応援協定のモデルの作成に向けて検討を進めているところである。

なお、広域的な消防防災体制の強化に当たっては、今後、こうした広域応援体制の整備を推進するとともに、あわせて必要資機材の備蓄、合同訓練の実施、無線通信体制の強化及び地震、風水害等の災害別の広域応援活動マニ

ュアルの整備を行う等、発災時において広域応援の的確な運用を図る上で必要な対策をあらかじめ講じていく必要がある。

さらに、大規模災害をはじめ、林野火災、救急救助活動等においては、ヘリコプターの活用が極めて有効であることから、ヘリコプターを迅速かつ的確に活用しうる体制の整備が強く望まれるところであり、そのため、今後、消防防災ヘリコプターを増強するとともに、全国的な広域航空消防防災体制を構築することにより、広域応援体制の充実を図る必要がある。

6 風水害対策等の推進

(1) 風水害対策の推進

台風、集中豪雨等による風水害は、昭和62年10月の台風第19号及びこれから変わった低気圧による災害にみられるように、毎年のように大きな災害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、予警報、雨量等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等様々な手段により住民への周知の徹底を図る必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

(2) 土砂災害対策の推進

近年、昭和57年の長崎豪雨災害、昭和58年の島根豪雨災害、昭和59年の長野県西部地震、昭和60年の長野市地附山地すべりや昭和61年の鹿児島市における梅雨前線豪雨など、豪雨に伴うがけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、風水害対策のなかでも特に土砂災害の防止、被害の減少を図ることが緊急の課題となっている。

このため、昭和63年3月15日、中央防災会議において、「土砂災害対策推進要綱」が決定され、国の関係省庁、地方公共団体及び関係公共機関等が一

体となって総合的な土砂災害対策に取り組むこととされたところであり、消防庁としても、同日付けで「土砂災害対策の強化について」の長官名通知を発し、地方公共団体に対し、人命の安全の確保を最重点として土砂災害対策の充実強化に努めるよう指導しているところである。

土砂災害の発生するおそれの多い地方公共団体においては、これらの要綱及び通知の趣旨を踏まえ、地方防災会議の充実等の総合的な土砂災害対策推進体制の整備、情報収集・伝達体制の整備、警戒・避難基準の設定等による警戒避難体制の強化、二次災害防止対策の強化など、総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

(3) 活動火山対策の推進

活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸対策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、地域防災計画の整備充実、関係機関との連携、防災行政無線の整備、避難体制の整備、観光客対策の整備並びに防災訓練の実施等に努めることが必要である。また、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

7 震災対策の推進

(1) 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定されたが、同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県169市町村においては、予想される東海地震の発生に備え地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては、東海地震とともに地域内の大規模地震の発生に備えた震災予防対策についてその

推進を図っている。

今後は、更にこれらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を強化するとともに、地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域の地方公共団体では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降、毎年総合的な防災訓練を防災週間の主たる行事として、9月1日（防災の日）を中心に実施している。これらの地域のうち、南関東六都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市及び川崎市）においては、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練を実施している。

これらの訓練は、逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会の総合防災体制の確立を図るため、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県の石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、当該特別防災区域内の特定事業者は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。

地震防災対策強化地域及びその周辺地域以外の地域においても、防災知識の普及、防災訓練の実施、震災対策施設の整備等各般の施策が推進されている。また、全国で25都府県において、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画において他の災害と区分して「震災対策編」を定めている。

消防庁においても、昭和60年度から現行地域防災計画の検討を踏まえ、地震災害の予防、応急対策及び復旧の各般にわたる震災対策計画策定マニュアル

ルを作成し、都道府県及び市町村に示し、「震災対策編」の策定について指導を行ってきたところである。昭和63年度においては、震災時における情報収集体制の在り方等についての検討を行っており、震災対策の一層の充実・強化を図ることとしている。今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等による情報伝達体制の整備、広域的な応急活動体制の確立等を重点に震災対策を総合的に進めていく必要がある。

(2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図り、あわせて、財政負担の軽減を図るため、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置により、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について計画的に整備を促進している。なお、同法律の有効期限は、昭和65年3月31日までとなっている。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、消防防災無線通信施設の整備も進めている。

8 地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画は、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、住民の防災活動の指針として、また、災害に強い安全な地域社会づくりや発災時の迅速かつ適切な応急対策の実施に大きな役割を果たすものであるが、その実効性を確保するためには、社会環境等の変化に対応して、常に点検を加え、必要に応じて修正することにより、常時具体的、実戦的なものと

しておく必要がある。

しかし、今日の地域防災計画には、①社会経済の発展と変ぼう（情報化、都市化、高齢化等）により災害の態様が変化しているにもかかわらず、このような変化が十分に反映されていないこと、②災害予防対策が抽象的な内容となっていること、③地域防災計画が住民にとって身近なものになっていないこと、④災害の危険性を総合的、科学的に把握する手法がとられていないこと、など依然として多くの問題点がある。

このため、消防庁においては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知「地域防災計画の見直しの推進について」により、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ、地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところであり、今後、この通達に沿って地域防災計画の内容の充実を図っていく必要がある。

9 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

(1) 防災意識の高揚

地域社会における安全の確保は、例えば、昭和62年中の火災を原因別にみると失火が全体の70.7%を占めていること、地震時において出火等の二次災害を防止したり風水害時において迅速に緊急避難等を行うためには、地域住民の一人一人が適切に行動することが基本となることなどからみてもわかるように、国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいといつてよい。そのため、家庭、職場を問わず国民一人一人が常に防災に関心を持つとともに、それぞれが災害を他人事と受けとめずに日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、冷静に対処できるよう防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用した啓発を行っているほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、昭和57年度から設けられた「防災週間」（毎年8月30日から9月5日）、「119番の日」などあら

ゆる機会をとらえて、国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

今後とも国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

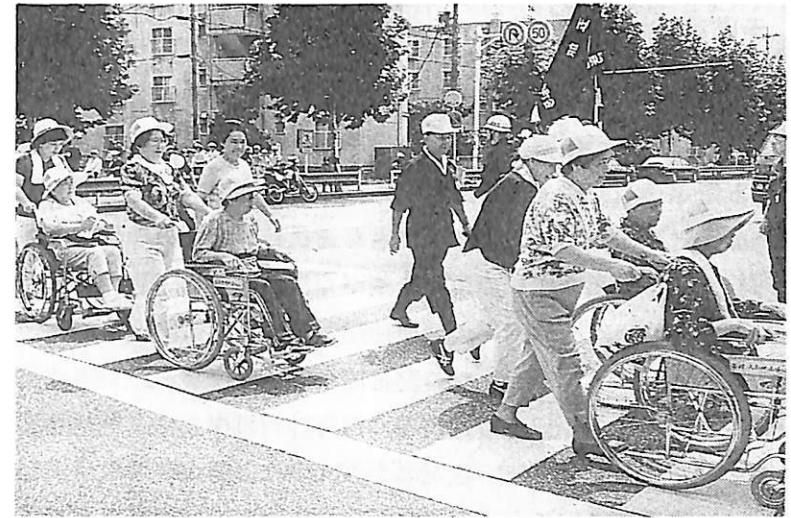
(2) 地域の自主防災体制の強化

住民が防災活動を行う場合、各自がばらばらに行動するのでは大きな効果が期待できない場合でも、地域の住民が一致団結し、組織的に行動することによりその効果が高められることが多い。したがって、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょうは損壊し、電気・ガス施設、水道等が寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、地域住民の一人一人が「自分たちの地域は自分たちが守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・避難誘導体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防災活動の充実強化を図るためには、地域の自主防災組織（昭和63年4月1日現在、5万6,626組織、1,482万9,065世帯）の育成とともに、婦人防火クラブ（同1万3,816団体、221万3,326人）、少年消防クラブ（昭和63年5月1日現在、6,127団体、61万3,047人）、幼年消防クラブ（同7,622団体、69万5,423人）等の育成強化を図ることも重要である。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後、更にそ



自主防災組織防災訓練（東京都）

の充実を図っていく必要がある。

(3) 事業所の自主防災体制の強化

事業所における防災体制として、百貨店、ホテル、病院及び地下街等一定の防火対象物、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所及び石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、消防用設備等の設置や施設の規制等の防災対策に加えて、資機材等を備えた自衛消防組織や自衛防災組織等の設置により防災対策の万全を図ることとしている。これらの施設の自衛防災組織等は、防災教育、訓練等により、その充実・強化に努めるとともに、地域社会の一員として、他の防災組織等と緊密な連携をとり、地域全体としての防災活動に積極的に協力していくことが必要である。

また、このような自衛防災組織等の設置が義務付けられていない事業所においても自主的な防災組織が設置される場合が多くなってきているが、地域防災体制の充実のためにもその設置の促進を図ることが望まれる。

消防機関をはじめとする防災関係機関も、それぞれの事業所、施設と密接な連絡を取り、その実態に即した事業所の自主防災体制の育成・強化に努める必要がある。

10 予防行政の充実

(1) 防火管理制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全性を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物について、その管理について権原を有する者（管理権原者）に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実施率はいまだ十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されていても、それらが形がよい化している場合も見受けられる。実効ある防火管理を実施するためには、経営者（管理権原者）への防火管理指導等を通じて、防火管理が経営の重要な一分野であることを十分に認識させ、防火に対する高い意識を持つようにさせることが特に重要である。

また、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平素の維持管理や訓練等の防火管理業務が適正に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例からも明らかである。したがって、今後とも一層防火管理業務についての指導体制を整備していくとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり、防火管理の徹底を図っていく必要がある。

(2) 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ整備が十分でないものがあるため、これらの違反対象物については措置命令

等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。

このため、昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置き、全国消防機関に対し、主要な消防用設備等についての違反処理マニュアルを示す等により、悪質な違反対象物の一掃を図るよう指導しているところである。この結果、昭和58年12月に1,296件あった特に重大な違反のある特定違反対象物が昭和63年3月には247件へと19.1%に減少する等大きな効果をあげているところであるが、さらに違反処理の推進を図る必要がある。なお、消防用設備等の整備促進を図るため、政府関係金融機関等の既存の融資制度の活用についての周知を図る一方、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導している。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適切な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。このため、防火対象物の関係者に対して点検の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

(3) 表示・公表制度の普及による防火安全

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、防火対象物の防火対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、一方、措置命令に従わない違反対象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が発足した。消防庁では、当面の目標を旅館・ホテルにおいて全国一斉に表示制度の推進を図ってきたが、ホテル・ニュージャパン火災を契機に表示制度の意義が更に浸透し「適マーク」交付率も向上したことにかんがみ、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大し、この制度の充実を図ってきたところである。

昭和63年3月31日現在の適マーク交付率は、旅館・ホテル等にあつては82.7%、劇場、映画館等にあつては54.3%、公会堂又は集会場にあつては60.4%、百貨店等にあつては52.6%となつており、利用者に対する情報提供として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実にも大きな成果をあげている。今後とも一層この制度を推進し、この種の防火対象物における防火安全対策の徹底を図っていく必要がある。

(4) 自動通報システムの構築

昭和62年6月6日に発生した特別養護老人ホーム松寿園火災において明らかになったように、自力避難困難な者が入所する社会福祉施設等の夜間の火災においては、当直職員だけで入所者全員の避難誘導・搬送を行うことは極めて難しい。したがって、できる限り早期に消防機関に連絡し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにする必要がある。

このため、社会福祉施設等について、これらの施設に設置されている自動火災報知設備の火災情報を、通信回線を介して直接消防機関に送るシステム(自動通報システム)の構築を推進するとともに、順次、同様の危険性のある旅館・ホテル等の他の防火対象物にもこのシステムを拡大させていく必要がある。

さらに、火災、事故等の災害の際に消防機関が迅速的確に対応することが望ましいという観点からすれば、将来においては、このシステムを広く一般にも普及させることが望ましい。

また、本格的な高齢化社会の到来を迎え、ますますその重要性を増すものと考えられる救急業務のより一層適切かつ迅速な実施を図るため、高齢者、身体障害者、持病を有する者等と消防機関との間の緊急ラインとして新たな救急通報システムを構築する必要がある。

このような観点から、学識経験者等から構成される「自動通報システム調査研究委員会」を設置し、自動通報システムの在り方について構成機器等の機能、性能、設置方法等のハード面及び情報の範囲、経済性、消防体制等のソフト面の両面について検討するとともに、このシステムの整備、普及、推進のためのガイドラインを作成することとしている。

(5) 消防防災システムのインテリジェント化の推進

近年、建築物の大規模・複雑化等が一層進み、火災の様相も複雑多様化する傾向にあり、一方、最近における高度情報化の進展に即応し、インテリジェントビルと称する建築物が増加しつつある。このような動向を踏まえ、最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物、一般設備及び防災設備に係るハード面並びにその維持管理に係るソフト面の両面から、当該建築物全体として、総合的かつ有機的に機能するような消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

このため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、高度な消防防災システムについては、財団法人日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等からなる消防防災システム評価委員会においてその機能の優良性を評価するとともに、高層建築物、地下街等その消防防災システムのインテリジェント化を進める必要性が高いと認められる建築物については、この評価制度を積極的に活用し、当該評価を受けた優良な消防防災システムの設置を促進し、技術開発の促進とその活用の推進を図っている。

消防庁としては、今後とも、消防用設備等の基準に関する消防法令の弾力的な適用、特に優れた消防防災システムの表彰、消防防災システムの整備・工事に要する経費の融資等を通じ消防防災システムのインテリジェント化を志向した新しいシステムについて、建築業界、電子機器業界、防災機器業界その他広く関係者の開発意欲を一層刺激するための諸施策を展開していくこととしている。

(6) 高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進

高齢者の火災における死者の発生率は若年層に比べ格段に高く、今後、高齢化社会が進むにつれて、火災による高齢者の死者数は増加していくものと考えられる。また、近年の建物火災による死者(放火自殺者を除く。)のうち、その約90%は専用住宅又は併用住宅の火災によるものであり、さらに、今後、高齢化が進むにつれて高齢者の一人暮らし世帯や高齢者を含む世帯数は年々増加していくものと考えられる。

こうした見地にたち、特に高齢者等を中心として火災による死傷者の発生を防止するため、住民に対する火災予防及び火災時における適切な行動に関する知識の普及を一層推進していかねばならない。

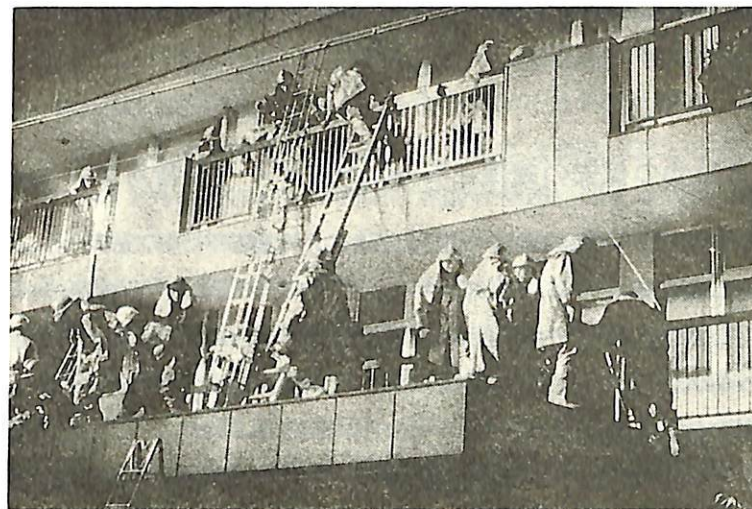
さらに、火災による死傷者を減少させるため、人口の高齢化に対応し一般住宅等についても早急に防火対策を講じる必要がある。

このような観点から、火災を自動的に感知、消火するための住宅用の簡易なシステム等に必要な性能機能等及びその技術開発並びに推進普及方法等家庭用消防設備機器の在り方等について、学識経験者等から構成される「住宅防火対策検討委員会」において検討するとともに、家庭用消防設備機器のガイドラインを作成して、住民に対する火災予防及び火災時における適切な行動に関する知識の普及を図ることにより、住宅における総合的な防火対策を強力に推進していく必要がある。

(7) 社会福祉施設、旅館・ホテル等における防火安全対策の推進

昭和61年7月の精神薄弱者授産施設陽気寮火災及び昭和62年6月の特別養護老人ホーム松寿園火災においては、自力避難が困難な者等多数の死傷者を伴う被害が発生した。このため政府部内に学識経験者等から構成される「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」を設置し、社会福祉施設等における火災の問題点や防火安全対策について検討を行った。消防庁では、この委員会における検討結果を踏まえて、昭和62年10月に消防法施行令等の改正を行い、これらの施設に係るスプリンクラー設備の設置範囲を拡大したほか、一人でも操作できる屋内消火栓設備や非常通報装置の基準の整備を図り、その設置の推進を図っているところである。また、社会福祉施設、病院等における夜間、休日等の防火管理体制、避難訓練の在り方等について、指導・訓練マニュアルを作成して、これらの施設の実情に即し、一層きめ細かい指導を行うこととしている。

一方、昭和61年2月の熱川温泉大東館火災、同年4月の峰温泉菊水館火災等多数の死者を伴う旅館・ホテル等の火災を踏まえ、非火災報対策の推進、防火管理体制の強化、消防機関への通報体制の整備等について、指導の強化、徹底を図ったところである。



特別養護老人ホーム「松寿園」火災（昭62.6.6発生）

さらに、旅館・ホテル等においては、夜間における防火管理体制の徹底がとりわけ重要であることにかんがみ、夜間の防火管理の整備、夜間において火災が発生した場合をも想定した避難訓練の実施等について指導を強化するとともに、学識経験者等から構成された「旅館・ホテル等の夜間の防火安全対策検討委員会」において作成された指導マニュアルに基づき、実情に即した一層きめ細かい指導を行っているところである。

(8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進

火災等の災害から視聴覚障害者、身体障害者、高齢者等いわゆる災害弱者を守るため、これらの災害弱者に配慮した防火安全対策の充実が要請されている。

これに関しては、これまで、社会福祉施設等の火災時における避難誘導体制の整備等について指導してきたところであるが、現在、火災が発生した場合に、必要な情報を伝達し、避難誘導を円滑に実施する手段として設置されている放送設備、誘導灯等は、視覚又は聴覚に障害を持つ者に対しては必ずしも十分な機能を有しているとはいえない状況にある。今後は、さらに、避難誘導体制の整備等ソフト面の充実を図るとともに、視聴覚障害者等に対し

情報の伝達、避難誘導をより迅速かつ円滑に行うことのできる消防用機器の研究開発とその普及を進め、災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策を推進していく必要がある。

11 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進

(1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた保安対策の充実

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、制定消防法における危険物の取締りの実施細目を市町村の条例に委ねていた方法を改め、全国統一的な規制を実施することとして以来、危険物施設等における幾多の災害を教訓とし、また、危険物の取扱い実態の変化に即応して、危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術基準並びに危険物の貯蔵、取扱い等の技術基準の整備、強化を内容とする関係法令の改正等を行い、保安確保の徹底を図ってきたところであり、危険物行政は、安全対策の内容においても、またその推進体制の面においても、これまで着実な進展をみてきたところである。

しかしながら、危険物施設等における火災、危険物流出等の事故が、人命や周辺地域に与える影響は依然として大きく、危険物の保安の確保に対する国民の関心も高いところである。特に、近年においては、科学技術及び産業経済の進展に伴い、新たな危険物品の出現、危険物流通形態の変容、危険物施設の省力化、大規模化など危険物行政を取り巻く環境の著しい変ぼうがみられるところであり、今後ともこれらの新しい動向に即応した技術基準の整備を図っていく必要がある。

次に、危険物の範囲の見直しについてであるが、国際間の危険物輸送に関しては、国際連合の経済社会理事会において、規制内容の国際的な統一を図る観点から、危険物の分類、定義、運搬容器の基準等について検討を行い、勧告を行っている。特に、危険物の指定に関しては、危険性を評価するための試験法の適用による合理的な指定方法について検討が進められているところであり、こうした国際的な動向、あるいは国際間の危険物品の流通が増加している実態を考慮し、さらには科学技術及び産業経済の進展に伴う新たな

危険物品の出現に迅速に対応する観点をも踏まえ、消防法等で指定されている危険物、準危険物及び特殊可燃物の指定について見直しを行い、試験による危険物の判定の方法を導入することを主な内容とする消防法の一部改正法が第112回国会において成立し、昭和63年5月に公布されたところである。さらに、1991年1月1日には、国際間の危険物輸送に関する容器の基準が国連勧告に統一されることとされており、国内における危険物の輸送についても、これとの整合性を図る方向で適切な対応をしていく必要がある。

また、近年、ドライバーの給油取扱所に対するニーズの多様化や給油取扱所における設備の防災面からみた安全性が大きく向上していることなどから、昭和62年5月1日から取扱商品やサービスの種類に着目した規制は行わないこととし、給油取扱所における業務範囲の拡大を行ったところである。一方、建築物内に設置される給油取扱所の上階については、不特定多数の人が出入りするような用途には使用しないよう指導しているところであるが、近年の安全技術の向上の状況を踏まえ、上階利用者に対する安全対策を講じた上で規制の緩和を行う予定である。

今後の危険物行政は、危険物による災害を未然に防止し、住民生活の安全を確保する観点から、こうした新しい状況に迅速かつ適切に対応することにより、より一層保安対策の充実を図っていく必要がある。

(2) 危険物施設における保安体制の確立

最近の危険物施設における火災等の事故には、従業員の点検不十分、誤操作等人的な面での欠陥に起因するものが少なからず見受けられる。このため、法令による技術基準の整備、強化とあわせ、危険物施設の維持管理面での安全対策を一層充実させていく必要がある。

そのためには、まず、危険物施設における自主保安体制の確立を図ることが肝要である。本来、危険物を貯蔵し、又は取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有しているのであって、保安要員の適正な配置、作業員の保安教育の実施等を行うなど保安管理の徹底を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実を図っていかねばならない。特に最近では、危険物施設における工事中の事故が多く見受けられるところであり、工事中の安

全対策及び事故時の応急対策等について適切な対策を講じておく必要がある。

また、危険物取扱者制度は、制度発足以来の合格者総数が昭和63年3月31日現在351万2,403人に達し、広く国民の間に定着するとともに、危険物の保安の確保に大きな役割を果たしてきているところである。石油類をはじめ発火性又は引火性の高い危険物が国民生活の場で利用されている状況等を踏まえ、昭和63年5月に公布された消防法の一部改正法においては、広く一般の国民に危険物に関する知識、技能の普及を図るため、昭和64年4月以降は、乙種危険物取扱者試験の受験資格として、危険物取扱いの実務経験は要しないこととする等その受験資格を緩和したところである。また、昭和63年4月から、危険物取扱者保安講習について、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、種別を設けて実施することとするなど講習内容の充実を図ったところであり、今後とも危険物取扱者の資質の向上のための各般の施策を強力に推進していく必要がある。

また、国及び地方公共団体においても、将来の危険物行政をさらに発展させていくため、組織の整備を図るとともに、特に高度の専門知識を有する技術職員の充実を図り、日常の指導と査察の強化を図るなど消防機関の体制整備を進めていく必要がある。

これらの施策を総合的に推進していくことにより、危険物施設における維持管理面での安全対策の充実を図り、危険物施設における保安体制を確立していく必要がある。

(3) 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域は、現在33都道府県にわたり83地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。一方、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備が図られているが、なお一部未整備のところがある。

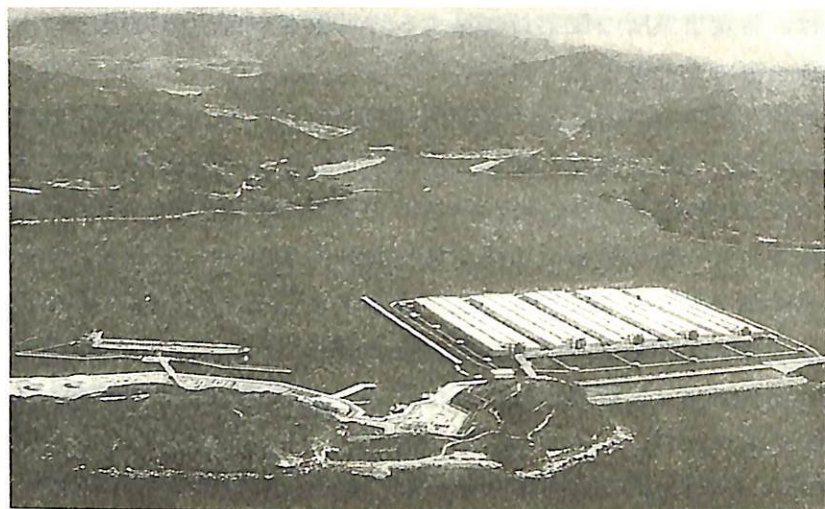
今後は、特定事業所の従業員に対する防災教育や自衛防災組織等における防災訓練を更に充実強化し、自衛防災能力の向上を図ることが必要である。特に、近年、特定事業所における整理合理化が進む中で、自衛防災組織等の行う業務を部外者に委託することが増加しており、委託に係る防災体制の整備、強化には十分配慮する必要がある。このため、消防庁では、昭和61年9月、受託者の行う防災業務の範囲、実施方法等を明確にして防災業務の適切な実施が確保できるように省令改正を行うとともに、昭和62年3月、防災活動に関する視聴覚教材を作成したところであるが、さらに、受託先の実態を勘案したカリキュラムを策定して教育訓練を実施する等その充実強化を図ることが強く望まれる。

このほか、近年の都市周辺における道路網の整備に伴い、石油コンビナート等特別防災区域を通過する高架道路等が各地で計画されていることから、これら道路の設置に係る防災対策を検討することとしている。また、石油コンビナート災害の態様の多様性や拡大の危険性などの特性を踏まえ、事故の発生状況を分析できるようにするための石油コンビナート事故データベースシステムについて、引き続きその整備を図ることとしている。

(4) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとり、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、近年、石油備蓄法に基づく民間備蓄や石油公団法に基づく国家備蓄を実施するため、大規模な備蓄基地が建設されてきている。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、最近においては、地中備蓄、海上備蓄及び岩盤備蓄の方式による備蓄基地が建設されており、これらの新備蓄方式の基地の一部では備蓄が開始されている。

これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきているところであり、今後とも備蓄の態様に応じた適切な対応を行う必要がある。



上五島石油備蓄基地（長崎県）

（5）石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、昭和55年8月に事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

12 林野火災対策の推進

林野火災による被害は、全体としての火災による被害が減少傾向にあるのに対し、増加の傾向がみられる。これは、山村における過疎化の進行等により林野の管理がおろそかになっていること、降雨量が少なく空気が乾燥し強風が吹く3月から5月にかけて、山菜採りや森林レクリエーションなどによる入山者が増加していることなどによるものと考えられる。

林野火災の特徴は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶおそれがあること、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難な場合があること、

発生時期に季節性がみられることなどにある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

- ① 乾燥、強風による林野火災発生の危険が大きい時には、時期を逸することなく火災警報等を発令し、レクリエーション入山者及び林野周辺住民に対する警報の周知徹底と火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図ること。
- ② 林野所有者及び事業者に対し、火気取扱いの適正化等火災予防措置の指導の強化促進を図ること。
- ③ 「火入れ」にあたっては、必ず消防機関に事前に通報するよう指導の徹底を図ること。
- ④ 林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し時期を失することなく応援要請すること等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図ること。

特に、ヘリコプターによる空中消火を早期に行うことが極めて効果的であるので、航空消防応援の要請を積極的に検討すること。

13 特殊災害対策の推進

（1）ガス災害対策の推進

昭和62年中のガス事故は昭和61年中に比し、更に減少したものの、多くの被害が出ており、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。また、消防関係者については、消防大学校、各都道府県消防学校等において、ガス災害対策に関する教育を充実する等により、その資質の向上に努めることが必要である。

なお、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基

づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

(2) 地下空間の防災対策の推進

地下空間の利用については、地下鉄道、地下道路等に係る構想が打ち出されるとともに、地下空間の利用に必要な技術開発等の研究が各方面において進められているところであり、昭和63年6月28日閣議決定された「総合土地対策要綱」にも地下空間の公共的利用の促進が指摘されている。

地下街、地下鉄道、地下道路等の地下空間の利用は、今後ますます大規模化、大深度化しつつ進展することが予想されるため、地下空間、特に大深度地下空間の消防防災対策について検討し、その対策の充実を図る必要がある。

(3) 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の道府県と市町村は、地域防災計画において緊急モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えてきたところである。

昭和61年4月26日、ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても、放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。当該事故については、原子力安全委員会にソ連原子力発電所事故調査特別委員会が設置され調査、検討が進められ、昭和62年5月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見いだされないと結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要であ

る旨指摘している。

消防庁としては同委員会の報告書について慎重に検討し、引き続き、地域防災計画における原子力災害対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

(4) 航空機災害対策の推進

航空機事故は、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520人を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者4人が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難を極めた。

この種の航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

航空機の捜索救難については、従来より「航空機の捜索救難に関する協定」が定められ、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部(RCC)を中心として、関係機関が相互に協力する体制がとられてきたところであり、昭和62年8月にRCCと消防庁との間に専用電話回線が開設され、その運用が開始されたが、昭和63年4月21日からは、この協定に消防庁も正式に参加した。これによりRCCから専用回線により消防庁に通報された情報を消防庁が関係都道府県を通じ関係消防機関に直ちに連絡できるようになり、その後の消防活動を適切かつ迅速に実施することに大きく寄与するものと期待される。

さらに、機動性を有し、大規模災害時において有効な働きをするヘリコプターについては、消防機関においてその導入を進めるとともに、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」や「消防広域応援交付金制度」によりその積極的活用を努める必要がある。

また、航空機事故のほぼ半数は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要である。

空港内での航空機事故に対処するため、空港管理者は航空法により必要な

消火救難資機材を整備することとされており、その基準は国際民間航空条約に準拠し定められているが、空港の消防力は、特に地方空港においては、一部を除き、いまだ満足すべき状態になく、その整備基準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との連携、協力体制を確保するとともに、周辺市町村との応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

(5) 海上災害対策の推進

昭和63年5月18日、大阪港に停泊中のソ連客船ブリアムーリエ号(4,870トン)で発生した火災は、死者11人、負傷者35人を出す惨事となった。

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難である。このため、消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えているが、今後ともより一層の充実を図る必要がある。

また、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」(略称SAR条約)が昭和60年に発効したなどの状況変化を踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

14 研究開発の推進

複雑多様化する災害から国民生活を守ることは消防に課せられた重大な責務である。これに対処する上での消防力の充実・強化、予防対策の徹底、災害に強い安全なまちづくり等の行政施策の推進を図るには、各種災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割は

ますます重要になっている。

消防研究所においては、時代の要請に応じた課題に重点を置いた消防防災に関する科学技術の研究開発を推進しているが、最近においては、建物火災時の燃焼ガスの毒性に関する研究、火災時における老人等の弱者保護等のための住宅火災における初期消火用簡易消火装置等の開発に関する研究、建物内における煙の流れを事前に把握することにより人命安全を図るための模擬煙発生装置等の開発に関する研究、消防用機器の自動化に関する研究及び林野火災の出火・延焼、飛火危険に関する研究等を行っている。また、昭和63年度からは、住民生活に密着した消防防災に関する科学技術の研究として、人命安全の緊急の課題である火災と非火災を識別するための人工知能技術を導入した火災性状把握システムに関する研究及び災害により崩壊したビルのがれき中での埋没生存者の位置を確認する手段の研究に取り組んでいるほか、引き続き消防職員の高齢化対策のための消防装備の軽量化・機械化等に関する研究開発及び臨海埋立地における長周期地震動に関する研究にも取り組んでいる。

国民の安全を確保する上で科学技術の果たす役割が一層増大しつつある現在、多領域にわたる消防防災研究を総合的に実施する国立の研究機関として、消防研究所の果たすべき役割は、ますます重要なものとなってきている。

特に、高度化、広範囲化する研究需要に対する研究開発を効率的、効果的に実施するためには、研究施設設備の整備を図ることはもとより、研究課題に密接に関連のある産業界、消防機関、大学等との共同研究等を一層促進する必要がある。また、国際交流、国際協力の促進を図るためには、国際間の情報交換等についての研究体制の一層の強化を図ることも必要である。

15 国際化への対応

(1) 国際協力・国際交流の推進

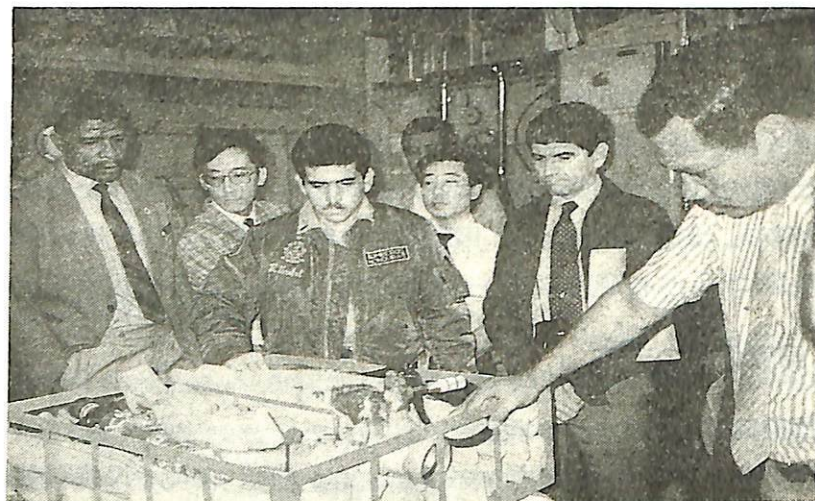
災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を越えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

消防庁では、この認識の下に今日まで、各国との消防に関する国際交流を行うとともに、①開発途上にある諸国に対し主として国際協力事業団との協力による集団研修（(1)消防行政集団研修（昭和63年度までに41か国195名）、(2)救急救助技術研修（昭和62年度から実施し、9か国16名）、(3)消火技術研修（昭和63年度から実施し、7か国8名））、②インドネシアの消防力強化のための技術指導をはじめとする諸外国への専門家派遣等の事業を行ってきたほか、③韓国消防官の消防大学校での研修、ブラジル等の諸外国からの個別研修員の受入れを行ってきた。

また、財団法人日本消防協会の中国との消防技術交流等、消防関係団体においても諸外国との交流が積極的に行われている。

しかしながら、近年、我が国の国際交流の進展、消防技術に対する国際的評価の向上とあわせ、我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、消防に関して積極的に国際化を推進し、国際社会に貢献することがますます必要となってきた。

このような社会情勢の中で、開発途上国のニーズを的確に把握し、既存の研修の充実はもとより、①消防専門家派遣の充実、②外国政府から派遣され



消防行政集団研修

た者に対する消防技術協力の充実、③諸外国向け消防技術資料の整備、提供、④消防防災資機材に係る無償資金協力事業への積極的対応を行うとともに、諸外国の消防事情を把握し、消防技術協力の充実をさらに推進する必要がある。

また、昭和62年12月の第42回国際連合総会において、1990年代を国際社会が自然災害軽減における国際協力の促進に特別の注意を払う10年に指定する旨の決議が全会一致で採択された。我が国としても、防災における国際協力の重要性にかんがみ、「国際防災の10年（仮称）」における具体的な施策について、今後検討を進める必要がある。

（2）国際消防救助隊派遣体制の整備

昭和60年11月に発生したコロンビアの噴火災害に際して、消防庁においては、国際緊急医療チームとも連携しつつ救助活動を行うため、国際協力事業団と協力して消防救助隊の派遣の準備を進めた経緯がある。この時の経験等を踏まえ、その後、政府においては外務省を中心に、海外で大規模な災害が発生した場合における国際緊急援助体制の整備を進めることとし、昭和62年、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）が公布、施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、救助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものであり、このうち消防関係については、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、その職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなっている。

消防庁は、これまで政府における国際緊急援助体制の一環として、世界のトップレベルの救助技術を有する我が国の消防救助隊を国際協力事業団と協力して機を失せず迅速に派遣する体制の整備を進めてきており、これを「国

際消防救助隊」(International Rescue Team of Japanese Fire-Service 略称“IRT-JF”愛称“愛ある手”)と称しているが、昭和61年4月、皇太子殿下のご臨席を得て、大規模な国際消防救助隊としての合同訓練を実施し、同年10月11日(現地時間10日)、中米エル・サルバドルで発生した地震災害においては、政府が派遣した国際緊急援助チームに国際消防救助隊登録隊員が参加し、被災国民の救助等に大きな成果をあげたところである。また、昭和63年7月開催された「鹿児島国際火山会議」においては、第2回目の合同訓練を実施し、その高い救助技術が、鹿児島県民はもとより、海外の参加者からも賞賛されたところである。

現在、32の消防本部、385名の救助隊員をその要員として登録し、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一部を構成するものとして、上記法律に定める国際緊急援助活動を行うべく出動体制を整えているが、今後とも、外務省や国際協力事業団等と連携を図りながら携行する資機材の整備や隊員の研修訓練の充実等に努め、緊急事態発生時に被災国の期待に十分応じられるようにしていく必要がある。

(3) 基準・認証制度の国際化の推進

我が国の基準・認証制度については、対外経済問題諮問委員会の昭和60年4月の報告に基づき、「原則自由、例外制限」等の視点に立って総点検し、我が国市場へのアクセス改善を図るべく検討が行われたが、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度についての検討を行い、同年7月にまとめられた「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において一連の改善対策を行うことを決定した。

これに基づき、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来の検定制度の対象となっていた検定対象機械器具等を新しく創設した自己認証制度の対象となる自主表示対象機械器具等と従来通りの検定対象機械器具等に区分し、所定の性能等の確保を図ることとした。

また、更に一段と国際化を推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを採用していくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO(国際標準化機構)

等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、昭和62年5月には、東京においてISO/TC21(消防機器専門委員会)及び関連のSC(分科委員会)、WG(作業委員会)を開催するとともに、同年7月にはISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。

今後とも、我が国としては、国際規格の策定において重要な役割を果たすことにより、防火安全面で国際的に大きく貢献できるよう最大限の努力を傾注していくこととしている。

第2章 火災等の災害の実態

第1節 火 災

昭和62年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、焼損棟数、建物焼損面積、林野焼損面積、死者、負傷者、り災世帯数、り災人員、損害額、出火率いずれも前年に比べ減少している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は161件、死者は5.1人となっている。また、昭和53年を100とした最近の火災の傾向を見ると、第3図のとおりであり、おおむね横ばいとなっている。

1 出火件数

(1) 出火件数は減少

昭和62年中の出火件数は5万8,833件で、前年の6万3,272件に比べ4,439件(7.0%)減少している。

(2) 建物火災は全火災の62.1%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の62.1%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

また、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおりである。

(3) 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、火災は低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和62年中では、冬季と春季で総出火件数の61.0%を占めている。

第1表 火災の概況

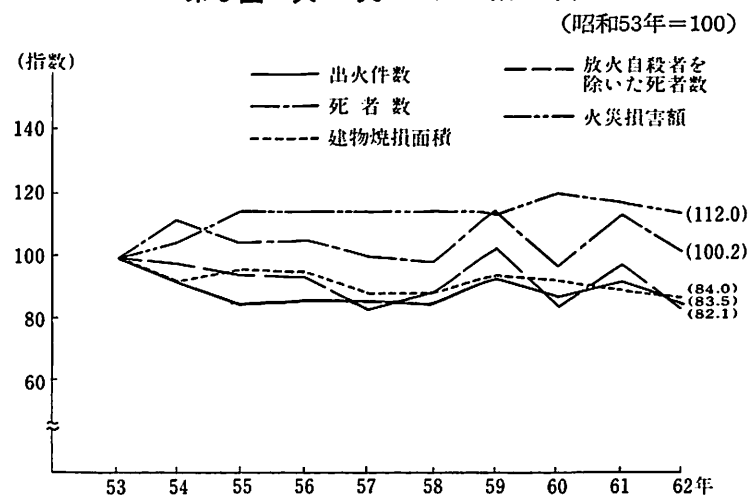
区 分	単 位	昭和62年	昭和61年	増 減 (A) - (B) (C)	増 減 率 (C) × 100 (B) (%)
		(A)	(B)		
出 火 件 数	件	58,833	63,272	△ 4,439	△ 7.0
建 物	棟	36,515	38,121	△ 1,606	△ 4.2
林 野		4,120	4,838	△ 718	△ 14.8
車 両	船 舶	5,272	5,179	93	1.8
船 舶		111	173	△ 62	△ 35.8
航 空 機	そ の 他	5	3	2	66.7
そ の 他		12,810	14,958	△ 2,148	△ 14.4
焼 損 棟 数	棟	49,255	51,026	△ 1,771	△ 3.5
全 焼		12,552	12,879	△ 327	△ 2.5
半 焼	部 分 焼	4,261	4,696	△ 435	△ 9.3
部 分 焼		32,442	33,451	△ 1,009	△ 3.0
建物焼損面積	㎡	1,854,633	1,944,033	△ 89,400	△ 4.6
林野焼損面積	a	488,983	489,257	△ 274	△ 0.1
死 者 数	人	1,857	2,061	△ 204	△ 9.9
負 傷 者 数	人	7,681	7,731	△ 50	△ 0.6
り災世帯数	世 帯	35,813	36,887	△ 1,074	△ 2.9
全 損	世 帯	9,548	9,741	△ 193	△ 2.0
半 損		3,027	3,348	△ 321	△ 9.6
小 損	人	23,238	23,798	△ 560	△ 2.4
り災人員		110,700	114,839	△ 4,139	△ 3.6
損 害 額	百万円	146,154	149,766	△ 3,612	△ 2.4
建 物	百万円	136,867	143,771	△ 6,904	△ 4.8
林 野		3,582	1,512	2,070	136.9
車 両	船 舶	2,893	2,290	603	26.3
船 舶		499	526	△ 27	△ 5.1
航 空 機	そ の 他	46	386	△ 340	△ 88.1
そ の 他		2,267	1,281	986	77.0
出 火 率		4.8	5.2	△ 0.4	—

- (注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。
以下同じ。
2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。
3 損害額等については、調査中のものがあり、異動することがある。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分	単 位	昭和62年	昭和61年	
全火災1日当たり	出 火 件 数	件	161	173
	損 害 額	百万円	400	410
	焼 損 棟 数	棟	135	140
	建物焼損面積	㎡	5,081	5,326
	林野焼損面積	a	1,340	1,340
	り災世帯数	世 帯	98	101
	り災人員	人	303	315
	死 傷 者 数	人	5.1	5.6
負 傷 者 数	人	21.0	21.2	
全火災1件当たり	損 害 額	万 円	248	237
建物火災1件当たり	損 害 額	万 円	375	377
	建物焼損面積	㎡	51	51
	焼 損 棟 数	棟	1.3	1.3
	り災世帯数	世 帯	1.0	1.0
	り災人員	人	3.0	3.0
林野火災1件当たり	損 害 額	万 円	87	31
	林野焼損面積	a	119	101

第3図 火災の傾向



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭 和 62 年	昭 和 61 年
建 物 火 災	62.1%	60.3%
林 野 火 災	7.0	7.6
車 両 火 災	8.9	8.2
船 舶 火 災	0.2	0.3
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	21.8	23.6
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和53年=100)

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数	件 数	指 数
53	39,912	100	7,208	100	3,590	100	254	100	5	100	19,454	100
54	38,291	96	5,534	77	3,639	101	244	96	4	80	16,082	83
55	38,014	95	4,120	57	3,773	105	155	61	2	40	13,821	71
56	38,882	97	3,709	51	4,050	113	157	62	7	140	13,983	72
57	36,996	93	4,579	64	4,417	123	173	68	2	40	14,401	74
58	37,395	94	3,918	54	4,638	129	179	70	4	80	13,606	70
59	38,254	96	4,786	66	4,758	133	147	58	2	40	15,842	81
60	36,879	92	4,155	58	4,988	139	160	63	7	140	13,676	70
61	38,121	96	4,838	67	5,179	144	173	68	3	60	14,958	77
62	36,515	91	4,120	57	5,272	147	111	44	5	100	12,810	66

第6表 四季別出火状況

年 別	昭 和 62 年				昭 和 61 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	18,593	31.6	44,876	30.7	18,776	29.7	40,665	27.1
夏季(6月~8月)	11,695	19.9	26,075	17.8	12,342	19.5	31,438	21.0
秋季(9月~11月)	11,250	19.1	32,152	22.0	12,332	19.5	29,472	19.7
冬季(1月,2月,12月)	17,295	29.4	43,051	29.5	19,822	31.3	48,191	32.2
計	58,833	100.0	146,154	100.0	63,272	100.0	149,766	100.0

(4) 出火率は4.8

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は全国平均で4.8と前年に比べ減少しており、昭和41年以来の低い数値となっている。昭和62年は、昭和53年に比べて、出火件数で16.5%下回り、出火率で1.4ポイント下回っている(第7表)。

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

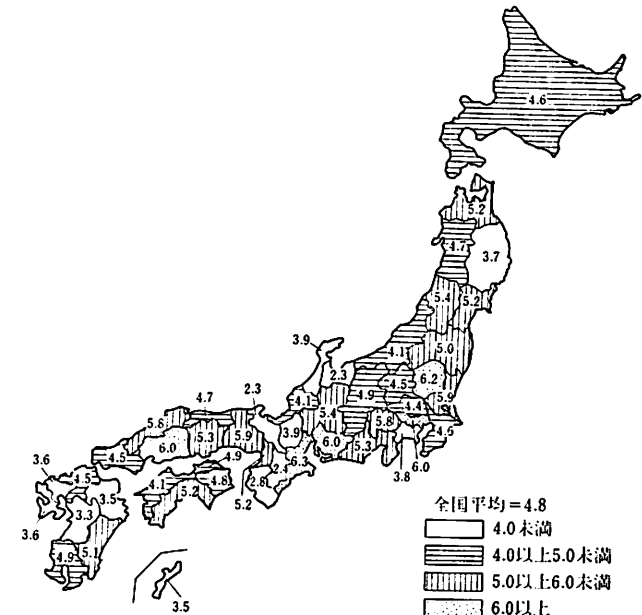
区 分	昭 和 62 年	昭 和 53 年	増 減 率 (%)
出 火 率	4.8	6.2	—
出 火 件 数(件)	58,833	70,423	△ 16.5
うち建物火災	36,515	39,912	△ 8.5
人 口(人)	121,371,798	114,275,833	6.2
世 帯 数(世帯)	39,536,307	34,858,696	13.4

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

(5) 出火率の高いのは三重県、低いのは京都府、富山県

都道府県別の出火件数は、東京都の6,998件を最高に、大阪府、愛知県、

第8図 都道府県別出火率 (昭和62年中)



兵庫県、神奈川県の間となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、富山県の264件を最低に、鳥取県、和歌山県、奈良県、佐賀県の順となっている（附属資料3）。都道府県別の出火率は、第8図のとおり、全国平均4.8に対して、最高は三重県の6.3、最低は京都府及び富山県の2.3となっている。

（6）火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

第9表 覚知方法別出火件数

（昭和62年中）

覚知方法別	区 分	出 火 件 数(件)	構 成 比(%)
火 災 報 知 機		267	0.5
火災報知専用電話(119番)		46,132	78.4
加 入 電 話		2,819	4.8
警 察 電 話		1,552	2.6
皇 楼 発 見		9	0.0
駆 け 付 け 通 報		706	1.2
事 後 聞 知		6,235	10.6
そ の 他		1,113	1.9
計		58,833	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

（単位：件，%）

区分	簡 易 消 火 器		消 火 器		固 定 消 火 設 備		そ の 他		初 期 消 火 な し	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
53	14,561	20.7	14,541	20.6	1,232	1.8	40,089	56.9
62	9,367	15.9	15,948	27.1	893	1.5	15,185	25.8	17,440	29.7

（注）昭和53年中の「初期消火なし」の件数は、「その他」に含む。

2 損 害 額

昭和62年中における火災による損害の額は、1,461億5,358万円で前年の

1,497億6,624万円に比べ36億1,266万円減少しており、火災1件当たりでは248万円（前年237万円）となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の93.6%を占めている（第1表）。

第11表 損 害 額 の 推 移

（昭和53=100）

区 分	年 別	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
損 害 額 (億円)		1,305	1,368	1,507	1,503	1,491	1,506	1,462	1,549	1,498	1,462
指 数		100	105	115	115	114	115	112	119	115	112
1件当たり損害額 (千円)		1,854	2,145	2,517	2,473	2,461	2,521	2,292	2,588	2,367	2,484
指 数		100	116	136	133	133	136	124	140	128	134

3 死 者

昭和62年中の火災による死者数は1,857人で、前年(2,061人)に比べ204人減少している。このうち、放火自殺者を除いた火災による死者は1,086人で、前年(1,257人)に比べ171人減少している。また放火自殺者は771人で前年(804人)に比べ33人減少している（第12表）。

第12表 火災による死傷者の推移

区 分	年 別	47~56 年平均	57	58	59	60	61	62
死 者 数 (人)	放火自殺者を除いた数	1,332	1,096	1,152	1,338	1,089	1,257	1,086
	放火自殺者数	494	753	676	751	658	804	771
	計	1,826	1,849	1,828	2,089	1,747	2,061	1,857
指 数	放火自殺者を除いた数	100	82	86	100	82	94	82
	放火自殺者数	100	152	137	152	133	163	156
	計	100	101	100	114	96	113	102
負 傷 者 数 (人)		8,758	8,112	7,407	7,858	7,550	7,731	7,681
指 数		100	93	85	90	86	88	88

(1) 建物火災による死者は145人減少

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ145人減少して1,222人となり、死者総数に対する割合は65.8%（前年66.3%）となっている。

第13表 火災種別死傷者数 (昭和62年中)

火災種別	死	者	負	傷	者
建物火災	1,222人	65.8%	6,666人	86.8%	
林野火災	23	1.2	233	3.0	
車両火災	206	11.1	252	3.3	
船舶火災	7	0.4	26	0.3	
航空機火災	0	0.0	0	0.0	
その他の火災	399	21.5	504	6.6	
計	1,857	100.0	7,681	100.0	

(2) 火災による死者は冬季と夜中に多い

月別の死者発生状況は第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、昭和62年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の61.0%に当たる1,132人の死者が発生している。

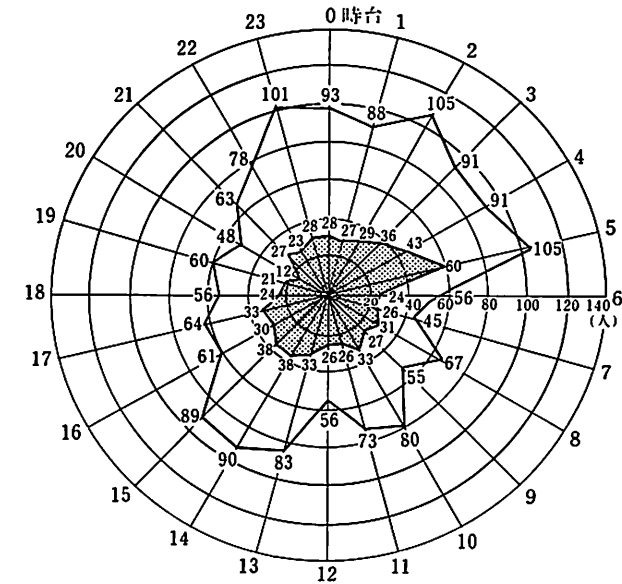
第14表 月別死傷者発生状況 (昭和62年中)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	255	226	233	185	128	107	86	89	76	112	127	233	1,857
割合(%)	13.7	12.2	12.5	10.0	6.9	5.8	4.6	4.8	4.1	6.0	6.9	12.5	100.0
うち放火自殺者(人)	95	88	85	89	66	47	48	34	39	57	46	77	771
割合(%)	12.3	11.4	11.0	11.5	8.6	6.1	6.2	4.4	5.1	7.4	6.0	10.0	100.0
負傷者(人)	731	795	772	905	654	594	496	483	494	440	505	812	7,681
割合(%)	9.5	10.3	10.1	11.8	8.5	7.7	6.5	6.3	6.4	5.7	6.6	10.6	100.0

時間帯別に死者の発生状況をみると、第15図のとおり夜中の2時台及び5時台がそれぞれ105人で最も多く、次いで23時台（101人）となっている。

一方、死者の発生が少ない時間帯は、7時台の45人で、次いで20時台（48人）、9時台（55人）となっている。

第15図 時間帯別死者発生状況 (昭和62年中)



(注) 1 死亡時刻不明者59人（うち放火自殺者48人）を除く。
2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

(3) 火災による死者の数が多のは東京都、少ないのは島根県

都道府県別に死者の発生状況をみると、東京都が163人で最も多く、次い

第16表 人口に対する死者数の割合 (昭和62年中)

率の高い県				率の低い県			
都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
福井	822	26	3.16	沖縄	1,202	9	0.75
徳島	836	25	2.99	長崎	1,587	13	0.82
青森	1,516	41	2.70	奈良	1,336	13	0.97
岡山	1,927	50	2.59	島根	793	8	1.01
鹿児島	1,818	45	2.48	宮崎	1,176	12	1.02

(注) 人口は昭和62年10月1日現在の推計人口（総理府統計局調べ）による。

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況

区 分	昭和62年中													計(%)								
	一般住宅	共同住宅	商業店舗・待合	サービス業店舗	工場・作業場	倉庫・納屋	事務所	養老舎	その他	遊技場	飲食店舗・待合	物品販売	旅館・ホテル		寄宿舎	病院・診療所	工場・作業場	車庫・駐車場	倉庫・納屋	神社・仏閣	複合用途	その他
明	25	1	3	5	1	4	6	1	7		4	1		1		2					1	4
1階	630	74	22	19	6	11	3	1	11	2	2	1	6	3		12	4	8	8	13		29
2階	122	55	19	4	16	3	1	1	4	1	1	1	1	3	6		1	1	1	1	25	2
3階		7	1	2																		
4階	15	10		1																		
5階	9	5		1																		1
7階	2	1																				
8階	3	1																				
12階	1	1																				
13階	1	1																				
地下1階	2																					1
計	1,217	155	46	12	23	15	9	2	27	2	8	2	7	7	20	4	9	8	19		62	(100.0)
		933	134																			(11.0)

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種類により整理している。

で大阪府及び北海道の102人となっている。一方、死者が少ないのは島根県の8人となっている(附属資料3)。

これを、人口10万人当たりの死者数と比較すると、第16表のとおり最も高いのは福井県で3.16人、最も低いのは沖縄県で0.75人となっている。全国平均は1.52人である。

(4) 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い

建物火災の死者1,217人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が713人(58.6%)、部分焼の場合が339人(27.8%)、半焼の場合が165人(13.6%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(昭和62年中)

構造別	死因別 一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
木造	303	289	1	17	46	656	182	838
防火造	46	72	0	2	1	121	55	176
簡易耐火造	16	17	0	0	2	35	15	50
耐火造	42	42	1	2	6	93	33	126
その他	6	12	0	1	1	20	7	27
計	413	432	2	22	56	925	292	1,217

第19表 死因別死者発生状況の推移

年別	死因別 一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	その他	不明	小計	自殺	計
58	411 (35.7)	647 (56.2)	5 (0.4)	29 (2.5)	60 (5.2)	1,152 (100.0)	676 [37.0]	1,828
59	594 (44.4)	651 (48.7)	9 (0.7)	39 (2.9)	45 (3.4)	1,338 (100.0)	751 [36.0]	2,089
60	454 (41.7)	550 (50.5)	5 (0.5)	31 (2.8)	49 (4.5)	1,089 (100.0)	658 [37.7]	1,747
61	515 (41.0)	624 (49.6)	4 (0.3)	37 (2.9)	77 (6.1)	1,257 (100.0)	804 [39.0]	2,061
62	429 (39.5)	555 (51.1)	4 (0.4)	27 (2.5)	71 (6.5)	1,086 (100.0)	771 [41.5]	1,857

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

専用住宅での死者が933人(76.7%)、併用住宅での死者が134人(11.0%)で両者で建物火災の死者の約9割を占めている。また、1階での死者が最も多く843人(69.3%)、次いで2階が284人(23.3%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が838人で最も多く68.9%を占め、次いで防火造建物が176人で14.5%となっている。

(5) 死因は火傷が51.1%、中毒・窒息が39.5%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。火傷による死者が555人で51.1%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が429人で39.5%となっている。

(6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占めている

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが754人で放火自殺者を除く死者総数1,086人の69.4%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが272人と最も多くなっている。

高齢者の死者数は第21表のとおりであるが、第20表によりさらに細かくみると、放火自殺者を除く死者総数のうち57.8%に当たる628人が高齢者、乳幼児、病气又は身体不自由の者によって占められている。

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数 (昭和59年=100)

区 分 年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人)A	指 数	死者(人)B	指 数	B/A×100	指 数
59	15,985	100	681	100	4.26	100
60	16,620	104	598	88	3.60	85
61	17,220	108	698	102	4.06	95
62	18,014	113	638	94	3.54	83

(注) 人口は、昭和60年は10月1日現在の国勢調査(千人未満切り捨て)、それ以外の年は10月1日現在の推計人口による(総理府統計局調べ)。

(7) 1件で3人以上の死者を出した火災は32件

昭和62年中は、1件で3人以上の死者を出した火災は32件(前年37件)発生し、これによる死者は127人(前年161人)となっている。このうち1件で

17人の死者を出した火災は、6月に発生した東京都東村山市の特別養護老人ホーム松寿園の火災である。

火災種別ごとにとみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で25件発生している。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況 (昭和62年中)

区 分	計	3人	4人	5人	6人	17人
計	32(127)	19(57)	9(36)	1(5)	2(12)	1(17)
建物火災	32(127)	19(57)	9(36)	1(5)	2(12)	1(17)
全焼	20(70)	13(39)	5(20)	1(5)	1(6)	
半焼	3(23)	2(6)				1(17)
部分焼	2(7)	1(3)	1(4)			
林野火災						
車両火災	5(20)	2(6)	2(8)		1(6)	
船舶火災	1(3)	1(3)				
航空機火災						
その他の火災	1(4)		1(4)			

(注) ()内は死者数を示す。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況 (昭和62年中)

区 分	出 火 件 数	死 者 数						
		計	一般住宅	共同住宅	店舗	その他	社会福祉施設	その他
			専用住宅	併用住宅				
計	25	100	45	19	3	13	17	3
			64		16			
1階	21	39	30	7				2
2階	2	50	12	8		13	16	1
3階	1	3			2		1	
4階	1	5		4	1			
不明		3	3					

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

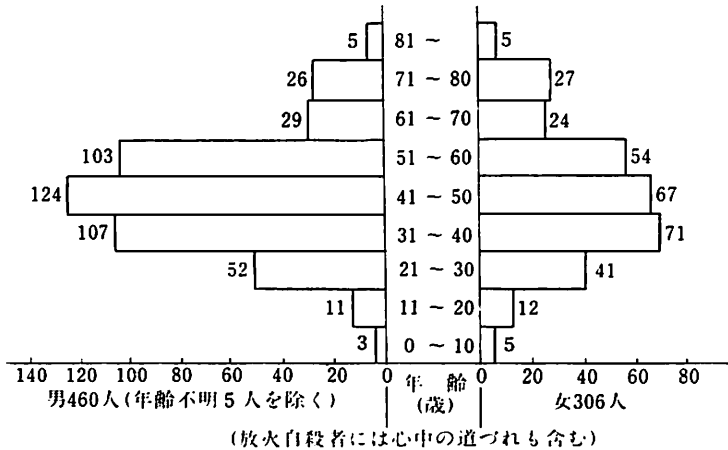
建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が64人で64.0%を占めている。

(8) 放火自殺者は死者総数の41.5%

昭和62年中の放火自殺者は771人で、前年(804人)より33人減少しているが、死者総数に占める割合は41.5%(前年39.0%)となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり41~50歳が191人(前年222人)と最も多く、全体の24.8%を占めている。性別では男性465人、女性306人となっている。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況 (昭和62年中)



4 出火原因

昭和62年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数5万8,833件のうち、失火による火災が4万1,591件(70.7%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

(1) 「こんろ」による火災が首位

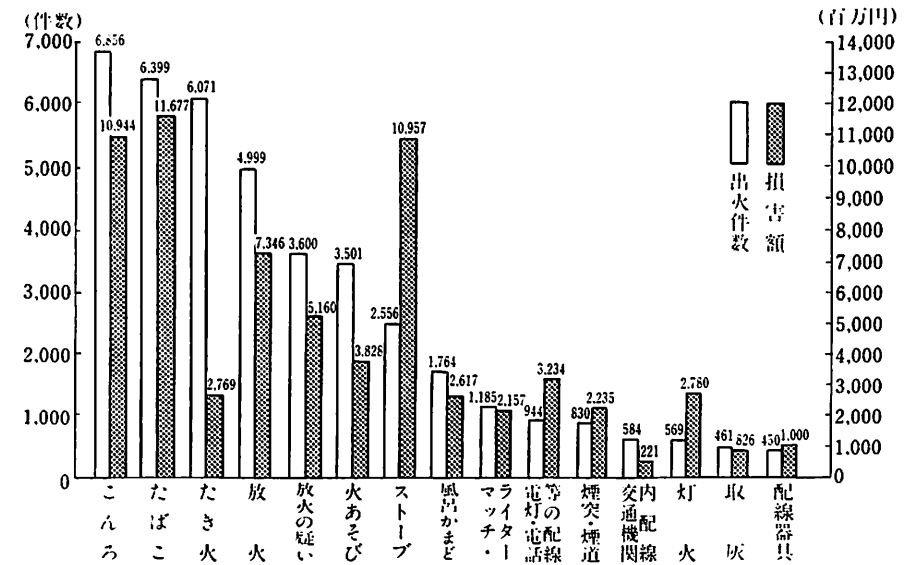
出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、こんろによる火災が、6,856件で前年に比べ102件(1.5%)増加し、全火災の11.7%を占め、昭和34年以来28年ぶりに首位となった。次いで、たばこ、たき火、放火、

第25表 出火原因別出火件数

(昭和62年中)

区分	出火件数(件)	割合(%)
失火	41,591	70.7
放火・放火の疑い	8,599	14.6
自然発火・再燃	996	1.7
天災	203	0.3
不明	7,444	12.7
計	58,833	100.0

第26図 出火原因別の出火件数と損害額 (昭和62年中)



放火の疑いの順となっている。

こんろによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は9億7,518万円(9.8%)増加して109億4,398万円となっている。

こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く6,429件で全体の93.8%と大半を占めている。次に、こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが5,370件とその大半(78.3%)を占めている。

第27表 こんろによる火災の損害状況

(昭和62年中)

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	6,856
うち 建物火災		6,802
林野火災		5
車両火災		14
船舶火災		3
航空機火災		0
その他の火災		32
出 火 件 数	件	6,856
うち ガスこんろ		6,429
石油こんろ		182
電気こんろ		155
主な経過別出火件数	件	
消し忘れ		5,370
使用方法の誤り		330
引火・ふく射		153
建物焼損面積	m ²	149,950
損害額	百万円	10,944

(2) 「たばこ」による火災は減少

たばこによる火災の損害状況は、第28表のとおりであり、前年に比べ796件(11.1%)減少して6,399件(全火災の10.9%)となり、損害額も前年に比べ15億8,781万円(12.0%)減少して116億7,695万円となっている。たばこによる火災の主な発火源別出火件数は、投げ捨てによるものが最も多く3,561件、次いで火源落下、消し忘れの順となっている。

(3) 「たき火」「火あそび」による火災も減少

たき火による火災は第29表のとおり、前年に比べ1,064件(14.9%)減少して6,071件(全火災の10.3%)、損害額も1億3,354万円(4.6%)減少し27億6,933万円となっている。たき火による火災の主な発火源別出火件数は、火の粉の飛火によるものが最も多く2,468件、次いでたき火の延焼拡大1,831件、消し忘れの順となっている。

次に、火あそびによる火災は、前年と比べ394件(10.1%)減少して3,501件(全火災の6.0%)、損害額は3,599万円(0.9%)増加し38億2,841万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、ライターによるものが最も多く1,225件、次いで、マッチ、花火の順となっている。

第28表 たばこによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 62 年
出 火 件 数	件	6,399
うち 建物火災		3,442
林野火災		832
車両火災		282
船舶火災		6
その他の火災		1,837
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		3,561
火源落下		1,314
消し忘れ		456
焼 損 面 積	m ²	136,344
損 害 額	百万円	62,895
		11,677

第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況

(昭和62年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	6,071	3,501
主な発火源別出火件数	件		
火の粉の飛火		2,468	ライター 1,225
たき火の延焼拡大		1,831	マ ッ チ 1,173
消し忘れ		796	花 火 168
焼 損 面 積	m ²	65,297	56,172
損 害 額	百万円	101,812	4,908
		2,769	3,828

(4) 「放火及び放火の疑い」による火災も減少

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放

火による出火件数は4,999件で前年に比べ195件(3.8%)減少し、放火の疑いによるものも3,600件で前年に比べ432件(10.7%)減少している。この結果、放火及び放火の疑いは合わせて8,599件(全火災の14.6%)で、前年に比べ627件(6.8%)減少している。放火による損害額は73億4,561万円で、前年に比べ7億6,080万円(11.6%)増加しているが、放火の疑いによるものを合わせると125億515万円で前年に比べ1億2,991万円(1.0%)減少している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,409件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たばこによるものの順となっている。

また、放火(放火の疑いを含む)された時間帯をみると、夜間から深夜にかけてピークとなっており、夜間(20時以降翌朝の6時までの間)には、5,533件で64.3%を占めている。

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況
(昭和62年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	4,999	3,600	8,599
うち ライターによるもの		1,414	995	2,409
マ ッ チによるもの		676	225	901
た ば こによるもの		23	19	42
焼 損 面 積	m ²	71,209	55,275	126,484
{ 建 物				
{ 林 野	a	893	4,166	5,059
損 害 額	百万円	7,346	5,160	12,505

(注) 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、計が放火と放火の疑いの合計と一致しない場合がある。

(5) 「ストーブ」による火災も減少

ストーブによる火災は、第31表のとおりであり、前年に比べ236件(8.5%)減少して2,556件発生し、損害額も30億152万円(21.5%)減少して109億5,654万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く

1,695件で全体の66.3%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接

第31表 ストーブによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 62 年
出 火 件 数	件	2,556
うち 石油ストーブ		1,695
電気ストーブ		511
まきストーブ		128
ガスストーブ		127
石炭ストーブ		13
主 な 経 過 別 出 火 件 数	件	
可燃物の接触・落下		629
引火・ふく射		559
使用方法の誤り		361
調整不良		133
消し忘れ		131
建 物 焼 損 面 積	m ²	156,976
損 害 額	百万円	10,957

第32表 主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 62 年		昭 和 61 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 れ 草	7,955	13.5	10,225	16.2
動 植 物 油	5,659	9.6	5,411	8.6
寝 具	3,022	5.1	3,372	5.3
紙くず・わらくず	2,923	5.0	3,151	5.0
袋・紙製品	2,782	4.7	2,961	4.7
合成樹脂と成形品	2,515	4.3	2,675	4.2
ガ ソ リ ン	2,111	3.6	2,209	3.5
織 維 製 品	1,791	3.0	1,936	3.1
礦 物 油	1,583	2.7	1,474	2.3
落 葉	1,359	2.3	1,510	2.4

(注) 昭和62年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

触・落下によるものが629件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

(6) 着火物は「枯れ草」が首位

全火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

5 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

ア 建物火災は1日に100件、14分ごとに1件

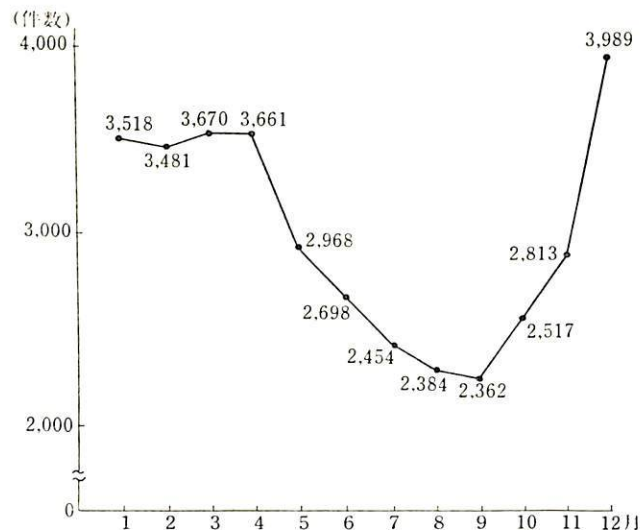
建物火災の出火件数は3万6,515件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移してきたが、昭和62年は前年に比べ1,606件（4.2%）減少している（第5表）。

次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、冬季から春先にかけて多く発生している。

第33図 建物火災の月別出火件数

(昭和62年中)



イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万9,026件で最も多く、全体の半数以上（52.1%）を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
	昭和62年 (件)	昭和61年 (件)	増減率 (%)		
居 住	19,026	19,552	△ 2.7	755,846	51,366
工 場・作 業 場	4,034	4,219	△ 4.4	400,912	35,509
倉 庫	3,113	3,182	△ 2.2	233,169	12,814
飲 食 店	1,339	1,414	△ 5.3	44,471	4,714
事 務 所	753	843	△ 10.7	24,427	1,996
養 畜 舎	399	447	△ 10.7	70,005	1,525
学 校	360	415	△ 13.3	15,461	838
車 庫	302	307	△ 1.6	8,630	346
旅 館・ホ テ ル	285	303	△ 5.9	21,126	2,161
百 貨 店・マ ー ケ ッ ト	223	206	8.3	6,594	920
神 社・寺 院	196	205	△ 4.4	14,801	1,565
病 院・診 療 所	161	144	11.8	4,229	723
官 公 署	86	81	6.2	4,187	274
福 祉・保 険 施 設	66	80	△ 17.5	2,453	159
劇 場・興 行 場	61	85	△ 28.2	3,091	314
浴 場	39	44	△ 11.4	2,540	133
そ の 他	6,072	6,594	△ 7.9	236,951	21,339
計	36,515	38,121	△ 4.2	1,848,893	136,696

ウ 木造建物の火災が55.3%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は2万198件で建物出火件数の55.3%を占め、次いで、防火造建物、耐火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別にみると、木造建物の場合が最も高く、出火件数の22.7%（5件のうち1件）が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易耐火造建物、耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物の場合が64.4m²と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

第35表 火元建物の構造別損害状況

構造別	出火件数				昭和62年				
	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	出火件数	延焼率(%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積(m ²)	1件当たり損害額(千円)
木造	21,396	21,899	20,638	21,008	20,198	22.7	29,611	64.4	3,717
防火造	5,890	5,965	5,774	5,948	5,389	13.4	6,745	34.8	3,532
耐火造	4,630	4,573	4,803	5,121	5,134	2.1	5,276	8.9	1,882
簡易耐火造	3,595	3,696	3,587	3,642	3,542	8.2	4,021	54.5	6,584
その他・不明	1,884	2,121	2,077	2,402	2,252	46.1	3,127	54.5	4,265
全建物火災	37,395	38,254	36,879	38,121	36,515	18.5	48,780	50.6	3,744

エ 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第36表のとおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万2,014件で全体の60.3%を占めており、建物火災の過半数は小火災である。

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(昭和62年中)

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(m ²)	出火件数
10未満	16,767	50未満	27,375
10～50 "	5,247	50～100 "	3,477
50～100 "	2,097	100～200 "	3,366
100～500 "	6,215	200～300 "	1,188
500～1,000 "	2,877	300～500 "	692
1,000～2,000 "	1,945	500～1,000 "	301
2,000～3,000 "	613	1,000～2,000 "	95
3,000～5,000 "	414	2,000～3,000 "	14
5,000以上	340	3,000以上	7
計	36,515	計	36,515

オ 建物火災はこんろによるものが多い

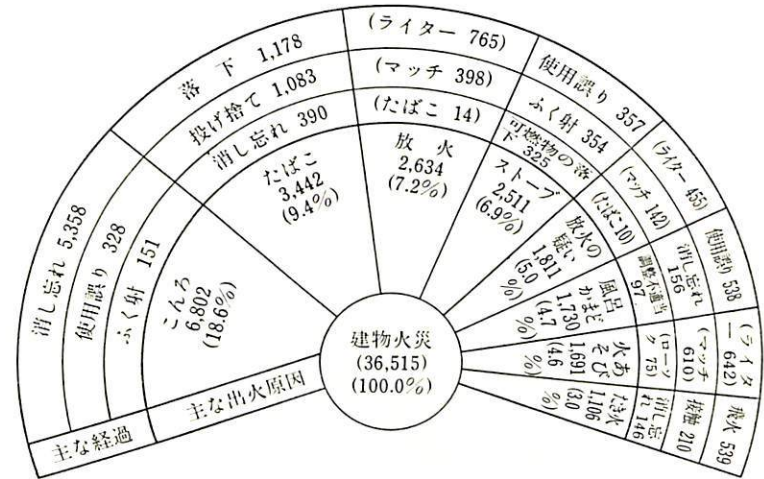
建物火災の主な出火原因は第37図のとおりであり、こんろによるものが6,802件(全体の18.6%)と最も多く、次いで、たばこ、放火、ストーブの順となっている。

こんろによる火災6,802件のうち5,358件(78.8%)は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが328件、ふく射によるものが151件となっている。たばこによる火災は3,442件で、火源の転倒落下によるもの1,178件(34.2%)、不適當なところに捨てたもの1,083件、消し忘れによるもの390件となっている。

また、こんろによる建物火災の着火物としては、動植物油(天プラ油等)による火災が5,262件で、こんろによる建物火災の77.4%と大半を占めている。

第37図 建物火災の主な出火原因と経過

(昭和62年中)



カ 3DKの住宅約3万戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年に比べ8万9,400m²(4.6%)減少して185万4,633m²となった。この面積は3DK(65m²)の住宅が2万8,533戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で12

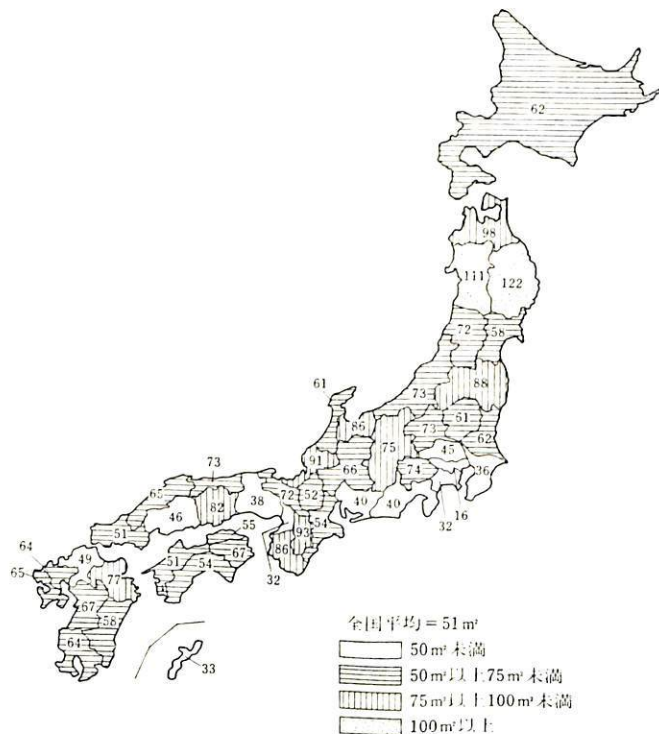
万768m²、次いで、大阪府、埼玉県、愛知県、福岡県の順となっており、一方、少ない県は沖縄県の6,458m²を最低に、滋賀県、鳥根県、佐賀県、鳥取県の順となっている。

キ 1件当たりの焼損面積は51m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38図のとおりである。全国平均は51m²で前年と同数となっている。全国平均を上回るのは、岩手県の122m²を最高に、秋田県111m²、青森県98m²、奈良県93m²など34道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の16m²を最低に、神奈川県及び大阪府32m²、沖縄県33m²、千葉県36m²など13都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

第38図 建物火災1件当たりの焼損面積

(昭和62年中)



ク 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況を見ると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万493件(建物火災の56.1%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のものは8,892件(放水した建物火災の43.4%)、10分以内のものは1万7,673件(同86.2%)となっている。

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

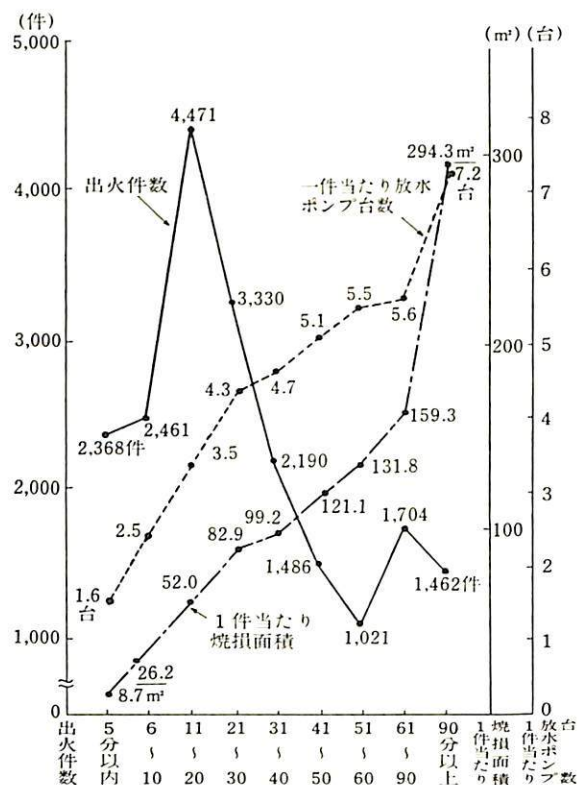
(昭和62年中)

区分 覚知から放水開始まで 昼夜別	出火件数		一件当たり焼損面積(m ²)		一放水台一件当たりポンプ数(台)		延焼率(%)	
	計	昼	夜	昼	夜	昼		夜
5分以内	8,892	5,169	3,723	69.5	86.3	3.6	4.3	29.8
6～10 "	8,781	4,993	3,788	77.0	103.4	3.9	4.4	30.8
11～15 "	1,877	1,016	861	123.3	129.3	4.5	4.7	31.9
16～20 "	517	275	242	136.0	154.3	4.1	4.5	34.2
21分以上	426	204	222	128.0	122.0	3.9	3.6	28.6
放水した建物火災	20,493	11,657	8,836	80.0	100.6	3.8	4.4	30.5
全建物火災 (放水しなかった火災を含む)	36,515		50.6		2.3		18.5	

ケ 建物火災の45.4%は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数を見ると、第40図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,471件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は9,300件で全体の45.4%となっている。

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況 (昭和62年中)



(2) 林野火災

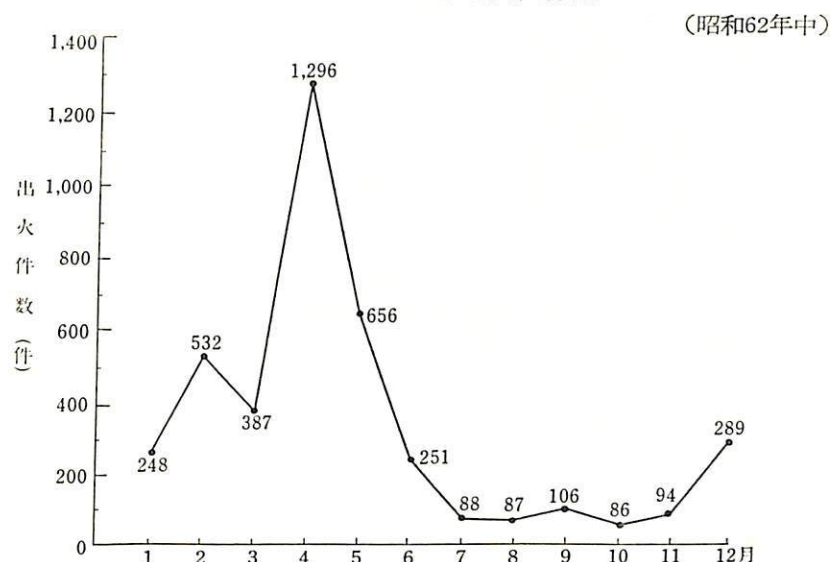
昭和62年中の林野火災の出火件数は4,120件で、前年に比べ718件(14.8%)減少した。焼損面積は4,890haで前年より3ha(0.1%)減少しているが、林野火災の損害額は35億8,155万円で前年より20億6,918万円(136.8%)増加している。損害額の増加は、昭和62年4月から5月にかけて東北地方で大規模な林野火災が多発したことなどによる。なお、昭和62年中の林野火災による死者は23人で、前年を1人下回っている。

都道府県別の焼損面積をみると、長野県が528haで最も大きく、次いで福岡県、岩手県、福島県、愛媛県の順となっている(附属資料3)。

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の

発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、昭和62年中は2月から5月にかけて多く発生している。特に4月は1,296件で全林野火災の31.5%を占めている。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となることが多く、入山者のたき火の不始末やたき火の飛火等により、出火の危険性が高くなるためである。

第41図 林野火災の月別出火件数 (昭和62年中)



林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりである。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、4,061件で全体の98.6%を占めている。

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

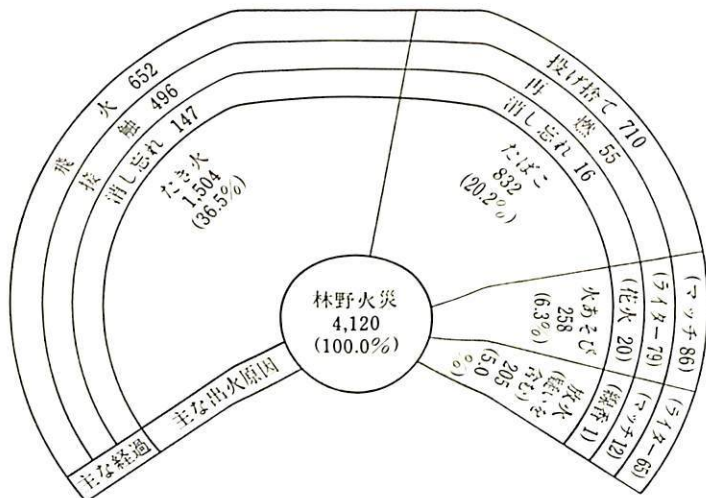
(昭和62年中)

区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上40ha未満	40ha以上50ha未満	50ha以上	
出火件数(件)	4,061	21	14	7	0	17	4,120
焼損面積(ha)	1,398	308	341	239	47	2,557	4,890
損害額(千円)	783,504	161,238	377,218	162,796	67,427	2,029,363	3,581,546

(注) 「40ha以上50ha未満」欄の焼損面積及び損害額は、建物火災からの延焼によるものである。

林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが1,504件で全体の36.5%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火(疑いを含む。)の順となっている。

第43図 林野火災の主な出火原因と経過 (昭和62年中)



(3) 車両火災

昭和62年中の出火件数は、5,272件で前年に比べ93件(1.8%)、損害額は28億9,318万円の前年と比べ6億300万円(26.3%)、それぞれ増加している。一方、車両火災による死者は206人で前年に比べ2人(1.0%)減少している。

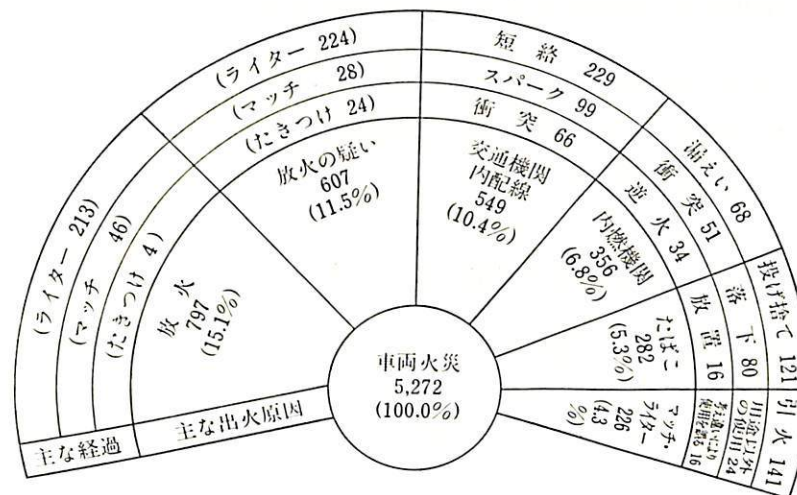
車両火災の出火原因は、第44図のとおりであり、放火によるものが797件(15.1%)と最も多く、次いで放火の疑い、交通機関内配線、内燃機関の順となっている。

(4) 船舶火災

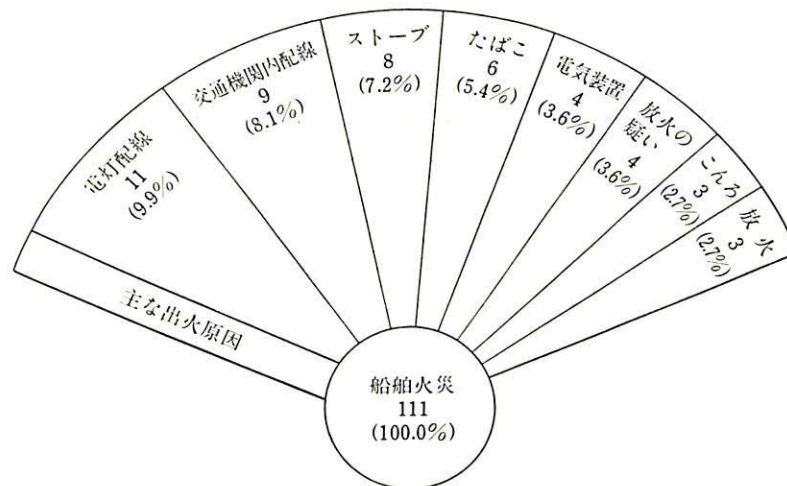
昭和62年中の出火件数は前年に比べ62件(35.8%)減少し、111件となっている。また、損害額は前年より2,690万円減少し、4億9,882万円となっている。船舶火災による死者は7人となっている。

船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、電灯配線による火災が11件

第44図 車両火災の主な出火原因と経過 (昭和62年中)



第45図 船舶火災の主な出火原因 (昭和62年中)



(全体の9.9%)と最も多く、次いで交通機関内配線、ストーブ、たばこの順となっている。

(5) 航空機火災

航空機火災は、昭和62年中に5件(前年3件)発生したが、死者はなかつ

た(第67図)。

6 昭和63年上半期における火災の発生状況

昭和63年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。総出火件数をはじめ、焼損棟数、建物焼損面積、林野焼損面積、損害額及び負傷者数は、いずれも前年同期に比べ減少している。しかし、り災世帯数、死者数は増加している。

特に、死者は1,251人で前年同期に比べ117人増加している。死者のうち放

第46表 昭和63年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)

区 分	昭和63年上半期		昭和62年同期		対前年増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)			
	(A)	(B)	(B)	(C)					
総出火件数(件)	33,885	34,166			△ 281	△ 0.8			
建物火災	20,294	19,996			298	1.5			
林野火災	2,671	3,370			△ 699	△ 20.7			
車両火災	2,772	2,612			160	6.1			
船舶火災	68	51			17	33.3			
航空機火災	2	3			△ 1	△ 33.3			
その他の火災	8,078	8,134			△ 56	△ 0.7			
焼損棟数(棟)	27,489	27,517			△ 28	△ 0.1			
り災世帯数(世帯)	20,532	20,323			209	1			
焼損面積									
建物(m ²)	1,025,918	1,038,870			△ 12,952	△ 1.2			
林野(a)	230,720	463,347			△ 232,627	△ 50.2			
損害額(千円)	76,616,550	80,202,176			△ 3,585,626	△ 4.5			
死傷者数(人)	死傷者別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
	計	1,251	4,287	1,134	4,451	117	△ 164	10.3	△ 3.7
	(放火自殺者数)	(594)		(470)		(124)		(26.4)	
	建物	802	3,754	764	3,852	38	△ 98	5.0	△ 2.5
	林野	13	119	22	200	△ 9	△ 81	△ 40.9	△ 40.5
	車両	120	108	110	127	10	△ 19	9.1	△ 15.0
	船舶	11	44	5	9	6	35	120.0	388.9
航空機	0	0	0	0	0	0	—	—	
その他	305	262	233	263	72	△ 1	30.9	△ 0.4	

火自殺者は594人で、前年同期に比べ124人増加しており、放火自殺者以外の死者は前年同期に比べ7人減少している。

なお、昭和63年上半期では、大阪市で、死者11人を出したソ連客船プリアムーリエ号の船舶火災があり、また林野火災の焼損面積が前年同期に比べて50.2%減少している。

7 外国の火災状況

1986年(昭和61年)における諸外国の火災状況は、第47表のとおりである。この表に掲げられた諸外国の中では、出火件数、死者数及び損害額については、例年どおりアメリカが圧倒的に多い。日本は、出火件数については中程に位置しているが、損害額についてはアメリカに次いで多く、死者数についてはアメリカ、中国に次いで多い。

次に、これらの数値を出火率(人口1万人当たりの出火件数)等で比較してみると、出火率については、アメリカの94.0が断然高い。日本の5.2は、他と比較して極端に低い中国の0.4よりは高いが、最も高いアメリカの約18

第47表 1986年諸外国の火災状況

国名	出火件数	出火率 (人口1万人 当たりの出火件 数)	死者数	人口100 万人当たりの死者 数	火災1,000 件当たりの死者数	損害額 (億円)	1件当たりの損害 額(千円)
日本	63,272	5.2	2,061	17.1	32.6	1,498	2,367
アメリカ	2,271,500	94.0	5,850	24.2	2.6	11,306	498
イギリス	387,298	68.4	957	16.9	2.5	1,126	291
西ドイツ	152,051	24.9	466	7.6	3.1	—	—
イタリア	137,565	24.0	197	3.4	1.4	461	335
カナダ	67,884	26.5	553	21.6	8.2	1,181	1,740
中国	38,766	0.4	2,691	2.6	69.4	159	410
オーストリア	22,848	30.2	116	15.3	5.1	281	1,232
ニュージーランド	19,066	58.7	53	16.3	2.8	—	—
ノルウェー	14,095	33.8	78	18.7	5.5	520	3,690

(注) 1 資料については、外国政府等の協力による。

2 為替相場は、IMF調べによる。

分の1であり、その他の国と比べてもかなり低い数値といえよう。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの24.2人が最も高く、次いでカナダの21.6人となっている。日本は、17.1人でアメリカの3分の2強であるが、最も少ない中国の2.6人の約7倍となっている。火災1,000件当たりの死者数では、中国の69.4人、日本の32.6人とこの2か国が他の国に比べてかなり高く、日本は、最も少ないイタリアの1.4人の約23倍となっている。火災1件当たりの損害額については、日本は236万7千円でノルウェーに次いで高く、最も低いイギリスの約8倍となっている。

火災の定義等に違いがあり一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く国民の防火に関する意識が高いことがうかがわれる。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額も大きくなることわかる。

また、諸外国の最近の主な火災事例としては、1987年11月18日、イギリスのロンドンで起きた地下鉄道火災（死者31人）が、いまだ記憶に新しい。

なお、1987年の世界主要都市の火災状況は、附属資料28のとおりである。

第2節 地震災害等

1 地震災害

昭和62年中に震度4以上を記録した地震は、20回（被害を生じた地震は8回）発生した。このうち、昭和62年3月18日に発生した日向灘を震源とするマグニチュード6.6（宮崎で震度5）の地震では、宮崎県のほか2県で、同年12月17日に発生した千葉県東方沖を震源とするマグニチュード6.7（銚子、勝浦、千葉で震度5）の地震では、千葉県のほか1都3県でそれぞれ被害が生じた。

主な被害の状況は、第48表のとおりである。

第48表 地震による主な被害状況

区 分		単 位	日向灘を震源とする地震 (M 6.6)	千葉県東方沖を震源とする地震 (M 6.7)
人	死 者	人	1	2
	負 傷 者	〃	6	161
住 家	全 壊	棟	—	16
	半 壊	〃	—	102
	一 部 破 損	〃	314	72,580
非 住 家 被 害		〃	16	93
ブ ロ ッ ク 塀 等 被 害		箇 所	19	2,810
り 災 世 帯 数		世 帯	—	118
り 災 者 数		人	—	503
被 害 額		百万円	1,456	14,269

(注) 被害額には、公共土木施設、農林水産施設及び農林水産業、文教施設、厚生施設、中小企業関係等が含まれ、住宅及び非住家に係るものは含まれない。

2 風水害、火山噴火災害等

(1) 昭和62年中の災害

昭和62年中の風水害、雪害、火山噴火災害等による全国及び都道府県別の被害状況は第49表及び付属資料11のとおりである。なお、主な風水害等の状況は、以下のとおりである。

ア 昭和62年梅雨前線豪雨及び台風第5号による暴風雨

昭和62年7月14日から7月21日にかけての梅雨前線の停滞及び台風第5号により、全国各地で死者10人、負傷者30人、住家の全壊・流失16棟、半壊20棟、床上浸水343棟の被害が生じた。これに対し、2県118市町村において災害対策本部が設置された。

イ 台風第12号及びこれから変わった低気圧による暴風雨

昭和62年8月30日から9月1日にかけての台風第12号及びこれから変わった低気圧による暴風雨により、九州及び北海道を中心に、死者5人、負傷者

第49表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	昭 和 6 2 年	昭 和 6 1 年	増 減
人	死 者	66	147	△ 81
	行 方 不 明 者	0	1	△ 1
	負 傷 者	682	802	△ 120
住 家	全 壊 ・ 流 失	336	272	64
	半 壊	1,396	497	899
	床 上 浸 水	8,457	34,143	△ 25,686
	床 下 浸 水	60,330	92,309	△ 31,979
	一 部 破 損	73,941	13,256	60,685
非 住 家 被 害	棟	24,172	13,870	10,302
り 災 世 帯 数	世 帯	10,625	41,754	△ 31,129
り 災 者 数	人	34,742	140,082	△ 105,340
被 害 額	百万円	791,363	838,750	△ 47,387

(注) 1 地震による被害を除いた数値である。
2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

309人、住家の全壊・流失271棟、半壊1,281棟、床上浸水382棟の被害が生じた。これに対し、3県109市町村で災害対策本部が設置された。

ウ 台風第19号及びこれから変わった低気圧による大雨

昭和62年10月16日から17日にかけて西日本を襲った台風第19号及びこれから変わった低気圧に伴う豪雨は、河川の氾濫や土砂崩れを引き起こし、死者13人、負傷者27人、住家の全壊・流失28棟、半壊44棟、床上浸水5,077棟の被害が生じた。これに対し、5県290市町村において災害対策本部が設置され、延べ約13万7,600人の消防職団員が出動した。

エ 火山噴火災害

昭和62年中における活動が最も活発だった火山は、桜島である。

2月から5月までの4か月間の活動は弱く、爆発的噴火の回数はわずかに2回で、火口から少量の白煙が立ちのぼる穏やかな状況が続いた。また、その後も、8月末までは、噴煙量がやや多くなったが、爆発的噴火は依然として少く、月に3回程度にとどまっている。

しかし、9月からは、活動が次第に活発さを増して、爆発的噴火は、12月末までに81回を数えた。

活動が最も激しかったのは11月で、大きな爆発的噴火が次々に発生した。特に17日夜の爆発では、1,000メートルの火柱を伴うほど多量の噴出物を放出し、その後も18日未明にかけて長時間にわたって噴火が続いた。噴石や火山礫のため、車のフロントガラスや太陽熱温水器のガラスが割れる被害が多数あり、多量の火山灰が降った。

次に、伊豆大島においては11月16日、61年11月の噴火による全島民避難から1年ぶりに再び爆発音を伴う噴火が発生し、関係機関において警戒体制がとられたが、幸いにして、被害は発生しなかった。

その他の主な火山では、昭和62年中に、鹿児島県諏訪瀬島及び東京都福徳岡の場で噴火が発生したほか、富士山において、昭和62年8月に山頂のみで有感の地震があり、社会的な話題となった。

(2) 昭和63年上半期の災害

ア 昭和63年5月3日から4日にかけての熊本県・長崎県を中心とする大

雨

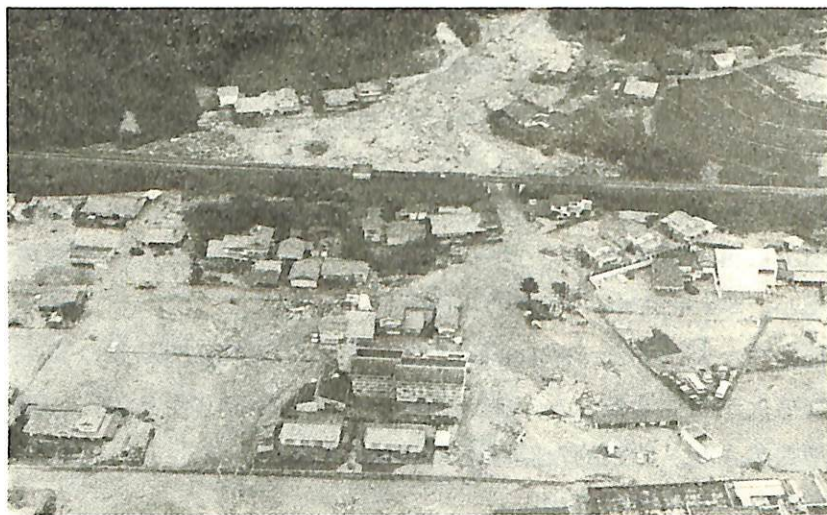
昭和63年5月3日から4日にかけての熊本県・長崎県を中心とする大雨により、死者7人、負傷者27人、住家の全壊・流失60棟、半壊22棟、床上浸水3,172棟の被害が生じた。これに対し、1県37市町村において災害対策本部が設置された。

イ 昭和63年6月2日から3日にかけての大雨

昭和63年6月2日から3日にかけての大雨により、近畿地方を中心に死者5人、負傷者2人、住家の全壊・流失4棟、半壊7棟、床上浸水15棟の被害が生じた。これに対し、1県30市町村で災害対策本部が設置された。

ウ 昭和63年6月7日から7月29日までの間の豪雨

昭和63年6月7日から7月29日までの梅雨前線に伴う豪雨により、西日本を中心として、全国各地で土砂崩れや河川の氾濫が起き、死者27人、行方不明者4人、負傷者70人、住家の全壊・流失120棟、半壊145棟、床上浸水2,595棟の被害が生じた。これに対し3県174市町村において、災害対策本部が設置され、国では、特に被害の甚大であった島根県及び広島県に政府調査団を派遣した。



豪雨による土砂災害（広島県加計町 昭63.7.21発生）

第3節 ガス等によるその他の災害

1 ガスによる災害

(1) 事故の発生件数

昭和62年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい又は爆発・火災（以下「ガス事故」という。）の総件数は、3,568件（前年4,404件）であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの1,817件（同2,330件）、液化石油ガスに係るもの1,751件（同2,074件）である。

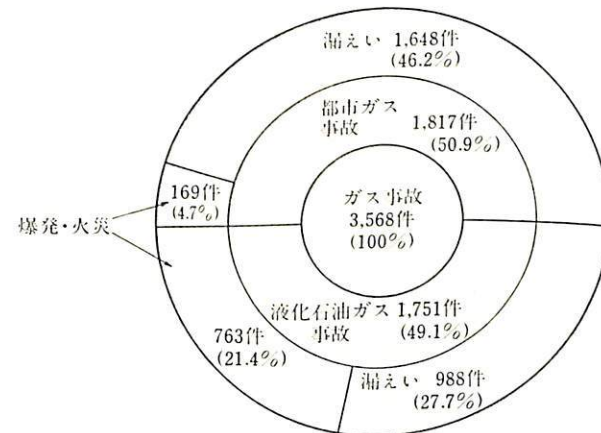
前年と比較すると、ガス事故の総件数は836件（19.0%）の減少になっている。

これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの513件（22.0%）の減少、液化石油ガスに係るもの323件（15.6%）の減少となっている。

ア 事故の態様別発生件数

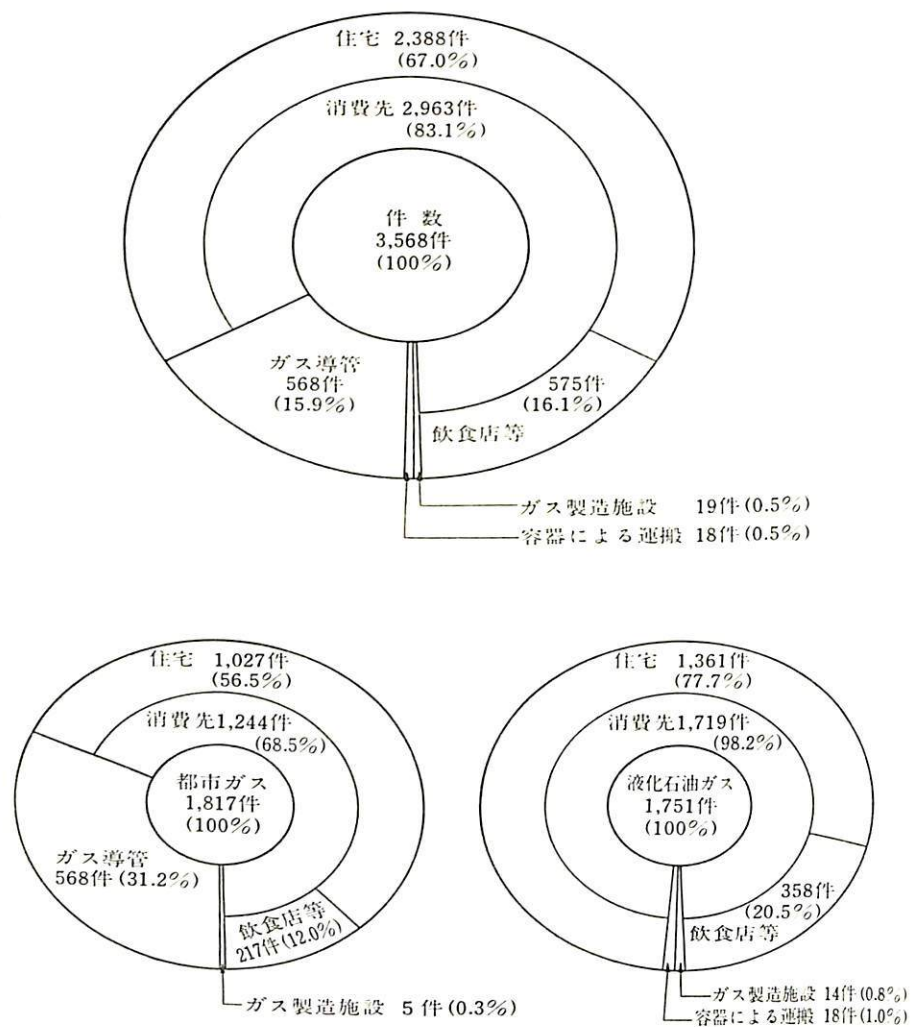
事故を態様別にみると、第50図のとおりであり、漏えい事故が73.9%、爆発・火災事故が26.1%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスで

第50図 ガス事故の態様別発生件数（昭和62年中）



第51図 ガス事故の発生場所別発生件数

(昭和62年中)



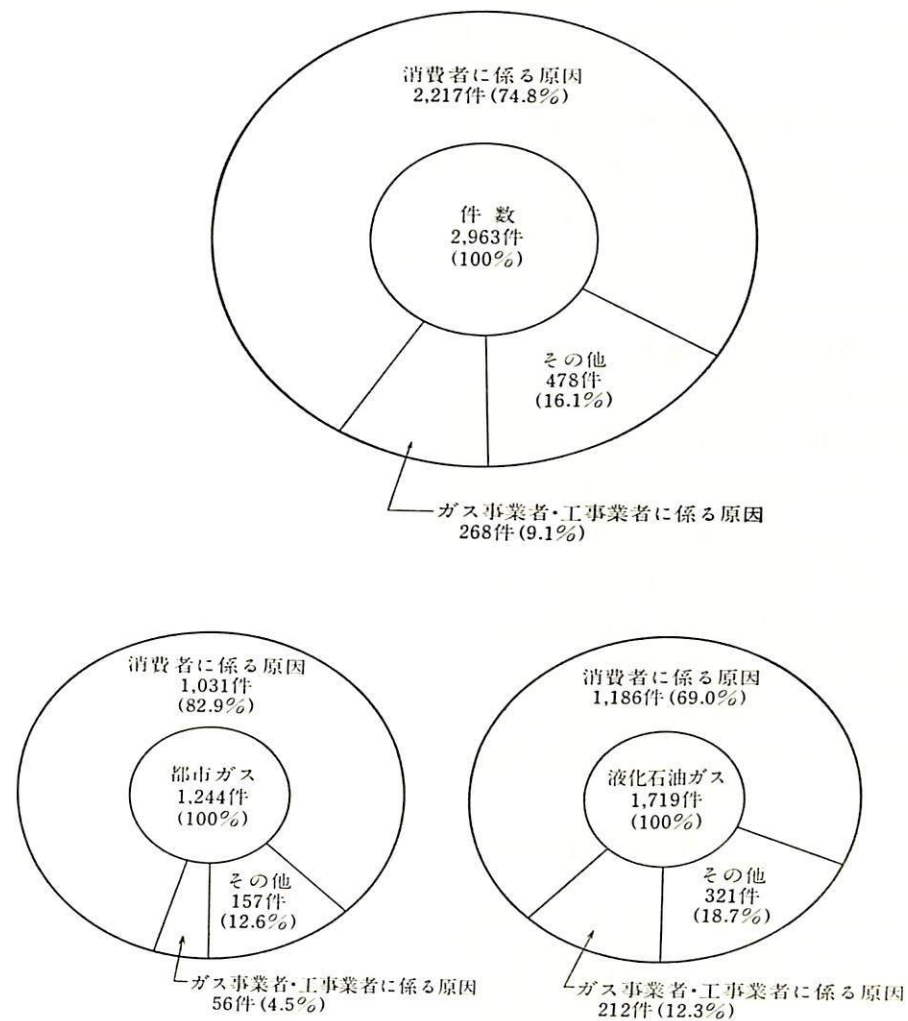
は漏えい事故が90.7%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が56.4%、爆発・火災事故が43.6%である。

イ 事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると、第51図のとおりであり、消費先におけるもの

第52図 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数

(昭和62年中)



が83.1%と大半を占め、ガス導管におけるものが15.9%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが68.5%、ガス導管におけるものが31.2%であるのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで98.2%と大半を占め、容器による運搬中のものは1.0%と

なっている。

消費先における事故の80.6%は住宅において発生しているが、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは82.6%、液化石油ガスでは79.2%となっている。

ウ 事故の発生原因別発生件数

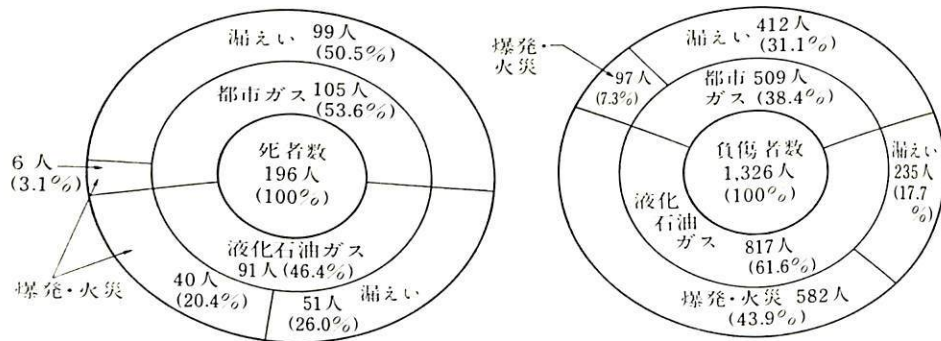
消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第52図のとおりで、発生原因が消費者に係る場合が74.8%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは82.9%、液化石油ガスでは69.0%といずれも大半を占めている。

(2) 事故による死傷者数

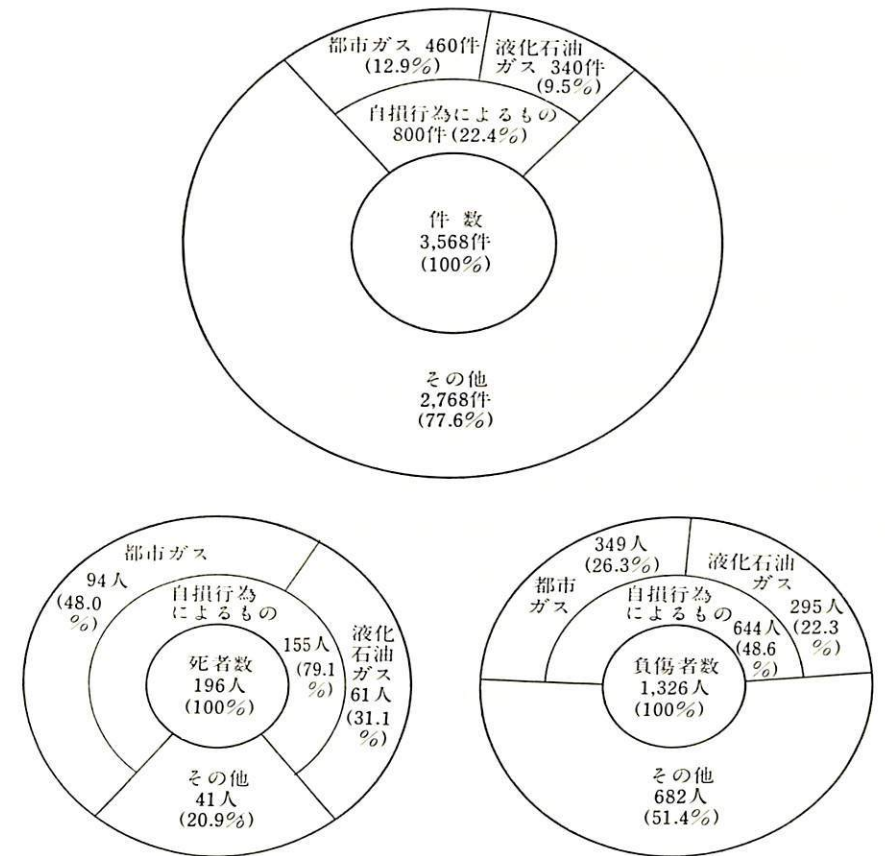
昭和62年中に発生したガス事故(自損行為によるガス事故を含む。)による死者数は196人(前年218人)、負傷者数は1,326人(同1,783人)である。死者のうち、都市ガスによるものは105人(同150人)で53.6%を、液化石油ガスによるものは91人(同68人)で46.4%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは509人(同727人)で38.4%、液化石油ガスによるものは817人(同1,056人)で61.6%を占めている。

前年と比較すると、死者の総数では22人(10.1%)、負傷者の総数では457人(25.6%)のいずれも減少となっている。死者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは45人(30.0%)の減少となっているが、液化石

第53図 ガス事故による死傷者数 (昭和62年中)



第54図 ガス事故のうち自損行為に起因する件数及び死傷者数 (昭和62年中)



油ガスによるものは23人(33.8%)の増加となっている。また、負傷者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは218人(30.0%)、液化石油ガスによるものは239人(22.6%)のいずれも減少となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、第53図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが76.5%と大半を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが48.8%、爆発・火災事故によるものが51.2%とほぼ半々である。これをガス種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ94.3%、80.9%と大半を占めているが、液

化石油ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるものが44.0%、漏えい事故によるものが56.0%、負傷者では爆発・火災事故によるものが71.2%と大半を占めている。

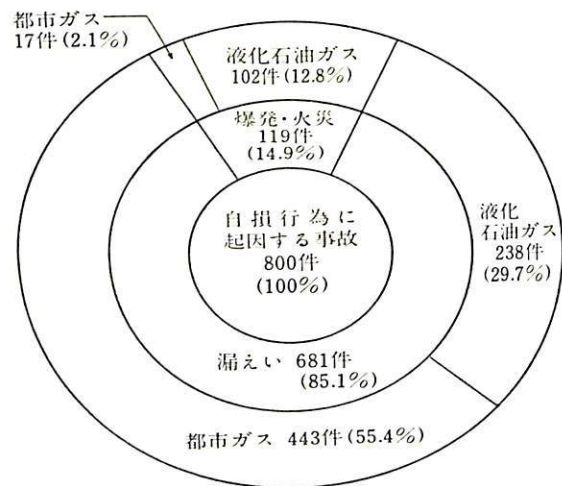
なお、死者は全部が、負傷者は97.7%が消費先における事故によるものである。

(3) 自損行為によるガス事故

昭和62年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第54図のとおりであり、件数は800件（前年1,137件）、これらの事故による死者数は、155人（同188人）、負傷者数は644人（前年941人）で、それぞれ総数の22.4%、79.1%及び48.6%である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、第55図のとおりであり、漏えい事故にとどまったものは681件（前年988件）で85.1%、爆発・火災事故に至ったものは119件（同149件）で14.9%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは96.3%が漏えい事故にとどまり、3.7%が爆発・火災事故となっているが、液化石油ガスでは70.0%が漏えい事故にとどまり、30.0%は爆発・火災事故となっている。

第55図 自損行為に起因するガス事故の態様別件数 (昭和62年中)



2 石油コンビナート災害

(1) 災害件数と被害

昭和62年中の石油コンビナート災害の発生件数は69件で、前年に比べ10件（16.9%）増加している（第56表参照）。

また、損害額は6億1,417万円、死者は6人、負傷者は46人となっている。

第56表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		57		58		59		60		61		62	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
火災	危険物等の火災	10	13.5	18	14.6	13	16.5	11	16.9	14	23.7	23	33.3	
		その他の火災	20	27.0	15	12.2	19	24.0	23	35.4	15	25.4	18	26.1
爆発	3	4.1	7	5.7	11	13.9	5	7.7	6	10.2	6	8.7		
危険物等の漏えい	33	44.6	50	40.7	27	34.2	22	33.8	19	32.2	19	27.5		
その他	8	10.8	33	26.8	9	11.4	4	6.2	5	8.5	3	4.4		
計	74	100.0	123	100.0	79	100.0	65	100.0	59	100.0	69	100.0		

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第57表のとおりである。

(2) 災害の特徴

ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が42件（うちレイアウト規制対象事業所28件）と全体の60.9%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.117件と最も高い（第58表参照）。

第57表 主な石油コンビナート災害

(単位：人、百万円)

発 年 月 日	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者	負 傷 者	損 害 額	備 考
昭48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学株式会社徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10. 8	京葉臨海中	チッソ石油化学株式会社五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業株式会社直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油株式会社水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50. 2.16	四日市臨海	大協石油株式会社四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫路臨海	日本触媒化学工業株式会社姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53. 6.12	仙台	東北石油株式会社製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11. 8	四日市臨海	昭和四日市石油株式会社製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55. 4. 1	徳山・新南陽	出光興産株式会社徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫酸装置
56. 1. 6	京浜臨海	東亜燃料工業株式会社川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57. 3.31	鹿島臨海	鹿島石油株式会社鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫酸装置 (負傷者6人には負傷後48時間以上経過して死亡した3人を含む。)
58. 5.26	秋田	東北電力株式会社秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59. 3. 5	岩国・大竹	三井石油化学工業株式会社岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.12.17	水島臨海	三菱石油株式会社水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸
62. 5.26	品川・大井	東京電力株式会社大井火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク

第58表 特定事業所区分別災害件数

(昭和62年中)

事業所種別	事業所数 (A)	事故件数 (B)	全体数に対する割合 (%)	1事業所あたりの災害件数 (B/A)
第1種事業所	509	42	60.9	0.083
うちレイアウト規制対象事業所	240	28	40.6	0.117
第2種事業所	417	27	39.1	0.065
計	926	69	100.0	0.075

(注) 事業所数は昭和62年4月1日現在とした。

イ 業態別災害件数

事業所業態別の災害件数は、化学工場 (26件)、油槽所 (12件)、石油精製所 (8件)、製鉄所 (6件) の順となっている (第59表参照)。

第59表 業態別災害件数

(昭和62年中)

化学工場	油槽所	石油精製所	製鉄所
26件	12件	8件	6件
製鋼所	発電所	その他	計
5件	4件	8件	69件

3 危険物施設等における災害

(1) 火災

ア 火災件数と被害

第60表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

区分	火災発生件数	損害額 (百万円)	死者 (人)	負傷者 (人)
昭和58年	140	1,111	2	50
59	174	799	3	39
60	126	2,309	0	39
61	145	1,739	6	35
62	132	3,587	7	62

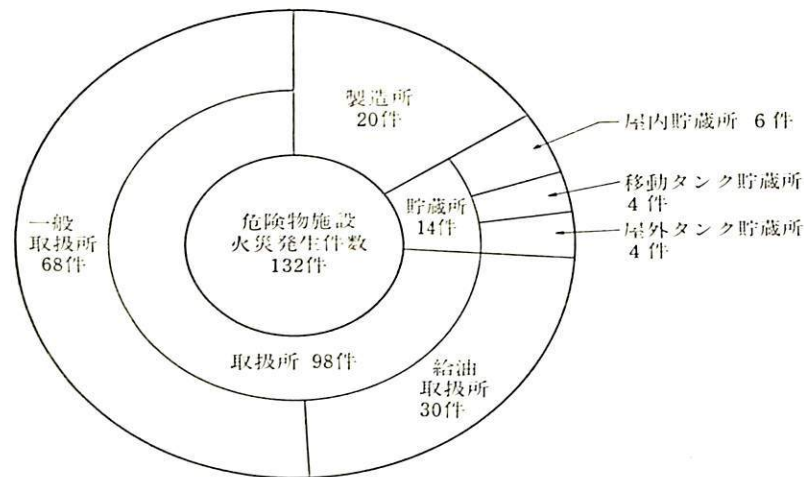
危険物施設における昭和62年中の火災の発生件数は132件（前年145件）、損害額は35億8,700万円（同17億3,900万円）、死者及び負傷者はそれぞれ7人（同6人）、62人（同35人）となっている（第60表）。

火災発生件数は、前年より13件減少したが火災による被害は、前年に比べ死者数は1人、負傷者数は27人増加した。損害額も前年に比べ、増加している。

また、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が98件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が68件と全体の半数を占めている（第61図）。

第61図 危険物施設別火災発生件数

（昭和62年中）



第62表 出火原因別（類別品名別等）火災発生件数

（昭和62年中）

分類	危 険 物									危険物以外のもの	計
	第 1 類			第 4 類					第 5 類		
	第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類	その他			
件数	1	3	0	46	9	21	5	2	3	42	132

（注） 分類は消防法別表の分類による。

出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると、第62表のとおり、第4類第1石油類46件、危険物以外のもの42件、第4類第3石油類21件、第4類第2石油類9件の順となっている。

イ 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第63表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっている。

第63表 危険物施設の火災の拡大状況

（昭和62年中）

分 類	火災発生施設数
出火した危険物施設のみで火災にとどまったもの	123
他の建築物等に延焼したもの	5
危険物施設からの危険物の漏えいに起因して他の建築物等が火災となったもの	4
計	132

ウ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は10件で、負傷者は6人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は、7,041万円となっている。

エ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は9件で、負傷者は9人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は2,166万円となっている。

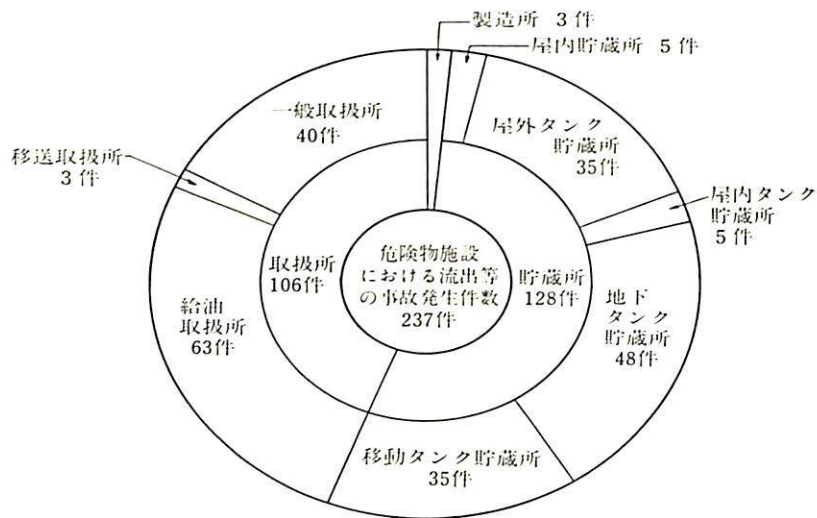
(2) 危険物流出等の事故

昭和62年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数（火災に至らなかったもの）は、237件（前年229件）となっている（第64表、第65図）。

第64表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	昭和 58	59	60	61	62
事故件数	244	276	258	229	237

第65図 危険物施設別流出等事故発生件数 (昭和62年中)



このほか、危険物運搬中に25件、無許可施設において9件、仮貯蔵の承認中において2件の危険物流出事故が発生している。

4 海上災害

昭和62年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが昭和62年1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）119港における海上災害で消防機関が出動したものは43件あり、このうち26件（60.5%）が火災、6件（14.0%）が油の流出によるものである。

第66表 主要港湾における消防機関の出動状況 (昭和62年中)

事故種別件数				事故発生場所別件数			総トン数別事故船舶隻数				
火災	爆発	流出	その他	海上			1,000 t未満	1,000 t以上 1万t未満	1万t以上 10万t未満	10万t以上	
				係留中	修理・解体中	荷役中					
26	0	6	11	5	10	9	19	34	4	4	1

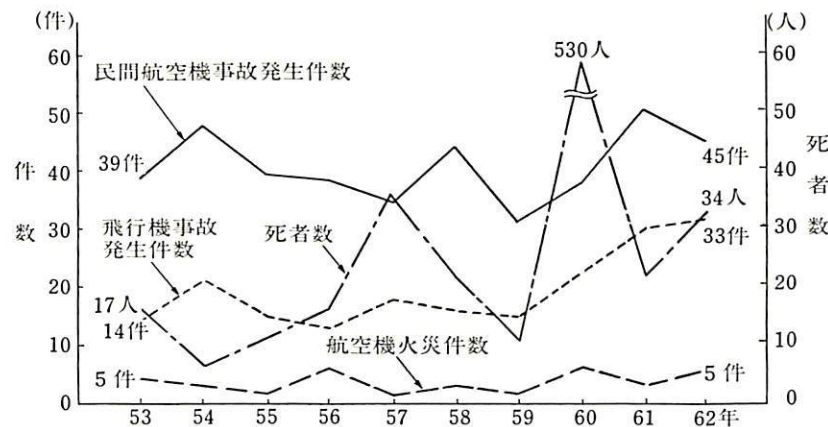
また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が34件で79.1%を占めている（第66表）。

5 航空機災害

昭和62年中における民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。）は45件発生しており、そのうち飛行機事故は33件で最も多くなっている。また、民間航空事故による死者は34人となっている（第67図）。

昭和62年中に航空機事故等で消防機関が出動したものは、78件あり、このうち飛行場内が66件、飛行場外12件となっている。なお、消火、救難活動を実施したものは9件となっている。

第67図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

第3章 消防行政の現況

第1節 消防行政

第 3 章

消防行政の現況

1. 消防組織

(1) 消防機関

昭和20年1月1日現在、消防機関の概況は、消防本部が10部、消防署が1,025署、消防所が3,170所、消防職員が14万1,407人となっている。前年と比較すると、消防機関は12増、消防職員は増加している(第1-1表参照)。

第1-1表 消防機関の概況

種別	昭和20年1月1日現在		増減	前年1月1日現在
	数	人員		
消防本部	10	101	+	9
消防署	1,025	102,500	+	1,016
消防所	3,170	31,700	+	3,158
消防職員	141,407	141,407	+	139,800
消防機関合計	4,305	434,608	+	4,273
消防職員合計	141,407	141,407	+	139,800
消防機関(消防本部)	10	101	+	9
消防機関(消防署)	1,025	102,500	+	1,016
消防機関(消防所)	3,170	31,700	+	3,158
消防職員(消防本部)	101	101	+	90
消防職員(消防署)	102,500	102,500	+	101,600
消防職員(消防所)	31,700	31,700	+	31,500

消防機関の増加は、消防機関の増設に起因しており、消防職員も増加している(第1-1表参照)。

第3章 消防行政の現況

第1節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

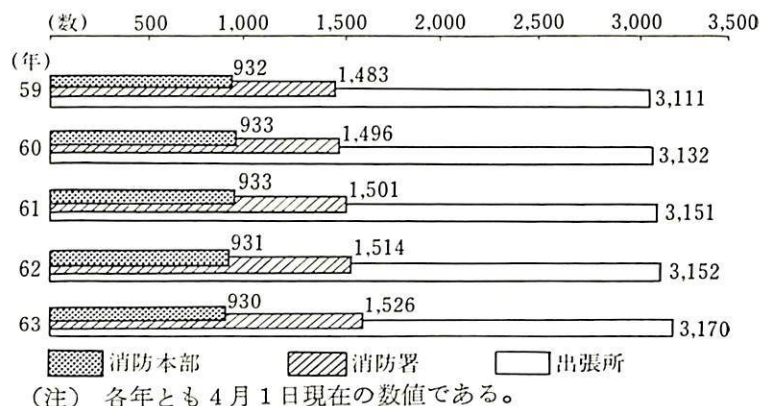
昭和63年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が930本部、消防署が1,526署、出張所が3,170所、消防職員が13万1,407人となっている。前年と比較すると、消防機関は12署、18出張所、職員は944人増加している（第1—1表参照）。

第1—1表 市町村の消防組織の現況

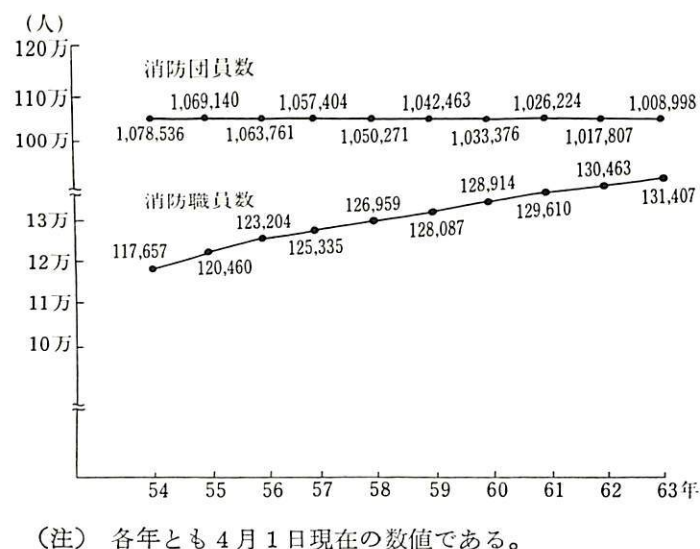
区 分	昭 和 63 年	昭 和 62 年	比 較		
	4月1日現在	4月1日現在	増 減 数	増減率%	
消 防 本 部	消 防 本 部	930	931	△ 1	△ 0.11
	内 訳 { 単 独 { 市 町・村	359	359	0	0
		115	117	△ 2	△ 1.71
		456	455	1	0.22
	消 防 署	1,526	1,514	12	0.79
	出 張 所	3,170	3,152	18	0.57
消 防 職 員 数	131,407	130,463	944	0.72	
消 防 団	消 防 団	3,649	3,648	1	0.03
	分 団	25,606	25,667	△ 61	△ 0.24
	非 常 勤 消 防 団 員	1,008,930	1,017,731	△ 8,801	△ 0.86
	消 防 団 常 備 部 常 勤 消 防 団 員	6	7	△ 1	△ 14.29
	68	76	△ 8	△ 10.53	

常備化の進展に伴い、消防署所数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.1倍となっている（第1—2図、第1—3図参照）。

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移



第1-3図 消防職団員数の推移



ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない

市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

昭和63年4月1日現在、常備化市町村は2,986市町村（うち4町村については政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で92.0%（市は100%、町村は90.5%）に達し、人口の98.7%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難であると考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の地域の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式又は事務委託方式のいずれかの方式で常備化を図ることにより消防事務の広域的処理を進める必要がある。

イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。また、最近では、交通網及び通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いため、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理する

ために組合を設立する方式であり、組合数は昭和63年4月1日現在、456組合に達しており、その構成市町村数2,363市町村（272市、1,644町、447村）は常備化市町村数全体の79.1%に相当する。

次に、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。昭和63年4月1日現在、事務委託市町村数は149市町村（24市、103町、22村）に達している。

また、消防相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に応援を受けて対処しようというものである。このような消防相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、消防庁ではさらに、大規模災害発生時等における消防相互応援の考え方による都道府県単位のより広域的な消防防災体制を確立するため、消防広域応援基本計画の策定及び当該計画に基づく消防広域応援体制の整備を指導しているところである。

（2）消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

昭和63年4月1日現在、消防団は3,649団、消防団員は100万8,998人であり、消防団はほとんど全ての市町村に設けられている。また、団員数は減少傾向にあり、昭和54年4月1日現在に比べ6万9,538人（6.4%）減少している（第1—3図）。

なお、消防団員の年齢構成は、第1—4表のとおり、40歳以上の団員が23.8%を占め、また、平均年齢は34.9歳となっており、その高齢化が進んでいる。

第1—4表 消防団員の年齢構成

（昭63.4.1現在）

区分	年齢						計	平均 年齢
	20歳 未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳 以上		
消防団員数 (人)	5,215	287,734	475,674	164,826	64,181	11,368	1,008,998	34.9
構成比 (%)	0.5	28.5	47.2	16.3	6.4	1.1	100.0	



林野火災での活動（広島市南消防団）

2 消防施設

（1）消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1—5表のとおりである。消防活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等の整備が進められてきている。

第1-5表 消防機械の保有数
(昭63.4.1現在)(単位:台,艇,機)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
消 防 ポンプ自動車	4,584	14,237	18,821
水槽付消防ポンプ自動車	3,065	639	3,704
はしご付消防ポンプ自動車	1,133	2	1,135
化学消防自動車	953	9	962
救 急 自 動 車	4,443	57	4,500
無 線 指 揮 車	1,809	411	2,220
消 防 艇	44	2	46
救 助 工 作 車	576	0	576
林 野 火 災 工 作 車	40	4	44
電 源 車	137	21	158
小型動力ポンプ積載車	424	24,018	24,442
手引動力ポンプ	75	1,120	1,195
小型動力ポンプ	3,105	50,613	53,718
その他の消防自動車	6,333	1,007	7,340
ヘリコプター	17	0	17

(注) 消防団は消防団常備部を含む。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車、無線機等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火栓が73.6%を占めており、防火水槽の割合は24.9%にすぎないが、近年、大規模地震に対する

第1-6表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	昭 和 63 年 4 月 1 日 現 在	昭 和 62 年 4 月 1 日 現 在	比 較	
			増 減 数	増 減 率 (%)
全 国 の 現 有 数	1,356,752 (100.0)	1,316,242 (100.0)	40,510	3.1
消 火 栓	998,521 (73.6)	968,012 (73.5)	30,509	3.2
防 火 水 槽	337,782 (24.9)	327,744 (24.9)	10,038	3.1
20~40m ³ 未 満	99,961	99,033	928	0.9
40m ³ 以 上	237,821	228,711	9,110	4.0
井 戸	20,449 (1.5)	20,486 (1.6)	△ 37	△ 0.2
20~40m ³ 未 満	9,870	10,301	△ 431	△ 4.2
40m ³ 以 上	10,579	10,185	394	3.9

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている。

(3) 消防通信施設

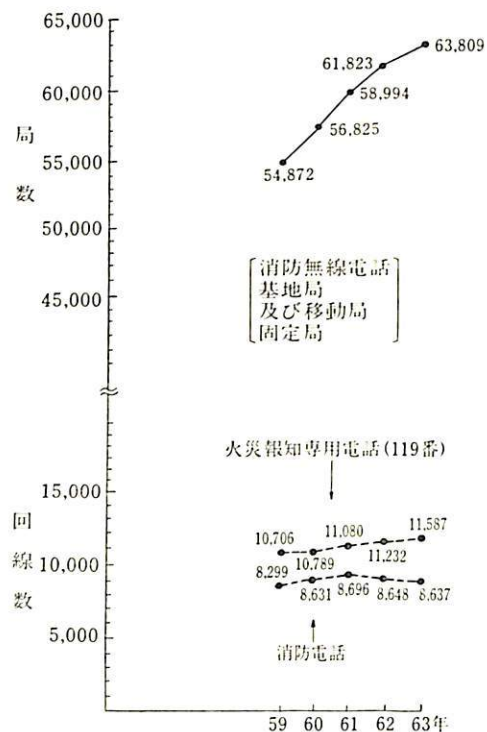
火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、昭和63年4月1日現在、全国の消防機関に1万1,587回線が設置され、逐年増加してきている(第1-7図参照)。

なお、火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、昭和63年4月1日現在、全国で、受信装置が127基、発信機が607基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

第1—7図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

イ 消防救急通信網

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。また、消防緊急情報システムやヘリコプターテレビ電送システム等、高度な機能を持った各種消防通信施設を導入する消防機関も徐々に増えている。

第2節 救急業務

1 実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和62年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数242万6,852件、搬送人員234万8,217人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が8万945件(3.5%)、搬送人員が7万4,832人(3.3%)増加している(第2—1表)。

第2—1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出 場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
58	2,227,930	4.8	2,150,796	4.9	515,066	23.1	1,068,950	48.0
59	2,255,113	1.2	2,182,772	1.5	511,763	22.7	1,086,043	48.2
60	2,327,368	3.2	2,255,999	3.4	540,830	23.2	1,133,322	48.2
61	2,345,907	0.8	2,273,385	0.8	548,979	23.4	1,129,725	48.2
62	2,426,852	3.5	2,348,217	3.3	560,932	23.1	1,185,410	48.8

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均6,649件(前年6,427件)、13.0秒(前年13.4秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している地域では、約51人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている(附属資料24)。

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている(第2—2表)。

第2—2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	11 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)
58	345,454	51.5	137,713	20.5	723,496	46.5	377,353	24.2
59	353,230	51.7	136,279	19.9	732,813	46.6	375,484	23.9
60	368,820	52.2	146,719	20.7	764,502	47.2	394,111	24.3
61	373,837	52.0	147,564	20.5	755,888	46.5	401,415	24.7
62	396,920	52.6	153,926	20.4	788,490	47.2	407,006	24.3

(注) 11大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市(事務委託団体を含む。)、北九州市及び福岡市をいう(第2—4表についても同じ。)



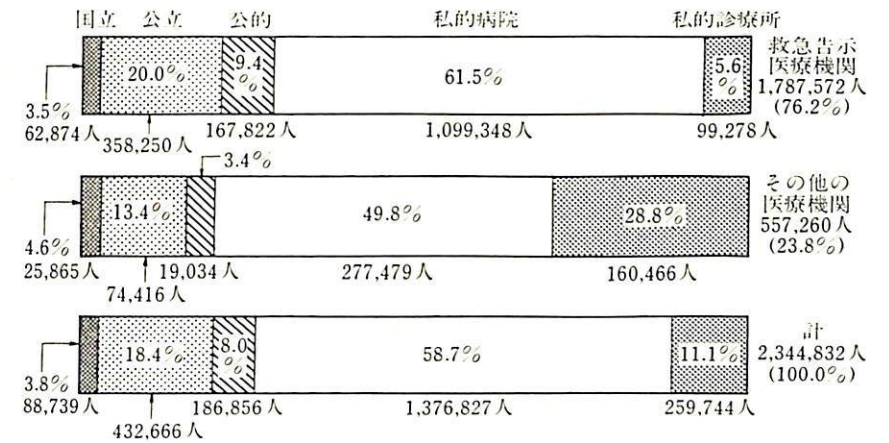
救急活動(東京消防庁)

(2) 医療機関別搬送人員の状況

昭和62年中の搬送人員234万8,217人のうち、医療機関に搬送された救急患者は234万4,832人であり、その76.2%に当たる178万7,572人が救急告示医療機関へ、残り23.8%に当たる55万7,260人が救急告示医療機関以外の医療機

第2—3図 医療機関別搬送人員の状況

(昭和62年中)



関へ搬送されている(第2—3図)。

(3) 傷病程度別搬送人員の状況

昭和62年中の搬送人員234万8,217人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した234万4,859人の状況は第2—4表のとおりであり、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の52.8%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は47.2%となっている。なお、軽症患者の割合は11大都市の方が高くなっている。

(4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況

昭和61年の消防法等の改正により、一定要件を満たす急病人が救急業務の対象とされ、昭和62年1月1日より施行された。

昭和62年中の急病の内訳をWHO(世界保健機構)が定める国際疾病分類(ICD)の項目別にみると第2—5表のとおりであり、循環系の脳疾患(16.0%)の割合が高くなっている。

(5) 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和62年中の搬送人員234万8,217人の収容所要時間(救急隊の出場から医療機関等に収容するまでに要した時間)の状況は、第2—6図のとおりである。

第2—4表 傷病程度別

事故種別	傷病程度	11 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		5,185 (1.4)	35,405 (9.7)	155,796 (42.8)	167,513 (46.1)	363,899 (100.0)	18,243 (2.4)	131,476 (17.6)
交 通 事 故		626 (0.4)	7,151 (4.4)	36,855 (22.7)	117,778 (72.5)	162,410 (100.0)	4,561 (1.0)	46,191 (10.1)
一 般 負 傷		285 (0.3)	3,661 (4.1)	24,537 (27.5)	60,749 (68.1)	89,232 (100.0)	1,354 (0.7)	20,750 (11.2)
そ の 他		1,142 (1.3)	17,815 (19.9)	41,885 (46.8)	28,561 (32.0)	89,403 (100.0)	3,977 (1.6)	90,781 (36.5)
計		7,238 (1.0)	64,032 (9.1)	259,073 (36.8)	374,601 (53.1)	704,944 (100.0)	28,135 (1.7)	289,198 (17.7)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

第2—5表 急病に係る疾病

分類項目別	循 環 系		消 化 系	呼 吸 系	精 神 系
	脳 疾 患	心 疾 患 等			
搬送人員 (人)	178,062	154,734	161,685	107,327	55,197
構 成 比 (%)	16.0	13.9	14.5	9.7	5.0

- (注) 1 急病に係る疾病分類とは、事故種別の急病について初診時における医師より分類したものである。
 2 「新生物」とは、胃の悪性新生物、白血病等その他の悪性新生物及びその
 3 「症状・徴候・診断名不明確の状態」とは、腹痛、頭痛、失神、めまい
 4 「その他」とは、上記の循環系から新生物までに分類された以外の疾病

搬送人員の状況

(昭和62年中)

他 の 市 町 村			全 体				
中 等 症	軽 症	計	死 亡	重 症	中 等 症	軽 症	計
305,321 (40.9)	292,155 (39.1)	747,195 (100.0)	23,428 (2.1)	166,881 (15.0)	461,117 (41.5)	459,668 (41.4)	1,111,094 (100.0)
127,754 (27.9)	279,801 (61.0)	458,307 (100.0)	5,187 (0.8)	53,342 (8.6)	164,609 (26.5)	397,579 (64.1)	620,717 (100.0)
55,066 (29.7)	108,148 (58.4)	185,318 (100.0)	1,639 (0.6)	24,411 (8.9)	79,603 (29.0)	168,897 (61.5)	274,550 (100.0)
102,975 (41.3)	51,362 (20.6)	249,095 (100.0)	5,119 (1.5)	108,596 (32.1)	144,860 (42.8)	79,923 (23.6)	338,498 (100.0)
591,116 (36.0)	731,466 (44.6)	1,639,915 (100.0)	35,373 (1.5)	353,230 (15.1)	850,189 (36.2)	1,106,067 (47.2)	2,344,859 (100.0)

いう。

分類別搬送人員の状況

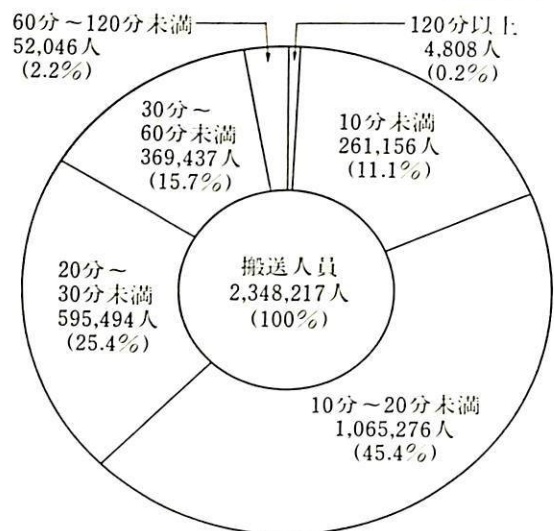
(昭和62年中)

感 覚 系	泌 尿 系	新 生 物	そ の 他	症 状 ・ 徴 候 ・ 診 断 名 不 明 確 の 状 態	計
53,698	42,110	12,122	173,017	173,142	1,111,094
4.8	3.8	1.1	15.6	15.6	100.0

の診断に基づく傷病名をWHO(世界保健機構)で定める国際疾病分類(ICD)によ

の他の新生物をいう。
 等の傷病名である。
 分類の全てである。

第2-6図 収容所要時間別搬送人員の状況
(昭和62年中)



(6) 転送の状況

昭和62年中の転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.2%に当たる230万6,649人で、残りの1.8%に当たる4万1,568人が転送されている。転送された人員の転送回数別の状況は、第2-7表のとおりであり、転送の理由は処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている(第2-8表)。

第2-7表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和62年中)

区分	転送なし	転送あり					計(B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)	
		1回	2回	3回	4回	5回以上			
急病	1,090,010	21,598	428	10	2	0	22,038	1,112,048	2.0
交通事故	611,368	9,390	199	4	0	0	9,593	620,961	1.5
一般負傷	269,749	4,982	111	2	0	0	5,095	274,844	1.9
その他	335,522	4,733	105	4	0	0	4,842	340,364	1.4
計	2,306,649	40,703	843	20	2	0	41,568	2,348,217	1.8

第2-8表 医療機関別転送理由の状況

(昭和62年中)

理由	収容できなかった医療機関	救急告示	非告示	計
処置困難	11,664 (45.6)	9,238 (54.8)		20,902 (49.2)
専門外	5,214 (20.4)	3,386 (20.1)		8,600 (20.3)
ベッド満床	3,955 (15.4)	1,121 (6.6)		5,076 (12.0)
医師不在	1,120 (4.4)	501 (3.0)		1,621 (3.8)
手術中	775 (3.0)	132 (0.8)		907 (2.1)
その他	2,872 (11.2)	2,479 (14.7)		5,351 (12.6)
計	25,600 (100.0)	16,857 (100.0)		42,457 (100.0)

(注) ()内は、構成比を示し、単位は%である。

(7) 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和62年中の搬送人員234万8,217人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は133万9,739人(搬送人員の57.1%、前年は57.6%)であり、前年に比較し、2万9,674人(2.3%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆の順となっている(第2-9表)。

(8) 交通事故に対する実施状況

昭和62年中の出場件数56万932件、搬送人員は62万961人で、前年に比較して出場件数が11,953件(2.2%)、搬送人員が6,835人(1.1%)増加している(附属資料24, 25)。

第2—9表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和62年中)

処置項目	事故種別					計
	急病	交通事故	一般負傷	その他		
応急処置対象搬送人員	645,746	318,600	176,716	198,677		1,339,739
止血	5,398 (0.6)	78,179 (17.4)	42,463 (17.4)	22,216 (7.7)		148,256 (7.8)
固定	4,738 (0.5)	48,016 (10.7)	27,081 (11.1)	18,278 (6.3)		98,113 (5.2)
人工呼吸	22,475 (2.5)	2,907 (0.7)	1,932 (0.8)	4,603 (1.6)		31,917 (1.7)
心マッサージ	28,201 (3.1)	3,315 (0.7)	2,178 (0.9)	5,212 (1.8)		38,906 (2.1)
酸素吸入	195,741 (21.6)	20,647 (4.6)	9,142 (3.7)	59,391 (20.7)		284,921 (15.1)
気道確保	88,577 (9.7)	12,620 (2.8)	6,232 (2.6)	19,154 (6.7)		126,583 (6.7)
保温	460,883 (50.8)	90,887 (20.3)	59,573 (24.5)	93,596 (32.6)		704,939 (37.4)
被覆	6,042 (0.7)	137,939 (30.8)	71,058 (29.2)	34,548 (12.0)		249,587 (13.2)
その他	95,732 (10.5)	53,757 (12.0)	23,860 (9.8)	30,437 (10.6)		203,786 (10.8)
計	907,787 (100.0)	448,267 (100.0)	243,519 (100.0)	287,435 (100.0)		1,887,008 (100.0)

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。
2 ()内は構成比を示し、単位は%である。

2 実施体制

(1) 実施市町村

救急業務実施市町村数は、昭和63年4月1日現在、3,021市町村(656市, 1,871町, 494村)で前年の3,019市町村(654市, 1,870町, 495村)に比較して2団体増加している(第2—10表)(東京特別区は、1市として計上している。以下同じ。)

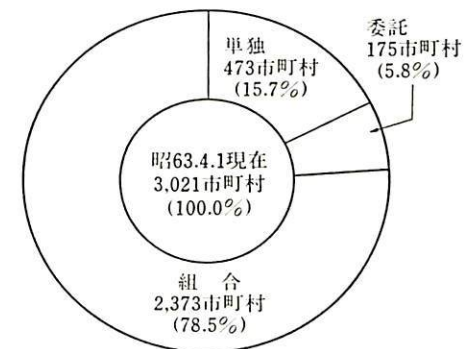
第2—10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	59	60	61	62	63
市町村数		214	2,987	3,002	3,003	3,019	3,021
対前年増加数		45	22	15	1	16	2
対前年増加率(%)		26.6	0.7	0.5	0.0	0.5	0.1
指数		100	1,396	1,403	1,403	1,411	1,412

(注) 実施市町村数は、昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

この結果、全市町村3,246のうち、93.1%(前年92.8%)に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の98.9%(前年98.8%)がカバーされることとなった(附属資料23)。なお、救急業務形態の内訳は第2—11図のとおりである(人口は、昭和60年国勢調査人口による。以下同じ。)

第2—11図 救急業務実施形態の内訳



また、実施市町村のうち、2,982市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、39町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

(2) 救急隊

救急隊は、昭和63年4月1日現在、3,890隊設置されており、前年の3,810隊に比べて80隊(2.1%)増加している(第2—12表)。

第2—12表 救急隊数の推移

区 分 \ 年	59	60	61	62	63
救 急 隊 数	3,593	3,696	3,738	3,810	3,890
対前年増加数	91	103	42	72	80
対前年増加率(%)	2.6	2.9	1.1	1.9	2.1

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

(3) 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。昭和63年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で7万1,346人となっており、このうち4万5,804人が、救急隊員として救急業務に従事している。なお、昭和63年6月1日には消防吏員服制準則(昭和42年消防庁告示第1号)を改正し、救急業務の適切かつ円滑な運営と救急隊員の士気高揚に資するため、新たな救急服を制定したところである。

(4) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、昭和63年4月1日現在、4,443台で前年の4,372台に比べ71台(1.6%)増加している。

(5) 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ収容するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置であり、昭和63年4月1日現在、全国で696基の救急指令装置が整備されている。

(6) 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和62年度までに厚生省の補助制度を活用し、31都府県に整備されている。

(7) 高速自動車国道における救急業務実施体制

高速自動車国道における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道における救急業務の実施状況は、昭和63年3月31日現在、総延長4,279.6kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは4,260.1kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは19.5km(中央自動車道恵那山トンネル8.6km、関越自動車道関越トンネル10.9km)である。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

なお、本州四国連絡橋公団においてもその管理する本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道が昭和63年4月10日より供用されたことに伴い、昭和63年度以降は同様の財源措置を講じることとなっている。

(8) 救急業務における感染防止対策

救急隊員は、その職務の性質上、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務をとおして他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、従来から救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の課目を設けるとともに、法定伝染病と疑われる者の取扱い並びに救急自動車及び積載品の消毒について消防機関等を指導してきたところであり、また、昭和57、58年度には、B型肝炎の感染防止対策等について調査研究を行うことによって、救急業務における感染防止対策の確立に努めてきた。

さらに、最近においてAIDS(エイズ：後天性免疫不全症候群)に対する社会的不安が高まったことを踏まえて、昭和62年2月に消防関係者と医療関係者等からなる「AIDS感染防止対策研究委員会」を設置し、救急業務等におけるAIDS感染防止対策が万全になされるように消防機関等を指導

しているところである。

(9) 集団救急事故及び大震災時における救急救護対策

集団救急事故対策、つまり大事故、大災害により傷病者が一度に多数発生した場合の対策については、昭和60年度の集団救急事故対策研究委員会における研究成果を踏まえ、各地方公共団体に対し、救急業務計画（特殊な救急事故の発生に備えるための計画）の作成、見直しを行うよう指導してきたところである。

特に大震災時における救急救護対策については、調査研究を行い、その検討結果を踏まえ、集団救急事故対策の一層の充実に努めている。

3 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、昭和63年4月1日現在、全国で5,869箇所となっている。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2-13表のとおりである。

第2-13表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
59	3,618	1,891	5,509	466
60	3,780	1,879	5,659	479
61	3,868	1,872	5,740	486
62	3,947	1,781	5,728	485
63	4,117	1,752	5,869	497

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在の数値である

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、昭和63年4月1日現在481箇所

整備された。このほか、在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、昭和63年4月1日現在367地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、昭和63年4月1日現在101箇所整備された。

消防庁では、救急患者の救命効率の向上を図るために傷病者観察カード(スコアカード)の導入、消防機関と救命救急センター等の間の緊急着信専用電話の設置を進めるなど救急医療機関との連携、協力について各都道府県及び市町村に対し指導を行った。

第3節 救助活動

1 実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

昭和62年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数1万8,501件、救助人員1万7,529人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数は422件(2.3%)増加しているが、救助人員は1,389人(7.3%)減少している(第3-1表)。

第3-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減率(%)	人員	対前年増減率(%)
58	15,954	0.0	14,407	△ 4.1
59	15,826	△ 0.8	13,690	△ 5.0
60	16,625	5.0	14,618	6.8
61	18,079	8.7	18,918	29.4
62	18,501	2.3	17,529	△ 7.3

(注) 昭和60年以降のデータは、消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。以下データについても同じ。

(2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3-2表のとおりであり、救助出動人員は、延62万3,364人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の77.0%、消防団員については、火災のみで84.9%を占め、水難事故、自然災害を含めると91.0%となっている。

また、救助活動人員は、延22万5,170人となっており、救助活動1件当たり12.2人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は水難事故の19.9人が最も多く、次に火災の17.5人で以下、自然災害17.4人、ガス及び酸欠事故14.4人の順となっている(附属資料27)。



救助活動(札幌市消防局)

第3-2表 事故種別救助出動及び活動の状況

(昭和62年中)

区分	事故種別										
	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	計	
救助活動件数	5,263 (28.4)	8,288 (44.8)	767 (4.2)	124 (0.7)	784 (4.2)	958 (5.2)	263 (1.4)	16 (0.1)	2,038 (11.0)	18,501 (100)	
救助人員	867 (5.0)	10,803 (61.6)	709 (4.1)	523 (3.0)	1,109 (6.3)	1,113 (6.3)	183 (1.1)	24 (0.1)	2,198 (12.5)	17,529 (100)	
消防職員	救助出動人員	253,357 (50.7)	131,574 (26.3)	18,136 (3.6)	1,748 (0.4)	17,413 (3.5)	15,421 (3.1)	7,684 (1.5)	982 (0.2)	53,412 (10.7)	499,727 (100)
	救助活動人員	84,350 (41.0)	71,439 (34.7)	10,431 (5.1)	911 (0.4)	7,615 (3.7)	9,401 (4.6)	3,771 (1.8)	143 (0.1)	17,837 (8.6)	205,898 (100)
消防団員	救助出動人員	104,953 (84.9)	1,166 (0.9)	6,083 (4.9)	1,534 (1.2)	75 (0.1)	62 (0.1)	196 (0.2)	242 (0.2)	9,326 (7.5)	123,637 (100)
	救助活動人員	7,998 (41.5)	530 (2.7)	4,836 (25.1)	1,242 (6.4)	15 (0.1)	— (0.0)	10 (0.1)	— (0.0)	4,641 (24.1)	19,272 (100)
1件当たりの救助活動人員	17.5	8.7	19.9	17.4	9.7	9.8	14.4	8.9	11.0	12.2	

(注) 1 ()内は構成比(%)

2 「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。

3 「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

2 実施体制

(1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村

昭和63年4月1日現在、消防法第36条の2の規定に基づき、及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は755本部となっており、当該消防本部の構成市町村（受託市町村を含む。）は2,549市町村であり、前年と比較して59消防本部、202市町村に救助隊が新設されている（第3-3表）。

第3-3表 救助隊の設置状況

区 分	救助隊設置 消防本部数	左の構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (昭60年国調)
昭和63.4.1現在	755	2,549 (601市, 1,543町, 405村)	112,108,963
昭和62.4.1現在	696	2,347 (551市, 1,419町, 377村)	107,499,609
対前年増減率(%)	8.5	8.6	4.3

(2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は755消防本部に1,256隊設置されており、救助隊員は1万6,995人となっている。このことは、1消防本部当たり1.7隊の救助隊が設置されており、1隊に13.5人の救助隊員が配置されていることとなっている（第3-4表）。

(3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が搭乗する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきたことから年々その整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、前記省令の施行に伴い、より専門化した機械器具の整備が図られているが、救助隊数に比較して不足している資機材が多い。このため、昭和62年度においては、新たに救助資機材等

第3-4表 救助隊数及び救助隊員数

区 分	救 助 隊 数			救 助 隊 員 数		
	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任	計
自治省令第3条の 規定による救助隊	356	900	1,256	4,645	12,350	16,995
うち 自治省令第4条の 規定による救助隊	280	203	483	3,625	3,010	6,635

（注）「専任隊」とは、災害時において専ら救助工作車で出勤し、救助活動を行う隊をいう。

「兼任隊」とは、災害の態様により、救助活動のほか消火活動等を兼ねる隊をいう。

「専任隊員」とは、専任隊の隊員のうち辞令又は職務命令により、専ら救助活動を行う者をいう。

「兼任隊員」とは、専任隊の専任隊員以外の者をいう。

第3-5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材

搭乗車両	救 助 工 作 車	はしご 車	スノー ケル車	ポンプ 車	タンク 車	化 学 車	その他	計		
		568	261	127	411	317	109	394	2,187	
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索	油圧スノーレッダー	油圧切断機	搬入エンジンカッター	チェンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器
	省令別表第2	空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送風排機
	642	190	204	369	953	701	783	684	386	2,144

総合整備事業を創設し、整備促進を図っているところである（第3-5表）。

(4) 救助隊員の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）により、専科教育の警防科に救助課程を設け、90時間以上の教育訓練を行っている。

また、消防本部においても月間又は年間の救助に関する訓練計画を樹立し、職場教育を定期的の実施している（第3-6表）。

第3—6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況

区 分	体 力 練 訓	ロ ー プ 基 本 応 用 練 訓	検 救 索 助 練 訓	各 種 救 助 器 具 取 扱 練 訓	各 種 救 助 事 象 想 定 練 訓	そ の 他 練 訓	計
実施延回数	152,865	61,265	64,795	46,554	28,446	25,257	379,182
実施人員	1,115,972	410,361	406,634	279,177	184,754	158,894	2,555,792
実施延時間	205,880	120,725	196,604	100,921	55,981	41,928	722,039

近年、救助活動は、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となっており、消防学校及び職場における教育訓練の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、救助隊員の教育訓練体系及びその内容の見直しと、そのための教材の開発について検討を行うこととしている。

第4節 防 災 体 制

1 防災に関する組織・計画

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を作成することとされている。

なお、石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとしている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援等、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置の要求等が定められている。

(1) 防災体制

ア 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

昭和62年度中の開催状況は、都道府県38団体(80.9%)で延べ42回、市区町村1,403団体(42.9%)で延べ1,712回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、20団体が地震対策部会を、8団体が原子力防災部会を設置するなどの措置により防災体制の強化が図られている。

イ 災害対策本部

昭和62年中に、都道府県においては、7団体で延べ21団体、市区町村においては、延べ899団体で災害対策本部が設置されている。

ウ 防災主管部課

都道府県においては、すべて消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置しているところもある。特に近年、都道府県の防災に果たす役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

エ 自主防災組織

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自主的に結成する組織である。昭和63年4月1日現在の自主防災組織数は、全国で5万6,626となっている。また、自主防災組織を有する市区町村は1,809団体あり、自主防災組織が組織されている地域の世帯数は1,482万9,065で、全世帯数に対する割合は37.1%となっている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき業務の大綱及び災害予防、災害応急、災害復旧に関する対策等を定めた防災に関する総合的な計画である。

昭和63年4月1日現在、都道府県地域防災計画は全都道府県において、また市町村地域防災計画も、ほぼすべての団体で作成されており、いずれも我が国の地域の総合的な防災対策の推進上重要な役割を果たしている。

また、近年は25都府県において震災対策計画が、12道府県において原子力災害対策計画が作成されるなど、一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画が作成されている。

(3) 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合的かつ実戦的な防災訓練を実施するよう指導している。

昭和62年度においては、都道府県が延べ177回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ3,675回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンビナート災害、林野火災、大火災の順になっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合(実働)訓練が圧倒的となっている(附属資料14)。

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。昭和63年3月31日現在、全国3,271市区町村のうち、2,467市区町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は8,454万人となっている。昭和62年度中の防火防災訓練災害補償等共済でん補金の支払い状況は合計30件、332万円となっている。

2 情報通信体制

災害時において、迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各種災害情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため消防庁では、総合的な消防防災無線通信ネットワークの強化を目指し、地方公共団体と一体となって、情報通信体制の整備を進めている。

(1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ無線通信網には、地上通信系と衛星通信系とがある。

地上通信系は、消防庁と47都道府県とを地上回線で結ぶ無線通信網であり、現在、消防庁所属の176局の無線局（建設省無線設備と共用）と各都道府県所属の無線局により構成されており、各都道府県当たり1回線（東京都のみ2回線）の直通回線により電話及びファクシミリによる相互通信と消防庁からの一斉伝達が可能である。

衛星通信系は、通信衛星「さくら2号」を利用した無線通信網であり、昭和58年度から国庫補助制度を設け整備促進を図っているところである。昭和63年3月31日現在、消防庁と愛知県、静岡県、千葉県及び山梨県の4県との間で運用を行っているほか、神奈川県、長野県の2県が整備中で昭和63年度中には運用開始となる予定である。

なお、通信衛星「さくら2号」は、昭和63年5月に「さくら3号」に切り換えられた。

(2) 都道府県防災行政無線通信網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この通信網は、電話及びファクシミリによる相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から市町村等関係機関へ一斉伝達する機能を有し、災害時において、地域の情報を収集するための車両等との通信も可能である。

消防庁では、この整備事業に対し、昭和48年度から国庫補助制度を設け整

備の促進を図っているところであり、その整備率は、昭和63年3月31日現在91.5%（42都道府県が運用中、1府が整備中）である。

(3) 市町村の消防・防災無線通信網

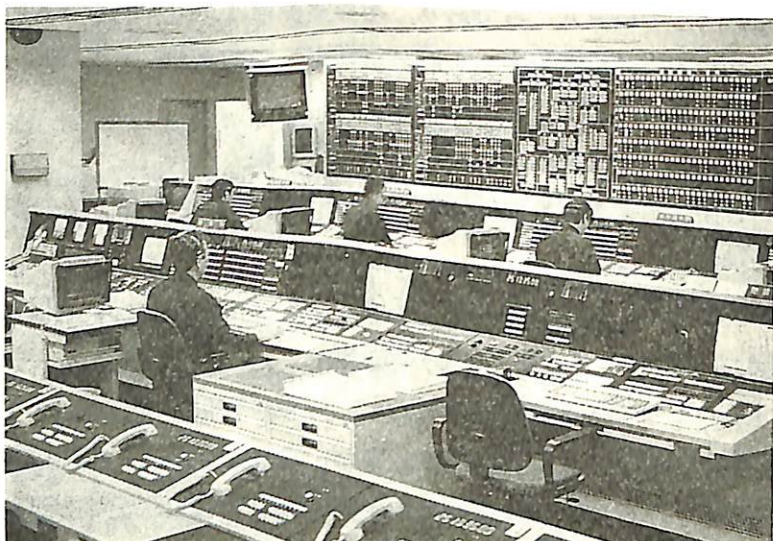
ア 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線通信網

市町村と集落等を結ぶ無線通信網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

同報系無線は、一方向の情報伝達手段として、市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達することのできる無線施設であり、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効である。また、移動系無線は、相互に通信できる無線施設のため、市町村の災害対策本部が集落の被災状況等を迅速かつ的確に把握するために有効であり、防災行政を効果的に運用するためには、同報系及び移動系の両施設の整備が必要である。

消防庁では、特に台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等防災対策の強化が急がれる地域等の市町村に対して、昭和53年度から国庫補助制度を設け、昭和62年度までの間に612市町村に103億2,723万円の補助金を交付した。しかし、昭和63年3月31日現在の整備率は、同報系40.5%、移動系65%にとどまっている。そこで、消防庁では、昭和61年度から新たに地域住民に対して一斉に情報を伝達することのできる同報系無線施設が防災まちづくり事業によっても整備可能となったことに伴い、国庫補助金と併せて、この事業を活用しての整備を強力に推進しているところである。

また、昭和63年1月には、郵政省から新たに、移動系無線として、災害対策上不可欠となる市町村と医療機関、交通機関等の生活関連機関や自主防災組織相互間等を結ぶことにより、より地域に密着した情報伝達体制が可能となる地域防災無線の免許方針が示されたことに伴い、既存の防災行政無線システムとの有機的連携を図りつつ、総合的な施設整備の推進に努めるよう指導する方針である。



消防指令センター（京都市消防局）

イ 消防・救急無線通信網

消防・救急無線は、消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うための無線通信網であり、その整備局数は、昭和63年3月31日現在6万3,809局であり、この一年間に1,986局増加している。

なお、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに搭載したテレビカメラで撮影し、消防本部にその映像を伝送したり、地図情報等を本部にファイリングしておき、火災現場等に画像伝送する等の機能の高度化が図られている。

(4) その他の防災通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、これら異なる組織体が協力して効果的な防災活動を行うためには、相互の情報交換のための通信網が必要である。このため、関係機関相互間で専用回線（有線）あるいは防災相互通信用無線（共通波）が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石油コンビナート地帯等の市町村に対して、これらの通信施設（特に無線施設）を整備し、災害時にその機能が十分発揮できるように、あらかじめ関係機関と調整する等その運用体制を確立しておくよう指導している。

(5) 情報通信施設の運用

上記の各情報通信施設については、最新技術の導入により、より高度な機能を有するものとなっているが、災害時にこれら機器のもつ機能を十分に発揮させ期待どおりの効果が得られるかどうかは、日常における運用取扱いいかんにかかっている。したがって、平素から①通信訓練の繰り返し実施②報告様式の定形化③機器の取扱い操作のマニュアル化等を図るようソフト面の指導をするとともに、ハード面でも、日常における機器そのものの適切な維持管理に努めることはもちろんのこと①災害時に生じやすい停電に備えての自動起動発電機やバッテリーの設置②万一故障した場合に備えての予備機器の確保等についても指導している。

第5節 広域応援体制

1 消防広域応援体制の整備

(1) 広域応援体制の推進

地震・風水害・林野火災等その被害が大規模で広域に及ぶ災害や高層建築物火災・石油コンビナート火災等の特殊災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは充分ではなく、地方公共団体の区域を越えた消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行うことができるよう広域的な消防応援体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防応援を行えるよう消防相互応援協定の締結が進められている。市町村間等の消防相互応援協定の現況は、昭和60年4月1日現在、都道府県内隣接市町村のみの協定数2,720、都道府県外を含む協定数445、全国協定総数3,165であり、応援災害別分類(重複計上)では、火災3,032、風水害2,026、救急1,350、救助1,183、その他1,904である。また、現在、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、山梨県、静岡県、大阪府、兵庫県、島根県、広島県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県の24府県が全県下を統一した消防相互応援協定(常備化市町村のみを対象とした協定を含む。)を結んでいる。さらに、特殊な協定として、高速道路(東名高速道路消防相互応援協定他)、港湾(東京湾消防相互応援協定他)、林野火災(四国西南地域消防相互応援協定他)や航空機(大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定他)等がある。

このほか消防組織法においては、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要のあるときは、都道府県知事は市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関して指示することができ、さらに消防庁長官は都道府県知事からの要請があったとき、他の都道府県知事に対し災害発生市町村の消防応援のため

必要な措置を求めることができることとされている。

消防庁では、これら消防相互応援の制度をより有効に活用し、効果的な消防広域応援体制を確立するため昭和62年5月に消防庁内に「消防広域応援体制検討委員会」を設置し、消防広域応援体制の整備と運用について検討を行い、「消防広域応援体制の整備と運用に関する報告書」を取りまとめた。消防庁では、この報告書を指標として消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導している。

さらに、消防広域応援を推進するため、都道府県下を統一した消防相互応援協定の締結の促進、全国的な広域航空消防防災体制の構築、無線通信運用体制の充実及び同一都道府県内での市町村の区域を越えて行われる消防広域応援に対する消防広域応援交付金制度の創設について今後検討していく必要がある。

(2) 広域航空消防応援

航空消防応援については、昭和61年5月に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」を策定し、消防機関の保有するヘリコプターによる広域的応援について、消防庁長官の都道府県の区域を越えた消防広域応援出動の要請に関する制度の積極的運用がなされるよう、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図った。さらに、昭和62年度からは消防広域応援交付金制度を創設し、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われる消防広域応援に対し、応援市町村に広域応援交付金が財団法人全国市町村振興協会から交付されることとなった。昭和62年度中に消防広域応援交付金制度の適用となった事例は10件あり、いずれも林野火災であった(第5—1表参照)。

2 広域防災応援体制の整備

大規模、広域的な災害に適切に対処するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をは

第5—1表 消防広域応援交付金制度適用事例

災 害 名 称	受援市町村	応援消防本部	応 援 内 容
京都府宇治田原町 (御林山)林野火災 (62.4.20)	宇治田原町	神戸市消防局	ヘリコプター1機空中消火
長野県更埴市 (高雄山)林野火災 (62.4.21)	更 埴 市	東京消防庁 横浜市消防局 川崎市消防局	ヘリコプター4機空中消火 東京 2機 横浜 1機 川崎 1機
長野県上田市 (住吉地区金剛寺) 林野火災 (62.4.21)	上 田 市	東京消防庁 名古屋市消防局	ヘリコプター2機空中消火 東京 1機 名古屋 1機
茨城県筑波町 (小田山)林野火災 (62.4.25)	筑 波 町	東京消防庁	ヘリコプター1機 偵察
栃木県栗山村 (小俣地内) 林野火災 (62.5.10)	栗 山 村	東京消防庁 横浜市消防局	ヘリコプター3機空中消火 東京 2機 横浜 1機
群馬県上野村 (檜原)林野火災 (62.5.11)	上 野 村	横浜市消防局	ヘリコプター1機空中消火
長野県王滝村 (三浦)林野火災 (62.6.6)	王 滝 村	東京消防庁 名古屋市消防局	ヘリコプター2機空中消火 東京 1機(含偵察) 名古屋 1機
兵庫県赤穂市 (福浦地区) 林野火災 (63.2.2)	赤 穂 市	大阪市消防局 京都市消防局	ヘリコプター2機空中消火 大阪 1機 京都 1機
長野県武石村 (浅間岳中腹) 林野火災 (63.2.5)	武 石 村	東京消防庁	ヘリコプター1機空中消火
山梨県御坂町 (八町山)林野火災 (63.2.20)	御 坂 町	東京消防庁	ヘリコプター1機 偵察

じめとする広域防災応援体制の確立を推進する必要がある。

地方公共団体間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方防災会議の協議会の設置、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対する応援の要求、地方自治法に基づく地方公共団体の長等相互間の職員の派遣の要求、消防組織法に基づく消防に関する市町村間の相互応援、水防法に基づく水防管理者から他の水防管理者等に対する応援要求等がある。

また、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方公共団体の長等から指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要求、自衛隊法に基づく都道府県知事等から防衛庁長官等に対する部隊等の派遣の要請等がある。

災害発生時において、これらの制度をより迅速かつ的確に運用するためには、関係機関相互間において、あらかじめ協定を締結することなどにより、応援要請の手続き、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について、あらかじめ具体的に定めておくことが望まれるが、このような広域防災応援協定の締結状況をみると、まず、都道府県間の応援協定は、昭和63年10月1日現在、わずか5協定にとどまっており、これらの協定に関与していない府県が17団体にのぼっている。また、その内容も、抽象的であったり、事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも十分でない状況にある。さらに、自衛隊との協定を締結している都道府県は多いが、その他の防災関係機関との間の連絡調整、連携については必ずしも十分なものとはなっていないこと、食糧や物資の供給、水道復旧、医療活動等の個別応援分野ごとの協定も、ごく一部の都道府県で締結されているにすぎないことなどの問題もある。

こうした状況の中で、消防庁においては、昭和62年度から「広域防災応援体制調査検討委員会」を設けて、災害特性、圏域特性等に応じた望ましい都道府県の広域防災応援体制の在り方について調査研究を行っており、昭和62年度には、過去の災害における広域防災応援に関する事例等を収集・整理して、応援要請手続き、現在の応援協定の有効性、事前の情報収集、災害現場

における指揮体制、関係機関との連携体制、情報連絡体制の整備と活用、物資・資機材の整備と活用など、広域防災応援体制に関する問題点・課題を明らかにしたところであり、昭和63年度には、さらに、その結果を踏まえて、主として都道府県間の広域防災応援を中心として、応援のマニュアルや応援協定のモデルの作成に向けて検討を進めているところである。

第6節 風水害対策等

1 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴う崖崩れ、土石流等土砂災害により、多くの人的被害を生じている。昭和57年7月の長崎豪雨、昭和58年7月の島根豪雨、昭和61年7月の鹿児島市における梅雨前線豪雨、昭和63年6月から7月にかけての豪雨等においても、死者・行方不明者の多くが、崖崩れ・土石流によるものであった。

このように、近年の風水害対策については、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の把握、情報連絡・警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害対策、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、次のような項目について地方公共団体に対し指導を進めている。

(1) 防災体制の確立

都道府県及び市町村においては、積極的に防災会議を開催し、防災関係諸機関との連携を強化するとともに、地域防災計画の内容を具体的、実戦的なものとするよう計画の積極的な見直しを行い、防災活動の円滑かつ的確な実施を確保する必要がある。なお、昭和63年4月1日現在で、防災会議に風水害関連部会を設置している都道府県は2団体、市町村は111団体であり、昭和62年度中に、都道府県で8団体（前年度11団体）、市町村で124団体（同124団体）で災害危険箇所、情報連絡体制等について、地域防災計画の修正を行っている。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あらかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、

その充実強化を図っておく必要があり、特に、災害地における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第4節、2参照）。

さらに、災害時において日ごろの防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、昭和62年度中には、都道府県では29団体で38回、市町村では延べ934団体で風水害を想定した防災訓練を実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

（2）災害危険箇所に対する措置

市町村においては、がけ崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかしながら、最近のがけ崩れや土石流等の災害は、これら指定区域等以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を、地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に周知徹底しておく必要がある。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

（3）警戒避難体制の確立

ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都道府県が増えており、今後こうした体制の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うとともに、住民に警戒を呼びかけるなど警戒体制の確立に努める必要がある。

イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、あらかじめ関係機関との連絡調整を図りつつ、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討し、これらを、地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底する必要がある。この際、高齢者、心身障害者、乳幼児、傷病者などのいわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講ずる必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達については、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員等の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

（4）二次災害防止対策の強化

土砂災害対策を推進するうえでは、警戒避難体制の強化等とともに二次災害防止対策の強化も重要な課題となっている。

台風、集中豪雨等に伴うがけ崩れ、土石流等土砂災害の発生が予想され、住民が避難したが、豪雨もおさまらず、住民が帰宅した後に土砂災害により、人的被害が生じた事例や、被災現場での救助救出活動中において、一刻も早い救出を実施するため、危険な状況下で活動が継続され、二次崩壊が発生し、更に甚大な被害に拡大した事例がみられるところである。

消防庁においては、地方公共団体に対し、災害発生後も、引き続き気象情報、災害現場の地理的状況の変化等について安全に留意しつつ、十分な警戒監視体制をとるとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行い、安全が確認されるまで、避難指示の発令を継続すること、特に、行方不明者

の捜索、応急工事の実施に当たっては、十分な注意、監視を行うことなど、二次災害防止対策の強化について指導している。

2 活動火山対策

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火、昭和61年11月の伊豆大島噴火など近年特に大規模な噴火が見られるところであり、特に、昭和61年11月の伊豆大島の噴火に際しては、全島民が島外に避難するという事態が発生していることにかんがみ、活動火山対策のより一層、具体的、実戦的な推進を図る必要がある。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村並びに大島町に対し、ヘリコプター離着陸用広場、退避壕及び退避舎の避難施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、①地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を整備すること、②地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、関係機関との連携を深めておくこと、③広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと、④時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう伝達体制を確立しておくこと、⑤火山活動の状況に応じて、登山規制、立入規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと、⑥防災関係機関との密接な連携の下に定期的に実戦的な防災訓練を実施するよう努めること等を指導している。

(1) 地域防災計画

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、火山噴火災害に関する地域防災計画を整備しているところであり、都道府県で4団体、市町村で13団体が整備している。

また、整備済の団体においては、最新資料の活用等により適宜見直しが行われているところである。

(2) 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するために、火山観測を行っている気象官署・大学や、実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管

区海上保安本部等との緊密な連携が行われている。

(3) 広域的な連絡・協力体制の整備

火山周辺の地方公共団体が複数の火山にあっては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備されている。特に、桜島、阿蘇山、草津白根山、有珠山、北海道駒ヶ岳の5火山関係で市町村防災会議の協議会が設置されており、それぞれ火山の爆発に関連する事前措置、その他必要な措置について指定地域防災計画が作成されている。

(4) 避難体制の整備

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう、その伝達体制が確立されている。また、避難誘導については、あらかじめ各防災機関の役割、誘導方法、避難先等がきめ細かく定められており、計画的な誘導が行えるようになっている。

(5) 観光客対策の整備

観光客、登山者等の立入りが多い火山にあっては、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるように、関係機関との協議がなされている。

(6) 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に実戦的な防災訓練が実施されている。また、その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮されている。

第7節 震 災 対 策

1 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

また、昭和58年（1983年）日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策の総合的推進に関する調査研究の結果に基づき、津波情報伝達体制の整備、津波監視体制の充実等地域防災計画の見直しを含む津波対策の推進について指導を強化した。

(1) 震災対策施設等の整備

地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を実施している。特に、震災時に予想される同時多発火災に対処し、初期消火、延焼拡大の防止、避難誘導、応急救護体制の整備等を促進するため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車等の特殊車両及び備蓄倉庫等の整備について逐次補助を行い、大震火災対策施設の整備を図っている。

なお、避難標識の設置については、公益法人による助成が行われている。昭和62年度末までの補助事業による大震火災対策施設の整備状況は第7-1表のとおりである。

(2) 地震防災対策強化地域における震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域（第7-2表、第7-3図）においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画

第7-1表 大震火災対策施設の整備状況

（単位：百万円）

区 分	昭和47年度～昭和62年度		左のうち昭和62年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽（60m ³ ）	306 (246)	804 (680)	76 (61)	202 (171)
“（100m ³ ）	3,381 (572)	10,004 (2,383)	174 (39)	604 (167)
“（飲料水兼用100m ³ ）	106 (39)	469 (210)	14 (6)	83 (42)
“（飲料水兼用1,500m ³ ）	27	1,942	2	154
可搬式小型動力ポンプ	5,185 (1,829)	2,005 (955)	178 (70)	80 (39)
電 源 車（大型）	49	429	0	0
“（小型）	15	54	0	0
起 震 車	56	161	1	3
防 災 指 導 車	12	81	0	0
震 災 救 援 車	8	39	1	5
備 蓄 倉 庫	19	360	8	56
そ の 他	8	224	—	—
計	—	16,572 (4,228)	—	1,187 (419)

(注) 1 () 内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。

2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

を、また、病院、百貨店、劇場、鉄道事業等、地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者がそれぞれ地震防災応急計画を作成し、地震防災応急対策に関する事項等を定めることとされている。消防庁では、地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体においてすべて作成されているが、地震防災応急計画についても、約3万7千の対象事業所のうち8割の事業所において作成済みとなっている。

さらに、地震防災対策強化地域については地震防災上緊急に整備すべき施

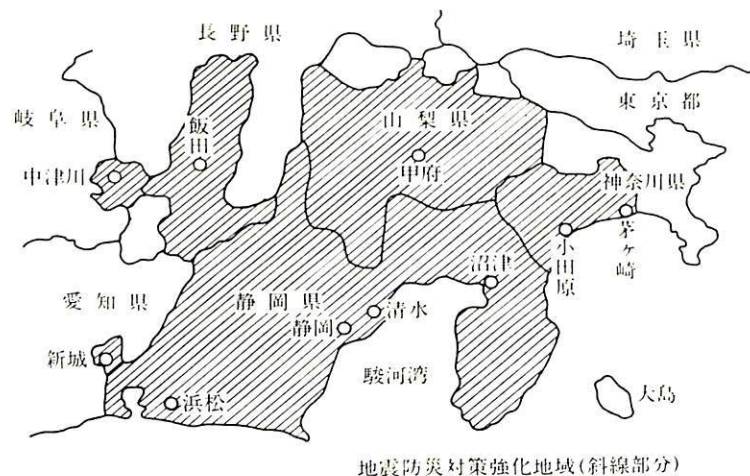
第7-2表 地震防災対策強化地域一覧表

県名	区 域
神奈川県	平塚市, 小田原市, 茅ヶ崎市, 秦野市, 厚木市, 伊勢原市, 海老名市, 南足柄市, 高座郡, 中郡, 足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市, 富士吉田市, 塩山市, 都留市, 山梨市, 大月市, 韮崎市, 東山梨郡春日居町, 同郡牧丘町, 同郡勝沼町, 同郡大和村, 東八代郡, 西八代郡, 南巨摩郡, 中巨摩郡, 北巨摩郡双葉町, 同郡明野村, 同郡白州町, 同郡武川村, 南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市, 伊那市, 駒ヶ根市, 上伊那郡飯島町, 同郡中川村, 同郡宮田村, 下伊那郡鼎町, 同郡松川町, 同郡高森町, 同郡阿南町, 同郡上郷町, 同郡阿智村, 同郡下条村, 同郡天竜村, 同郡泰阜村, 同郡喬木村, 同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全 域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

なお、長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月1日付で同県飯田市に合併・編入されている。

第7-3図 地震防災対策強化地域指定状況



地震防災対策強化地域(斜線部分)

設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。

なお、この法律の有効期限は、昭和60年3月、同法の一部改正法が成立したことにより、5年間延長され、昭和65年3月31日までとなった。地震防災対策強化地域内の知事は、この法律に基づき、地震対策緊急整備事業計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けているが、この計画には、昭和55年度からの10年間に地震防災上緊急に整備すべき避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められており、計画の総事業費は5,653億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第7-4表のとおりである。このうち、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については、国の負担割合が2分の1(通常は3分の1)とされている。

また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準

第7-4表 地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)

(単位:億円)

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 自 動 車	78
小 型 動 力 ポ ン プ	6
防 火 水 槽	124
消 防 専 用 電 話 装 置	2
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	9
耐 震 性 貯 水 槽	73
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	19
そ の 他	39
計	350

(注) 「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

(3) その他の地域における震災対策

大地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施など震災対策に万全を期すよう指導している。

(4) 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域及び南関東地域に大規模地震が発生するとの想定の下に、防災週間の主たる行事として、昭和63年9月1日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。当該訓練には、全指定行政機関、20指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の訓練も併せて行った。また、同日、南関東六都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市及び川崎市）においても、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練が実施された。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都府県との情報伝達訓練等を実施した。

(5) 震災対策に関する研究

消防庁は、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画上震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定めることの重要性から昭和60年度から昭和62年度までの3ヶ年において震災対策計画策定マニュアルの作成について調査研究を行った。

昭和63年度においては、震災時における情報収集体制の在り方等の調査研究を行っている。

2 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年（1982年）浦河沖地震、昭和58年（1983年）日本海中部地震及び昭和59年（1984年）長野県西部地震等による教訓を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

昭和62年度における都道府県及び調査対象都市（道府県庁所在市、道府県庁所在市以外の人口20万以上の市及び特別区の合計126団体。以下「都市」という。）を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

(1) 地域防災計画（震災対策編）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが25都府県、火災、水災等と同列の「節」を設けているものが22道県という状況となっている。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが71都市、「節」等を設けているものが51都市、「その他災害等」として扱っているものが4都市となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で13団体、都市で49団体となっている。

(2) 避難場所・避難路の指定状況

第7—5表 都市における避難場所の指定状況
(昭63. 4. 1現在)

指定箇所数	総面積	規模別			用途別		
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
12,171 (指定している都市126団体)	34,881 (公有地29,617 私有地5,264)	20ha以上	310	17,909	学 校 (校庭・グラウンド)	6,263	10,173
		20ha未満 10ha以上	372	5,406	公 園・広 場	4,112	11,608
		10ha未満	11,489	11,566	河 川 敷	121	2,662
					グ ラ ン ド (学校グラウンドを除く)	191	1,257
				そ の 他	1,484	9,181	

避難場所の指定については逐年進んでおり、昭和63年4月1日現在、調査対象団体126都市において12,171箇所が指定されている。その内容は第7—5表のとおりである。

また、避難路の指定については、23特別区のほか22都市が指定している。

(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

昭和62年度においては、42都道府県と110都市が震災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い(第7—6表)。

第7—6表 都市における震災訓練の実施状況
(昭和62年度)

区 分	総 合 訓 練	個 別 訓 練								
		職員参 集訓練	情報伝 達訓練	消 火 訓 練	避難誘 導訓練	救急救 助訓練	給食・ 給水訓 練	応急物 資輸送 訓練	その 他の 訓練	
訓練実施 延回数	162	37	1,901	10,099	6,805	4,463	1,086	12	3,383	
参加人員	2,577,251	14,983	1,180,448	1,181,935	1,754,077	435,888	152,811	9,782	470,151	

(注) その他の訓練には、起震車体験訓練等が含まれている。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、40都道府県と98都市において、起震車により地震体験等のほか、パンフレットの配布、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

(4) 備蓄物資の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

昭和63年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7—7表のとおりである。

第7—7表 備蓄物資の状況
(昭63. 4. 1現在)(団体数)

区 分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用 具	防 災 資 機 材			その他
	食 糧	飲料水	日用品		初 期 消火用	情 報 連絡用	避 難 救出用	
都道府県	9	4	33	6	9	25	28	6
都 市	72	24	96	64	51	98	100	16
区 分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用 具	防 災 資 機 材			その他
	食 糧	飲料水	日用品		初 期 消火用	情 報 連絡用	避 難 救出用	
都道府県	10	—	2	7	—	—	1	2
都 市	43	8	22	13	—	—	4	1

(5) 震災対策施設に対する助成措置等

昭和62年度において、市町村における震災対策施設の整備促進のため、都道府県が単独の助成制度により実施した主な事業は、第7—8表のとおりである。

第7—8表 震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)
(昭和62年度)(団体数)

事業名	都道府県
防災行政無線整備事業	14
自主防災組織の整備育成事業	5
耐震性貯水槽, 可搬式小型動力ポンプ整備事業	5
防災資機材等(食糧, 医薬品等を含む)整備事業	9
避難地, 避難路整備事業(誘導標識, 案内板等を含む)	2
備蓄倉庫, 防災倉庫整備事業	3
コミュニティ防災センター整備事業	1
大震用車両(震災救援車, 照明電源車等)整備事業	—
その他の整備事業	4

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第7—9表のとおりである。

なお、地方公共団体のほか、応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

第7—9表 震災時相互応援協定の締結状況
(昭63. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 山梨, 長野, 静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山, 石川, 福井, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 新潟 (8)
近畿府県災害対策協議会	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山 (7)
防災相互応援協定	岡山, 香川 (2)

(7) 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体は、それぞれ調査研究を実施しているが、昭和62年度には19都府県と31都市が調査研究を実施している。なお、その内容等は第7—10表のとおりである。

第7—10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況
(昭和62年度)(団体数)

調査研究内容 団体	被害想定に関するもの	地震予知に関するもの	避難地・避難路に関するもの	建造物の安全性に関するもの	危険物施設に関するもの	応急対策に関するもの	その他
	都道府県	14	5	1	2	1	—
都市	13	2	8	12	1	2	6

第8節 地域防災計画の見直しの推進

1 地域防災計画の現況

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされているが、昭和62年度においては、都道府県では35団体が、市町村では937団体が、それぞれ修正を行っている。

消防庁においては、地域防災計画の内容をより具体的、実戦的なものとするとともに地域の災害の危険性を総合的かつ科学的に評価する方策を検討するため、災害応急対策システムに関する調査研究、防災アセスメントに関する調査研究等を行ってきたところであるが、これらの成果を踏まえたうえで、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところである。

2 防災アセスメントの推進

(1) 防災アセスメントの推進

①の防災アセスメントとは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業である。地域の災害危険性を地域の実情に即して的確に把握することは、地域防災計画の中に盛り込まれている事業・施策の実効性を確保するための大前提であり、したがって、防災アセスメントは地域防災計画を見直す場合の基本的な作業であるといえる。

そこで、消防庁においては、昭和58年度に取りまとめた防災アセスメントに関する調査研究の成果を踏まえて、防災アセスメントの実施に関するマニ

ュアルを作成するとともに、地方公共団体に対し防災アセスメントを実施して地域防災計画を見直すよう指導しているところである。

(2) 防災アセスメントの実施状況

昭和62年度に、防災アセスメントを実施した上で地域防災計画を修正した地方公共団体は、都道府県ではなく、市町村においても34団体にとどまっている。これは、防災アセスメントの実施を指導してから日が浅いこと、その実施には専門的知識・能力が必要であること等によるものと考えられるが、今後、その実施に向けて努力する必要がある。

3 地区別防災カルテの整備

(1) 地区別防災カルテの整備

⑤の地区別防災カルテとは、集落、自治会、学校区等单位に災害に関連する各種の情報や当該地域の特性などを地図や台帳などにより一覧性の高い形でわかりやすく整理したものであり、行政機関が防災対策のために用いるだけでなく、住民の災害対策の指針として防災意識、防災知識の向上にも資するものである。

地区別防災カルテは、その作成目的から、行政機関が地域の実態に即したきめ細かな防災対策に用いるもの（行政活用型）と、住民の防災活動の指針として防災意識、防災知識の向上に資するもの（住民活用型）とに区分される。さらに、住民活用型の場合は、作成主体という面からみると、行政側が作成して広報・啓発の形で住民に提供するものと、住民自らが主体となって作成されるものに区分される。

地区別防災カルテに記載する項目は、対象とする災害の種別によって、また、行政活用型か住民活用型かによって異なるが、風水害について行政活用型地区別防災カルテに記載すべき項目を例示してみると、①人口の分布状況等（人口、面積、世帯数、災害弱者等）、②地盤の状況等（地盤、土地利用の現況、法指定危険区域・箇所等、河川浸水予想区域、土砂災害危険箇所等）、③家屋等の分布状況等（建物構造別分布状況、木造率、延焼危険度等）、④防災関係施設（国の施設、県の施設、消防機関、市町村の施設、防災センタ

一、病院、自主防災組織等)、⑤避難路、避難地等、⑥災害履歴などがある。

消防庁においては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により地方公共団体に対し、地域防災計画を見直す際には併せて地区別防災カルテを整備するように指導するとともに、地区別カルテ作成のマニュアルを作成したところである。

(2) 地区別防災カルテの整備状況

昭和62年度に、地区別防災カルテを整備した市町村は、5団体にとどまっているが、これは、防災アセスメントの実施状況が悪いことと同様の理由によるものと考えられる。

また、昭和63年4月1日現在、全国で80市町村において地区別防災カルテが整備されているが、その内容が充実したものとなっている団体は、いまだ多くない状況である。

今後、地区別防災カルテの整備に向けて、一層の努力が必要である。

第9節 防災意識の高揚と自主防災体制

1 防災意識の高揚

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因は複雑多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切なことである。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

a 秋季全国火災予防運動（昭和62年11月26日～12月2日）

昭和62年秋季全国火災予防運動では、「消えたかな！ 気になるあの火もう一度」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、高齢者、身体不自由者、乳幼児などの自力避難が困難な者の占める割合が高いことから、これらの人々が入所している社会福祉施設や病院における初期消火対策の強化、夜間を含めた防火管理体制の整備等、この種の施設における適切な防火安全対策を図ること。
- ② 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、主として家庭における防火安全の担い手である主婦を中心に火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識、技術の普及を図ること。
- ③ 百貨店、旅館、飲食店等不特定多数の者が出入りする防火対象物において火災が発生した場合、多大の人命危険が予想されることから、夜間

における避難誘導體制の確立及び消防用設備等の適切な維持管理の徹底を図ること。また、表示基準不適合対象物の是正推進を図るとともに、消防法令違反対象物に対しては、法的措置の徹底により防火安全の確保を図ること。

④ 防火安全を更に向上させるため、防災製品、火災避難用保護具等の防災機器の普及推進を図ること。

b 春季全国火災予防運動（昭和63年2月29日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

なお、昭和60年春季の運動から出火防止のため国民が特に留意すべき事項として「火の用心 7つのポイント」を次のとおり定め、広く国民に呼びかけることとしている。

<火の用心 7つのポイント>

- 1 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強い時は、たき火をしない。
- 4 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

イ 全国山火事予防運動（昭和63年2月29日～3月6日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の前半において実施している。昭和63年の全国山火事予防運動では、「集う森、声かけ合って火の始末!」を統一標語として、ハイカー等の入山者、農山村住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓蒙活動、駅、市役所・町村役場、登山口等への警報旗、ポスター等の配備、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓蒙、消

防訓練、研究会等の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

ウ 車両火災予防運動（昭和63年2月29日～3月6日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、昭和63年の車両火災予防運動では、車両、車庫、駅舎等の対象物に対して査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、また、地下駅舎等における防災体制の整備・充実を図った。

エ 文化財防火デー（昭和63年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

昭和63年の文化財防火デーは、第34回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。



文化財防火総合訓練（京都市消防局）

(2) 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人一人が、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心がけることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ放送を利用して、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等といった防災知識の普及啓発を行っており、昭和62年に行った普及啓発事業の内容は、第9-1表のとおりである。

第9-1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況
(昭和62年度)

放送内容等	放送局	放送曜日
テレビ5分番組 (ご存じですか? 防災ミニ百科)	日本テレビほか30局	毎週木曜日 (4月から1年間)

また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

(3) 119番の日

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年度から毎年11月9日を「119番の日」として設定した。

昭和62年の119番の日は、国では、「消防情報ネットワーク(119番自動通報システム)のあり方と将来展望」と題したパネルディスカッションを、消防本部では、消防通信指令センターの見学会や119番通報訓練等の行事を実施したほか、ポスターの作成等の広報活動を行い、「119番の日」の趣旨の徹底を図った。



119番通報訓練 (名古屋市消防局)

2 自主防災体制

(1) 地域の自主防災体制

ア 地域の自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

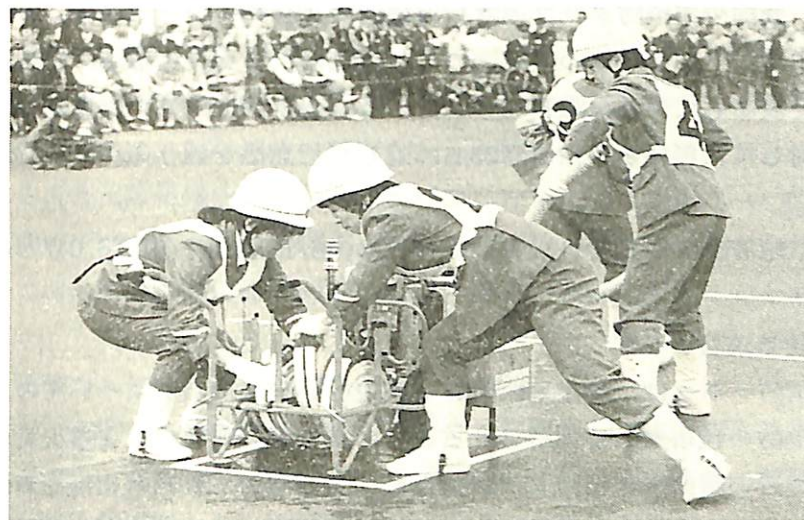
昭和63年4月1日現在では、全国3,268市区町村のうち、1,809市区町村で5万6,626の自主防災組織が設置されており、組織率(全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は37.1%となっている。組織率の高いところは、山梨県96.7%、静岡県96.5%、神奈川県82.0%、岐阜県73.0%、東京都72.7%、宮城県68.2%、愛知県65.1%等であり、東海地震に係る

地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方、組織率が10%未満のところも11道県あり、地域によって差が著しい(附属資料18)。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防火巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出、救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出、救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するため、延べ1,225市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,089市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は昭和62年度で合計19億8,454万円に達している。消防庁としても、財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の一環として行っている自主防災組織等が備える資機材に対する補助への協力、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行っているところである。また、昭和62年度は、自主防災組織の手引として、「わたしたちの街はわたしたちが守る」という啓発ビデオを製作し、各都道府県に配布するとともに、財団法人消防科学総合センターが宝くじ助成事業により行った「自主防災組織貸出し用防災啓発ビデオ」の作成配布に対し指導を行ったところである。今後とも関係団体と連携し、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進することとしている。

自主防災組織の育成を図るためには、平常時は防災訓練や防災知識の普及を行う場として使用し、災害時には自主防災活動の拠点となる防災センター及び平常時は高度の防災教育・訓練を行うとともに、広域的に防災用資機材等を備蓄し、災害時には物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備を促進する必要がある。消防庁においては、昭和60年度まで、これらの整備について補助を行ってきたところであり、この結果、昭和60年度までに補助事業により整備された防災センター等の数は257、広域防災センターの数は8となっている。また、昭和61年度以降は、防災まちづくり事



婦人消防操法大会

業により、整備を図っているところであり、同事業により、昭和61年度に11箇所、昭和62年度に21箇所の防災センターが整備された。

イ 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭の主婦等から組織され、日ごろ家庭における火気取扱いの責任者である婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災思想の普及等の活動を行っている。

なお、昭和63年4月1日現在、全国の組織数は1万3,816団体、221万3,326人となっている。

ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上15歳以下の少年少女により編成されるもので、少年達が少年少女の頃から火災を予防する方法や火についての問題を身近な生活の中から見出すとともに、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められている。

また、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長 消防庁長官）では、毎年、少年消防クラブやその指導者のうち優良なクラブと指導者に対して、その功績を表彰しており、昭和63年3月には14クラブに対して表彰旗を、49クラブに対して表彰楯及び指導者23名に対して記念品を授与して表彰を行った。

なお、昭和63年5月1日現在の組織数は、6,127団体、61万3,047人となっている。

エ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地を育成するため、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、昭和63年5月1日現在の組織数は、7,622団体、69万5,423人となっている。

(2) 事業所の自主防災体制

ア 自主防火管理体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の拡充、消防用設備等の設置維持だけでは十分でなく、国民が自らを守るための自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の防火対象物に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は必ずしもこれら防火対象物の実態に即したのものとなっていないこともあり、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できない場合もあり得る状況となっている。

今後、防火対象物やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

る。

イ 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれ进行操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。ただし、石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所については、消防法による自衛消防組織の設置の義務はないこととされている。

ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

エ 事業所の自主防災組織

ア～ウのほか、法令等により自衛防災組織等の設置が義務付けられていない事業所において、任意に自主防災組織が設置される場合が多くなってきており、その数は、昭和63年4月1日現在1,705組織となっている（附属資料19）。

さらに、最近では、地方公共団体の指導により、一部（27.2%）の事業所の自主防災組織にあつては、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めるなど、事業所の域を越えて積極的に活動をしているところもみられる。

第10節 予 防 行 政

1 防火管理制度

消防法は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならないこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

昭和63年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第10—1表のとおりであり、防火管理者選任率74.1%、消防計画作成率60.2%となっている。業種別の実施率をみると、社会福祉施設、旅館等では比較的高率となっているが、キャバレー、複合用途防火対象物、公会堂等は依然として低率となっている。階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するこの種の防火対象物は、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、高層建築物（高さが31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原者が分かっている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物全体の安全を図ることとされている。

昭和63年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第10—2表のと

第10—1表 全国の防火管理実施状況

(昭63. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者 を選任し ている防火 対象物数	選任率 (%)	消防計画を作成して いる防火 対象物数	
					対象物数	作成率 (%)
(一)	劇場等	2,384	2,055	86.2	1,823	76.5
		43,690	28,244	64.6	21,592	49.4
(二)	キャバレー等	1,750	909	51.9	619	35.4
		10,714	7,887	73.6	6,213	58.0
(三)	料理店等	6,533	5,078	77.7	3,782	57.9
		49,357	33,793	68.5	24,898	50.4
(四)	百貨店等	60,084	41,169	68.5	33,643	56.0
		51,403	45,572	88.7	40,556	78.9
(五)	共同住宅等	90,848	60,869	67.0	45,477	50.1
		22,262	19,948	89.6	18,340	82.4
(六)	社会福祉施設等	31,861	30,392	95.4	29,066	91.2
		14,742	13,836	93.9	12,944	87.8
(七)	学校	43,874	41,444	94.5	39,413	89.8
(八)	図書館等	2,423	2,004	82.7	1,734	71.6
(九)	特殊浴場等	1,486	1,193	80.3	1,061	71.4
		6,200	5,484	88.5	4,629	74.7
(十)	停車場	832	677	81.4	558	67.1
(十一)	神社・寺院等	17,717	12,516	70.6	9,202	51.9
(十二)	工場等	43,885	36,462	83.1	29,764	67.8
		99	93	93.9	86	86.9
(十三)	キャバレー等	1,015	812	80.0	696	68.6
		46	34	73.9	31	67.4
(十四)	航空機格納庫等	4,378	3,160	72.2	2,599	59.4
(十五)	事務所等	71,082	56,132	79.0	45,612	64.2
(十六)	特定複合用途 防火対象物	158,316	98,451	62.2	71,821	45.4
			(113,218)	(71.5)	(84,323)	(53.3)
(十七)	一般複合用途 防火対象物	24,835	16,535	66.6	12,533	50.5
			(18,526)	(74.6)	(14,213)	(57.2)
(十八)	地下街	62	56	90.3	55	88.7
(十九)	文化財	843	695	82.4	598	70.9
	計	762,721	565,500	74.1	459,345	60.2

- (注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。
 2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

(ロ)項及び(ハ)項に掲げるもの。第10—3表において同じ。)は265万143件である。また、11大都市の防火対象物数は70万6,901件で、全国の防火対象物数の26.7%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(74.2%)、一般複合用途防火対象物(62.2%)、準地下街(57.1%)等である(第10—3表)。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用

第10—4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(昭63.3.31現在)

特定防火対象物	事項	消防用設備				屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
		設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
劇場等		1,529	1,449	80	94.8	282	278	4	98.6				
公会堂等		4,211	3,956	255	93.9	357	356	1	99.7				
キャバレー等		82	71	11	86.6	7	6	1	85.7				
遊技場等		883	823	60	93.2	290	286	4	98.6				
料理店等		703	561	142	79.8	5	5	0	100.0				
飲食店		1,135	939	196	82.7	46	46	0	100.0				
百貨店等		9,500	8,224	1,276	86.6	2,416	2,395	21	99.1				
旅館等		13,521	12,696	825	93.9	827	826	1	99.9				
病院等		9,175	8,990	185	98.0	1,397	1,383	14	99.0				
社会福祉施設等		3,048	2,905	143	95.3	149	141	8	94.6				
幼稚園等		1,820	1,687	133	92.7	24	23	1	95.8				
特殊浴場		93	89	4	95.7	7	6	1	85.7				
特定複合用途防火対象物		14,147	13,508	639	95.5	3,334	3,301	33	99.0				
地下街		58	57	1	98.3	54	54	0	100.0				
準地下街		0	0	0	—	6	6	0	100.0				
計		59,905	55,955	3,950	93.4	9,201	9,112	89	99.0				

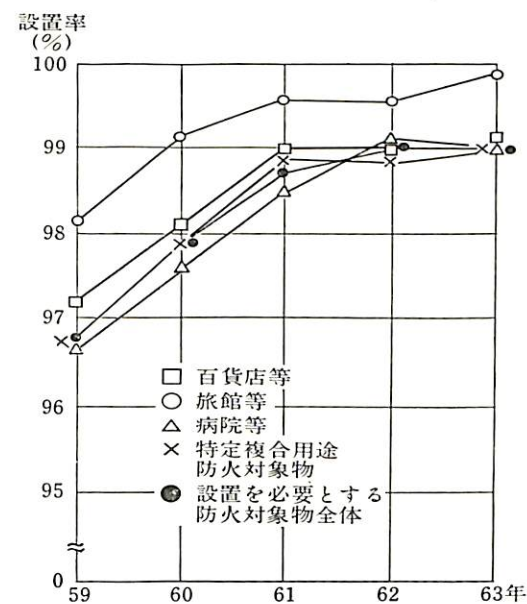
(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第10—4表に示すとおりであり、昭和63年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率が93.4% (前年93.1%)、スプリンクラー設備の設置率が99.0% (同99.0%) になっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第10—5図のとおりである。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措

第10—5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による防火対象物の防火対策の改善状況は、第10-5図にも示すとおり顕著である。

また、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機として、昭和56年1月に行われた消防法施行令の改正の結果、地下街等に設置を義務付けられたガス漏れ火災警報設備の設置についてはほぼ完了したところである(第10-6表)。

第10-6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況
(昭63.3.31現在)

防火対象物の区分	設置状況区分	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
地下街		52	52	0	100.0
準地下街		6	6	0	100.0
大規模特定防火対象物の地階		3,012	2,990	22	99.3
計		3,070	3,048	22	99.3

(注)「違反数」は、法令に違反し、ガス漏れ火災警報設備が設置されていない防火対象物数である。

なお、特別養護老人ホーム松寿園での火災を契機として、昭和62年10月に消防法施行令の改正が行われ、自ら避難することが困難な者が多数入所又は入院する社会福祉施設及び病院についてはスプリンクラー設備の設置範囲の強化がなされ、昭和63年4月1日より施行されているところである。

(3) 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格(消防設備士)制度、点検を行う者に対する資格(消防設備点検資格者)制度、定期点検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

昭和63年3月31日現在、消防設備士の数は延べ55万9,558人となっており(第10-7表)、また、消防設備点検資格者の数は第1種(消火設備系統)5万6,307人、第2種(電気系統)5万3,937人になっている。

第10-7表 消防設備士の数

(昭63.3.31現在)

類別 種別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	計
	(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	(泡消火設備)	(二酸化炭素消火設備等)	(自動火災報知設備等)	(金属製はしご等)	(消火器)	(漏電火災警報器)	
甲種 (工事)	(人) 72,607	20,535	17,475	168,417	13,328	—	—	292,362
乙種 (整備)	(人) 15,985	4,975	4,553	25,350	6,907	90,567	118,859	267,196

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内の物品等を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは、火災予防上特に有効であることから、消防法により、高層建築物、地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物(防災防火対象物)等において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(防災対象物品)には、所定の防災性能を有するもの(防災物品)を使用することが義務付けられている。

昭和63年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第10-8表に示すとおりである。

イ 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととされている。

また、この制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができないこととされている。

昭和63年7月31日までの防災表示者の認定数は2万4,146業者(このうち裁断・施工・縫製業者が94.3%を占めている。)で、前年同期と比較すると485業者(2.0%)の増加となっている。

第10—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(昭和63.3.31現在)

防火対象物の区分	使用状況区分	防火対象物数	カーテン・ドレン等を 使用している 対象物数	左のうち防災品を 全部使用しているもの (適合率%)	じゅうたん等を 使用している対象物数	左のうち防災品を 全部使用しているもの (適合率%)	展示用及び 大道具用の 台板を使用している対 象物数	左のうち防災品を 全部使用しているもの (適合率%)
(一) 劇公	劇場	2,893	2,041	1,735(85.0)	1,036	866(83.6)	177	141(79.7)
(二) 公	会堂	44,795	30,176	23,575(78.1)	13,584	9,782(72.0)	1,565	1,125(71.9)
(三) 公	バレー場	2,261	1,305	914(70.0)	1,168	736(63.0)	48	38(79.2)
(四) 公	技芸場	11,463	4,859	3,806(78.3)	2,852	2,008(70.4)	190	143(75.3)
(五) 公	料理店	8,327	5,409	3,849(71.2)	3,964	2,523(63.6)	140	92(65.7)
(六) 公	飲食店	55,541	30,641	22,799(74.4)	19,533	12,942(66.3)	807	604(74.8)
(七) 公	百貨店	83,530	34,581	25,057(72.5)	21,619	14,018(64.8)	2,753	1,979(71.9)
(八) 公	旅館	84,799	69,735	57,101(81.9)	53,296	40,469(75.9)	2,041	1,386(67.9)
(九) 公	病院	49,204	39,713	33,495(84.3)	17,454	13,142(75.3)	873	687(78.7)
(十) 公	福祉施設	38,832	32,074	27,120(84.6)	15,873	11,627(73.3)	917	662(72.2)
(十一) 公	幼稚園	19,773	15,664	12,869(82.2)	7,074	5,080(71.8)	486	351(72.2)
(十二) 公	特殊	1,686	1,368	1,139(83.3)	1,423	1,046(73.5)	15	14(93.3)
(十三) 公	テレビスタジオ	246	143	123(86.0)	79	70(88.6)	110	83(75.5)
(十四) 公	複合用途防火対象物	237,948	125,919	85,067(67.6)	82,215	49,157(59.8)	4,243	3,200(75.4)
(十五) 公	一般複合用途防火対象物	3,443	1,068	702(65.7)	572	369(64.5)	115	39(33.9)
(十六) 公	地下街	62	57	50(87.7)	48	44(91.7)	10	10(100.0)
(十七) 公	準地下街	7	7	4(57.1)	5	3(60.0)	0	0(—)
(十八) 公	層建築物	9,811	6,114	3,530(57.7)	5,076	3,069(60.5)	335	265(79.1)
	計	654,621	400,874	302,935(75.6)	246,871	166,951(67.6)	14,825	10,819(73.0)

(注) 防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

なお、昭和61年9月より衣服類、布張家具等の2品目が新たに防災製品に追加されている。

昭和62年度の防災製品の認定数は第10—9表のとおりである。

第10—9表 防災製品の認定件数

(昭和62年度)

側地・敷布・カーバール	ふ と ん 類							布張家具等		合 計		
	わた・フラスチック発泡ス・枕	ふとんとマット	座・ベドレ	毛布・ドットケット	ベッソル	テント類・シーリング	非常持出袋	防災頭巾	衣服類		完成品	側地
37	14		161		25	50	0	4	8	0	25	324

3 防火基準適合表示制度

昭和55年11月の川治プリンスホテル火災を契機として昭和56年に発足した「防火基準適合表示」制度は、当初旅館・ホテル等を一齐に実施する対象として始めたが、昭和58年には新たに劇場、百貨店等を追加し、これら防火対象物の防火安全に関する不備事項の是正推進に大きな効果をあげてきた。

(1) 「適マーク」交付状況

ア 旅館・ホテル等

防火基準適合表示制度の対象とされた収容人員30人以上、3階以上の旅館・ホテル等の数は全国で1万9,761件であり、そのうち、立入調査を完了したものは1万9,663件(99.5%)である。立入調査を終えた対象物のうち、「適マーク」を交付されたのは1万6,266件(交付率82.7%)である(第10—10表)。

第10—10表 表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)

区分	表示制度の対象となった旅館・ホテル等の数 (A)	左のうち、立入調査を完了した旅館・ホテル等の数 (B)[B/A]	「適マーク」が交付された旅館・ホテル等の数 (C)[C/B]
昭58.3.31現在	16,873	16,873 [100.0%]	12,435 [73.7%]
昭58.9.30現在	17,078	17,072 [99.9%]	13,165 [77.1%]
昭59.3.31現在	17,410	17,379 [99.8%]	13,646 [78.5%]
昭60.3.31現在	17,998	17,916 [99.5%]	14,397 [80.4%]
昭61.3.31現在	18,662	18,586 [99.6%]	15,083 [81.2%]
昭62.3.31現在	19,270	19,175 [99.5%]	15,797 [82.4%]
昭63.3.31現在	19,761	19,663 [99.5%]	16,266 [82.7%]

イ 劇場、百貨店等

劇場、百貨店等の表示対象物数は全国で2万1,981件であり、そのうち、立入調査を完了したものは1万9,888件(90.5%)である。立入調査を終えた対象物のうち、「適マーク」を交付されたのは1万854件(交付率54.6%)である(第10—11表)。

(2) 表示基準に係る不備事項の状況(劇場、百貨店等)

表示基準に基づく24の点検項目のうち、不適合の割合が高い項目は、「避難訓練の未実施」(該当する対象物全体の29.9%)、「防火区画の不備」(該当する対象物全体の17.0%)、「防災対象物品の未使用」(該当する対象物全体の14.4%)等となっている(第10—12表)。

第10—11表 表示制度の実施状況(劇場、百貨店等)

区分	表示対象物数 (A)	左のうち、立入調査を完了した表示対象物数 (B)[B/A]	「適マーク」が交付された表示対象物数 (C)[C/B]
(一)項イ (劇場、映画館等)	昭60.3.31現在	2,705 2,495 [92.2%]	1,043 [41.8%]
	昭61.3.31現在	2,704 2,524 [93.3%]	1,207 [47.8%]
	昭62.3.31現在	2,677 2,530 [94.5%]	1,301 [51.4%]
	昭63.3.31現在	2,705 2,580 [95.4%]	1,401 [54.3%]
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	昭60.3.31現在	4,337 4,057 [93.5%]	1,907 [47.0%]
	昭61.3.31現在	4,484 4,234 [94.4%]	2,293 [54.2%]
	昭62.3.31現在	4,550 4,362 [95.9%]	2,511 [57.6%]
	昭63.3.31現在	4,619 4,412 [95.5%]	2,666 [60.4%]
(四)項 (百貨店等)	昭60.3.31現在	13,908 11,940 [85.8%]	5,209 [43.6%]
	昭61.3.31現在	14,147 12,220 [86.4%]	6,033 [49.4%]
	昭62.3.31現在	14,360 12,554 [87.4%]	6,510 [51.9%]
	昭63.3.31現在	14,657 12,896 [88.0%]	6,787 [52.6%]
計	昭60.3.31現在	20,950 18,492 [88.3%]	8,159 [44.1%]
	昭61.3.31現在	21,335 18,978 [89.0%]	9,533 [50.2%]
	昭62.3.31現在	21,587 19,446 [90.1%]	10,322 [53.1%]
	昭63.3.31現在	21,981 19,888 [90.5%]	10,854 [54.6%]

第10—12表 点検項目別不備率(劇場, 百貨店等[(一)項, (四)項])
(昭63. 3. 31現在)

点 検 項 目	不 備 率 (%)			
	台 計	(一)項 イ 劇場, 映画 館等	(一)項 ロ 公会堂又は 集会場	(四) 項 百貨店等
1 防 火 管 理 等				
(1) 防 火 管 理 者	6.9	5.4	6.0	7.6
(2) 消 防 計 画	12.0	13.0	10.6	12.2
(3) 避 難 訓 練	29.9	28.7	27.2	31.1
(4) 共同防火管理協議事項	10.5	10.0	11.2	10.5
(5) 防火避難施設等	12.9	6.8	6.2	16.5
(6) 裸 火 使 用	3.3	2.1	0.8	4.2
(7) 防炎対象物品	14.4	14.1	14.0	14.6
(8) 点 検 報 告	13.9	16.1	9.2	15.0
2 消 防 用 設 備 等				
(1) 消 火 器	3.4	4.3	2.0	3.7
(2) 屋内(外)消火栓設備	11.2	11.2	6.7	12.8
(3) スプリンクラー設備	6.9	6.2	3.7	7.7
(4) 自動火災報知設備	10.1	11.4	6.6	11.0
(5) 漏電火災警報器	3.1	6.0	0.8	2.6
(6) 非常ベル・サイレン	3.5	5.1	2.3	3.5
(7) 放 送 設 備	5.4	8.6	5.5	4.6
(8) 避 難 器 具	8.5	9.1	5.4	10.0
(9) 誘 導 灯	10.9	12.9	8.4	11.3
3 危 険 物 施 設 等	5.7	5.2	6.2	5.7
4 少量危険物, 準危険物, 特殊可燃物	5.9	7.9	4.1	6.1
5 火気使用設備・器具	2.5	2.6	2.1	2.6
6 電 気 設 備	2.1	1.7	1.4	2.4
7 建 築 構 造 等				
(1) 建 築 構 造	11.5	12.9	5.6	13.2
(2) 防 火 区 画	17.0	17.4	14.5	18.0
(3) 階 段	6.6	7.5	3.7	7.6

4 消防同意及び予防査察等

(1) 消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めるために設けられた制度であり、その性格上、建築物について個別的、かつ、具体的な判断が要求されることから、建築物の防火に関する法令の規定について、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう行政組織の充実と連携の強化を図っている。

なお、昭和62年度の全国における消防同意事務処理状況は、第10—13表のとおりである。

第10—13表 消防同意事務処理状況

(昭和62年度)

申請 要旨	同 意		不 同 意				計		
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備		避難	その他
新 築	483,646	316,685	166,961	67	13	34	2	24	483,713
増 築	96,066	65,327	30,739	37	7	26	2	8	96,103
改 築	6,674	5,317	1,357	2	2	0	0	0	6,676
移 転	535	419	116	0	0	0	0	0	535
修 繕	90	54	36	0	0	0	0	0	90
模 様 替	157	77	80	0	0	0	0	0	157
用途変更	1,543	566	977	2	0	2	0	1	1,545
そ の 他	13,479	12,249	1,230	0	0	0	0	0	13,479
計	602,190	400,694	201,496	108	22	62	4	33	602,293

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

(2) 予防査察及び違反状況の改善

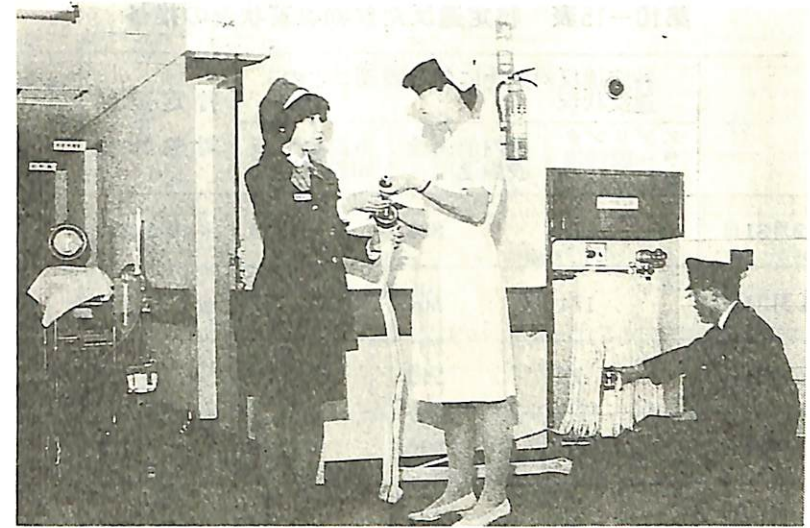
消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和62年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第10—14表のとおりである。

第10—14表 火災予防査察実施状況

(昭和62年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,558	25,145	981	7,435	5,042	35,855	64,571	78,416	
防火対象物の区分	(五)	(六)		(七)	(八)	(九)			
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	243,801	38,058	35,472	14,271	62,059	1,767	1,345	4,633	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジアム等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	
査察回数	1,923	19,662	194,499	213	10,332	197	85,850	107,725	
防火対象物の区分	(十七)		(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林		舟車
査察回数	149,272	62,986	368	6	3,602	456	0	3,171	1,262,671

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第4項、第8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、必要な消防用設備等の設置等の措置を講ずべきことを命ずることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき火災予防上必要があると認める場合又は火



防火対象物火災予防査察 (東京消防庁)

災が発生した際人命に危険があると認める場合は、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

消防庁では、悪質な防火対象物を一掃するため、昭和58年以來違反処理指導官を設置し、これらの規定に基づき消防長又は消防署長による警告、命令等が適正に行われるよう違反処理マニュアルの作成、ブロック会議の開催等により強力に指導している。

特に、1,500m²以上の特定防火対象物で、自動火災報知設備、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が過半にわたって未設置である特定違反対象物については、昭和59年以來重点的に是正の推進を図り、この結果、当初1,296件であった特定違反対象物が昭和63年3月31日現在では247件へと改善されてきている(第10—15表)。昭和62年度にこれらの規定に基づき発せられた命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第10—16表、第10—17表及び第10—18表のとおりである。

第10—19表 検 定 申 請 数 量

(昭和62年度)

種 別	区 分	型式試験		個 別 検 定
		型式試験	型式変更試験	
① 消 火 器	大 型	2	1	16,227
	小 型	67	47	3,405,175
② 消火器用 消火薬剤	大 型			29,240
	小 型	7		1,605,299
③ 泡 消 火 薬 剤		15		107,146
④ 消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引	39	32	425,069
	濡 れ			256
⑤ 結 合 金 具		8	1	435,293
⑥ 火 災 報 知 設 備	感 知 器	61	26	5,991,868
	発 信 機	5	8	319,469
⑦ 中 継 器		30	2	84,366
⑧ 受 信 機		50	26	161,447
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器				104,716
⑩ 閉鎖型スプリンクラー ヘッ ド		22	7	1,869,657
⑪ 流 水 検 知 装 置		12	14	8,894
⑫ 一 斉 開 放 弁		5	7	19,255
⑬ 金 属 製 避 難 は し こ		7	1	184,086
⑭ 緩 降 機				11,831
計		330	172	14,779,294

第11節 危 険 物 行 政

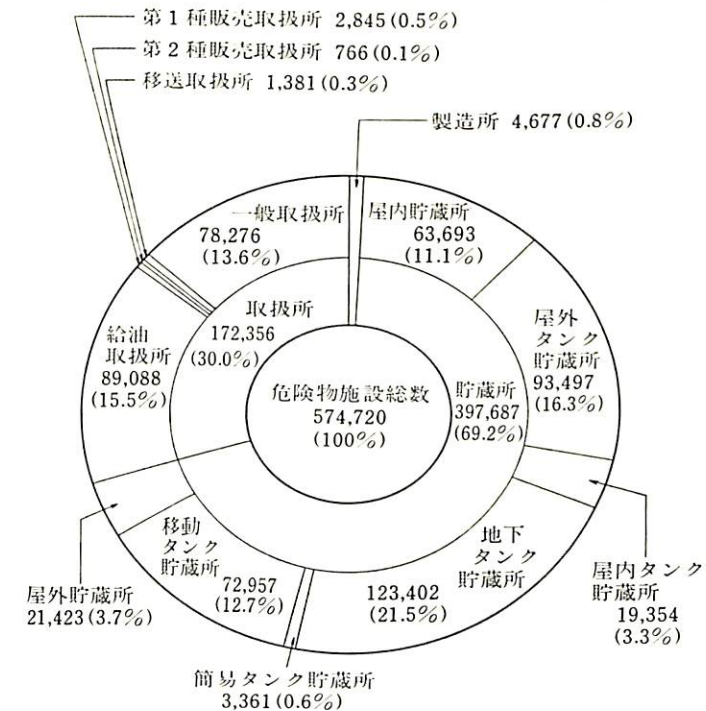
1 危 険 物 規 制

消防法は、同法別表に掲げる発火性又は引火性を有する物品を危険物とし、これらの危険物について保安上の規制を定めている。消防法別表は、危険物をその性質により6種類に分類しているが、貯蔵量、取扱量がともに圧倒的に多い物品は、ガソリン、灯油、軽油、重油等の石油類である。

一定数量以上のこれらの危険物は、製造所、貯蔵所及び取扱所に分類される危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を政令で定める

第11—1図 危 険 物 施 設 数 の 状 況

(昭63. 3.31現在)



一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないものとされている。また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める基準に従って行わなければならないものとされている。

(1) 危険物施設

ア 危険物施設の数

昭和63年3月31日現在における危険物施設の総数は、57万4,720施設で前年同期(62万783施設)に比べて4万6,063施設(7.4%)減少した。これは、昭和62年5月1日より灯油を容器に詰め替えるため固定した給油設備によって危険物を取り扱う一般取扱所を給油取扱所を含め規制することとしたため

第11—2表 危険物施設数の推移

年		59	60	61	62	63	増減率(%)	
施設		(A)			(B)	(C)	$\frac{(C/A)-1}{-1} \times 100$	$\frac{(C/B)-1}{-1} \times 100$
製造所		4,477	4,560	4,598	4,657	4,677	4.5	0.4
貯蔵所	屋内貯蔵所	63,598	63,878	64,081	63,980	63,693	0.1	△0.4
	屋外タンク貯蔵所	96,057	95,685	94,998	94,334	93,497	△2.7	△0.9
	屋内タンク貯蔵所	19,878	19,831	19,621	19,465	19,354	△2.6	△0.6
	地下タンク貯蔵所	117,715	119,749	121,254	122,509	123,402	4.8	0.7
	簡易タンク貯蔵所	3,742	3,638	3,531	3,435	3,361	△10.2	△2.2
	移動タンク貯蔵所	61,019	64,393	66,998	69,976	72,957	19.6	4.3
	屋外貯蔵所	24,397	23,651	22,936	22,178	21,423	△12.2	△3.4
小計		386,406	390,825	393,419	395,877	397,687	2.9	0.5
取扱所	給油取扱所	88,143	88,582	88,882	88,890	89,088	1.1	0.2
	第一種販売取扱所	3,221	3,124	3,040	2,939	2,845	△11.7	△3.2
	第二種販売取扱所	729	744	739	758	766	5.1	1.1
	移送取扱所	1,391	1,400	1,402	1,397	1,381	△0.7	△1.1
	一般取扱所	122,673	124,129	125,460	126,265	78,276	△36.2	△38.0
	小計	216,157	217,979	219,523	220,249	172,356	△20.3	△21.7
計		607,040	613,364	617,540	620,783	574,720	△5.3	△7.4

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

である。

施設別にみると、地下タンク貯蔵所が12万3,402施設(全体の21.5%)と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所の9万3,497施設(16.3%)、給油取扱所の8万9,088施設(15.5%)等となっている(第11—1図)。なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は55万8,631施設と全体の97.2%を占めている。

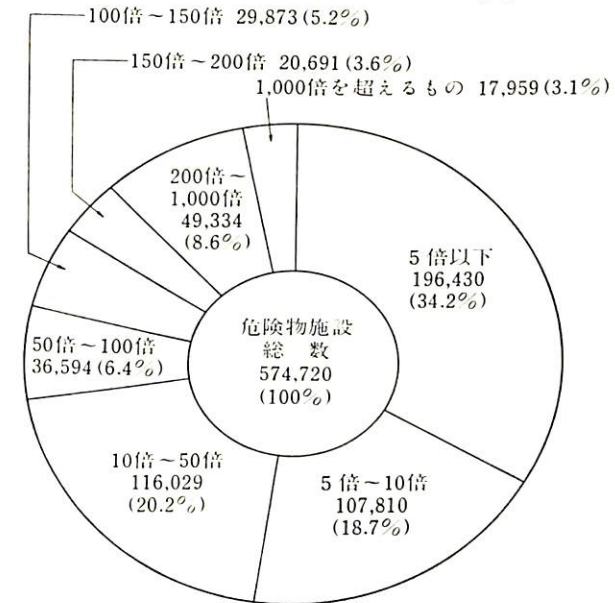
危険物施設数の最近における推移は第11—2表にみられるとおり、移動タンク貯蔵所、第二種販売取扱所及び地下タンク貯蔵所が高い伸びを示しているが、屋外貯蔵所、第一種販売取扱所、簡易タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び屋外タンク貯蔵所は減少傾向にある。

イ 危険物施設の規模別構成

昭和63年3月31日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第11—3図のとおりであり、規模別

第11—3図 危険物施設の規模別構成比

(昭63. 3.31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数量である。

の構成比は、前年同期と比較して、10倍～50倍が5.6ポイント減少し、5倍以下が2.4ポイント増加したほかは大きな差はない。

(2) 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者は、危険物取扱いの資格を得ることができる。

昭和62年度において危険物取扱者試験は全国で221回（前年度216回）実施されている。受験者数は、40万5,611人（同37万4,649人）、合格者は、19万1,898人（同18万1,421人）で平均の合格率は47.3%（同48.4%）となっている（第11—4表）。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では丙種が19万7,523人（全体の48.7%）と最も多く、次いで乙種第4類の18万673人（44.5%）となっており、この両方で全体の93.2%を占めている。合格者数でも丙種が11万6,107人（60.5%）、乙種第4類が6万127人（31.3%）となっており、この両方で全体の91.8%を占めている。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和63年3月31日現在、351万2,403人となっている。

第11—4表 危険物取扱者試験実施状況

(昭和62年度)

区分	種別	乙種								丙種	計
		甲種	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
受験者数	11,339	2,925	2,378	2,608	180,673	1,777	6,388	196,749	197,523	405,611	
合格者数	3,584	2,224	1,905	2,013	60,127	1,615	4,323	72,207	116,107	191,898	
合格率(%)	31.6	76.0	80.1	77.2	33.3	90.9	67.7	36.7	58.8	47.3	

(3) 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和62年度において、保安講習は、全国で延べ537回（前年度563回）実施

第11—5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分	受講者数	乙種								丙種	種類別 総計
		甲種	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
58	105,959	5,727	2,259	2,022	2,280	89,481	1,092	6,046	103,180	11,142	120,049
59	106,825	5,976	2,620	2,528	2,481	89,123	1,393	7,641	105,786	10,168	121,930
60	102,414	5,481	2,487	2,375	2,481	87,530	1,480	7,203	103,556	10,165	119,202
61	99,239	5,060	2,314	2,307	2,196	84,300	1,768	6,557	99,442	10,262	114,764
62	104,515	5,721	2,561	2,407	2,324	88,420	1,295	6,548	103,555	12,750	122,026

され10万4,515人（同9万9,239人）が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第11—5表のとおりである。

(4) 自衛消防組織等を設ける事業所

一定の危険物施設の所有者等で同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和63年3月31日現在における事業所総数26万4,871のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は、6万7,427であり、その状況は第11—6表のとおりである。なお、予防規程の作成を要する事業所

第11—6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

区分	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所
昭和59	244	1,669	12,481	71
60	257	1,718	12,825	58
61	261	1,727	13,481	58
62	265	1,732	13,828	62
63	267	1,729	67,427	60

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

数は、昭和62年5月1日より給油取扱所に予防規程の作成が義務付けられたため、大幅に増加した。

(5) 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り、危険物施設以外の場所での仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められている。

昭和62年度においてこの承認を受けた件数は、仮貯蔵が7,003件（前年度7,246件）、仮取扱いが7,812件（同7,979件）となっている。

(6) 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められていないが、当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。

昭和62年度においてこの承認を受けた件数は、4万1,376件（前年度4万7,712件）となっている。

(7) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。昭和62年度に実施された保安検査

第11—7表 保安検査の実施状況

区 分	年 度	58	59	60	61	62
特定屋外タンク貯蔵所に関するもの		437	327	242	272	288
特定移送取扱所に関するもの		9	10	8	9	10
計		446	337	250	281	298

は298件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは288件、特定移送取扱所に関するものは10件となっている（第11—7表）。

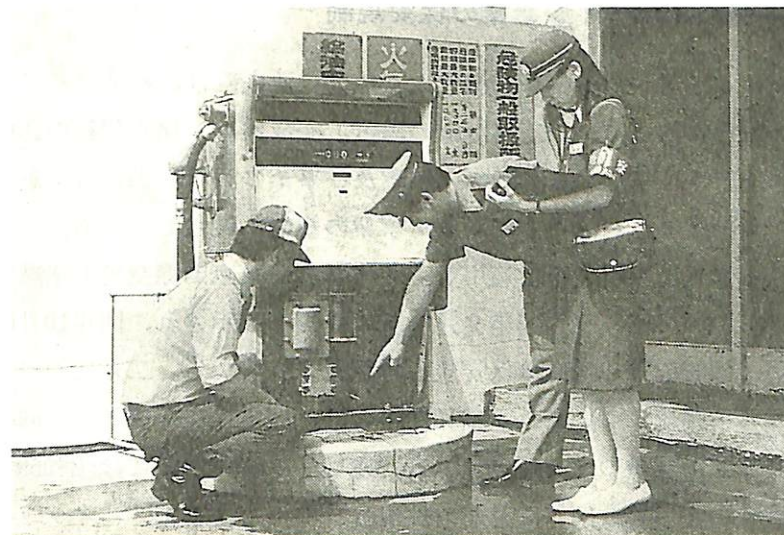
(8) 立入検査及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

昭和62年度においては、35万5,618（前年度38万4,309）の危険物施設について、延べ43万3,056回（同48万411回）の立入検査が行われている（第11—8表）。

第11—8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区 分	年 度	58	59	60	61	62
検 査 施 設 数		371,896	380,500	387,808	384,309	355,618
検 査 延 回 数		483,783	483,506	488,967	480,411	433,056



危険物施設立入検査（札幌市消防局）

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱いは、又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造、設備の基準に関する措置命令等を行うことができる。

昭和62年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、601件（前年度1,098件）となっている（第11—9表）。

第11—9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分 年度	危険物の貯蔵 取扱いに関する 遵守命令 (法第11条の 5)	施設の位置、 構造、設備に 関する措置命 令 (法第12条第 2項)	製造所等の 使用停止命 令 (法第12条 の2)	製造所等の 緊急使用停 止命令 (法第12条 の3)	危険物の無許 可貯蔵、取扱 いに関する措 置命令 (法第16条の 6)	計
58	964	780	25	68	233	2,070
59	727	644	34	46	237	1,688
60	695	815	23	68	196	1,797
61	386	479	17	42	174	1,098
62	148	282	16	48	107	601

2 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の規定に基づき、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可に当たって意見を述べること等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている新東京国際空港航空燃料パイプラインについては、昭和53年9月に基本計画が告示され、同年10月には工事計画が、昭和57年12月には保安規程が認可されている。二系統のパイプラインのうち一系統については、昭和58年3月に完成検査が完了し、同年8月からその事業用施設の供用が開始され、残る一系統については昭和59年6月に完成検査が完了し、同年8月から供用されている。また、パイプライン供用後は毎年、運輸省とともに、保安検査を実施するとともに、立入検査等を

行うことにより、石油パイプラインの保安の確保に努めている。

なお、石油パイプライン事業法の適用対象は、現在、新東京国際空港航空燃料パイプラインのみであり、これ以外のパイプラインは別途消防法において移送取扱所として規制されている。

第12節 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や海上への大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

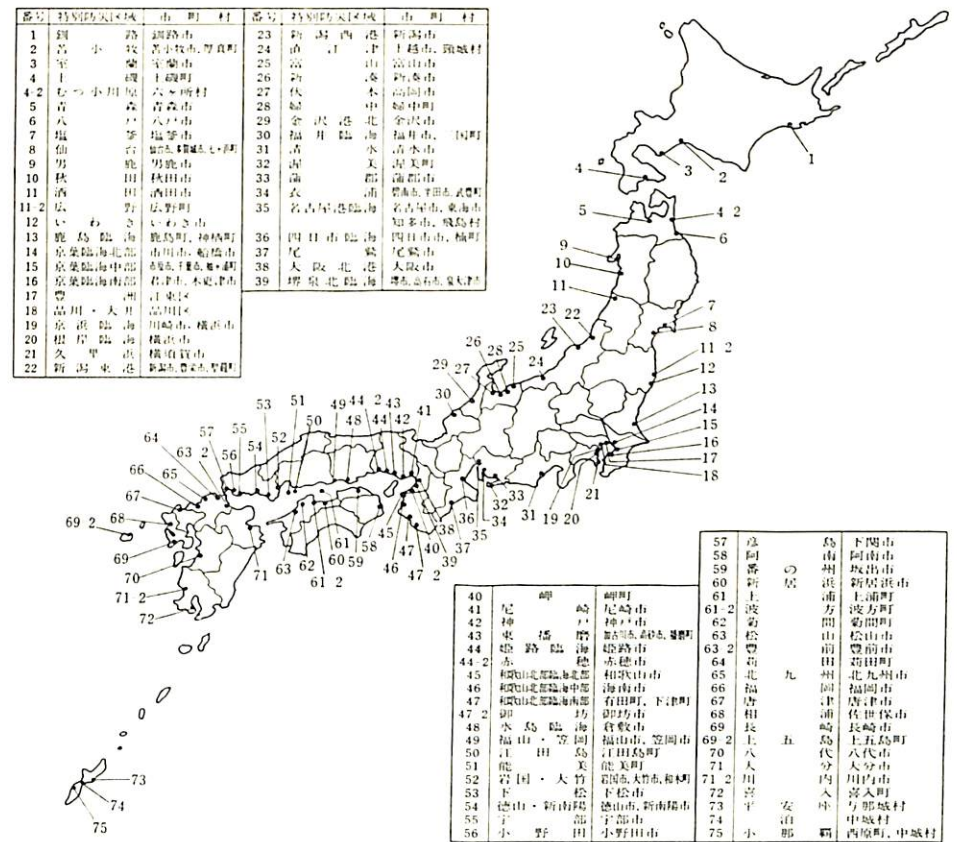
一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域(以下「特別防災区域」という。)を指定しており、昭和63年8月には上五島地区を新たに指定したところである。

特別防災区域の現況は、第12—1図のとおりであり、33都道府県にわたって83地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、昭和63年4月1日現在、第一種事業所が497事業所(このうちレイアウト規制対象事業所は235)、第二種事業所が416事業所となっている。なお、各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料22のとおりとなっている。

第12—1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(昭63. 9. 1現在)



(2) 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用負担の下にその設置を推進することとしている。昭和58年3月、宮城県の大塚地区において大塚港緩衝緑地が設置された。

2 防災体制

(1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が存在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

(2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。なお、特定事業所における異常現象の発生について消防機関等への迅速かつ的確な通報を徹底するため、昭和59年7月、異常現象の範囲を通告により明確にしたところである。

(3) 防災資機材の整備

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は十分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正して、これを強化した。

昭和63年4月1日現在、特別防災区域所在市町村には、大型化学消防車102台、大型高所放水車89台、泡原液搬送車98台、泡消火薬剤3,482Kl、消防艇37艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備15基、泡原液搬送車6台、泡放水砲10基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年度から特別防災区域所在市町村に対し、大型化学消防

車等の整備について補助を行っている。この補助を受けて昭和62年度までに、78団体で、大型化学消防車74台、大型高所放水車78台、泡原液搬送車68台が整備されている。

3 自衛防災組織等

(1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置及び防災管理者の選任を義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

昭和63年4月1日現在、913の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか102の共同防災組織、63の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時7,373人の防災要員、208台の大型化学消防車、155台の大型高所放水車、167台の泡原液搬送車、19台の大型化学高所放水車、43隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（特定防災施設等）を設置しなければならないこととされている。昭和63年4月1日現在、流出油等防止堤が207事業所に、消火用屋外給水施設が649事業所に、非常通報設備が913の全事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所の全てに必要な防災設備が設置されている。

(2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討するとともに、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方を研究し、

その結果を「自衛防災組織等のための防災活動の手引」として、昭和58年度には屋外タンク編を、また、昭和59年度にはプラント編を取りまとめ、さらに昭和61年度にはこれら手引の内容をより効果的に周知するため視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等に対する指導を行っている。

一方、特定事業者の重要な責務の一つである自衛防災組織等の防災業務が警備会社等の部外者に委託される事例が増加している。このような委託防災組織についてその実態を調査し、問題点の把握、委託する場合の要件等について研究し、昭和60年度にその内容を取りまとめ、消防機関を通じて委託防災組織等の充実強化について指導を行った。さらに、消防機関において、このような委託の実態を常時的確に把握し、特定事業者の防災業務の実施に関して適切な指導を行うことができるように、昭和61年8月に関係省令の一部改正を行ったところである。

4 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は235事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあっては62.0%、高圧ガスにあっては97.0%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況

昭和62年度における事業所の新設及び変更の届出件数は42件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和62年度における確認件数は31件であった（第12—2表参照）。

第12—2表 第一種事業所の新設等の届出の状況

区分	件数 年度	新設・変更届出件数					確認件数				
		58	59	60	61	62	58	59	60	61	62
新設	1	4	0	1	3	1	6	2	0	1	
変更	36	33	40	37	39	39	33	31	40	30	
計	37	37	40	38	42	40	39	33	40	31	

なお、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため、昭和61年度において、レイアウト規制に係る審査指針を作成し、また、届出を要しない軽微な変更の範囲を明確にする等の措置を講ずるとともに、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めている。

第13節 林野火災対策

1 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ② 火災予防の見地からの林野管理
- ③ 消防施設等の整備
- ④ 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、昭和62年度までに、31都道府県の770市町村にわたる180地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数あり、今後、より一層の推進を図っていく必要がある。

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に、消防無線、防火水槽、自然水利利用施設、可搬式消火機材、林野火災用工作機器及び空中消火等補給基地の林野火災用消防施設等の整備に対して補助を行っており、昭和62年度には、新たに有蓋防火水槽(40m³)及び小型動力ポンプ付水槽車を補助対象としたところである。

第13—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	消防無線		防火水槽	自然水利利用施設	林野火災用可搬式消火機材			林野火災用工作機器	空中消火等補給基地	小型動力ポンプ付水槽車
	無線機	受令機			可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ			
数量	853台	23組	2,061基	11施設	370組	55組	62組	52台	6基	2台

昭和62年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況は、第13—1表のとおりである。

2 広域消防体制の整備

(1) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及びヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

昭和62年度には、消防庁内に設けられた消防広域応援体制検討委員会において、林野火災活動マニュアルが取りまとめられた。このマニュアルは、林野火災発生時の広域応援を踏まえた、事前計画、指揮体制、情報伝達、ヘリコプター要請時の留意事項等がまとめられており、林野火災対策を進めるうえで有効な資料となっている。

(2) 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、従来、自衛隊法に基づく都道府県からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施される例が多かったが、消防庁では昭和61年5月「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、これに基づき、都道府県の要請により、地方公共団体が保有している消防ヘリコプターの応援出動による空中消火が実施されている。

過去10年間の空中消火の実施状況は第13—2表のとおりである。

なお、要請に基づき消防ヘリコプターが応援出動した数は、次のとおりで

第13—2表 空中消火の実施状況

年	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
実施件数	22	11	36	15	42	32	51	26	36	41

ある。

- ・昭和61年 1機（神戸市）
- ・昭和62年 19機（東京都10，横浜市3，川崎市1，名古屋市3，神戸市1，福岡市1）

また、昭和53年以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると、北海道11件、大阪府7件、広島県7件、香川県7件の順である。



ヘリコプターによる空中消火（長野県更埴市林野火災）

3 出火防止対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火によるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対策においては出火防止の徹底が特に重要である。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き次の事項を強力に推進している。

- ア 入山者及び林野周辺住民の防火意識のかん養を図ること。
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パト

ロールを強化すること。

ウ 「火入れ」にあたっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。

エ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で春季火災予防運動期間中の2月28日から3月6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

さらに、消防庁では、昭和58年4月27日に東北地方を中心として多発した大規模林野火災の教訓を踏まえ、林野火災対策の推進、出火防止対策、警防対策、空中消火体制等及び消防施設等の整備に関する留意事項を取りまとめ、林野火災の多発期を前に、昭和58年11月、総合的な通達を都道府県及び市町村に発したところである。また、昭和63年1月、異常乾燥注意報下に大規模な林野火災が発生したことから、通達を発し、出火防止対策の強化等の林野火災対策をより一層推進するよう地方公共団体に対し指導しているところである。

(2) 林野火災に係る調査研究

消防庁では、昭和57年度から3年度にわたって林野火災延焼シュミレーションモデルの開発を行うとともに、昭和58、59年度の2年度にわたって、林野庁と共同して異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方について検討を行った。

また、昭和60年度は、過去に大規模な林野火災が発生した日の気圧配置及び気象要素を統計的に整理分析することにより、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムを開発し、昭和61年度には、空中消火をより有効に活用するために、空中消火の実施時期の決定、効果的な消火剤散布方法等について総合的に検討を行い、空中消火をより有効に活用するためのマニュアルを作成した。

さらに、昭和62年度は、レクリエーションによる入山者の多様化、増大に対する効果的な林野火災対策に関する調査研究を行い、入山者に比較して林

野火災の発生頻度が高い地域を対象として、過去の林野火災の発生状況、レクリエーション入山者及び地域住民の防火意識、消防機関における予防対策の現状等を調査した。昭和63年度には、入山者に比較して林野火災の発生頻度の低い地域を対象として、同様の調査を行い、62年度の調査結果と比較検討することにより、効果的な林野火災予防対策を樹立すべく検討を行っている。

第14節 特殊災害対策

1 ガス災害対策

ガスによる災害を予防するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともに、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けており、また、消防法により、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、日本開発銀行による融資制度などにより設置の促進に努めてきたところである。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。昭和58年11月には、静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故で多くの死傷者を生じたことにかんがみ、秋の火災予防運動等を通じてガス漏れ事故防止対策を図るよう周知徹底し、事故の再発防止に努めているところである。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

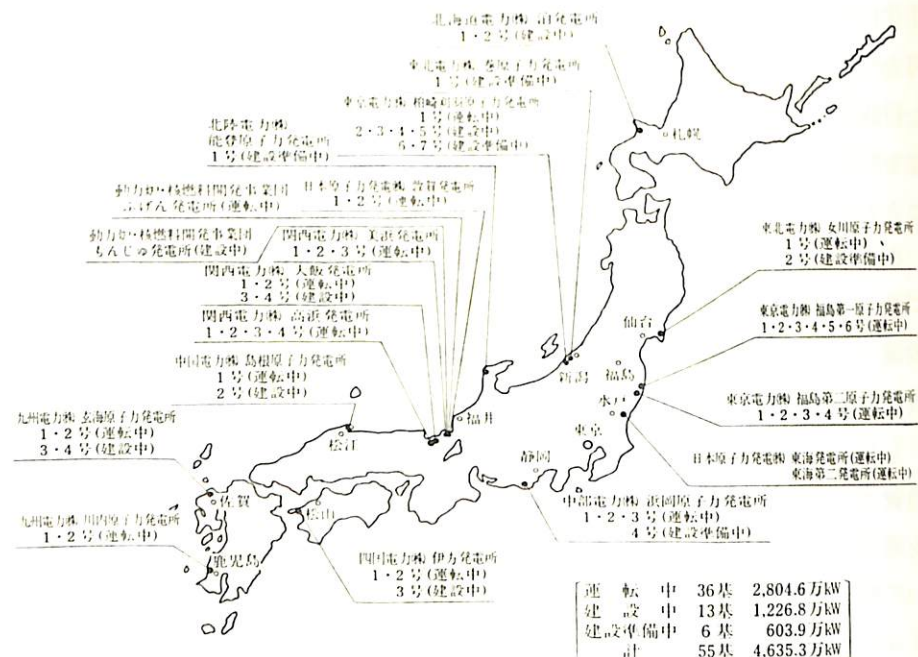
2 原子力災害対策

(1) 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっ

ているが、原子力発電所（第14—1図）等原子力施設については、原子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

第14—1図 原子力発電所立地地図
(昭和63年9月1日現在)



(注) 科学技術庁、資源エネルギー庁の資料による。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時の医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対

策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において、緊急時環境モニタリングの計画の立案、実施及び評価方法について「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の道府県及び市町村においては、「地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアル（昭和55年9月消防庁・科学技術庁通知）」及び「原子力災害対策避難誘導等のための手引（昭和56年1月消防庁通知）」等に基づき、その地域防災計画に原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害発生時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めてきた。

昭和61年4月に発生したソ連チェルノブイル原子力発電所の事故は、防災関係者に大きな衝撃を与えたが、消防庁においては、関係機関等を通じて防災体制に与える影響等に関する情報収集等に努めるとともに、現在の防災体制のより一層の充実を努めることとしている。

(2) 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素(RI)の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

昭和59年2月4日、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」がまとめられ、消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図ったところである。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

また、消防庁では、昭和63年3月、放射性物質輸送中の事故に際し、消防機関が行う消防活動等について「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を取りまとめ、各都道府県及び消防本部に通知したところである。

3 高層建築物及び地下街等の火災対策

(1) 高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制（消防法第8条の2）、防災規制（同法第8条の3）、消防用設備等の規制（同法第17条）が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実にできるよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

また、高層建築物については、最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する防災センターを中心とした消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

このため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、財団法人日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等からなる「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優良性を評価するとともに、積極的にその設置の促進を図るため、表彰及び融資制度を新たに創設し、技術開発の促進とその活用の推進を図ることとしている。

また、消防機関においては、高層建築物の火災に対応できる装備の科学化を図るとともに訓練を更に強化する一方、非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

(2) 地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難である上、中にいる人たちがパニック状態に陥いることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、昭和48年以後、建設省、消防庁、警察庁、運輸省、資源エネルギー庁（昭和55年10月から加わる）等により構成される地下街中央連絡協議会において、地下街の新設又は増設は厳に抑制し、原則として認めないこととし、公益上真に建設がやむを得ないとして認めるものについては、あらかじめ十分な措置を講ぜしめること等、厳しい規制を行ってきている。

また、消防法令上、地下街については、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため必要な規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故を契機に、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた、いわゆる「準地下街」の危険性と、地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになったため、地下街中央連絡協議会において、ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに、関係5省庁により、準地下街の新設又は増設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また、消防庁では、消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし、さらに、一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。

消防機関の活動については、地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資機材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが、前述の火災にかんがみ、地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業所との連携強化及び地下街等でのガス漏れ事故に関する消防戦術についてそれぞれ通達を出し、ガス保安対策を強化している。

4 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が増大しており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁との間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の防止に万全を期している。

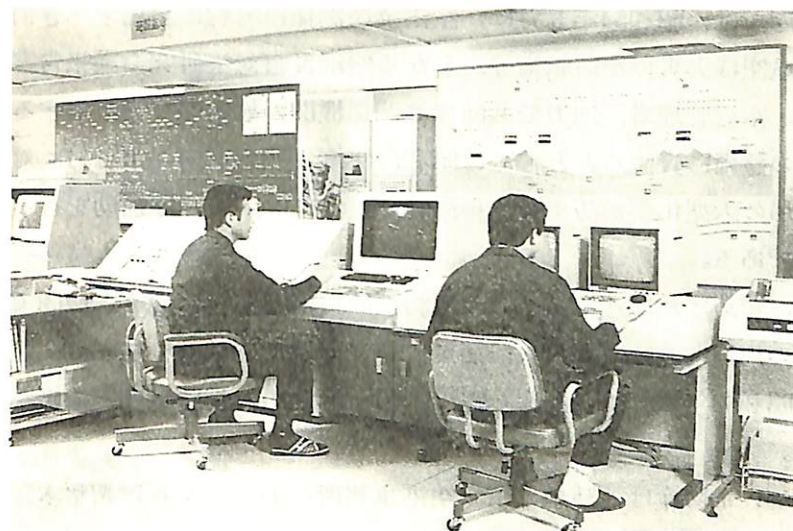
なお、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。

5 大規模交通災害対策

(1) 地下交通機関の防災対策

消防庁では、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、昭和47年11月「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示し、トンネル等における消火、避難設備等の設置の促進、トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図ってきたが、世界にも例を見ない規模の青函トンネルの出現に伴い、昭和63年2月「長大トンネルの防災対策に関する調査研究報告書」を取りまとめて示し、消防機関に対して所要の指導を行っているところである。

また、道路トンネルに関しては、昭和54年7月に発生した東名高速道路日



青函トンネル函館指令センター

本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示し、また昭和56年4月には建設省と協議のうえ「道路トンネル非常用施設の設置基準」を示して道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。

今後、大深度地下空間の利用の促進に伴い、地下鉄道、地下道路等の地下交通機関もますます大規模化、大深度化しつつ進展することが予想されるため、これらに係る消防防災対策の充実に努めるため所要の施策を講じていくこととしている。

(2) 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備を推進しているが、特に地方空港においては、一部の空港を除き整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、昭和54年3月に、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、昭和54年度より空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行っているところである。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、昭和63年4月1日現在、空港所在市町村の77消防機関が協定を締結している。

さらに、消防庁は、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に昭和62年8月専用電話回線を開設するなど、航空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであるが、昭和63年4月21日航空機の搜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に新たに関係機関として参加した。

6 毒劇物災害対策

毒劇物による災害の形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなどがある。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、道路法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和62年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は62件（前年72件）、死傷者は190人（同118人）であり、前年に比べて事故件数は減少したが、死傷者は大幅に増加した。事故の形態としては、漏えいが49件と最も多く、半数以上を占めている。

事故発生の際に消火、救急救助及び事故の拡大防止の措置等に従事する消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態の把握を含めて、今後とも毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

第15節 消防の教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことを任務としている。



消防大学校における授業風景

(1) 教育訓練

ア 教育訓練課程

消防大学校に現在設置されている教育訓練の課程は、2部8学科である（第15—1表）。

第15—1表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総 合 教 育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6 月以内
	幹部研修科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3 月以内
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1 月以内
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
	専 科	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。
予 防 科		予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3 月以内
教 育		救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2 月以内

イ 教育訓練の実施状況

消防大学校（消防講習所を含む。）の卒業生は、昭和62年度末現在で17,383人となっており、また、昭和63年度の計画人数は747人である（第15—2表）。

ウ 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者に共通した研究の場として、消防教育訓練研究会を毎年開催している。

この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

第15—2表 教育訓練の実施状況

学 科	卒 業 生			62 年 度		63年度計画	
	昭23.6～ 昭34.3 消防講習所	昭34.4～ 昭63.3 消防大学校	合 計	実施 回数	人 数	実施 回数	人 数
本 科	796	1,684	2,480	1	54	1	55
幹部研修科	—	209	209	2	102	2	110
上級幹部科	668	2,004	2,672	2	96	2	96
消防団長科	453	970	1,423	1	33	1	50
警 防 科	—	2,962	2,962	2	114	2	120
予 防 科	386	2,777	3,163	2	141	2	120
救 急 科	—	1,613	1,613	2	97	2	100
救 助 科	—	633	633	2	96	2	96
危険物保安科	—	327	327	—	—	—	—
教 員 科	—	244	244	—	—	—	—
専 修 科 等	817	840	1,657	—	—	—	—
合 計	3,120	14,263	17,383	14	733	14	747

（注）「専修科等」とは、臨時的又は試行的に設置された研究科、特別専修科等である。

エ 実務講習

複雑多様化した火災に対処するため、火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査の指導的立場にある者に対して火災調査講習会を実施している。

また、地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度の知識を修得させ、防災体制の強化に資することを目的として、都道府県及び指定都市の防災担当者に対し防災講習会を実施している。

（2）消防学校等に対する技術的援助

ア 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等から要請を受け、消防行政、予防技術、警防技術及び救助技術等の実務面の指導について講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

イ 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集・作成を行っており、現在までに40種類を作成しているほか、消防事象の変化に即応した内容の再検討や改訂作業を行っている。

また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学の視聴覚教材を必要に応じて消防学校等に貸し出している。

2 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されており、全国に54校ある。

(2) 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

(ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が充分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

(3) 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第15—3表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第15—4表のとおりであり、昭和62年度は前

第15—3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人、%)

区 分	昭和61年度	昭和62年度
初任教育	2,535(11.0)	2,584(10.2)
専科教育	10,241(44.4)	10,774(42.6)
警防科	3,582(15.5)	4,103(16.2)
子防科	3,154(13.7)	3,136(12.4)
機関科	530(2.3)	640(2.5)
救急科	2,975(12.9)	2,895(11.5)
幹部教育	4,620(20.0)	4,364(17.3)
特別教育	5,688(24.6)	7,561(29.9)
計	23,084(100.0)	25,283(100.0)

第15—4表 初任教育期間別消防学校数

(単位：校)

教育の期間	昭和61年度	昭和62年度
6か月	53	54
5か月	—	—
4か月	—	—
計	53	54

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

年度より1校増加し、全校（54校）が消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施している。

新規採用者の初任教育受講状況は、第15—5表のとおりであり、昭和62年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、2,300人で前年度に比べ105人増加しているが、受講率は89.4%と前年度よりわずかながら低くなっている（前年度90.0%）。また、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を受講した者は、2,300人で前年度に対し293人増加し、新規採用者に占める割合は89.4%と前年度より高くなっている（前年度82.3%）。

第15—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人，%)

区 分		昭 和 61 年 度	昭 和 62 年 度
初任教育を受けた者	6 か 月	2,007(82.3)	2,300(89.4)
	5 か 月	188(7.7)	—
	4 か 月	—	—
	小 計	2,195(90.0)	2,300(89.4)
初任教育を受けなかった者		243(10.0)	273(10.6)
計		2,438(100.0)	2,573(100.0)

(4) 教職員の状況

昭和62年度の消防学校教職員数の状況は第15—6表のとおりである。専任教員527人のうち派遣職員が132人に及んでいる。これは、消防活動や立入検

第15—6表 消防学校教職員数

(昭和63.4.1現在)(単位：人)

教 員				事 務 職 員			そ の 他			計	
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計
実員	派遣	実員	派遣								
395	132	37	—	564	129	11	140	61	5	66	770

(注) 臨時，嘱託，非常勤職員を除く。

査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動等に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校への研修や都道府県他の部局，市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点から消防学校教職員の育成と確保を行っていく必要がある。

3 全国消防救助技術大会等の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識，技術が要求されるに至っていることから、全国の消防職員が日ごろ練成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第17回大会は昭和63年8月19日に全国9ブロックの地区予選で優秀な成



全国消防救助技術大会

績を修めた203消防本部から890名が参加して横浜市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、陸上の部、水上の部とも種目内容、施設、用具及び安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

また、財団法人日本消防協会の主催による第11回全国消防操法大会が昭和63年10月12日に、第4回全国婦人消防操法大会が昭和63年10月26日にそれぞれ各都道府県代表が参加して開催された。

第16節 消防防災の国際化

1 国際協力・国際交流

(1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア・中南米諸国等の消防職員を対象とした消防行政集団研修、救急救助技術研修及び消火技術研修を実施している。消防行政集団研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和63年度においても約2か月にわたって実施された。これまでの受講状況は第16—1表のとおりである。また、救急救助技術研修は、昭和62年度から実施しており、昭和63年度においても約2.5か月にわたって実施された。これまでの受講状況は、第16—2表のとおりである。さらに、消火技術研修は、昭和63年度から新たに実施しており、7か国（パラグアイ、パプアニューギニア、インドネシア、ビルマ、タイ、フィリピン、トルコ）8名が受講している。

(2) 諸外国からの研修員受入

消防庁は、韓国政府の要請に基づき、2名の韓国の幹部消防職員を消防大学の救急科へ1名、救助科へ1名それぞれ入校させた。

また、国際協力事業団と協力して、ブラジル幹部消防官、メキシコの研修員を受入れ、東京消防庁などにおいて消防行政に関する研修及び視察研修を行った。

(3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、国際協力事業団と協力し、昭和63年2月から3月にかけてシンガポールに対し防災教育、危険物の取扱いに関し助言、指導を行うため、専門家4名を派遣し、また、同年3月から5月にかけては、ブラジルの首都ブラジリアの消防訓練センターで行われた中南米8か国を対象とした消防技術の第三国研修に対し助言、指導を行うため3名の専門家を派遣した。

さらに、同年6月にインドネシアに対し、昭和62年3月に実施した専門家

第16—1表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度											計	
	45~53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63		
1	ア	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
2	フ	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
3	バ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
4	ビ	7	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
5	イ	12	1	1	—	1	2	1	1	—	1	—	20
6	カ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
7	ラ	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
8	マ	10	1	—	1	1	—	1	1	1	1	—	17
9	ネ	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
10	パ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
11	フ	9	2	1	1	1	1	—	—	—	—	1	16
12	ン	10	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	17
13	ス	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2
14	タ	6	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	11
15	ベ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
16	韓	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
17	台	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
18	エ	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
19	イ	5	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	6
20	ヨ	—	1	—	—	1	—	1	—	—	—	—	3
21	サ	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
22	ス	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	3
23	ト	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
24	パ	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	3
25	プ	2	1	3	3	2	2	2	2	2	1	1	21
26	チ	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	2
27	香	—	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	6
28	シ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
29	リ	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2
30	コ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
31	ジ	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	2
32	ソ	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
33	ア	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	2
34	ハ	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	3
35	ハ	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
36	フ	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
37	イ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	2
38	ブ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
39	セ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
40	バ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
41	ホ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計		90	10	8	11	12	12	12	11	10	10	9	195

第16—2表 救急救助技術研修受講状況

(単位：人)

国・地域名	年 度			
	62	63	計	
1	バ	1	2	3
2	ト	1	—	1
3	ブ	2	3	5
4	シ	1	1	2
5	パ	1	—	1
6	マ	—	1	1
7	ス	—	1	1
8	イ	—	1	1
9	ベ	—	1	1
計		6	10	16

派遣に引き続き、消防はしご自動車の操作技術、警防体制、予防体制に関する助言、指導を行うため8名の専門家を派遣した。

以上のように、近年開発途上国への消防協力案件が増加しており、各国における消防の発展に大きな成果をあげている。

(4) 国際交流

昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Firefighters Association) が、義勇消防いわゆる消防団の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として設立され、我が国では財団法人日本消防協会が加盟しており、昭和62年10月には中国北京市において第2回アジア・オセアニア地域委員会が、昭和63年10月には英国ロンドン市において第2回ヨーロッパ・アフリカ地域委員会がそれぞれ開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs' Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立され、昭和63年11月にはシンガポールにおいて第15回総会が開催された。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

2 消防救助隊の海外派遣体制

昭和60年11月14日（現地時間13日）に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から同国政府の要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では大都市の意向を確認のうえ、これに積極的に協力することとして準備を進めたが同国政府の意向もあり実現には至らなかった。

その後政府においては、外務省を中心に海外で大災害が発生した場合のための国際緊急援助体制の整備を進めてきたが、昭和62年9月16日、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（昭和62年法律第93号）として公布施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、救助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。

また、この法律において、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、その職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなった。

市町村消防機関の救助隊員で構成される国際消防救助隊は、これまでも昭和61年8月22日（現地時間22日）カメルーン共和国ニオス湖周辺で発生した有毒ガス噴出災害や、同年10月11日（現地時間10日）に発生したエル・サルバドル地震に際して、政府派遣の国際緊急援助総合チームに参加し、支援活動や救助活動を行ったところである。また、昭和63年7月開催された「鹿児島国際火山会議」においては、第2回国際消防救助隊合同訓練を実施し、その高い救助技術が、鹿児島県民はもとより、海外の参加者からも賞賛されたところである。

現在、32の消防本部、385名の救助隊員が国際消防救助隊員として消防庁に登録され、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一員として出動する体制を整えている。昭和63年は、国際消防救助隊が海外の被災地域で緊急援助活動を行うに当たってのマニュアル（国際消防救助隊員手帳）や国際消防救助隊員証の整備を図ったところであるが、消防庁としては、今後とも外務省、国際協力事業団と密接な連携を保ちながら、携行資機材の整備や隊員の教育訓練のより一層の充実に積極的に努めていくこととしている。

3 基準・認証制度

昭和55年4月、ガット東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）を受諾し、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因の一つが我が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、基準・認証制度の市場開放措置が検討された。この結果、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策—最近の決定と今後の政策方向—」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを策定することとし、その骨格が同年7月にまとめられた。

この間、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証

制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度を導入するための消防法改正を行い、ついで昭和61年8月に消防法施行令を改正し、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、展示用繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板を防災規制の対象から除外している。また、消防用機械器具等の検定に係る細部の試験項目を4分の1程度削減する等所要の改善措置を講じたところである。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作業に参画しているところであり、昭和62年5月には、東京においてISO/TC21及び関連のSC、WG会議を開催するとともに、同年7月にはISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。我が国は、今後もこのような国際規格策定作業に積極的に参画し、消防機器等の国際標準化を推進していくこととしている。

4 国際防災の10年

昭和62年12月の第42回国際連合総会において、我が国をはじめとする93ヶ国から、1990年代を国際連合の賛助の下に国際社会が自然災害による被害軽減のための国際協力の促進に特別の注意を払う10年間(International Decade for Natural Disaster Reduction: 国際防災の10年(仮称))とする旨の共同提案が行われ全員一致で採択された。

我が国においては、昭和63年5月に、関係各省庁、地方三団体等により国際防災の10年準備連絡会議が設けられ、防災関係機関相互の情報連絡、意見交換が進められており、消防庁もこの会議に参画しているところである。

第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

1 活動状況

昭和62年中における全国の消防職団員の活動状況は、第17—1表のとおりである。

そのうち、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は70万4,618回で、前年を3万5,714回上回り、また、出動延人員では935万6,500人である。1日当たりの出動回数は1,930回、45秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が24.9%で一番多く、次いで火災出動が15.1%となっている。

2 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

昭和62年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は11人、同じく負傷した者は3,471人である。前年に比べて殉職者は8人、負傷者は258人減少している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが35.5%と最も多く、次いで演習訓練によるものが25.3%、救急によるものが4.6%となっている(第17—2表)。

3 安全衛生体制の整備

消防庁では、消防活動時の公務災害を防止し、安全対策を講ずるため、昭和58年7月に消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整

第17-1表 消防職員及び

区分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員
消防職員	59,283	1,191,902	29,637	327,613	5,874	26,903
消防団員	47,139	2,022,595	671	18,367	4,334	201,081
計	106,422	3,214,497	30,308	345,980	10,208	227,984
火災等構成比(%)	15.1	34.4	4.3	3.7	1.5	2.4
構成比(%)	1.9	11.4	0.5	1.2	0.2	0.8

区分	演習訓練		訓練指導		警防調査	
	回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員
消防職員	182,565	1,264,617	191,495	911,733	560,152	1,774,179
消防団員	114,557	4,420,611	15,822	389,309	27,094	325,100
計	297,122	5,685,258	207,317	1,301,042	587,246	2,099,279
構成比(%)	5.4	20.2	3.7	4.6	10.6	7.4

第17-2表 消防職員及び消防

区分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	4	2,123	0	570	0	9	0	161
消防団員	7	1,348	4	663	0	35	0	0
計	11	3,471	4	1,233	0	44	0	161
構成比(%)	100.0	100.0	36.4	35.5	0	1.3	0	4.6

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

備についての準則をそれぞれ示し、また、昭和59年8月に訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消防本部の安全管理体制の整備促進を図るとともに、事故防止の徹底を指導している。

消防団員の活動状況

(昭和62年中) (単位:回,人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火災等小計	
回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員
104,392	509,888	1,305	12,155	257,209	1,159,718	457,700	3,228,179
71,180	1,827,448	1,043	37,612	122,551	2,021,218	246,918	6,128,321
175,572	2,337,336	2,348	49,767	379,760	3,180,936	704,618	9,356,500
24.9	25.0	0.3	0.5	53.9	34.0	100.0	100.0
3.2	8.3	0.1	0.2	6.9	11.3	12.8	33.2

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員	回 数	延 人員
60,306	250,525	1,250,509	2,312,086	2,421,026	7,092,449	5,123,753	16,833,768
180	1,482	3,368	95,615	5,321	12,508	413,260	11,372,976
60,486	252,007	1,253,877	2,407,701	2,426,347	7,104,957	5,537,013	28,206,744
1.1	0.9	22.6	8.5	43.8	25.2	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

(昭和62年中) (単位:人)

演習訓練		特別警戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
0	469	0	1	0	0	4	913
1	412	0	33	0	4	2	201
1	881	0	34	0	4	6	1,114
9.1	25.4	0	1.0	0	0.1	54.5	32.1

また、消防職員の健康管理の徹底等を期するため、昭和58年3月に衛生管理体制の整備についての準則を示し、その整備の推進を図っている。

4 処 遇

(1) 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。消防職員の平均給料月額、昭和62年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢35.6歳で22万9,565円であり、一般行政職員の場合は平均年齢38.6歳で24万3,556円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が7万4,614円であり、一般行政職員は5万6,996円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせる勤務する制度であり、東京消防庁をはじめ一部の団体で採用されているほか、出勤頻度等業務の実態を勘案し、通信指令部門・救急部門等一部の部門において採用している団体もある。

4週6休制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則どおり画一的に適用することは困難であるが、消防本部においても、一般行政職員への週休2日制の実施状況

を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法で順次実施している。

ウ 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員を取り巻く勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

エ 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和62年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について2,283件であり、職員1,000人当たりの受理件数は17.4件となっている。ちなみに、警察職員は25.4件、清掃事業職員は60.3件である。

(2) 消防団員の処遇

ア 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの職員に対し、消防団員の労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出勤手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

昭和63年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出勤手当等について、第17—3表のとおり改善措置が講じられた。

第17—3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年 度	62	63
報 酬			
団 員 (年 額)		17,500	18,500
団 長 (年 額)		57,000	58,000
出 動 手 当 (1回当たり)		4,600	4,700
県 内 出 張 旅 費 (1回当たり)		5,890	5,890
公 務 災 害 補 償 負 担 金			
人 口 1 人 当 た り		3	3
団 員 1 人 当 た り		1,900	1,900
退 職 報 償 金 負 担 金			
団 員 1 人 当 た り		11,570	11,770

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第17—4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

第17—4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年 度	58	59	60	61	62
死 者		17	7	15	15	7
負 傷 者		1,358	1,408	1,407	1,546	1,348
計		1,375	1,415	1,422	1,561	1,355

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第17—5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

第17—5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年 度	階 級	勤 務 年 数		
		10 年 未 満	10 年 以 上 20 年 未 満	20 年 以 上
61	団 長, 副 団 長	9,340	10,070	10,800
	分 団 長, 副 分 団 長	7,870	8,600	9,340
	部 長, 班 長, 団 員	6,400	7,140	7,870
62	団 長, 副 団 長	9,570	10,330	11,100
	分 団 長, 副 分 団 長	8,040	8,800	9,570
	部 長, 班 長, 団 員	6,500	7,270	8,040
63	団 長, 副 団 長	9,670	10,430	11,200
	分 団 長, 副 分 団 長	8,140	8,900	9,670
	部 長, 班 長, 団 員	6,600	7,370	8,140

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第17—6表のとおりである（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）。消防協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものと同様である。

第17—6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年 度	58	59	60	61	62
死 者		3	2	2	1	1
負 傷 者		200	185	205	172	153
計		203	187	207	173	154

(注) 昭和63年7月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

ウ 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、アフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤続年数5年以上10年未満の団員で6万円、勤続年数30年以上の団長で70万円となっている（第17—7表）。

第17—7表 退職報償金支給額

(昭和63年度) (単位:円)

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	105,000	210,000	300,000	410,000	550,000	700,000
副 団 長	90,000	190,000	260,000	350,000	490,000	640,000
分団長及び副 分団長	80,000	170,000	230,000	310,000	430,000	580,000
部長及び班長	70,000	150,000	210,000	280,000	380,000	520,000
団 員	60,000	140,000	200,000	260,000	350,000	490,000

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払についても消防基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の2分の1であったものが全額となった。

昭和63年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,953市町村（全市町村の91.0%）、退職報償金支払業務については3,221市町村（全市町村の99.4%）となっている。

第17—8表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(昭和62年度)

補 償 の 種 類	支 払 人 員(人)	支 払 額(千円)
療 養 補 償	1,745	276,194
休 業 補 償	865	161,159
傷 病 補 償 年 金	6	10,485
障 害 補 償	154	222,569
遺 族 補 償	467	598,917
葬 祭 補 償	10	4,600
計	3,247	1,273,924

第17—9表 消防基金の福祉施設の実施状況

(昭和62年度)

福 祉 施 設 の 種 類	支 払 人 員(人)	支 払 額(千円)
外 科 後 処 置 費	6	115
補 装 具 費	1	58
休 養 費	1	98
療 養 費	6	1,003
ア フ タ ー ケ ア 費	6	15,224
休 業 援 護 金	784	48,951
介 護 料	13	5,491
奨 学 援 護 金	117	19,593
就 労 保 育 援 護 金	8	455
傷 病 特 別 支 給 金	1	1,140
障 害 特 別 支 給 金	14	4,770
遺 族 特 別 支 給 金	9	27,000
障 害 特 別 援 護 金	1	2,090
遺 族 特 別 援 護 金	9	34,000
傷 病 特 別 給 付 金	4	1,803
障 害 特 別 給 付 金	133	42,375
遺 族 特 別 給 付 金	361	110,738
計	1,474	314,904

る。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の昭和62年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第17—8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第17—9表のとおりである。

消防基金の昭和62年度の退職報償金の支払額は、10万2,809人（遺族を含む。）に対し190億4,089万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

5 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

(1) 叙 位

叙位は、国家又は社会公共に対して功勞のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

(2) 叙 勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功勞のある者を広く対象とすることとされ、生存者に対する叙勲については、毎年、春（4月29日）と秋（11月3日）に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

(3) 褒 章

消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は共同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付した者に授与される。

(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功勞者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功勞者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

ア 安全功勞者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

イ 防災功勞者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

(5) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と積年にわたる功勞に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

ア 随時表彰

- a 特別功勞章 災害において消防作業に従事し、功勞抜群で他の模範となると認められる消防吏員又は消防団員に授与される。
- b 顕 功 章 災害において消防作業に従事し、功勞特に顕著な消防吏員又は消防団員に授与される。
- c 功 績 章 災害において消防作業に従事し、功勞多大な消防吏員又は消防団員に授与される。
- d 顕 彰 状 職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員に授与される。
- e 表 彰 状 災害現場において功勞顕著な者で上記三章（a～c）を授与されるに至らない者、功勞顕著な消防機関及び消防作業に協力し功勞顕著な部外の個人又は団体に授与される。
- f 賞 状 災害において消防作業に従事し、功勞顕著な消防隊に授与される。

与される。

イ 定例表彰

- a 功 勞 章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施についてその成績特に優秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で（消防吏員及び消防団員にあってはこれに準ずる者を含む。）、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。
- b 永年勤続功 勞 章 25年以上勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表 彰 旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。
- d 竿 頭 綬 表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授与される。
- e 表 彰 状 国民安全の日及び防災の日に際し、閣議決定に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人又は団体に授与される。

ウ 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

a 賞じゅつ金

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員がその功勞により特別功勞章、顕功章又は功績章を授与されたときに支給される。

b 殉職者特別賞じゅつ金

災害に際し、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡した消防吏員又は消防団員がその功勞により特別功勞章を授与されたときに支給される。

c 報 賞 金

随時表彰に際し、賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

(6) 退職消防団員報償

非常勤消防団員の職務の特殊性にかんがみ、その勞に報いるため退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状がそれぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第17—10表のとおりである。

第17—10表 消防関係者の表彰者数等

(単位：人)

表彰等の種類	年度	58	59	60	61	62
叙位		85	89	107	88	78
叙勲						
特別叙勲		88	92	104	119	106
生存者叙勲		770	785	809	813	833
銀杯		—	—	—	—	—
木杯		—	—	2	3	3
褒章						
紅綬褒章		—	—	—	—	—
黄綬		(59.4.29) 3	(60.4.29) 2	(61.4.29) 2	(62.4.29) 2	(63.4.29) 2
藍綬		(59.4.29) 42	(60.4.29) 57	(61.4.29) 58	(62.4.29) 58	(63.4.29) 63
紺綬		16	12	9	10	21
総理大臣表彰						
安全功労		5	5	5	5	5
防災功労		9	6	3	3	10
消防庁長官表彰						
安全功労		16	20	25	20	21
防災功労		20	3	6	5	14
消防庁長官表彰(随時)						
特別功労章		2	1	—	2	1
顕功章		4	2	2	1	1
功績章		5	3	3	11	2
顕彰状		4	1	1	—	2
表彰状		5	5	3	—	1
賞状		1	—	1	5	—
消防庁長官表彰(定例)						
功労章		144	145	153	175	189
永年勤続功労章		1,897	1,899	1,918	2,114	2,349
表彰旗		42	45	47	49	49
竿頭綬		78	81	81	78	77
賞金		11人	6人	3人	5人	4人
		6,100万円	2,950万円	1,480万円	4,320万円	2,360万円
報賞金		5人	1人	2人	—	2人
		280万円	50万円	250万円	—	60万円
退職消防団員報償						
1号報償		8,008	8,868	9,206	8,096	9,362
2号報償		17,036	18,538	19,258	16,745	19,544

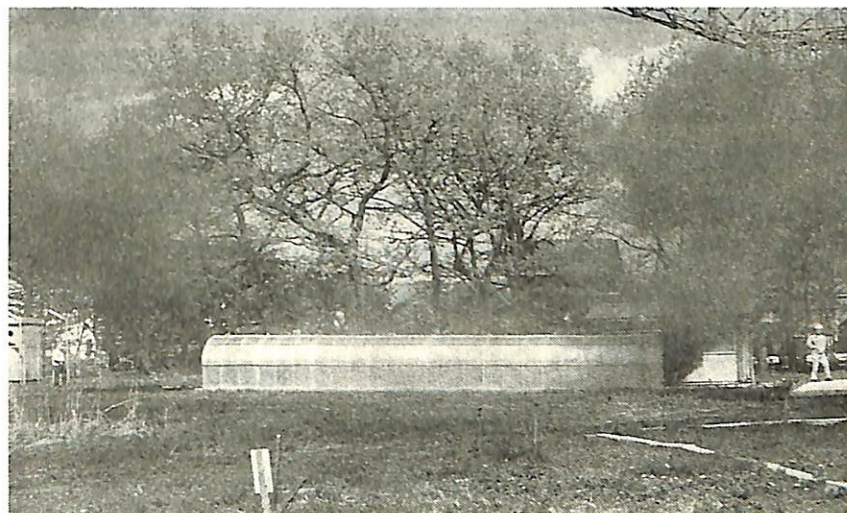
(注) 「安全功労・防災功労」, 「表彰状」は個人及び団体を含み, 「表彰旗」, 「竿頭綬」は団体(機関), 「賞状」は隊である。

第18節 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に設立されて以来、社会的要請及び消防行政上の課題に重点を置いた研究を行っている。

昭和62年度においては、職員数55人(うち研究職員36人)、予算額5億5,263万円(科学技術庁からの移し替えによる国立機関原子力試験研究費1,013万円、科学技術振興調整費648万円を含む。)となっている。

昭和62年度に実施した主な研究は、次のとおりである。



模型トンネルによるトンネル内火災実験

1 地震火災対策に関する研究

一点観測法による早期津波予測システムに関する研究

津波に対する住民の早期避難に資するため開発した、一地点での地震観測に基づく早期津波予測システムの実用化に向けて、3地点で稼働実験を行った。

2 危険物火災対策に関する研究

危険物等の評価方法に関する研究

各種危険物の火災、爆発等の危険性について、合理的な危険度分類に必要な資料を得るために、酸化性固体、自己反応性物質、可燃性固体、禁水性物質について種々の試験研究を行った。

3 消防機器等の改善に関する研究

(1) 消防職員の高齢化に伴う消防装備等の軽量化・機械化等に関する研究

ア 消防職員の高齢化に対応し、肉体的負担を軽減するため、動力により走行しホースを円滑に延長できるホース延長車用台車を開発した。

イ 消防職員の高齢化に対応して、機関員の作業量軽減を図り、筒先消防隊員の障害事故を防止するため、動力消防ポンプ操作の自動制御化に関する研究を行った。

(2) 救助隊員の個人装備に関する研究

危険な火災環境下で活動する救助隊員の救助服、防火衣等の性能向上の基礎資料を得るため、実験用耐熱マネキンと火炎暴露装置を用いて、救助服、防火衣に対する熱影響測定の実験を行い、布地の素材、構成等による防熱効果に関する基礎資料を得た。

4 建物火災時の人命安全対策に関する研究

(1) 建物火災時における初期消火法に関する研究

火災時における老人等の弱者保護等を図るため、一般住宅初期消火用簡易自動消火装置（簡易スプリンクラー）の開発に必要な住宅における出火パターンを統計資料により解析し、いくつかのモデル火災を想定し、低圧、少水量で放出する簡易スプリンクラーによる消火実験を行い、消火に必要な散水量及び散水パターンに関する基礎資料を得た。

(2) 避難救助時の行動力改善に関する研究

火災時の建物内における煙の流れを事前に把握し、避難計画の適性化等火

災予防及び警防対策に資するため、試作模擬煙発生装置の改良を行い、床天井等の隙間から漏れ出す煙の定量的把握に関する実験を行った。

(3) 火災時の有毒ガス発生に関する研究

実際の火災条件下における有毒ガスの発生危険及び各ガス成分の人体に及ぼす影響の程度を明らかにするため、天然系素材からなる家具、調度品などの家屋内可燃物を実家屋内に収納し、繰り返し火災実験を行い、ガス分析と小動物暴露実験を基に有毒ガスの危険性を調べた。

5 特殊火災対策に関する研究

(1) 林野火災の出火・飛火危険に関する研究

林野火災における出火・飛火等拡大要因を明らかにするため、樹木の燃焼と火の粉の発生、火の粉の粒径分布と保持時間、上昇距離と火の粉の飛散について実験的に研究した。また、森林における風と飛火の発生を考慮した電算機による延焼予測法の基本システムの開発を行った。

(2) 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究

放射性物質輸送容器の火災時における耐火性及び安全性評価に必要な資料を得るため、模型トンネルにより、各種燃焼規模での火災実験を行い、トンネル内の火災環境把握のための基礎資料を得た。

6 その他の経常的研究

以上のほか経常的研究として、室内火災のシミュレーション技術の開発に関する研究、防災処理物の燃焼熱と酸素指数に関する研究、石油タンク間の延焼に関する研究、漏えい液化石油ガスの不活性化に関する研究、プラスチック火災の水消火に関する研究、泡消火剤用有効タンパク成分に関する研究、火災識別技術の高度化に関する研究、石油系液体の帯電に関する研究、コーティングを施したタンク底板の劣化に関する研究、シミュレーションによる救急活動の分析に関する研究を行った。

7 情報交換等

昭和62年10月、第35回全国消防技術者会議を開催し、600名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な意見交換及び討議が行われた。また内外の試験研究機関への訪問、研究者の来訪、学会、各種委員会、研究会への参加等、情報交換を活発に行うことにより、研究開発の効果的な推進を図っている。

第19節 消 防 財 政

1 市町村の消防費

(1) 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第19—1表のとおりである。昭和61年度の消防費歳出決算額は1兆423億（前年度9,871億円）で、前年度に比べ552億円（5.6%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額29兆9,730億円（前年度28兆7,077億円）に占める消防費決算額の割合は3.5%（前年度3.4%）となっている。

(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和61年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は2万6,364円（前年度2万5,318円）であり、住民1人当たりでは8,588円（前年度8,177円）となっている（第19—1表）。

第19—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消 防 費 決算額 (百万円)(B)	一世帯当たり 消 防 費 (円)	住民一人当たり 消 防 費 (円)	(B)/(A)×100 (%)
59	27,610,368	932,209	24,240	7,768	3.4
60	28,707,693	987,105	25,318	8,177	3.4
61	29,972,975	1,042,317	26,364	8,588	3.5

(注) 1 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いてある。

(3) 経費の性質別内訳

昭和61年度消防費決算額1兆423億円の性質別内訳は、人件費7,686億円（全体の73.7%、前年度73.5%）、物件費845億円（同8.1%、前年度8.4%）、

普通建設事業費1,411億円（同13.5%，前年度13.5%），その他481億円（同4.6%，前年度4.6%）となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が435億円（6.0%），物件費が18億円（2.1%），普通建設事業費が77億円（5.8%）それぞれ増加している（第19—2表）。

第19—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円、%）

区 分	昭和59年度		昭和60年度		昭和61年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100
人 件 費	6,814	73.1	7,251	73.5	7,686	73.7	435	6.0
物 件 費	792	8.5	827	8.4	845	8.1	18	2.1
普通建設事業費	1,269	13.6	1,334	13.5	1,411	13.5	77	5.8
補助事業費	491	5.3	499	5.1	433	4.2	△ 66	△ 13.3
単独事業費	776	8.3	834	8.4	974	9.3	140	16.9
受託事業費	2	0.0	1	0.0	4	0.0	3	215.6
そ の 他	447	4.8	458	4.6	481	4.6	23	5.2
計	9,322	100.0	9,871	100.0	10,423	100.0	552	5.6

（注） 単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

2 市町村消防費の財源

（1）財源構成

昭和61年度の消防費決算額の財源内訳は第19—3表のとおりである。一般財源等（地方税，地方交付税，地方譲与税等使途が特定されてない財源）が9,409億円（全体の90.3%，前年度90.5%），次いで地方債627億円（同6.0%，前年度5.3%），国庫補助金141億円（同1.4%，前年度1.6%）となっている。

（2）地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定しており、第19—4表のとおり逐年増加している。昭和62年度の単位費用は6,460円（対前年度伸び率2.4%），基準財政需要額は1兆842億円（対前年度伸び率2.4%）であったが、昭和63年度は、B型肝炎ワクチンの接種及び各種感染症防止対策に要する経費を新たに算入し

第19—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

（単位：億円、%）

区 分	昭和59年度		昭和60年度		昭和61年度		対前年度比較		
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)	増減率(C)/(A)×100	
決 算 額	9,322	100.0	9,871	100.0	10,423	100.0	552	5.6	
一 般 財 源 等	8,420	90.3	8,932	90.5	9,409	90.3	477	5.3	
特 定 財 源	国庫補助金	161	1.7	163	1.6	141	1.4	△ 22	△ 13.2
	地方債	516	5.5	525	5.3	627	6.0	102	19.6
	使用料、手数料	27	0.3	26	0.3	26	0.3	0	0.8
	そ の 他	198	2.1	226	2.3	220	2.1	△ 6	△ 2.9
	計	902	9.7	939	9.5	1,014	9.7	75	8.0

（注） 単位未満四捨五入のため、増減額等が一致しない場合がある。

第19—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
59	5,670	2.7	936,143	3.0
60	6,010	6.0	994,593	6.2
61	6,310	5.0	1,058,379	6.4
62	6,460	2.4	1,084,171	2.4
63	6,630	2.6	1,127,092	4.0

たほか、消防団員の処遇改善等により単位費用は、6,630円（対前年度伸び率2.6%）に引き上げられ、基準財政需要額は1兆1,271億円（対前年度伸び率4.0%）に増加している。

（3）国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助及び予算補助により、市町村の消防施設の整備について、補助基準額の3分の1（人口急増地域の市町村に対しては2分の1又は7分の3，地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1，過疎地域，離島地域，地域改善対策地域，新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2，ただし、昭和61年度から63年度までは特例措置として、国の補

第19—5表 国庫補助金による

区 分	昭 和 60 年 度		昭 和	
	数 量	補 助 金	数 量	
一 般 消 防 施 設	車 庫	807	2,650,366	865
	ポンプ	—	—	—
	動力機	955	414,509	471
	消防用電	—	—	—
	消防用機	—	—	—
	消防用機	352	69,889	387
	消防用機	4,732	5,871,288	2,747
	消防用機	810	774,883	891
	消防用機	22	134,755	23
	消防用機	48	32,349	49
科 学 消 防 施 設	化学消防ポンプ	42	311,824	39
	化学消防ポンプ	48	945,788	52
	化学消防ポンプ	15	18,540	15
	化学消防ポンプ	2	106,176	1
	化学消防ポンプ	—	—	1
	化学消防ポンプ	—	—	—
	化学消防ポンプ	24	142,080	24
	化学消防ポンプ	1	11,592	—
	化学消防ポンプ	1	4,734	2
	化学消防ポンプ	—	—	—
救 急 指 令 装 置	救急業務用地	24	109,896	—
	救急業務用地	15	43,556	—
	救急業務用地	—	—	—
	救急業務用地	—	—	—
	救急業務用地	—	—	—
	救急業務用地	—	—	—
	救急業務用地	—	—	—
	救急業務用地	—	—	—
	救急業務用地	—	—	—
	救急業務用地	—	—	—
台 計	—	11,821,796	—	

(注) 1 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。
 2 可搬式散水装置については、昭和59年度から可搬式送水装置及び軽可搬
 3 救助工作車については、昭和62年度から救助資機材等総合整備事業に含

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

61 年 度	昭 和 62 年 度		昭和28年度～昭和62年度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
2,686,823	878	2,708,566	27,278	45,236,066
—	—	—	507	79,787
251,741	410	217,515	44,830	9,298,062
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
74,138	319	60,484	21,581	3,441,641
3,924,197	2,178	3,115,779	94,367	71,377,001
831,420	360	433,402	13,271	10,854,275
134,712	16	97,955	276	1,684,471
30,266	51	31,156	441	304,052
18,000	—	—	176	175,868
173,450	51	297,964	77	471,414
54,329	11	54,329	54	270,960
8,179,076	—	7,017,150	—	143,245,033
263,366	29	214,984	985	4,132,077
908,836	62	1,205,444	1,203	15,793,344
18,100	15	18,100	544	474,395
53,088	2	54,722	40	1,055,485
109,800	4	439,200	21	1,256,934
—	—	—	1	50,000
136,992	—	—	420	1,655,687
—	—	—	19	150,472
9,468	2	9,468	47	141,610
—	1	5,509	52	187,277
—	—	—	1	2,980
37,570	1	11,010	75	988,041
—	2	35,912	79	1,638,547
4,925	—	—	68	271,408
—	—	—	11	24,375
—	—	—	4	80,222
50,039	5	18,166	21	99,276
3,844	4	3,841	11	10,785
31,000	1	15,500	6	93,000
381,439	42	346,235	91	727,674
—	2	140,000	2	140,000
—	170	649,726	170	649,726
2,008,467	—	3,167,817	—	29,623,315
10,187,543	—	10,184,967	—	172,868,348
—	—	—	473	1,364,855
—	—	—	33	96,772
—	—	—	3	20,979
—	—	—	1,820	995,777
10,187,543	—	10,184,967	—	175,346,731

ポンプを含む。
 まれる。

助金等の臨時特例等に関する法律(昭和61年法律第46号)により、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の市及び町村に対してはそれぞれ10分の6及び3分の2)以内の補助を行っている。

昭和62年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第19—5表のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和63年度の市町村に対する国庫補助金予算額は、国の厳しい財政状況を反映し、前年度より1.2%減の129億6,893万円(前年度131億3,200万円)となったが、限られた補助金を重点的、効率的に配分することとし、特に、昭和61年度から実施してきた消防団活性化モデル事業の成果を踏まえ、更に多くの消防団の活性化を推進するため、既存の消防団緊急伝達システム及び消防団活性化モデル事業を統合化して消防団活性化総合整備事業を創設したほか、道路の狭あいな地域における中低層建築物火災等に対して効果的な消火・救助活動を行うことができる10m級はしご付消防ポンプ自動車をそれぞれ新たに補助対象に加えた。さらに、緊急時における消防防災情報の迅速、的確な処理を行い、適切で効果的な消防救急活動を行うため消防緊急情報システム、高層建築物における災害防ぎょ、人命救助のためはしご付消防ポンプ自動車、危険物施設における火災等に対処するため化学消防ポンプ自動車、複雑多岐にわたる救助事象に的確に対処するため救助資機材等総合整備事業及び情報通信体制の充実強化のため市町村消防防災無線通信施設について数量の増を図った。

なお、都道府県に対する補助対象施設としては、消防防災無線通信施設及び防災ヘリコプター(昭和63年度予算額4億8,180万円)がある。

(4) 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防防災施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第19—6表のとおりである。

第19—6表 市町村の消防防災施設整備事業に対する地方債許可額の推移(一般単独事業、指定都市及び市町村分)

(単位:百万円,%)

区 分	昭和59年度	昭和60年度 (A)	昭和61年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A)×100
消防防災施設整備事業債					
政府資金	6,430	7,771	7,300	△ 471	△ 6.1
共済組合資金	11,745	10,385	8,441	△ 1,944	△ 18.7
損保資金	6,261	8,913	8,434	△ 479	△ 5.4
市有物件資金	4,237	4,857	4,980	123	2.5
全国自治協会資金	3,610	3,793	2,911	△ 882	△ 23.3
共済農協連資金	3,000	3,000	2,994	△ 6	△ 0.2
その他	5,484	5,242	4,552	△ 690	△ 13.2
小 計	40,767	43,961	39,612	△ 4,349	△ 9.9
地域総合整備事業債 (防災まちづくり事業)	—	—	8,308	8,308	皆増
合 計	40,767	43,961	47,920	3,959	9.0

る。

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづくり事業に要する経費については、地域総合整備事業債(特別分・一般分)の発行が認められ、特別分の元利償還金については、地方交付税措置が講じられることとされている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急情報システム等の消防防災施設及び避難路(防災車両の進入のための道路を含む)、避難地の防災基盤整備がある。

また、昭和63年度から創設されたふるさとづくり特別対策事業によっても、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワーク構築事業が対象となったことに伴い、地域の防災情報の無線による収集・伝達にも活用しうるシステムを整備する場合にもその活用が可能となった。ふるさとづくり特別対策事

業に要する経費については、地域総合整備事業債（ふるさとづくり事業分）の発行が認められるとともに、元利償還金等に対する地方交付税措置が講じられることとされている。

(5) その他

市町村の消防の財源としては、前記(2)～(4)のほか、特に消防費に関係する財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

3 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第19—7表のとおりである。昭和61年度における歳出決算額は370億3,000万円であり、昭和61年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.12%である。その内容は、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

第19—7表 都道府県の消防防災費決算額と
消防関係補助金等の推移

(単位：百万円，%)

年 度	普通会計 決算額 (A)	消防防災費 決算額 (B)	(A)/(B)×100	(B)のうち市町村に対 するもの	
				補助金	貸付金
59	28,963,180	35,971	0.12	7,191	775
60	30,430,899	34,915	0.11	6,756	1,002
61	31,775,217	37,030	0.12	7,639	721

(注) 地方財政統計年報による。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。

昭和61年度における補助金の総額は76億3,900万円で、前年度に比べて8億8,300万円(13.1%)の増加となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて

定率若しくは定額の補助又は国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は7億2,100万円で前年度より2億8,100万円(28.0%)減少している。

4 国の消防費

消防庁の昭和63年度予算額は、第19—8表に示すとおり、前年度より1.6%減の153億9,098万円となっている。

総額のうち134億5,073万円(対前年度比98.8%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

第19—8表 昭和63年度消防庁関係予算主要事項別一覧表

(単位：千円，%)

事 項	昭和63年度 当初予算額 (A)	昭和62年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度 率 (A)/(B)×100
[主 要 事 項]				
1 大震火災対策施設等整備 に必要な経費	3,053,105	3,196,627	△ 143,522	95.5
(1) 大震火災対策施設等整 備費補助金	1,099,105	1,127,627	△ 28,522	97.5
(ア) 一 般 分	511,675	540,197	△ 28,522	94.7
(イ) 地震防災対策強化地 域分	587,430	587,430	0	100.0
(2) 消防防災無線通信施設 整備費補助金	1,954,000	2,069,000	△ 115,000	94.4
(ア) 都道府県分及び政令 市分	372,000	753,000	△ 381,000	49.4
(イ) 市 町 村 分	1,582,000	1,316,000	266,000	120.2
2 消防施設等整備費補助に 必要な経費	10,397,623	10,413,373	△ 15,750	99.8
(1) 消防施設等整備費補助 金	10,122,477	10,105,691	16,786	100.2
(2) 特殊災害用消防施設等 整備費補助金	275,146	307,682	△ 32,536	89.4
(ア) 石油コンビナート分	14,386	46,922	△ 32,536	30.7
(イ) 林 野 分	260,760	260,760	0	100.0
(小 計)	13,450,728	13,610,000	△ 159,272	98.8
[その他の経費]	1,940,252	2,026,436	△ 86,184	95.7
【合 計】	15,390,980	15,636,436	△ 245,456	98.4

附属資料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。

—又は空欄	: 皆無 (該当なし)	0	: 単位未満
△	: 負数	...	: 不明
- 3 「11大都市」とは、札幌市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料 1 昭和62年度の法令の制定

昭和62年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）	62. 9. 16	（消防組織法の一部改正） 消防庁の所掌事務の中に、国際緊急援助活動に関する事項を加えることとした。

昭和62年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和62年政令第156号）	62. 5. 21	非常勤消防団員等に係る損害補償について補償基礎額及び配偶者等に係る扶養加算額の引上げを行う等の補償の基準の改善を図った。
自治省組織令の一部を改正する政令（昭和62年政令第179号）	62. 6. 1	「予防救急課」を「予防課」に、「地域防災課」を「救急救助課」に改めるとともに、救急救助課の所掌事務を定める等所要の整備を行った。
自治省組織令の一部を改正する政令（昭和62年政令第306号）	62. 9. 16	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づく国際緊急援助活動に関すること」を救急救助課の所掌事務に加えることとした。
老人保健法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和63年政令第2号）	63. 1. 20	消防法施行令別表第1（6）項口に老人保健施設を加えることとした。
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和63年政令第66号）	63. 3. 31	非常勤消防団員等に係る損害補償について補償基礎額及び葬祭補償の定額部分の引上げを行うほか、他の法律による年金たる給付が支給される場合における損害補償の額の調整に関し所要の整備を行い、補償の基準の改善を図った。
消防法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第343号）	63. 4. 1	スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物の範囲を病院及び身体上又は精神上の理由により自ら避難することが

採 資 風 潮

昭和62年度に制定された法律（消防関係）

国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）

昭和62年度に制定された政令（消防関係）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和62年政令第156号）

自治省組織令の一部を改正する政令（昭和62年政令第179号）

自治省組織令の一部を改正する政令（昭和62年政令第306号）

老人保健法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和63年政令第2号）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和63年政令第66号）

消防法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第343号）

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
		困難な者が入所する社会福祉施設について拡大するとともに、スプリンクラー設備に補助散水栓を設けることができることとしたほか、屋内消火栓設備、動力消防ポンプ設備を設置しなければならない防火対象物の範囲の整理を図ることとし、併せて屋内消火栓設備の設置及び維持に関する技術上の基準について、操作の容易な屋内消火栓設備の設置ができることとする等その合理化を図った。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令(昭和63年政令第125号)	63. 4. 15	非常勤消防団員の退職報償金の算定基準となる階級について在職中の最高階級に係る特例を設けたことに伴い、市町村等が消防団員等公務災害補償等共済基金へ支払う掛金の額を改定した。

附属資料2 昭和62年中の主な火災

月 日	事 項
1. 6	北海道風連町の住宅、居室から出火、4人死亡、2人負傷。
1. 8	大阪府和泉市の住宅、応接間から出火、3人死亡、3人負傷。
1. 20	岐阜県恵那市の住宅から出火、4人死亡、3人負傷。
1. 28	大阪市港区の陶器卸業併用住宅、台所から出火、12人負傷、原因はガスこんろの消し忘れ。
1. 30	長野県辰野町の住宅、居室から出火、3人死亡、原因はマッチによる放火。
1. 30	静岡県浜北市の住宅、台所から出火、1人負傷、損害額3億7,919万円、原因はガスこんろの消し忘れ。
1. 31	福岡市城南区の理容店併用住宅、台所から出火、3人死亡、6人負傷、原因はガス炊飯器の爆発。
2. 7	北海道小樽市の共同住宅、和室から出火、3人死亡、4人負傷、原因は石油ストーブ。
2. 10	香川県引田町の人工林から出火、焼損面積20,900アール。
2. 11	静岡県富士市の更生施設「佛祥院」から出火、3人死亡、1人負傷。
2. 14	福井県金津町の住宅兼作業場から出火、6人死亡、原因は可燃物が石油ストーブの上に落下。
2. 16	青森県八戸市の住宅、台所から出火、3人死亡。
2. 23	奈良県曽爾村の旅館「奥香落山荘」から出火、損害額3億3,708万円。
2. 28	愛媛県大三島町の国有林から出火、焼損面積29,980アール、原因はたき火の飛火。
3. 12	広島県戸河内町で貨物自動車の車体下部から出火、損害額4億269万円、原因は衝突事故。
3. 19	埼玉県川越市のたんす製作作業場から出火、3人死亡、1人負傷。
3. 19	岡山県岡山市の旅館「新松之江」から出火、1人死亡、1人負傷、損害額7億9,234万円。
3. 21	北海道帯広市の住宅から出火、3人死亡。
4. 5	愛知県安城市の海藻加工工場から出火、5人負傷、焼損面積5,800m ² 、損害額20億1,738万円。
4. 5	北九州市小倉南区の原野から出火、焼損面積36,000アール。
4. 6	群馬県伊勢崎市の併用住宅、風呂場から出火、4人死亡、1人負傷。
4. 11	横浜市神奈川区の飲食店舗から出火、1人死亡、13人負傷、原因はライターによる放火。
4. 11	福島県天栄村の住宅、台所から出火、3人死亡。
4. 14	埼玉県吉川町で軽自動車の火災覚知、3人死亡、原因は放火自殺の疑い。
4. 17	福井県丸岡町の住宅から出火、2人負傷、延焼棟数14棟、焼損面積3,076m ² 。
4. 21	長野県上田市の普通林から出火、1人負傷、焼損面積17,804アール。
4. 22	岩手県釜石市の市有林から出火、4人負傷、延焼棟数7棟、林野焼損面積39,240アール、建物焼損面積319m ² 、損害額5億5,081万円。
4. 24	大阪府泉南市の林野から出火、3人負傷、焼損面積15,000アール。

月 日	事 項
4. 26	岡山県玉野市の住宅、風呂場から出火、3人死亡、原因は風呂かまどの破損腐蝕。
5. 6	神戸市長田区の共同住宅、天井裏から出火、3人死亡。
5. 15	宮城県仙台市の共同住宅、居室から出火、4人死亡、1人負傷、原因は放火の疑い。
5. 26	東京都品川区の大井火力発電所から出火、4人死亡、1人負傷、原因は電気溶接器から油に引火。
6. 6	東京都東村山市の特別養護老人ホーム「松寿園」から出火、17人死亡、25人負傷、原因は放火の疑い。
6. 13	北九州市戸畑区で漁船の船そうから出火、3人死亡、1人負傷。
6. 23	岩手県九戸村の住宅、寝室から出火、3人死亡、原因はたばこの火の落下。
7. 5	山梨県長坂町で乗用自動車の運転席から出火、3人死亡、原因はライターによる放火自殺。
7. 10	福井県金津町の住宅、居室から出火、4人死亡、3人負傷、原因はマッチによる火あそび。
8. 1	愛知県豊橋市で普通貨物自動車の排気バルブから出火、損害額3億3,989万円。
8. 12	大阪府八尾市の金属表面処理作業場から出火、10人負傷、原因はライターの火がプロパンガスに引火。
8. 14	青森県八戸市の併用住宅、飲食店から出火、18人負傷、原因は花火の飛火。
8. 16	千葉県野田市で軽貨物自動車の車体後部から出火、4人死亡、9人負傷、原因は衝突事故。
8. 28	大阪府泉南市の綿紡績工場のダクト用ファンモーターから出火、3人負傷、損害額16億7,460万円、原因は軸受の摩擦から発熱。
8. 28	神奈川県山北町で普通乗用自動車の車体外周部から出火、6人死亡、原因は衝突事故。
9. 11	神奈川県泰野市の乗物用照明器具製造工場から出火、2人負傷、焼損面積9,906m ² 、損害額20億3,987万円、原因は電気恒温器から引火。
9. 21	大阪府東大阪市のトンネル内待避所から出火、1人死亡、48人負傷。
10. 3	兵庫県三田市で乗用自動車の運転席から出火、4人死亡、原因はライターによる放火自殺。
10. 13	大阪府大東市の共同住宅、洗濯場から出火、3人死亡、1人負傷、原因は風呂かまどのガソリンが漏洩。
10. 17	宮城県鳴瀬町の清涼飲料卸売業者の倉庫から出火、損害額3億5,274万円。
11. 1	岡山県倉敷市の高炉鋳造工場の敷地内から出火、17人負傷。
11. 5	埼玉県八潮市の紙製品卸売業者の倉庫から出火、損害額4億1,774万円。
11. 28	東京都中野区の共同住宅、玄関から出火、3人死亡、原因は放火の疑い。
11. 29	岐阜県羽島市のニット染色整理工場から出火、1人負傷、焼損面積4,400m ² 、損害額4億5,449万円。
12. 16	東京都墨田区の倉庫から出火、1人負傷、損害額5億3,751万円。
12. 17	大阪府枚方市の住宅から出火、4人死亡、1人負傷、原因は放火の疑い。

月 日	事 項
12. 18	青森県八戸市の建具製造作業場併用住宅から出火、3人死亡、1人負傷、原因はライターの火あそび。
12. 19	福岡市博多区の共同住宅、居室から出火、3人死亡、原因は放火。
12. 24	栃木県宇都宮市の住宅、台所から出火、5人死亡、1人負傷、原因はガスこんろの消し忘れ。
12. 26	埼玉県川本町の菓子製造工場から出火、損害額3億2,824万円。

(注) この表には、原則として、死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損面積3,000m²以上、林野焼損面積150ha以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

附属資料 3 都 道 府 県 別

区 分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
北海道	2 578	1 946	81	234	16	—	301
青森	804	595	112	36	8	1	52
岩手	526	343	106	29	2	—	46
宮城	1 129	660	104	83	6	—	276
秋田	593	365	122	30	1	—	75
山形	685	429	85	35	—	—	136
福島	1 054	666	186	63	1	1	137
茨城	1 622	871	159	151	3	—	438
栃木	1 167	702	102	96	—	—	267
群馬	863	600	62	68	—	—	133
埼玉	2 632	1 694	65	262	—	—	611
千葉	2 411	1 366	143	252	3	—	647
東京都	6 998	4 138	46	744	3	—	2 067
神奈川県	2 861	1 786	35	364	4	—	672
新潟	1 018	679	113	56	2	—	168
富山	264	210	18	23	—	—	13
石川	448	279	89	22	1	—	57
福井	337	239	24	36	1	—	37
山梨	486	270	65	44	—	—	107
長野	1 054	664	160	64	—	1	165
岐阜	1 106	608	112	66	—	—	320
静岡県	1 897	1 039	123	173	1	—	561
愛知	3 847	1 841	152	353	1	—	1 500
三重	1 110	508	156	100	2	—	344
滋賀	454	294	25	56	—	—	79
京都	587	426	31	74	1	—	55
大阪	4 428	3 045	107	546	2	—	728
兵庫県	3 129	1 748	294	274	4	—	809
奈良	313	228	22	45	—	—	18
和歌山	310	204	44	17	2	—	43

火 災 損 害 状 況

(昭和62年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物(m ²)	林 野(a)
2 218	609	328	1 281	120 768	16 984
818	317	104	397	58 379	7 221
574	298	53	223	41 748	44 550
891	277	70	544	38 521	3 185
516	202	49	265	40 569	14 711
624	209	61	354	30 845	7 688
937	411	102	424	58 340	39 974
1 250	503	102	645	53 613	4 991
968	351	97	520	42 549	11 652
874	366	86	422	43 778	6 096
2 395	637	174	1 584	75 628	1 510
1 823	458	151	1 214	49 169	2 043
5 686	472	350	4 864	64 381	2 097
2 351	434	173	1 744	56 827	598
952	280	85	587	49 794	6 755
282	89	32	161	18 164	1 338
366	84	35	247	16 935	10 524
352	128	33	191	21 689	1 243
365	145	37	183	20 037	16 472
922	334	89	499	49 677	52 847
775	198	73	504	40 136	13 193
1 394	354	104	936	41 957	5 021
2 339	424	199	1 716	74 076	3 792
671	197	57	417	27 344	3 179
376	105	38	233	15 178	3 488
721	222	102	397	30 577	4 722
3 860	402	293	3 165	97 431	21 432
2 252	367	190	1 695	65 972	12 783
318	118	42	158	21 204	574
333	134	47	152	17 546	1 914

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
鳥取	291	213	36	19	1	—	22
島根	460	238	90	21	5	—	106
岡山	1 021	671	160	58	1	—	131
広島	1 686	932	221	111	2	—	420
山口	709	454	75	44	4	1	131
徳島	409	287	37	24	1	—	60
香川	501	341	59	26	1	—	74
愛媛	638	473	56	41	4	—	64
高知	438	290	51	24	3	—	70
福岡	2 120	1 501	75	202	10	1	331
佐賀	318	240	11	32	—	—	35
長崎	565	379	54	32	9	—	91
熊本	614	502	29	42	1	—	40
大分	434	333	42	32	1	—	26
宮崎	609	403	65	38	1	—	102
鹿児島	891	621	57	75	2	—	136
沖縄	418	194	59	55	1	—	109
都道府県計	58 833	36 515	4 120	5 272	111	5	12 810
札幌	618	459	11	67	—	—	81
東京	5 124	3 146	—	559	3	—	1 416
神奈川	411	288	—	45	—	—	78
横濱	1 030	641	—	146	2	—	241
名古屋	1 156	579	19	142	—	—	416
京都	231	183	4	31	—	—	13
大阪	1 477	1 036	—	216	1	—	224
神戸	888	511	54	85	—	—	238
広島	571	341	40	39	—	—	151
北九州	459	329	22	47	6	—	55
福岡	420	312	5	69	1	1	32
11大都市計	12 385	7 825	155	1 446	13	1	2 945

(注) 1 11大都市計は、全国計の内数である。
 2 「11大都市」における東京とは、東京都特別区である。

火災損害状況(つづき)

(昭和62年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
269	91	29	149	15 597	1 412
344	122	29	193	15 404	4 780
960	328	84	548	55 103	14 498
1 325	300	100	925	42 569	5 196
638	191	64	383	23 377	5 137
400	130	39	231	19 319	950
435	118	48	269	18 603	28 380
667	196	46	425	24 122	32 339
388	151	34	203	15 588	4 258
1 983	463	162	1 358	73 073	45 051
321	96	32	193	15 463	557
499	176	49	274	24 609	4 207
670	223	53	394	33 514	950
482	201	36	245	25 730	2 511
517	178	29	310	23 514	8 125
937	397	49	491	39 758	564
217	66	22	129	6 458	7 491
49 255	12 552	4 261	32 442	1 854 633	488 983
509	49	55	405	8 901	504
4 323	285	293	3 745	48 342	—
362	42	27	293	6 134	—
838	150	63	625	15 864	—
761	87	59	615	12 658	526
372	93	62	217	13 035	1 978
1 297	82	108	1 107	18 251	—
650	63	46	541	12 350	632
476	56	29	391	6 647	249
427	78	32	317	12 649	39 344
409	67	31	311	8 821	22
10 424	1 052	805	8 567	163 652	43 255

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
北海道	102	349	1 603	444	250	909	4 606
青森	41	94	561	208	77	276	2 030
岩手	25	81	291	128	32	131	1 108
宮城	30	117	553	142	51	360	1 943
秋田	28	70	348	133	42	173	1 178
山形	23	98	391	109	41	241	1 513
福島	37	125	509	204	47	258	1 855
茨城	50	138	688	250	48	390	2 361
栃木	39	146	522	159	48	315	1 863
群馬	40	131	466	176	40	250	1 585
埼玉	83	350	1 668	453	101	1 114	5 424
千葉	73	261	1 269	278	99	892	4 188
東京都	163	1 098	5 013	902	429	3 682	13 333
神奈川県	95	368	2 009	428	159	1 422	5 760
新潟	34	151	615	196	50	369	2 311
富山	18	37	162	50	14	98	634
石川	21	58	248	60	21	167	832
福井	26	57	201	62	17	122	712
山梨	15	57	226	78	26	122	745
長野	41	148	514	155	42	317	1 771
岐阜	29	157	504	126	40	338	1 726
静岡県	45	198	834	222	48	564	2 830
愛知県	79	337	1 608	290	148	1 170	5 339
三重	31	114	465	133	32	300	1 416
滋賀	16	66	267	104	26	137	861
京都	28	107	478	124	60	294	1 231
大阪府	102	738	3 884	877	297	2 710	10 822
兵庫県	78	372	1 995	516	139	1 340	5 748
奈良	13	78	281	129	31	121	827
和歌山	20	66	210	78	27	105	582

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和62年中)

計	損 害 額 (千円)									
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他	計	
	建 物	取 容 物	小 計							
7 644 1173	761 4433	396 581	7 158 024	64 058	154 448	53 962	—	213 625		
2 877 705	1 484 621	1 248 435	2 733 056	67 312	15 255	38 249	18 642	5 191		
2 565 655	1 334 692	618 139	1 952 831	589 906	10 528	4 990	—	7 400		
2 885 782	1 556 133	1 161 144	2 717 277	16 414	47 017	6 261	—	98 813		
1 958 158	1 097 718	710 069	1 807 787	115 083	24 589	1 150	—	9 549		
1 913 961	938 905	844 871	1 783 776	77 362	14 337	—	—	38 486		
3 186 852	1 511 478	974 392	2 485 870	609 511	67 326	500	12 600	11 045		
3 946 261	2 172 971	1 438 269	3 611 240	73 812	95 581	30 519	—	135 109		
2 599 595	1 363 149	1 061 235	2 424 384	77 312	67 582	—	—	30 317		
2 901 707	1 339 809	1 405 960	2 745 769	93 922	41 751	—	—	20 265		
7 828 999	4 049 171	3 504 257	7 553 428	7 186	127 652	—	—	140 733		
4 253 893	2 356 585	1 675 667	4 032 252	15 030	174 856	395	—	31 360		
14 304 201	4 710 460	9 208 811	13 919 271	43 017	205 964	1 385	—	134 564		
7 584 992	3 407 983	3 794 074	7 202 057	11 078	134 965	5	—	236 887		
3 383 143	1 657 233	1 544 968	3 202 201	62 044	47 164	43 684	—	28 050		
1 053 847	560 438	474 574	1 035 012	8 382	9 350	—	—	1 103		
1 168 994	623 266	427 959	1 051 225	104 811	8 369	100	—	4 489		
1 050 842	622 176	404 323	1 026 499	5 397	14 111	3 430	—	1 405		
1 644 246	737 794	799 661	1 537 455	59 430	42 333	—	—	5 028		
3 586 952	1 484 792	1 376 367	2 861 159	631 536	25 632	—	15 000	53 625		
2 522 611	1 091 066	1 320 623	2 411 689	53 603	45 924	—	—	11 395		
4 003 943	1 805 766	1 805 970	3 611 736	35 160	73 873	150	—	283 024		
7 613 868	2 839 979	4 232 248	7 072 227	20 913	433 473	0	—	87 255		
2 284 468	1 219 802	990 671	2 210 473	13 507	46 520	3 032	—	10 936		
1 118 953	631 186	400 115	1 031 301	55 468	23 492	—	—	8 692		
2 718 907	1 382 257	1 206 135	2 588 392	62 674	22 610	0	—	45 231		
10 452 767	4 529 497	5 432 272	9 961 769	90 769	122 373	33 454	—	244 402		
6 401 332	2 878 847	3 365 692	6 244 539	10 094	94 345	3 732	—	48 622		
2 253 913	1 146 248	1 063 343	2 209 591	8 869	30 088	—	—	5 365		
1 291 305	620 873	654 523	1 275 396	4 718	3 402	700	—	7 089		

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
都道府県							
鳥取	13	35	186	68	26	92	581
島根	8	54	201	63	15	123	713
岡山	50	101	617	190	48	379	2 013
広島	46	168	944	219	62	663	2 823
山口	29	94	446	137	33	276	1 309
徳島	25	90	241	78	19	144	797
香川	17	72	264	81	24	159	906
愛媛	28	88	451	154	28	269	1 370
高知	14	51	240	86	23	131	670
福岡	61	282	1 394	349	119	926	4 568
佐賀	14	53	240	88	19	133	840
長崎	13	81	346	134	28	184	1 058
熊本	30	75	446	136	29	281	1 570
大分	18	56	324	128	21	175	1 083
宮崎	12	67	333	108	17	208	1 036
鹿児島	45	124	633	277	22	334	1 803
沖縄	9	23	124	38	12	74	426
都道府県計	1 857	7 681	35 813	9 548	3 027	23 238	110 700
札幌	14	84	440	69	57	314	1 122
東京	100	804	3 933	738	367	2 828	10 131
川崎	7	57	361	67	20	274	985
横浜	40	134	742	168	69	505	2 045
名古屋	21	119	636	84	62	490	1 895
京都	17	39	282	63	42	177	536
大阪	30	261	1 490	287	146	1 057	3 678
神戸	15	110	735	203	59	473	1 864
広島	17	54	367	46	22	299	1 045
北九州	15	66	346	97	31	218	1 047
福岡	12	55	319	66	28	225	924
11大都市計	288	1 783	9 651	1 888	903	6 860	25 272

火災損害状況(つづき)

(昭和62年中)

計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
797 619	501 738	270 872	772 610	13 459	9 729	20	—	1 801
863 238	532 877	296 635	829 512	10 460	7 209	6 224	—	9 833
3 382 984	1 728 162	1 593 001	3 321 163	26 477	23 657	15	—	11 672
2 704 634	1 169 896	1 074 908	2 244 804	10 755	421 535	13 148	—	14 392
1 085 530	648 051	374 880	1 022 931	15 024	16 411	5 205	...	25 959
1 036 634	603 538	399 182	1 002 720	21 808	6 915	1 216	—	3 975
1 639 459	776 644	740 233	1 516 877	75 169	5 876	164	—	41 373
1 508 823	734 718	574 224	1 308 942	115 673	11 161	3 932	—	69 115
761 501	447 098	293 373	740 471	5 671	4 099	8 041	—	3 219
4 623 379	2 318 104	1 953 307	4 271 411	19 490	59 501	213 755	25	59 197
966 182	615 497	338 617	954 114	2 149	6 413	—	—	3 506
1 429 941	798 767	593 972	1 392 739	11 875	15 473	6 525	—	3 329
1 381 112	787 646	561 305	1 348 951	10 322	16 638	935	—	4 266
1 404 226	819 232	565 723	1 384 955	11 548	5 543	990	—	1 190
1 377 297	634 691	560 787	1 195 478	140 761	17 934	3 730	—	19 394
1 758 540	1 042 315	654 994	1 697 309	1 233	27 261	6 804	—	25 933
430 508	215 621	188 939	404 560	1 294	12 913	2 419	—	9 322
146 153 576	69 290 933	67 576 300	136 867 233	3 581 546	2 893 178	498 821	46 267	2 266 531
1 338 196	733 895	579 755	1 313 650	0	17 717	—	—	6 829
11 512 244	3 599 059	7 645 802	11 244 861	—	149 063	1 385	—	116 935
821 463	388 688	398 573	787 261	—	13 286	—	—	20 916
1 968 993	1 018 673	788 951	1 807 624	—	41 776	0	—	119 593
1 255 910	570 987	653 355	1 224 324	0	26 897	—	—	4 671
1 120 051	542 091	547 203	1 089 294	17 170	6 903	—	—	6 684
1 661 397	709 534	887 133	1 596 667	—	38 154	104	—	26 472
1 300 620	666 835	603 774	1 270 609	2 334	22 613	—	—	5 064
558 228	263 999	284 587	548 586	312	5 322	—	—	4 008
918 985	370 065	285 741	655 806	3 600	10 496	213 017	—	36 066
610 551	282 653	305 428	588 081	28	15 651	640	25	6 126
23 066 638	9 146 479	12 980 302	22 126 781	23 444	347 878	215 146	25	353 364

附属資料4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数							
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他	
1 月	5 264	3 518	248	384	10	2	1 102	
2 月	6 012	3 481	532	386	8	1	1 604	
3 月	5 951	3 670	387	457	8	—	1 429	
4 月	7 404	3 661	1 296	490	5	—	1 952	
5 月	5 238	2 968	656	470	9	—	1 135	
6 月	4 297	2 698	251	425	11	—	912	
7 月	3 699	2 454	88	450	5	2	700	
8 月	3 699	2 384	87	437	13	—	778	
9 月	3 557	2 362	106	430	11	—	648	
10 月	3 691	2 517	86	410	9	—	669	
11 月	4 002	2 813	94	436	10	—	649	
12 月	6 019	3 989	289	497	12	—	1 232	
計	58 833	36 515	4 120	5 272	111	5	12 810	

附属資料4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損 害	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建 物
1 月	3 999	1 111	360	2 528	12 060	13 510 291	6 880 237
2 月	3 724	1 131	335	2 258	11 340	12 936 903	7 046 323
3 月	3 764	1 108	289	2 367	11 692	16 249 717	7 864 361
4 月	3 702	1 048	291	2 363	11 396	16 312 699	6 926 811
5 月	2 768	701	246	1 821	8 894	12 313 655	5 702 318
6 月	2 366	531	212	1 623	7 455	8 878 911	4 494 490
7 月	2 144	452	147	1 545	6 879	7 582 531	3 672 639
8 月	2 038	419	176	1 443	6 470	9 613 297	4 198 785
9 月	2 098	438	196	1 464	6 551	11 870 645	4 616 406
10 月	2 305	640	173	1 492	7 212	9 477 569	4 445 275
11 月	2 815	813	231	1 771	8 328	10 803 358	5 342 925
12 月	4 090	1 156	371	2 563	12 423	16 604 000	8 100 363
計	35 813	9 548	3 027	23 238	110 700	146 153 576	69 290 933

損 害 状 況

(昭和62年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死 者	負 傷 者
4 847	1 266	439	3 142	165 844	10 228	255	731
4 781	1 286	410	3 085	174 469	78 976	226	795
5 057	1 407	424	3 226	216 875	33 349	233	772
5 178	1 483	442	3 253	196 681	236 852	185	905
4 077	1 134	329	2 614	156 483	87 421	128	654
3 577	865	291	2 421	128 518	16 521	107	594
3 114	616	239	2 259	88 953	1 142	86	496
3 067	677	257	2 133	120 269	11 392	89	483
3 077	686	301	2 090	127 111	2 619	76	494
3 339	856	270	2 213	131 719	3 339	112	440
3 737	943	340	2 454	139 291	2 008	127	505
5 404	1 333	519	3 552	208 420	5 136	233	812
49 255	12 552	4 261	32 442	1 854 633	488 983	1 857	7 681

損 害 状 況 (つづき)

(昭和62年中)

収 容 物	額 (千円)					
	小 計	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
6 213 029	13 093 266	19 855	120 900	80 575	15 000	180 695
5 111 163	12 157 486	379 366	144 316	74 842	25	180 868
7 162 088	15 026 449	151 794	627 032	13 444	—	430 998
6 876 527	13 803 338	2 042 024	177 906	14 836	—	274 595
5 498 084	11 200 402	785 957	166 794	31 658	—	128 844
3 758 078	8 252 568	96 943	202 053	203 261	—	124 086
3 471 468	7 144 107	14 558	176 070	2 103	31 242	214 451
4 815 304	9 014 089	15 408	516 730	12 080	—	54 990
6 715 774	11 332 180	12 471	231 186	17 301	—	277 507
4 636 148	9 081 423	6 267	158 747	12 858	—	218 274
5 178 364	10 521 289	29 311	174 427	14 573	—	63 758
8 140 273	16 240 636	27 592	197 017	21 290	—	117 465
67 576 300	136 867 233	3 581 546	2 893 178	498 821	46 267	2 266 531

附属資料5 出火原因別

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)	
こ	ん	ろ	6 856	415 150	7 936	7 453	10 943 981
た	ば	こ	6 399	6 425 844	4 546	4 206	11 676 947
た	き	火	6 071	10 246 497	1 605	365	2 769 328
放		火	4 999	160 509	3 565	2 477	7 345 614
放	火	の	3 600	471 875	2 439	1 358	5 159 536
火	あ	そ	3 501	546 972	2 211	1 528	3 828 413
ス	ト	ー	2 556	160 976	3 629	3 494	10 956 544
風	呂	か	1 764	83 521	2 102	1 880	2 617 152
マ	ッ	チ	1 185	897 854	936	842	2 157 302
電	灯	・	944	40 103	898	575	3 234 022
煙	突	・	830	309 678	1 039	714	2 234 710
交	通	機	584	480	30	8	221 255
灯		火	569	43 720	809	730	2 780 309
取		灰	461	67 142	488	252	826 036

附属資料6 主な出火

出火原因	昭和 57 年			昭和 58 年			昭和 59 年		
	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合
こ	4	5 166	8.5	4	5 344	8.9	3	5 946	
た	1	7 556	12.5	1	7 344	12.3	2	7 601	
た	3	6 013	9.9	3	5 488	9.2	1	7 713	
放	5	4 258	7.0	5	4 479	7.5	5	4 506	
放	6	3 123	5.2	6	3 300	5.5	6	3 182	
火	2	6 103	10.1	2	5 718	9.6	4	4 894	
ス	8	2 341	3.9	8	2 506	4.2	7	2 940	
風	7	2 673	4.4	7	2 519	4.2	8	2 566	
マ	9	1 672	2.8	9	1 507	2.5	9	1 449	
電	11	712	1.2	11	781	1.3	11	848	
煙	10	1 012	1.7	10	1 004	1.7	10	1 086	
交	14	465	0.8	15	445	0.7	14	481	
通	12	627	1.0	12	654	1.1	12	594	
灯	13	544	0.9	13	512	0.9	13	588	
取	12	627	1.0	12	654	1.1	12	594	
配	13	544	0.9	13	512	0.9	13	588	
線	18	359	0.6	18	386	0.6	16	462	
器									
具									
総		60 568			59 740			63 789	

火災損害状況

(昭和62年中)

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)	
配	線	器	450	13 036	420	271	1 000 045
電	気	装	447	15 101	358	115	1 269 995
内	燃	機	443	42 704	62	13	270 740
こ	た	つ	324	29 695	496	439	1 456 687
電	灯	・	310	8 379	284	187	571 636
か	ま	ど	216	16 927	265	108	372 397
	炉		156	7 889	154	23	618 767
電	気	アイ	98	7 310	137	109	682 857
い	ろ	り	31	5 558	57	16	100 006
火	ば	ち	21	1 426	23	15	54 051
そ	の	他	1 590	61 331	1 624	962	6 939 899
そ	の	他	14 428	30 673 256	13 142	7 673	66 065 347
そ	の	他					
そ	の	他					
計			58 833	50 752 933	49 255	35 813	146 153 576

原因の推移

年	昭和 60 年			昭和 61 年			昭和 62 年		
	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数
9.3	3	5 885	9.8	3	6 754	10.7	1	6 856	11.7
11.9	1	6 880	11.5	1	7 195	11.4	2	6 399	10.9
12.1	2	6 197	10.4	2	7 135	11.3	3	6 071	10.3
7.1	4	4 651	7.8	4	5 194	8.2	4	4 999	8.5
5.0	6	3 736	6.2	5	4 032	6.4	5	3 600	6.1
7.7	5	4 084	6.8	6	3 895	6.2	6	3 501	6.0
4.6	7	2 654	4.4	7	2 792	4.4	7	2 556	4.3
4.0	8	2 064	3.4	8	2 021	3.2	8	1 764	3.0
2.3	9	1 295	2.2	9	1 430	2.3	9	1 185	2.0
1.3	10	881	1.5	11	930	1.5	10	944	1.6
1.7	11	851	1.4	10	946	1.5	11	830	1.4
0.8	13	561	0.9	13	582	0.9	12	584	1.0
0.9	12	619	1.0	12	633	1.0	13	569	1.0
0.9	14	541	0.9	14	509	0.8	14	461	0.8
0.7	16	459	0.8	16	468	0.7	15	450	0.8
59 865			63 272			58 833			

附屬資料7 用途別の主な火災事例

(百貨店)

Table with 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因. Rows 1-10 detailing fire incidents in department stores.

(ホテル・旅館)

Table with 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因. Rows 1-12 detailing fire incidents in hotels and inns.

(病院)

Table with 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因. Rows 1-3 detailing fire incidents in hospitals.

Table with 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因. Rows 4-11 detailing fire incidents in various facilities.

(社会福祉施設)

Table with 10 columns: 出火年月日, 出火場所, 事業所名, 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因. Rows 1-8 detailing fire incidents in social welfare facilities.

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

Table with 10 columns: 出火年月日, 出火場所, ビル名(火元事業所名), 死者数, 負傷者数, 損害額(千円), 出火原因. Rows 1-13 detailing fire incidents in composite-use fire-resistant buildings.

附属資料 8 昭和 21 年以降

年	出火件数							焼計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7	9 313	51 328
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6	12 522	55 266
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5	13 001	53 810
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8	10 787	51 900
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7	17 916	57 243
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4	16 491	52 539
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4	14 910	50 275
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5	14 622	52 956
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2	15 836	51 828
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5	19 454	53 552
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4	16 082	51 925
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2	13 821	51 317
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7	13 983	53 239
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2	14 401	49 331
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4	13 606	50 615
59	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2	15 842	51 949
60	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7	13 676	49 717
61	63 272	38 121	4 838	5 179	173	3	14 958	51 026
62	58 833	36 515	4 120	5 272	111	5	12 810	49 255

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407
13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858
12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389	1 747	7 550
12 879	4 696	33 451	1 944 033	489 257	2 061	7 731
12 552	4 261	32 442	1 854 633	488 983	1 857	7 681

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年以降

年	り 災 世 帯 数			り 災 人員数	損 害		
	計	全 焼	半 焼		計	建 物	
						小	計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038	...
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878	...
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986	...
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725	...
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394	...
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667	...
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021	...
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526	...
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522	...
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296	...
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075	...
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593	...
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254	...
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597	...
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762	...
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331	...
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241	...
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947	...
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014	...
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631	...
44	39 533	15 506	4 502	145 372	70 171 860	64 988 676	...
45	41 782	15 697	4 820	151 103	83 387 083	77 142 149	...
46	42 636	15 158	4 588	148 152	78 569 529	73 759 751	...
47	40 176	13 291	4 266	137 966	84 106 133	80 955 770	...
48	43 464	14 458	4 507	147 650	113 795 975	105 831 401	...
49	40 153	12 305	4 371	135 595	112 305 713	104 960 973	...
50	39 030	11 976	3 921	128 561	110 148 495	106 427 660	...
51	40 716	13 034	4 002	134 604	106 953 944	152 946 191	...
52	39 693	11 614	4 023	129 990	129 393 052	122 063 870	...
53	39 789	11 770	3 933	131 927	130 538 604	123 666 835	...
54	37 801	10 617	3 701	123 051	136 827 438	131 130 601	...
55	37 948	10 595	3 640	123 467	150 707 250	144 991 002	...
56	38 385	10 885	3 523	124 120	150 302 972	145 473 914	...
57	37 717	9 507	3 376	120 562	149 072 798	141 786 203	...
58	36 794	10 052	3 378	117 678	150 579 160	141 093 424	...
59	37 764	10 295	3 383	119 822	146 210 317	141 603 366	...
60	35 833	9 563	3 288	112 016	154 927 483	149 982 230	...
61	36 887	9 741	3 348	114 839	149 766 240	143 770 906	...
62	35 813	9 548	3 027	110 700	146 153 576	136 867 233	...

- (2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
- (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の 火 災 損 害 状 況 (つづき)

害 額 (千円)						
建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
...
...	...	202 730
...	...	280 845
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164	...
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008	...
...	...	152 172	...	227 993
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985	...
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293	...
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282	...
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803	...
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958	...
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906	...
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776	...
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518	...
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090	...
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463	...
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466	...
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958	...
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697	...
17 598 957	27 208 281	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361	...
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961	...
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520	...
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883	...
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 302	1 345 996
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 668 440	394 225	0	1 356 824
74 683 599	75 298 631	1 229 278	1 973 958	511 965	280 553	949 499
72 779 256	70 991 650	1 512 371	2 290 169	525 723	386 049	1 281 022
69 290 933	67 576 300	3 581 546	2 893 178	498 821	46 267	2 266 531

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

年	区分	総出火 事件数 指数	出火率 (指数)	死者 数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数		
							建物	林野	車両
昭和21年		100	1.9(100)	100	100	100
22		130	2.4(126)	115	159	326
23		118	2.2(116)	97	121	400
24		128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25		133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26		147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27		153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28		178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29		193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30		207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31		230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32		240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33		250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34		255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35		302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36		326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37		343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38		349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39		339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40		375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41		332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42		377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43		371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44		393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45		442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46		443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47		403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48		505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49		468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50		430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51		431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52		442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53		487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54		441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55		414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56		420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57		419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58		413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8
59		441	5.3(279)	497	464	4 387	60.0	7.5	7.5
60		414	5.0(263)	416	445	4 648	61.6	6.9	8.3
61		438	5.2(274)	491	456	4 493	60.2	7.6	8.2
62		407	4.8(253)	442	453	4 385	62.1	7.0	8.9

の火災損害比較

構成比(%)			火災損害額構成比(%)						
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
...	
...	
...	
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...	
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...	
7.1	98.3	0.7	...	1.0	
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...	
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...	
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...	
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...	
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...	
0.7	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...	
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...	
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...	
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...	
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...	
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...	
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...	
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...	
0.7	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...	
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...	
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...	
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...	
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0	
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1	
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9	
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1	
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4	
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3	
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9	
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0	
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8	
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9	
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3	
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0	
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9	
0.3	0.0	23.8	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0	
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9	
0.2	0.0	24.8	96.8	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9	
0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6	
0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9	
0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6	

附属資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
2	新潟県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2 412	515
3	飯田	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道吉平村	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	北山梨	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱海	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海	26年4月24日23時	—	225	513	1 583	376
18	松阪	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	鳥取	27年4月17日15時	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	新潟市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	能代	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚津	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	新潟市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三沢	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	天加	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	酒田	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均	最大	相対
					風速	風速	
m ²	千円				m	m	%
135 231	16 541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
44 781	56 990	マッチの火が油に引	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33 500	20 000	台所の煙の突	曇	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	ばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	薄曇	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの過熱	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	薄曇	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機関車の飛火	曇	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	たばこの吸が	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんこん	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物林野 72 498 32ha	建物5 林野 143 000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	不始末	曇	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	煙突	曇	SW	7.4	...	82
建物林野 66 314 600ha	建物1 林野 980	七りんこんの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物林野 53 047 40 366ha	建物2 林野3 784 596	かまど	晴	WSW	30.0
51 752	774 317	放たばこ	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不始末	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不明	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	ガタ	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	たばこ	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	不始末	晴	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不明	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)				建物	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊
				重傷	軽傷		
北海道	道	10	—	61	88	21	69
	青森	3	—	8	15	3	5
	岩手	1	—	1	28	3	—
秋田	秋田	—	—	2	1	—	—
	山形	—	—	8	11	4	17
	福島	3	—	8	5	2	1
茨城県	茨城	—	—	—	4	—	—
	栃木	—	—	—	—	—	1
	群馬	4	—	—	—	1	—
千葉県	千葉	—	—	1	1	—	—
	東京	2	—	26	118	16	102
	神奈川	2	—	6	10	—	—
新潟県	新潟	—	—	—	3	—	—
	富山	8	—	28	15	1	1
	石川	—	—	4	9	—	—
福井県	福井	7	—	3	8	—	—
	山梨	1	—	3	3	—	—
	長野	—	—	—	—	—	—
岐阜県	岐阜	—	—	—	—	—	—
	静岡	—	—	—	3	—	1
	愛知	—	—	—	2	1	—
三重県	三重	2	—	—	17	—	—
	滋賀	—	—	2	—	1	1
	京都	1	—	—	—	—	—
大阪府	大阪	—	—	1	—	—	2
	兵庫	—	—	—	1	—	—
	奈良	—	—	—	2	—	—
和歌山県	和歌山	—	—	—	—	—	—
	鳥取	—	—	—	—	—	—
	島根	4	—	4	4	5	15
岡山県	岡山	—	—	1	3	—	—
	広島	1	—	—	—	—	1
	山口	—	—	4	11	1	3
徳島県	徳島	—	—	4	12	—	3
	香川	—	—	—	1	2	3
	愛媛	3	—	—	10	18	25
高知県	高知	—	—	2	9	4	3
	福岡	9	—	—	7	3	3
	佐賀	—	—	—	—	—	—
長門県	長門	1	—	—	16	1	12
	熊野	1	—	2	21	—	13
	大宮	2	—	33	184	231	1 163
鹿嶋	鹿嶋	—	—	2	5	2	3
	大宮	—	—	—	—	2	5
	鹿嶋	1	—	1	7	2	1
沖合	鹿嶋	2	—	4	3	10	9
	鹿嶋	—	—	3	8	17	34
	沖合	—	—	—	—	—	—
合計	—	69	—	222	647	352	1 499
地震災害を いたす計	—	66	—	189	493	336	1 396

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(昭和62年中)

一部破損	被害(棟)			り災世帯数	り災者数
	床上浸水	床下浸水	非住家		
1 899	238	750	1 034	328	1 007
135	64	145	56	70	264
45	208	310	8	207	847
4	—	5	18	—	—
322	692	2 455	2 494	713	2 697
10	113	923	125	116	446
7	33	597	34	39	130
1 263	10	409	3	10	36
1	64	748	—	69	223
7	57	879	160	65	223
—	89	1 909	—	89	287
71 212	15	254	68	130	530
14	537	5 567	42	626	1 568
110	2	68	27	2	8
143	52	895	6	54	210
9	12	457	6	12	41
5	—	13	5	—	—
2	5	68	12	3	8
—	—	16	1	—	—
47	41	668	1	42	142
8	19	213	226	19	68
2	138	1 507	63	151	502
4	141	3 398	60	141	446
10	120	1 472	105	119	474
15	13	766	43	12	34
11	48	1 048	46	37	131
—	21	1 994	—	—	—
6	168	3 454	365	174	534
1	—	4	5	—	—
11	—	68	1	—	—
33	677	1 522	—	644	2 728
490	1	69	57	1	4
6	27	744	10	28	87
32	24	415	668	516	1 643
176	8	173	60	11	46
11	194	1 466	5	207	669
241	3 720	16 502	117	3 653	11 754
33	137	3 113	29	143	418
26	41	356	80	47	126
576	42	805	360	67	239
2 360	4	351	95	17	59
66 665	302	891	17 264	1 713	5 123
155	194	1 457	49	196	660
61	6	167	64	13	43
442	46	366	28	49	154
238	66	741	191	88	227
119	68	142	216	123	413
146 937	8 457	60 330	24 307	10 744	35 249
73 941	8 457	60 330	24 172	10 625	34 742

象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	その					の 道路(箇所)
		田 (ha)		畑 (ha)			
		流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水		
北海道	道	10	20 243	1 027	26 356	153	
青森	森	—	—	65	—	252	
岩手	手	—	3 487	—	1 161	585	
宮城	城	2	185	102	180	36	
秋田	田	78	12 337	10	3 461	599	
山形	形	102	2 845	3	1 363	234	
福島	島	10	2	10	—	500	
茨城	城	—	44	—	1	36	
栃木	木	70	—	1	—	361	
群馬	群	11	35	11	178	571	
埼玉	玉	—	—	—	2	3	
千葉	葉	—	2	—	429	1 936	
東京都	京	—	—	—	1	97	
神奈川	川	—	—	—	—	2	
新潟	潟	21	534	1	21	322	
富山	山	—	—	—	—	92	
石川	川	—	—	—	—	196	
福井	井	—	—	—	—	135	
山梨	梨	—	—	—	—	89	
長野	野	—	—	—	—	390	
岐阜	草	—	—	—	—	194	
静岡	岡	—	26	—	6	209	
愛知	知	6	348	—	36	116	
三重	重	9	97	—	191	259	
滋賀	賀	—	93	—	40	59	
京都	都	6	330	1	46	329	
大阪	阪	—	—	—	—	62	
兵庫	庫	48	3 231	1	590	491	
奈良	良	—	—	—	—	189	
和歌山	山	—	—	—	—	296	
鳥取	取	604	2 036	211	60	955	
島根	根	—	—	—	—	784	
岡山	山	—	—	—	—	400	
広島	島	34	—	1	—	415	
山口	口	22	—	1	—	577	
徳島	島	—	1 200	—	1 500	1 197	
香川	川	147	3 452	41	192	987	
愛媛	媛	78	—	17	—	1 662	
高知	知	2	58	—	—	1 242	
福岡	岡	813	1 880	268	332	742	
佐賀	賀	51	2 547	13	—	396	
長門	崎	—	—	—	—	1 493	
熊本	本	857	—	—	—	1 879	
大分	分	134	—	—	—	1 455	
宮崎	崎	—	356	—	452	1 930	
鹿児島	島	136	—	22	—	2 789	
沖縄	縄	2	11	2 177	1 092	88	
合計	計	3 253	55 379	3 983	37 690	27 784	
地震災害を 除いた計	計	3 248	55 379	3 983	37 690	25 849	

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和62年中)

橋りょう(箇所)	他				船舶被害(隻)
	河	川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	
5	—	937	13	8	1 655
3	—	810	—	—	162
17	—	683	—	1	—
3	—	98	—	1	69
24	—	2 532	18	9	—
7	—	726	125	2	15
14	—	1 091	3	1	—
1	—	21	6	16	—
2	—	684	—	—	—
3	—	620	46	3	—
2	—	10	4	—	—
65	—	366	440	21	—
—	—	—	2	—	—
—	—	2	4	1	—
13	—	292	20	1	11
2	—	41	23	1	—
1	—	262	1	—	22
2	—	247	—	—	—
7	—	264	3	—	—
3	—	178	—	—	—
8	—	251	—	—	—
5	—	470	—	—	—
—	—	62	—	—	2
1	—	447	1	1	—
5	—	102	8	—	—
10	—	310	63	—	7
—	—	—	1	—	—
21	—	734	87	3	6
2	—	191	13	—	—
2	—	278	8	—	1
26	—	853	—	31	76
4	—	550	—	—	22
1	—	551	—	1	—
2	—	701	48	40	—
8	—	764	—	2	186
16	—	901	3	4	1
22	—	1 752	189	4	57
14	—	1 406	—	—	—
17	—	1 665	107	3	—
27	—	431	144	—	38
1	—	712	870	—	323
3	—	860	277	2	2 379
4	—	1 854	—	4	24
20	—	1 377	—	—	—
13	—	1 194	73	6	28
7	—	1 512	16	—	120
—	—	76	7	—	35
413	—	29 868	2 623	166	5 239
340	—	29 685	2 179	143	5 239

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況（つづき）

（昭和62年中）

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
		都道府県(回)	市区町村 (団体)			
北海道	道	—	15	1	1 951	49 306
	支庁	—	—	—	—	38 805
	市	1	18	—	19 252	21 440
	町	—	2	—	526	2 760
	村	—	26	—	10 375	37 549
	支庁	—	6	—	5 056	17 704
	市	—	—	—	1 502	19 226
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	支庁	—	—	—	—	—
東北	道	—	—	—	905	671
	支庁	—	6	—	2 974	13 250
	市	—	5	—	1 465	14 425
	町	—	—	—	292	1 356
	村	—	22	—	8 441	19 311
	支庁	—	7	—	1 169	488
	市	—	1	—	1 029	4
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	支庁	—	—	—	—	—
関東	道	—	4	—	2 883	25 622
	支庁	—	—	—	2 289	1 790
	市	—	—	—	482	5 782
	町	—	—	—	—	6 278
	村	—	—	—	—	3 541
	支庁	—	4	—	9 378	9 774
	市	—	—	—	—	6 070
	町	—	—	—	20	9 108
	村	—	—	—	1 110	2 093
	支庁	3	49	—	980	8 590
中部	道	—	1	—	1 197	2 318
	支庁	—	—	—	4 644	3 567
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	24 037
	村	—	—	—	—	4 584
	支庁	—	—	—	—	11 150
	市	—	15	2	3 060	42 383
	町	—	1	—	305	10 625
	村	—	10	—	1 551	5 078
	支庁	—	2	—	538	7 353
近畿	道	—	1	—	916	20 075
	支庁	—	—	—	—	—
	市	1	38	—	3 520	22 032
	町	—	5	2	9 189	24 522
	村	10	225	—	5 307	24 825
	支庁	—	40	—	2 413	27 840
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	支庁	—	—	—	—	—
中国	道	—	—	—	—	—
	支庁	—	—	—	—	—
	市	1	27	—	2 418	17 808
	町	—	14	—	7 483	21 063
	村	—	45	3	11 203	117 913
	支庁	—	7	—	11 871	25 493
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	支庁	—	—	—	—	—
四国	道	—	—	—	—	—
	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	支庁	—	—	—	—	—
合計		21	899	8	149 337	811 489
地震災害を 除いた計		19	869	8	136 369	791 363

（注） 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生日月	地震名等	規模 (マグニ チュー ド)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1.15	丹沢山塊地震	7.2	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5.23	北但馬地震	7.0	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.3	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5.11.26	北伊豆地震	7.3	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9.21	西埼玉地震	6.9	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.1	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7.11	静岡地震	6.4	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	6.8	585	—	—	585	27
〃 18. 9.10	鳥取地震	7.2	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19.12. 7	東南海地震	7.9	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1.13	三河地震	6.8	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21.12.21	南海地震	8.0	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6.28	福井地震	7.1	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24.12.26	今市地震	6.2	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.2	815	—	91	906	33
〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368	—	—	368	3
〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28
〃 57. 3.21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58. 5.26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1 584	—	—	1 584	104
〃 59. 9.14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29
〃 62. 3.18	日向灘地震	6.6	—	—	—	—	1
〃 62.12.17	千葉県東方沖地震	6.7	16	—	—	16	2

（注） 1 家屋損失には非住家を含む。
 2 死者には行方不明者を含む。
 3 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で、死者の生じたものを掲げている。
 4 昭和2年から35年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。

附属資料14 都道府県の防災

都道府県	区分	回数	災 害 想					
			台風等の 風水害	地震	コン ポ ート	ビ ジ ナ ス	大火災	林野火災
北海道	道	3	2	1	—	—	—	—
	森	3	1	3	—	1	1	—
	手	1	—	1	—	1	—	—
	城	6	2	1	—	—	—	—
	山	3	2	2	1	1	—	—
青森県	山	3	—	2	1	—	—	—
	形	3	—	2	1	—	—	—
	島	11	2	9	1	—	6	—
	茨	4	2	—	—	—	—	—
	栃	2	—	2	—	—	—	—
群馬県	群	2	—	1	—	—	—	—
	馬	1	—	1	—	—	—	—
	玉	3	1	1	—	—	1	—
	葉	4	—	2	1	—	—	—
	京	53	1	2	1	—	—	1
東京都	川	2	—	1	1	—	—	—
	湯	2	1	1	1	—	—	—
	山	2	—	1	1	—	—	—
	井	1	1	1	—	—	1	—
	野	1	—	1	—	—	—	—
新潟県	長	1	—	1	—	—	—	—
	岐	2	1	2	—	1	1	—
	草	3	—	3	—	—	1	—
	岡	4	—	2	—	—	—	—
	知	3	—	1	1	—	—	—
静岡県	重	1	—	1	—	—	—	—
	賀	1	1	1	—	—	—	—
	都	1	1	1	—	1	—	—
	阪	4	1	2	—	—	1	—
	庫	4	1	1	1	—	1	—
兵庫県	良	2	—	1	—	—	—	—
	山	1	—	—	1	—	—	—
	取	1	—	1	—	—	—	—
	根	1	—	1	—	1	—	—
	山	3	1	—	1	—	—	—
徳島県	山	2	1	1	—	—	—	—
	島	3	1	—	—	—	—	—
	岡	2	1	1	—	—	1	—
	島	2	1	—	—	—	—	—
	口	5	3	1	1	1	1	—
香川県	島	3	2	—	1	—	—	—
	川	1	1	—	—	—	1	—
	媛	4	1	1	1	—	—	—
	知	3	1	3	—	—	—	—
	同	2	1	—	1	1	1	—
愛媛県	同	3	1	—	1	—	1	—
	賀	2	1	—	1	—	1	—
	崎	2	1	1	—	—	—	—
	本	6	2	2	2	—	—	1
	分	2	1	1	1	1	1	—
高知県	崎	3	1	2	—	—	1	—
	本	3	1	—	—	—	—	—
	分	3	1	—	—	—	—	—
	崎	3	1	—	—	—	—	—
	島	—	—	—	—	—	—	—
沖	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		177	38	65	25	16	22	3

訓練の実施状況

(昭和62年度)

定	訓 練 形 態				
	そ の 他	総 (実 働)	図	上 通	信 そ の 他
原子力災害	—	—	—	—	2
	—	2	—	—	1
	—	1	—	—	—
	—	5	1	—	—
	—	2	—	1	—
	10	—	—	1	—
定期的に通信訓練	—	2	—	—	2
	—	1	—	1	—
	—	1	—	—	—
	—	3	—	—	—
	—	4	—	—	—
	5	—	—	47	
	1	—	—	1	ヘリ要請
高圧ガス事故 原子力災害	—	2	—	—	—
	—	2	—	—	—
	—	2	—	—	—
	—	2	—	—	1
	—	3	—	—	1
	1	—	—	—	動員訓練
高圧ガス事故	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	4	—	—	—
	—	4	—	—	—
	—	2	—	—	—
	1	—	—	—	
航空機災害 津波 高圧ガス事故 高速道路の事故	—	1	—	—	—
	—	1	—	—	—
	—	2	—	—	1
	—	2	—	—	—
	—	3	—	—	2
原子力災害	—	2	—	—	1
	—	1	—	—	—
	—	3	—	—	1
	—	1	—	—	2
	—	2	—	—	—
原子力災害	—	2	—	—	—
	—	3	—	—	—
	—	2	—	—	—
	—	4	—	—	2
	—	2	—	—	—
	3	—	—	—	
	3	—	—	—	
	—	—	—	—	
	105	3	66		

附属資料15 都道府県別市

都道府県	区分	消 防 本 部					消 防 署	出 張 所
		計	市	町	村	組 合		
北海道	道	72	20	8		44	115	394
	青森	16	1	2		13	35	49
	岩手	14	3	1		10	18	55
	宮城	12	3			9	27	75
	秋田	17	2	1		14	20	66
	山形	15	8	2		5	15	49
	福島	12	2			10	26	70
	茨城	29	9	6	1	13	56	58
	栃木	15	4	1		10	17	52
	群馬	12	2			10	24	52
東京都	馬	49	28	6		15	55	120
	玉	33	20	4		9	61	120
	葉	6(3)	3(1)	2(2)	1(1)		78	215
	京	28	19	7		2	55	188
	川							
	新	36(1)	11	8(1)		17	44	76
	富	22	9	11		2	29	23
	石	11	3	3		5	17	39
	福	12	1	3		8	16	40
	山	10	2	1		7	17	30
岐阜県	長	20	8	2		10	43	38
	岐	24	8	2		14	46	50
	静	31	14	3		14	39	96
	愛	46	28	6		12	62	121
	三	15	8	1		6	19	52
	滋	11	3			8	24	18
	京	17	9	4		4	31	56
	大	32	23	5		4	72	163
	兵	32	18	1		13	55	90
	奈	12	5	1		6	22	16
和歌山県	良	21	7	6		8	29	13
	鳥	3				3	13	13
	島	11	2	1		8	12	40
	岡	14	5			9	21	58
	広	22	6	4		12	38	69
	山	16	8	1		7	23	32
	徳	11	3			8	22	27
	香	11	4	1		6	15	23
	愛	16	4			12	17	34
	高	15	6			9	19	23
福岡県	岡	27	9	2		16	46	89
	佐	10	3			7	15	21
	長	10	3			7	16	73
	熊	14	1			13	20	55
	大	15	4	1		10	18	37
	宮	9	6			3	12	22
	児	21	5	1		15	28	50
	鹿	23	9	3	2	9	24	20
	沖							
	計	930(4)	359(1)	111(3)	4(1)	456	1 526	3 170

(注) ()内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。
 ○内は、東京消防庁(特別区)であり、内数である。

町村消防組織一覽

(昭63.4.1現在)

消防職員	消 防 団	分 団	消 防 団 常 備 部				消 防 団 員
			計	市	町	村	
8 046	233	1 074				29 512	
2 038	68	798				22 207	
1 498	62	494				26 666	
2 217	77	505				24 517	
1 588	67	627	1		1	22 644	
1 346	44	354				30 772	
1 951	90	639				40 156	
3 247	92	1 160				28 361	
1 882	49	348				16 303	
2 049	70	488				13 728	
5 922	89	599				15 881	
6 223	72	884				32 400	
18 222	98	718				25 212	
7 873	62	542				19 139	
2 735	112	809				49 411	
1 143	41	298				9 723	
1 200	39	224	4		4	5 336	
999	32	244				5 471	
892	64	239				18 802	
1 779	121	890				45 205	
2 063	101	539				24 053	
3 502	75	634				25 912	
6 444	348	783				28 703	
1 749	69	483				14 565	
1 112	50	195				9 335	
2 892	73	399				20 946	
8 906	39	397	1		1	10 043	
4 601	104	606				52 953	
1 165	47	344				10 330	
1 134	50	329				12 573	
598	41	249				5 837	
793	59	391				15 100	
1 746	80	462				33 635	
2 976	93	708				25 843	
1 477	56	523				15 097	
809	46	471				11 826	
1 050	43	267				7 733	
1 323	70	524				22 573	
937	53	291				8 556	
3 931	110	729				27 476	
893	49	202				23 247	
1 535	79	882				23 898	
1 806	98	817				42 674	
1 362	58	460				18 554	
913	44	136				17 314	
1 677	96	732				17 153	
1 163	36	119				1 623	
131 407	3 649	25 606	6		6	1 008 998	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

年	区分	消 防 本 部				消 防 団				
		消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和28年		314	8	407	612	28 547	10 073	...	113	2 015 780
29		328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30		360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31		383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32		406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33		429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34		438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35		445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36		461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37		484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38		511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39		544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40		620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41		640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42		671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43		700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44		734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45		756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46		782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47		805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48		829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49		848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50		859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51		869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52		878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53		887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54		895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55		906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56		914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761
57		923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404
58		927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050 271
59		932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042 463
60		933	454	1 496	3 132	128 914	3 641	25 798	7	1 033 376
61		933	454	1 501	3 151	129 610	3 650	25 701	7	1 026 224
62		931	455	1 514	3 152	130 463	3 648	25 667	7	1 017 807
63		930	456	1 526	3 170	131 407	3 649	25 606	6	1 008 998

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

年度	区分	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
		計	市	町村	計	市	町村	計	市	町 村
昭和40年度		114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68
41		26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42		42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43		38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44		95	2	93	—	—	—	788	552	236
45		218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1 004	556	448
46		389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1 392	590	802
47		507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264
48		365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606
49		221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820
50		68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884
51		73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956
52		63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018
53		50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067
54		30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55		48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56		52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194
57		62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254
58		25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279
59		29	—	29	△ 2	—	△ 2	2 958	652	2 306
60		5	—	5	—	—	—	2 963	652	2 311
61		15	—	15	△ 1	2	△ 3	2 977	654	2 323
62		11	—	11	△ 6	2 △ 1	△ 7	2 982	655	2 327
63(見込み)		15	—	15	—	—	—	2 997	655	2 342

附属資料18 自主防災組織の

都道府県	区分	市区町村数	自主防災組織を有する市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務と活動項目別自主防災		
							防災訓練	防災知識の啓発	防火巡回
北海道	道	212	81	836	202 001	9.9	306	295	135
	青森	67	40	201	77 649	16.5	61	77	45
	岩手	62	62	380	177 800	42.2	325	360	279
	宮城	71	63	2 382	451 426	68.2	2 037	2 342	1 372
	秋田	69	53	1 681	117 505	32.5	1 340	1 454	1 279
	山形	44	42	802	91 003	26.9	692	657	462
	福島	90	86	1 112	271 022	45.6	756	971	747
	茨城	88	31	516	73 982	9.2	348	265	247
	栃木	49	23	304	74 122	13.5	178	152	146
	群馬	70	19	246	62 815	10.9	137	131	103
東京都	群	92	38	963	545 986	28.8	574	442	452
	埼	80	39	1 511	421 557	24.7	1 359	1 373	1 089
	千	64	51	5 028	3 451 432	72.7	3 982	3 312	2 378
	東	37	37	6 382	2 214 054	82.0	6 349	6 183	1 800
	神奈川	112	40	1 394	197 119	28.7	168	178	58
	新潟	35	27	324	57 506	18.6	282	128	231
	富	41	40	1 078	95 272	27.8	520	352	131
	石	35	31	912	75 226	33.4	524	361	289
	福	64	64	2 441	245 897	96.7	2 423	2 140	1 050
	山梨	121	60	1 933	291 897	45.9	1 503	1 089	563
岐阜県	岐	99	69	2 915	419 995	73.0	1 907	1 604	899
	静	75	75	4 954	1 043 992	96.5	4 876	4 718	3 184
	愛	88	57	4 790	1 338 121	65.1	4 618	3 947	618
	三	69	57	1 048	174 945	32.7	514	335	412
	滋	50	48	1 384	158 789	47.7	1 001	911	902
	京	44	22	513	284 780	32.2	250	232	132
	大	44	20	704	379 639	12.5	679	76	65
	兵	91	49	1 318	365 963	20.8	852	820	261
	奈	47	19	358	107 025	26.4	103	112	125
	和	50	16	192	17 682	5.1	78	77	22
静岡県	歌	39	39	1 054	65 273	35.5	769	413	367
	島	59	21	366	34 028	14.2	63	278	105
	岡	78	46	993	150 269	24.5	597	523	164
	山	86	29	1 893	467 332	48.0	1 856	1 853	1 843
	広	56	36	370	70 640	13.1	142	165	54
	島	50	19	127	10 594	4.0	33	33	21
	徳	43	24	239	24 105	7.4	112	28	35
	香	70	17	235	84 106	16.2	74	74	71
	愛	53	21	377	27 865	9.2	98	105	90
	高	97	23	325	33 046	5.6	160	123	126
福	佐	49	7	102	19 732	7.9	8	100	6
	長	79	27	653	103 534	20.8	311	327	3
	熊	98	22	87	37 691	6.5	33	28	11
	本	58	33	451	84 825	21.1	273	313	248
	分	44	35	479	63 795	16.2	159	130	161
	崎	96	47	224	57 686	8.7	166	140	122
	島	53	4	49	8 550	2.3	2	4	3
	鹿								
	宮								
	大								
全	3 268	1 809	56 626	14 829 065	37.1	43 598	39 731	22 906	

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(昭63.4.1現在)

結成されている 自主防災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数											
	三角火器等 の購入	その他	災害所 巡	危険 の視	災害等 の集	危険 の情	簡 便	初期 消 火	負傷者 の救出・ 救護	住民の 避難誘 導	給食 給水	その他
55	167	92	328	287	156	212	327	107				
11	13	9	25	41	34	29	39	4				
145	62	19	74	259	88	92	349	21				
1 119	649	1 024	1 227	1 684	1 225	1 244	1 970	270				
147	233	280	422	901	333	533	601	51				
205	1	473	590	711	628	638	564	8				
450	73	489	784	954	785	817	971	32				
218	111	242	300	476	318	205	287	74				
110	107	5	42	68	41	42	32	35				
8	—	50	53	207	55	49	47	2				
259	114	162	397	584	394	397	387	86				
914	466	955	1 348	1 374	1 351	1 365	1 330	490				
680	679	1 392	2 771	2 785	2 775	2 774	2 610	527				
3 648	196	2 431	5 982	6 262	6 258	6 269	6 209	1 600				
39	3	36	44	236	85	19	70	2				
78	30	21	42	238	67	90	54	9				
49	72	60	47	531	123	85	88	24				
4	139	231	243	452	243	235	1	139				
558	191	1 825	2 365	2 401	2 250	2 373	2 127	322				
619	329	920	1 392	1 468	1 392	1 397	937	358				
544	137	1 017	1 550	1 757	1 577	1 613	1 598	24				
1 542	644	3 563	4 876	4 876	4 864	4 876	4 805	514				
274	1 826	489	3 917	4 348	3 885	4 284	3 622	2 336				
276	69	348	348	584	354	384	330	10				
190	153	317	140	1 175	322	426	216	—				
136	17	31	20	124	23	26	57	4				
16	26	—	37	59	38	43	34	3				
86	93	304	719	753	725	753	343	51				
148	—	52	5	222	5	57	50	—				
46	1	6	1	60	42	8	47	—				
43	44	350	323	907	236	327	148	3				
71	72	77	81	195	116	180	179	63				
89	23	133	138	585	71	100	143	—				
27	1 826	94	1 826	1 852	1 752	1 834	29	85				
7	24	14	13	216	83	91	30	10				
9	20	16	12	115	9	11	14	6				
87	19	3	6	136	9	7	3	2				
49	3	4	13	72	61	59	58	76				
13	33	82	74	112	74	148	26	23				
106	46	118	118	130	111	122	109	—				
1	6	88	92	97	86	85	93	4				
252	—	250	291	294	286	300	286	—				
1	11	13	11	32	11	15	22	—				
88	3	277	286	297	184	287	195	1				
79	29	89	217	190	282	284	162	9				
37	19	71	89	142	43	103	80	18				
—	3	—	—	—	—	—	—	—				
13 533	8 782	18 522	33 679	41 249	33 850	35 288	31 679	7 403				

附属資料19 事業所の自

区分 都道府県	消防法施行 規則第3条 第1項に基 づく自衛消 防の組織数	左のうちの 地域自主防 災相互関係 を定めてい る組織数		その他の法 令に基づく 自衛消防の 組織数	左のうちの 地域自主防 災相互関係 を定めてい る組織数	
		左のうちの 消防活動 を有する組 織数	左のうちの 消防活動 を有する組 織数		左のうちの 消防活動 を有する組 織数	左のうちの 消防活動 を有する組 織数
北海道	25,400	13	6	410	7	4
青森	6,565	4	—	23	16	16
岩手	7,144	2	2	1	—	—
宮城	10,158	46	46	59	1	1
秋田	5,454	64	—	777	12	12
山形	4,330	3	—	7	—	—
福島	8,474	—	—	1,665	—	—
茨城	7,051	1	1	186	—	—
栃木	7,782	—	—	—	—	—
群馬	6,333	5	2	99	—	—
埼玉	13,007	—	—	1	1	1
千葉	12,072	14	14	89	40	40
東京都	69,746	308	41	2,929	96	11
神奈川県	33,528	226	3	231	44	24
新潟	10,700	9	2	101	—	—
富山	4,085	5	5	218	—	—
石川	6,423	15	12	10	—	—
福井	4,088	42	39	4	—	—
山梨	3,889	400	151	3	1	1
長野	5,635	98	28	57	—	—
岐阜	4,639	78	27	85	—	—
静岡	16,069	151	148	1,005	—	—
愛知	25,786	13	13	234	—	—
三重	4,596	1	1	44	—	—
滋賀	3,247	69	59	1	—	—
京都	10,282	44	36	90	—	—
大阪	27,746	2	2	79	8	2
兵庫県	20,997	—	—	64	—	—
奈良	2,265	39	—	—	—	—
和歌山	3,762	5	1	11	1	1
鳥取	1,628	312	257	—	—	—
島根	1,005	11	9	58	—	—
岡山	6,135	1	1	27	—	—
広島	12,472	11	2	19	—	—
山口	6,635	2	—	210	—	—
徳島	2,662	—	—	23	—	—
香川	3,786	1	1	316	1	1
愛媛	5,491	2	2	15	—	—
高松	2,051	—	—	—	—	—
福岡	19,997	169	169	60	31	31
佐賀	769	—	—	1	—	—
長門	5,924	4	1	3	1	1
熊本	8,174	5	2	185	—	—
大分	4,840	1	1	925	—	—
宮崎	3,246	9	9	53	2	2
鹿児島	5,592	10	4	7	1	1
鹿嶋	665	—	—	1	—	—
計	462,325	2,195	1,097	10,386	263	149

主防災組織の状況

(昭63.4.1現在)

市町村条例、 規則に基づく 自衛消防(防 災)組織数	左のうちの、地 域の自主防災 相互関係を定 めている組織 数		事業所におい て任意に設置 している自衛 消防(防災) 組織数	左のうちの、地 域の自主防災 相互関係を定 めている組織 数	
	左のうちの、地 域の自主防災 相互関係を定 めている組織 数	左のうちの、地 域の自主防災 相互関係を定 めている組織 数		左のうちの、地 域の自主防災 相互関係を定 めている組織 数	左のうちの、地 域の自主防災 相互関係を定 めている組織 数
—	—	—	28	3	3
—	—	—	16	15	15
—	—	—	12	—	—
1	—	—	23	9	8
—	—	—	15	2	2
—	—	—	17	1	—
—	—	—	4	—	—
—	—	—	14	1	1
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
128	—	—	71	2	2
103	16	16	33	1	1
405	1	1	6	—	—
97	—	—	5	—	—
2	—	—	92	—	—
—	—	—	24	2	2
—	—	—	—	—	—
184	—	—	15	2	2
—	—	—	394	381	1
2	—	—	40	—	—
—	—	—	111	8	8
—	—	—	28	—	—
25	—	—	73	—	—
—	—	—	19	1	1
—	—	—	13	4	4
66	—	—	80	—	—
—	—	—	344	—	—
—	—	—	13	—	—
—	—	—	6	2	2
—	—	—	15	—	—
1	1	1	29	9	7
1	—	—	8	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	1	—	—
—	—	—	39	2	2
—	—	—	3	—	—
—	—	—	3	—	—
—	—	—	74	—	—
—	—	—	3	2	2
56	—	—	11	10	10
—	—	—	—	—	—
—	—	—	6	2	2
—	—	—	6	1	1
—	—	—	1	—	—
—	—	—	—	—	—
4	—	—	6	—	—
3	3	—	4	4	—
1,078	21	18	1,075	464	76

附属資料20 危 険 物 施

年	施設		貯 蔵				
	台 計	製造所	小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	596 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715
60	613 364	4 560	390 825	63 878	95 685	19 831	119 749
61	617 540	4 598	393 419	64 081	94 998	19 621	121 254
62	620 783	4 657	395 877	63 980	94 334	19 465	122 509
63	574 720	4 677	397 687	63 693	93 497	19 354	123 402

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設 数 の 推 移

(各年3月31日現在)

所			取 扱 所					
簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673
3 638	64 393	23 651	217 979	88 582	3 124	744	1 400	124 129
3 531	66 998	22 936	219 523	88 882	3 040	739	1 402	125 460
3 435	69 976	22 178	220 249	88 890	2 939	758	1 397	126 265
3 361	72 957	21 423	172 356	89 088	2 845	766	1 381	78 276

附属資料21 容量別, 都道府県別

都道府県	容量	合計	1000kl以上の屋外タンク貯蔵所		
			1000kl未満の屋外タンク貯蔵所	1000kl以上の屋外タンク貯蔵所	
北海道	道	4 244	3 514	730	
	森	957	754	203	
	手	770	734	36	
	城	1 131	944	187	
	田	908	808	100	
青森県	山	779	749	30	
	形	1 595	1 451	144	
	島	3 419	3 152	267	
	茨	1 641	1 616	25	
	栃	2 366	2 347	19	
岩手県	馬	2 264	2 229	35	
	玉	5 860	4 826	1 034	
	葉	1 367	1 280	87	
	京	5 718	4 418	1 300	
	川	2 698	2 441	257	
宮城県	沼	1 482	1 393	89	
	山	955	890	65	
	川	847	766	81	
	井	464	455	9	
	梨	2 096	2 073	23	
新潟県	野	2 236	2 229	7	
	草	3 828	3 612	216	
	岡	6 348	5 740	608	
	知	3 722	3 297	425	
	重	1 254	1 241	13	
富山県	賀	567	537	30	
	都	4 013	3 460	553	
	阪	4 595	4 068	527	
	庫	339	339	—	
	良	1 564	1 218	346	
石川県	山	359	329	30	
	取	688	676	12	
	根	3 002	2 451	551	
	山	2 010	1 843	167	
	島	3 064	2 396	668	
徳島県	島	647	619	28	
	川	808	682	126	
	媛	1 657	1 348	309	
	知	539	502	37	
	高	3 335	3 061	274	
香川県	岡	613	599	14	
	賀	1 038	945	93	
	崎	1 043	983	60	
	本	1 311	1 111	200	
	分	811	756	55	
高知県	崎	1 680	1 578	102	
	島	865	648	217	
	繩	計	93 497	83 108	10 389
	構成比 (%)	100.0	88.9	11.1	

屋外タンク貯蔵所の施設数

(昭63.3.31現在)

左 の 内 訳				
1000kl~ 5000kl	5000kl~ 1万kl	1万kl~ 5万kl	5万kl~ 10万kl	10万kl以上
377	141	104	18	90
123	18	11	—	51
25	8	—	—	3
100	24	46	17	—
67	4	15	—	14
20	6	4	—	—
94	14	18	14	4
119	36	73	17	22
25	—	—	—	—
19	—	—	—	—
33	2	—	—	—
449	291	168	106	20
78	2	7	—	—
628	312	282	74	4
148	43	47	13	6
47	9	26	7	—
48	17	—	—	—
46	1	—	4	30
9	—	—	—	—
23	—	—	—	—
7	—	—	—	—
180	27	4	5	—
278	144	132	40	14
233	65	89	26	12
13	—	—	—	—
25	1	4	—	—
239	130	149	30	5
276	128	107	16	—
—	—	—	—	—
151	71	85	24	15
27	3	—	—	—
12	—	—	—	—
291	105	123	17	15
120	17	18	12	—
313	143	160	38	14
16	—	12	—	—
37	53	29	—	7
151	94	49	9	6
37	—	—	—	—
216	36	14	—	8
11	—	—	3	—
62	20	6	—	5
58	1	1	—	—
79	53	54	10	4
51	4	—	—	—
38	1	4	2	57
51	34	49	23	60
5 450	2 058	1 890	525	466
5.8	2.2	2.0	0.6	0.5

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区

都道府県	区分	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)
北海道	1	釧路	773	7(1)	2	32	143
	2	室蘭	19 824	12(5)	7	1 199	4 415
	3	上川	7 231	2(2)	7	213	23 209
	4	空知	496	2(—)	1	70	12
青森	4-2	つ小川	2 508	2(—)		621	
	5	青森	123	5(—)		17	
	6	八戸	1 251	9(2)	7	50	319
宮城	7	塩釜	297	8(5)	3	26	709
	8	仙台	4 598	3(1)	5	278	3 707
秋田	9	男鹿	1 040	1(1)	1	66	3
	10	秋田	1 699	5(—)	7	50	187
山形	11	酒田	3 165	4(—)	3	24	17
福島	11-2	広い	1 216	1(—)		22	
	12	いわき	7 435	11(2)	9	184	921
茨城	13	鹿島臨海	23 835	12(10)	10	706	23 914
千葉	14	京葉臨海	2 587	10(1)	4	55	851
	15	東京臨海	44 660	38(26)	32	2 134	158 513
	16	東京臨海	12 512	3(2)	1	14	1 611
東京	17	豊島川・大	891	3(—)	1	9	
	18	品川・大	322	2(—)		13	
神奈川	19	京根久	33 807	54(29)	49	1 414	108 999
	20	根久	6 340	4(2)	6	494	26 444
	21	久里浜	708	1(—)		58	
新潟	22	新潟	18 551	9(3)	4	234	11 462
	23	新潟	6 975	5(3)	8	158	8 236
	24	新潟	2 723	4(—)	2	12	55
	25	富山	754	2(1)	3	119	383
富山	26	富山	447	1(—)		26	
	27	富山	171	2(—)	1	7	89
	28	富山	571	1(1)		1	4 571
石川	29	金沢港北	341	6(—)	4	28	481
福井	30	福井臨海	2 633	6(—)	1	407	
静岡	31	清水	1 138	4(1)	8	73	422
愛知	32	渥良	1 079	1(—)		115	
	33	浦名	168	2(—)	2	15	199
	34	名古屋	8 914	4(1)	7	33	1 558
	35	名古屋	25 712	33(9)	25	954	44 595
三重	36	四日市	10 999	18(15)	22	731	62 866
	37	尾鷲	797	2(1)	1	78	36
大阪	38	大塚	4 470	10(1)	17	73	1 159
	39	堺北	18 200	21(11)	28	671	83 825
	40	堺	557	2(2)		29	5

(注) 第一種事業所欄の()内は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(昭63.4.1現在)

大化学 消防車 (台)	大型 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	大型化 学高所 放水車 (台)	その他 の 消防車 (台)	泡消火 薬剤 (kl)	オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張 (隻)	油回 収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1			2	92	5 860	2		
6	1	5	4	2	173	11 100	2	2	
3	2	2		9	170	3 620	2	1	
2	2	2		2	114	2 240	3		
2	2	2		3	96	2 400	1	1	1
1	1	1			49	3 240	5		
1	1	1			167	7 360	1		
2	2	2		2	101	5 780	14		
2	2	2		2	101	5 060	4	1	2
1	1	1		1	33	1 720	1		
1	1	1		2	77	6 030	2		
1	1	1		1	42	3 300	1		
1	1	1			38	2 200	1	1	
2	2	2		7	233	7 460	1	1	
5	4	3		16	219	11 600	3	1	1
2	2	2		1	152	6 510	4		
25	10	16	6	34	686	34 960	10	1	1
1	1	1		3	35	2 740	1		
2	1	1			73	4 400	3		
1	1	1			26	1 620	1		
20	10	10		32	740	44 560	11	1	
6	5	5		7	82	9 670	4	1	1
1	1	1			11	1 620	1		
2	2	2		1	130	8 870	1	1	
4	2	2		1	167	4 820	3		1
				7	52	3 000	1		
2	1	1		2	65	4 500	1	1	
1	1	1		1	19	1 620	1		
				2	78	2 100	1		
				2	7				
1	1	1			77	3 780	1		
2	2	2	1	2	145	10 220	3	2	1
2	1	1		1	122	5 400	2		
1	1	1			14	2 160	1	1	
1	1	1			27	1 620	3		
1	1	1		6	34	4 620	6		1
10	8	8	2	18	392	31 259	12	2	
6	4	4		18	710	19 843	3	2	2
1	1	1		4	128	6 960	1	2	
2	1	1		10	174	7 940	1		
12	8	9		23	465	25 480	10	1	
1	1	1			32	2 280	1		

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	区分	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)
兵 庫	41	尼 崎	4 309	6(3)	13	45	582
	42	神 戸	2 851	9(2)	6	99	2 502
	43	東 播	11 395	6(4)	10	45	5 896
	44	姫 路	18 600	10(9)	9	388	15 802
	44-2	赤 穂	533	1(1)		24	4
和 歌 山	45	和歌山北部臨海北部	5 083	3(2)		13	3 009
	46	和歌山北部臨海中部	1 483	3(3)		94	599
	47	和歌山北部臨海南部	3 082	3(1)		594	12 412
	47-2	御 坊	350	1(1)		34	3
岡 山	48	水 島 臨 海	25 580	15(13)	10	974	96 406
広島・岡山	49	福 山・笠 岡	10 504	4(2)	2	24	5 342
広 島	50	江 田 島	186	1(-)	1	23	
	51	能 美	394	1(-)		79	
山口・広島	52	岩 国・大 竹	5 338	6(5)	7	242	16 976
山 口	53	下 松	2 699	2(1)	3	122	136
	54	徳 山・新南	7 904	9(9)	10	415	68 144
	55	宇 野	4 725	5(4)	7	20	12 520
	56	小 野	1 929	1(1)		457	7 043
	57	彦 島	124	3(-)		26	
徳 島	58	阿 南	800	1(-)	1	25	16
香 川	59	番 の 州	4 225	3(2)	1	334	10 629
愛 媛	60	新 居 浜	4 331	5(3)	5	20	5 050
	61	上 方	112	1(-)		26	
	61-2	波 方	299	1(1)		35	5 287
	62	菊 間	565	2(1)		158	1 237
	63	松 山	2 496	4(3)	1	121	10 054
福 岡	63-2	豊 前	465	1(1)		18	1
	64	対 北	1 212	1(-)	3	3	
	65	九 州	23 594	15(8)	14	80	21 247
	66	北 福 岡	455	9(1)	15	29	654
佐 賀	67	唐 津	336	3(1)	1	20	857
長 崎	68	相 浦	239	1(1)		20	1
	69	長 崎	170	5(-)	4	13	91
熊 本	70	八 代	156	6(-)		14	
大 分	71	大 分	10 649	10(9)	4	324	38 232
鹿 児 島	71-2	川 内	437	2(2)	1	13	475
	72	喜 入	1 922	1(-)		884	
沖 縄	73	平 座	4 098	3(1)		784	6 004
	74	安 泊	186	1(1)		37	501
	75	小 那 覇	821	1(1)		199	1 661
合 計			447 155	497(235)	416	18 389	923 285

域の現況と防災資機材の整備状況(つづき)

(昭63.4.1現在)

大型化学消防車 (台)	大型放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	その他の消防車 (台)	泡消火薬剤 (kl)	オイルフェンス (m)	オイルフェンス展張船 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	1		7	70	5 550	5		
2	2	2		4	114	9 400	4		
1	2	1		18	68	8 940	9		
4	5	4	3	16	242	15 230	11	1	
1	1	1			17	1 620	1		
1	1			8	59	5 180	3	1	2
2	2	2		3	88	6 280	4		
5	5	5		2	238	7 800	3	1	1
1	1	1			17	1 800	2		
4	5	7		31	305	25 440	14	2	
		1		7	68	4 360	6		
2	2	2			36	3 970	5		
1	1	1			37	4 420	3		
1	1	3	2	21	243	12 600	5	1	
1	1	1		1	91	3 780	2	1	
9	2	2	1	16	294	10 260	9	1	
1	1	1		7	43	4 300	1		
2	2	2		2	94	2 190	1	1	1
					44	3 240	2		
1	1	1			18	2 380	2		
3	3	3		4	114	11 520	5	1	
2	1	1		3	76	4 000	1		
1	1	1			2	1 820	1		
1	1	1			44	3 320	2		
2	2	2		1	32	2 200	4	1	1
2	1	1		4	75	5 400	4	1	
1	1	1			12	1 740	1		1
				3	22	1 920	2		
3	4	3		12	178	13 460	7		
2	1	2			141	8 240	1		
1	1	1		3	20	3 320	2		
1	1	1			17	1 620	1		
				1	77	4 400	6		
1	1	1			61	3 780	1		
4	4	4		11	199	8 480	5	1	
1	1	1			20	1 620	1		
2	2	2		2	163	8 340	4	3	5
2	2	3		7	68	5 610	4	2	6
1	1	1			30	1 840	1	1	1
2	2	2		1	85	2 580	1	1	1
208	155	167	19	419	9 969	565 472	276	43	30

附属資料23 都道府県別救急

区分	市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査)	救急業務実施市町村④	
			市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査)
北海道				
北海	212	5 679 439	212	5 679 439
道	67	1 524 448	67	1 524 448
森	62	1 433 611	62	1 433 611
手	71	2 176 295	71	2 176 295
城	69	1 254 032	69	1 254 032
田	44	1 261 662	44	1 261 662
形	90	2 080 304	90	2 080 304
島				
茨	88	2 725 005	87	2 722 210
栃	49	1 866 066	49	1 866 066
群	70	1 921 259	70	1 921 259
馬	92	5 863 678	90	5 857 291
玉	80	5 148 163	74	5 065 322
葉	42	11 829 363	36	11 820 344
京	37	7 431 974	37	7 431 974
用				
新	112	2 478 470	106	2 415 503
富	35	1 118 369	32	1 113 386
山	41	1 152 325	37	1 108 993
川	35	817 633	35	817 633
井				
山	64	832 832	64	832 832
野	121	2 136 927	96	2 007 005
早	99	2 028 536	88	1 999 793
同	75	3 574 692	67	3 526 968
知	88	6 455 172	77	6 389 920
重	69	1 747 311	51	1 603 868
賀				
滋	50	1 155 844	50	1 155 844
都	44	2 586 574	42	2 569 319
販	44	8 668 095	39	8 597 470
庫	91	5 278 050	89	5 254 265
良	47	1 304 866	36	1 236 347
山	50	1 087 206	40	1 045 291
歌				
鳥	39	616 024	39	616 024
取	59	794 629	49	739 530
根	78	1 916 906	75	1 891 080
山	86	2 819 200	67	2 687 397
島	56	1 601 627	53	1 580 923
口				
德	50	834 889	36	774 379
香	43	1 022 569	42	1 017 535
愛	70	1 529 983	69	1 520 800
高	53	839 784	52	835 076
福				
福	97	4 719 259	97	4 719 259
佐	49	880 013	49	880 013
長	79	1 593 968	78	1 591 740
熊	98	1 837 747	98	1 837 747
大	58	1 250 214	58	1 250 214
宮	44	1 175 543	31	1 099 709
鹿	96	1 819 270	80	1 718 010
嶋	53	1 179 097	41	1 158 248
児				
合 計	3 246	121 048 923	3 021	119 686 378

業務実施状況

実施率	救急出場件数	対前年 増減率 ③-②×100 ② (%)	④内における人口1万人 当たりの救急出場件 数 (件)	
			市町村数 (%)	人口 (%)
100.0	102 823	3.7	188	
100.0	23 289	0.3	153	
100.0	20 573	2.1	146	
100.0	29 722	4.9	143	
100.0	15 416	0.6	124	
100.0	17 307	1.2	139	
100.0	33 496	3.0	166	
98.9	45 020	2.8	170	
100.0	30 137	3.6	167	
100.0	33 023	5.6	182	
97.8	107 888	6.1	195	
92.5	102 080	4.1	210	
85.7	330 155	5.5	295	
100.0	178 192	4.7	251	
94.6	39 171	1.9	165	
91.4	14 689	1.9	134	
90.2	15 881	△ 1.5	141	
100.0	12 316	1.2	152	
100.0	17 204	4.0	215	
79.3	33 551	2.9	172	
88.9	32 915	1.8	168	
89.3	64 488	2.1	187	
87.5	111 532	2.0	178	
73.9	27 160	5.3	178	
100.0	22 381	1.2	196	
95.5	54 249	4.6	221	
88.6	219 101	3.9	265	
97.8	97 586	3.5	192	
76.6	25 217	4.6	213	
80.0	21 987	1.1	213	
100.0	9 843	0.8	161	
83.1	11 532	△ 2.0	153	
96.2	31 875	4.5	176	
77.9	49 499	3.3	190	
94.6	30 934	1.0	198	
72.0	14 091	△ 1.9	178	
97.7	20 006	2.8	202	
98.6	29 922	1.0	199	
98.1	17 936	0.8	217	
100.0	87 905	3.3	192	
100.0	14 302	0.9	164	
98.7	25 870	1.6	165	
100.0	29 067	0.9	160	
100.0	20 771	2.9	171	
70.5	17 663	1.7	163	
83.3	30 246	△ 0.5	175	
77.4	25 896	△ 1.6	220	
93.1	2 345 907	3.5	203	

附屬資料24 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	938	25	177	16 121	2 047	1 324
青森	181	4	40	4 561	348	219
岩手	122	3	25	4 073	324	263
宮城	389	4	55	6 949	483	248
秋田	26	4	36	2 955	320	194
山形	130	2	28	3 340	338	192
福島	66	8	46	7 679	578	405
茨城	204	6	78	14 237	833	487
栃木	252	1	22	9 563	565	265
群馬	104	4	31	10 013	719	315
埼玉	831	1	44	30 483	2 435	1 283
千葉	786	25	98	26 219	1 844	878
東京都	2 309	17	232	73 851	5 128	3 178
神奈川県	1 676	1	191	42 369	2 905	1 511
新潟	153	6	90	9 215	1 050	406
富山	23	3	36	3 846	393	135
石川	32	2	42	3 892	364	184
福井	23	1	51	3 528	324	172
山梨	188	0	10	4 567	325	300
長野	173	0	48	8 042	713	525
岐阜	134	2	49	9 652	960	435
静岡	448	1	156	17 625	1 563	562
愛知	936	3	76	29 151	2 665	1 005
三重	59	0	44	8 170	704	328
滋賀	55	1	41	6 115	602	324
京都	311	8	43	17 921	861	617
大阪	2 777	4	91	44 214	4 152	1 635
兵庫	613	1	113	22 733	1 868	878
奈良	89	1	20	6 372	568	270
和歌山	93	1	35	5 398	419	198
鳥取	77	6	46	2 308	179	132
島根	13	1	52	2 705	313	158
岡山	79	2	64	9 689	686	286
広島	169	4	73	12 766	994	523
山口	139	6	59	6 765	484	312
徳島	49	1	26	3 726	299	160
香川	111	2	38	5 814	451	265
愛媛	151	3	40	7 945	652	357
高松	127	2	39	3 849	361	172
福岡	274	12	127	18 913	1 293	684
佐賀	19	7	31	3 738	237	197
長門	41	48	81	4 417	442	252
熊本	133	1	52	6 757	499	390
大分	31	3	31	4 427	341	254
宮崎	90	1	39	4 006	245	216
鹿児島	179	8	78	5 537	451	348
沖縄	106	9	74	4 716	271	328
合計	15 909	255	2 998	560 932	44 596	23 770

種別救急出場件数

(昭和62年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資輪器材等送	その他	計
12 197	1 086	1 421	53 196	15 998	288	62	1 730	106 610
2 553	250	320	11 393	3 050	102	71	257	23 349
2 488	153	252	10 537	2 373	54	8	327	21 002
2 984	329	391	13 754	4 697	278	27	594	31 182
1 776	127	213	8 269	1 378	34	1	173	15 506
2 037	114	222	9 258	1 591	77	1	181	17 511
3 900	296	401	17 640	2 980	143	108	261	34 511
4 498	584	582	20 339	3 574	249	62	567	46 300
2 762	297	413	13 914	2 684	128	5	357	31 228
3 650	324	449	16 042	2 740	189	6	294	34 880
12 605	1 717	1 412	54 121	6 279	892	98	2 217	114 418
12 336	1 778	1 168	49 925	8 645	324	185	2 027	106 238
47 896	7 960	3 501	183 856	17 469	439	939	1 652	348 427
23 952	3 189	1 880	94 138	11 397	946	318	2 058	186 531
4 837	296	510	18 493	4 266	149	30	430	39 931
1 798	114	188	6 932	1 141	36	30	289	14 964
2 083	138	170	7 372	1 180	26	5	147	15 637
1 586	102	133	5 487	871	40	17	132	12 467
2 101	157	204	8 272	1 334	173	30	224	17 885
4 489	229	369	16 286	2 978	318	33	336	34 539
3 547	263	373	15 028	2 546	103	65	359	33 516
7 183	691	744	30 382	5 543	216	14	742	65 870
12 170	1 598	1 338	53 934	8 433	945	259	1 209	113 722
3 343	290	307	13 120	1 731	76	150	269	28 591
2 916	202	196	10 778	1 205	43	7	171	22 656
6 266	791	635	26 120	2 822	5	2	344	56 746
27 563	6 108	2 605	123 622	12 144	51	102	2 620	227 688
12 751	1 621	1 384	49 868	6 887	365	100	1 786	100 968
3 534	298	274	12 650	1 988	63	11	249	26 387
2 706	263	303	10 647	1 662	65	32	409	22 231
1 136	51	128	4 870	859	22	3	108	9 925
1 464	63	155	5 470	760	23	6	113	11 296
3 935	310	400	14 794	2 725	47	11	275	33 303
6 388	513	610	22 928	5 226	154	78	703	51 129
3 811	293	368	15 062	3 394	130	31	375	31 229
1 621	127	136	6 294	1 188	19	28	143	13 817
2 386	199	201	8 943	1 912	61	11	171	20 565
3 812	335	404	13 023	2 927	62	1	517	30 229
2 520	281	235	8 347	1 829	7	6	306	18 081
9 842	1 194	1 425	43 904	11 120	423	8	1 602	90 821
1 569	147	199	6 104	1 908	117	6	150	14 429
3 074	238	319	12 485	3 849	106	65	868	26 285
3 408	237	384	13 634	3 396	151	8	293	29 343
2 605	163	251	9 629	3 179	173	50	245	21 382
1 761	213	263	8 000	2 769	85	28	245	17 961
3 203	329	419	13 945	4 573	152	15	852	30 089
3 321	545	383	12 605	2 546	1	0	572	25 477
290 363	36 603	28 638	1 185 410	195 746	8 550	3 133	29 949	2 426 852

附属資料25 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
北海道	277	41	130	19 218	1 986
青森	61	5	35	5 155	339
岩手	42	13	25	4 578	324
宮城	75	4	42	7 583	468
秋田	25	10	30	3 259	308
山形	49	2	24	3 794	328
福島	67	8	40	8 893	569
茨城	90	7	65	16 690	804
栃木	80	1	13	11 209	557
群馬	88	3	24	11 676	705
埼玉	271	2	28	34 278	2 400
千葉	196	24	70	30 351	1 835
東京	893	14	188	78 033	5 028
神奈川	318	0	141	46 311	2 859
新潟	82	5	67	10 202	1 024
富山	21	3	21	4 414	389
石川	29	2	30	4 279	356
福井	23	1	39	4 198	313
山梨	40	0	6	5 265	315
長野	80	0	40	9 241	699
岐阜	74	1	37	11 208	959
静岡	124	2	131	19 659	1 549
愛知	227	2	64	32 815	2 593
三重	62	0	39	9 571	690
滋賀	43	0	35	7 213	590
京都	119	6	31	19 579	837
大阪	561	5	70	46 851	4 035
兵庫	228	1	92	25 102	1 827
奈良	68	1	19	7 313	560
和歌山	40	3	27	5 861	411
鳥取	25	7	43	2 667	179
島根	13	1	48	3 008	305
岡山	70	3	56	10 564	683
広島	97	4	50	14 038	971
山口	57	5	48	7 238	471
徳島	42	0	17	4 145	302
香川	45	2	35	6 546	447
愛媛	65	2	34	8 650	632
高知	35	2	28	3 997	364
福岡	159	14	91	20 577	1 250
佐賀	23	10	27	4 311	230
長門	40	55	65	4 544	431
熊本	31	1	37	7 227	484
分岐	29	1	23	4 752	328
大崎	39	1	30	4 246	239
宮島	73	6	50	5 842	436
鹿嶋	21	7	62	4 810	257
沖					
合計	5 217	286	2 347	620 961	43 666

種別救急搬送人員

(昭和62年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 349	11 634	1 059	1 075	50 578	17 026	104 373
227	2 451	251	241	10 730	3 185	22 680
271	2 388	159	196	10 077	2 493	20 566
254	2 784	311	300	12 734	4 804	29 359
198	1 686	117	165	7 901	1 449	15 148
193	1 948	105	161	8 841	1 676	17 121
419	3 747	302	318	16 861	3 094	34 318
518	4 291	582	452	19 302	3 743	46 544
275	2 638	295	335	13 022	2 817	31 242
339	3 532	318	360	15 168	2 850	35 063
1 343	12 081	1 710	1 054	51 579	6 912	111 657
944	11 875	1 782	902	47 631	9 500	105 110
3 280	44 464	7 692	2 810	169 417	17 467	329 286
1 572	22 927	3 088	1 429	87 974	12 186	178 805
431	4 658	288	375	17 560	4 491	39 183
143	1 733	115	145	6 640	1 204	14 828
191	1 964	132	122	6 954	1 216	15 275
176	1 502	93	101	5 153	914	12 513
307	2 016	170	153	7 688	1 449	17 409
537	4 303	221	269	15 239	3 148	33 777
481	3 418	266	303	14 289	2 679	33 715
588	6 913	681	584	28 653	5 848	64 732
1 056	11 514	1 592	970	49 857	8 794	109 484
353	3 187	280	260	12 440	1 768	28 650
348	2 804	204	156	10 286	1 286	22 965
654	6 012	788	517	24 368	2 960	55 871
1 705	25 580	5 937	2 030	115 424	12 657	214 855
897	11 960	1 600	1 050	46 772	7 231	96 760
280	3 434	302	221	11 999	2 151	26 348
206	2 614	265	219	10 045	1 793	21 484
136	1 080	55	106	4 653	882	9 833
162	1 423	55	121	5 220	802	11 158
306	3 749	295	343	14 070	2 864	33 003
527	6 074	481	457	21 826	5 339	49 864
319	3 668	284	265	14 304	3 473	30 132
183	1 572	125	114	5 957	1 248	13 705
311	2 296	199	172	8 594	1 961	20 608
364	3 672	321	344	12 470	3 229	29 783
173	2 405	254	184	7 920	1 936	17 298
709	9 093	1 132	1 077	40 719	11 659	86 480
216	1 487	142	161	5 663	1 953	14 223
263	2 891	220	250	11 653	4 541	24 953
414	3 183	217	278	12 666	3 432	27 970
277	2 443	149	190	8 944	3 242	20 378
214	1 609	201	214	7 418	2 899	17 110
353	3 023	313	301	12 901	5 156	28 454
327	3 118	468	327	11 888	2 859	24 144
24 789	274 844	35 616	22 177	1 112 048	206 266	2 348 217

附属資料26 都道府県別経営主体別救

都道府県	区分	病院	診療所	計	国 及	
					病	
					国	国に準ずるもの
北海道	道	252	123	375	7	2
	青森	62	36	98	2	—
	岩手	62	10	72	1	—
	宮城	41	15	56	2	—
	秋田	30	2	32	1	1
山形	山形	22	8	30	—	—
	福島	49	—	49	1	—
茨城県	茨城	105	34	139	3	—
	栃木	76	60	136	3	—
	群馬	64	54	118	3	—
	埼玉	200	61	261	3	—
	千葉	131	39	170	5	—
東京都	東京	406	97	503	9	1
	神奈川	172	73	245	5	—
新潟県	新潟	58	32	90	2	—
	富山	66	44	110	—	—
	石川	67	49	116	3	—
福井県	福井	56	28	84	2	—
	山梨	31	39	70	1	—
長野県	長野	93	35	128	4	—
	岐阜	83	21	104	1	—
	静岡	89	211	300	7	1
	愛知	256	187	443	4	—
	三重	72	35	107	4	—
滋賀県	滋賀	26	1	27	1	—
	京都	98	3	101	4	—
	大阪	223	9	232	4	—
	兵庫	146	32	178	5	—
	奈良	33	2	35	1	—
和歌山県	和歌山	54	24	78	1	1
	鳥取	20	7	27	2	1
島根県	島根	23	4	27	2	—
	岡山	84	11	95	3	1
	広島	131	108	239	5	1
山口県	山口	74	32	106	5	—
	徳島	43	5	48	1	—
香川県	香川	51	41	92	1	—
	愛媛	47	4	51	1	1
	高松	40	9	49	2	—
福岡県	福岡	98	30	128	5	—
	佐賀	34	19	53	3	—
	長門	47	—	47	5	—
	熊本	77	43	120	3	1
	大分	44	8	52	3	—
宮崎県	宮崎	54	4	58	1	—
	鹿児島	114	63	177	3	—
	沖縄	13	—	13	1	—
計	4 117	1 752	5 869	135	11	

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(昭和63.4.1現在)

地方公共 団 体	公 的 等			私 的		
	院	診療所	小 計	病 院	診療所	小 計
71	26	—	106	146	123	269
28	1	1	32	31	35	66
37	3	—	41	21	10	31
16	2	2	22	21	13	34
9	10	—	21	9	2	11
12	1	—	13	9	8	17
7	5	—	13	36	—	36
6	9	—	18	87	34	121
2	11	—	16	60	60	120
9	5	—	17	47	54	101
10	8	—	21	179	61	240
24	3	—	32	99	39	138
20	12	—	42	364	97	461
15	16	—	36	136	73	209
15	12	—	29	29	32	61
11	6	—	17	49	44	93
16	3	—	22	45	49	94
6	3	—	11	45	28	73
12	3	1	17	15	38	53
21	16	1	42	52	34	86
17	9	—	27	56	21	77
20	13	—	41	48	211	259
28	17	—	49	207	187	394
13	9	—	26	46	35	81
8	7	—	16	10	1	11
14	6	—	24	74	3	77
11	9	—	24	199	9	208
24	7	—	36	110	32	142
8	4	—	13	20	2	22
9	3	—	14	40	24	64
7	3	—	13	7	7	14
6	5	—	13	10	4	14
12	2	—	18	66	11	77
17	7	1	31	101	107	208
13	9	—	27	47	32	79
6	6	—	13	30	5	35
11	6	—	18	33	41	74
7	5	—	14	33	4	37
7	3	—	12	28	9	37
9	6	—	20	78	30	108
7	2	—	12	22	19	41
16	2	—	23	24	—	24
8	8	—	20	57	43	100
5	2	—	10	34	8	42
17	2	—	20	34	4	38
10	2	—	15	99	63	162
7	1	—	9	4	—	4
664	310	6	1 126	2 997	1 746	4 743

附属資料27 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
都道府県										
北海道	403	85	416	464	57	35	6	13	45	56
青森	16	6	77	100	3	3	1	2	5	7
岩手	73	5	53	70	5	5	4	19	4	8
宮城	130	22	174	219	21	15	—	—	10	10
秋田	17	4	61	79	6	4	—	—	9	20
山形	8	1	89	116	3	4	1	9	6	6
福島	1	1	134	171	7	11	—	—	14	14
茨城	49	6	222	375	25	28	1	1	12	14
栃木	61	9	172	217	10	8	2	3	7	7
群馬	25	7	121	174	16	14	13	6	8	8
埼玉	171	29	451	591	22	7	1	4	28	29
千葉	194	19	435	569	31	28	1	2	20	26
東京都	898	177	1 129	1 690	56	62	1	2	132	206
神奈川県	521	85	392	507	41	38	—	—	35	54
新潟	38	8	136	161	32	14	3	15	15	28
富山	16	1	52	63	2	2	2	8	3	3
石川	17	4	59	72	4	2	—	—	3	4
福井	53	21	72	78	5	2	2	3	7	6
山梨	29	3	86	92	3	2	—	—	5	5
長野	10	5	137	179	7	10	—	—	12	13
岐阜	46	26	162	294	16	18	1	13	8	14
静岡	72	17	257	304	39	45	2	5	19	25
愛知	342	40	324	380	34	29	—	—	34	37
三重	61	10	178	233	10	12	—	—	10	11
滋賀	54	2	103	119	5	5	1	3	7	6
京都	67	6	167	200	15	13	2	8	25	62
大阪	771	84	292	333	35	40	—	—	77	113
兵庫県	424	49	334	437	29	26	3	5	35	57
奈良	17	8	216	232	3	5	1	1	11	11
和歌山	37	5	128	179	18	24	5	20	9	10
鳥取	48	6	69	105	6	8	6	13	4	4
島根	1	1	59	70	7	7	—	—	3	3
岡山	43	9	152	190	2	2	1	1	4	4
広島	77	11	185	230	29	22	—	—	15	15
山口	88	6	138	164	12	8	1	2	8	8
徳島	13	10	42	72	6	12	1	—	5	5
香川	27	5	86	100	6	1	35	192	11	13
愛媛	47	21	90	108	6	18	4	10	16	20
高知	2	2	36	42	11	9	1	1	4	4
福岡	111	24	276	375	45	39	6	1	35	63
佐賀	1	—	58	65	3	3	1	70	3	4
長門	29	8	78	90	2	5	4	13	6	9
熊本	100	1	84	112	15	7	1	4	13	12
大分	27	6	85	93	11	8	1	1	10	43
宮崎	1	1	64	74	9	6	3	1	6	6
鹿児島	26	10	118	161	20	25	5	70	11	12
沖縄	1	1	39	54	17	18	1	2	15	14
計	5 263	867	8 288	10 803	767	709	124	523	784	1 109

動件数及び救助人員

(昭和62年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
28	89	103	23	—	—	135	112	1 193	877
2	2	2	3	—	—	19	25	125	148
—	—	1	2	—	—	18	26	158	135
4	3	18	12	—	—	37	21	394	302
—	—	2	2	—	—	13	7	108	116
1	1	1	2	—	—	17	18	126	157
3	3	1	2	1	1	18	20	179	223
6	8	2	2	—	—	14	13	331	447
4	4	1	3	1	1	29	23	287	275
2	2	—	—	—	—	17	21	202	232
57	62	2	2	—	—	60	77	792	801
33	35	11	12	2	1	64	64	791	756
415	467	21	37	—	—	339	512	2 991	3 153
86	96	7	3	1	2	96	97	1 179	882
3	3	1	1	—	—	38	34	266	264
—	—	—	—	—	—	15	17	90	94
1	1	—	—	—	—	16	17	100	100
5	6	3	3	—	—	13	13	160	132
—	—	2	—	1	2	26	28	152	132
2	3	2	2	—	—	21	22	191	234
2	2	—	—	—	—	33	33	268	400
6	6	5	2	—	—	50	53	450	457
21	21	17	13	—	—	50	47	822	567
4	4	1	3	2	1	29	30	295	304
4	5	1	1	—	—	27	26	202	167
22	24	—	—	—	—	52	47	350	360
113	117	17	13	—	—	103	97	1 408	797
55	64	13	9	—	—	128	120	1 021	767
5	6	—	—	1	8	115	115	369	386
4	3	—	—	—	—	28	24	229	265
—	—	—	—	1	1	8	8	142	145
1	1	—	—	1	1	5	5	77	88
7	7	2	2	1	1	29	29	241	245
10	10	1	1	—	—	47	46	364	335
1	1	1	1	—	—	19	18	268	208
2	2	—	—	1	1	15	44	85	146
1	1	—	—	—	—	8	8	174	320
4	4	—	—	—	—	23	25	190	206
—	—	—	—	—	—	13	7	67	65
22	23	10	8	—	—	78	75	583	608
—	—	—	—	—	—	11	11	77	153
6	9	—	—	—	—	25	25	150	159
5	5	1	3	—	—	17	21	236	165
4	4	2	2	—	—	22	21	162	178
3	5	1	—	—	—	15	12	102	105
4	4	8	10	1	1	47	49	240	342
—	—	3	4	2	3	36	35	114	131
958	1 113	263	183	16	24	2 038	2 198	18 501	17 529

附属資料28 1987年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
ソウル (大韓民国)	605	990	2 885	3 800
北京 (中国)	16 807	983	3 460	554
東京 (23区) (日本)	600	821	14 467	5 124
ロンドン (イギリス)	1 500	750	8 212	43 654
パリ (フランス)	660	610	7 008	17 202
ロサンゼルス (アメリカ)	1 215	340	3 423	22 599
横浜 (日本)	431	307	2 983	1 030
シカゴ (アメリカ)	591	300	5 607	31 731
シンガポール (シンガポール)	621	263	1 267	5 206
グレート・マンチエスター (イギリス)	1 282	260	2 834	23 396
大阪 (日本)	213	255	3 566	1 477
メルボルン (オーストラリア)	1 424	210	2 170	7 961
名古屋 (日本)	328	209	2 258	1 156
ヒューストン (アメリカ)	1 501	175	3 233	48 489
ハンブルグ (西ドイツ)	755	157	2 187	5 819
札幌 (日本)	1 118	156	1 617	618
仁川 (大韓民国)	207	153	906	487
京都 (日本)	611	147	1 757	231
神戸 (日本)	545	141	1 245	888
福岡 (日本)	337	114	952	420
川崎 (日本)	136	110	1 374	411
北九州 (日本)	481	104	903	459
広島 (日本)	737	103	1 073	571
モントリオール (カナダ)	192	102	1 912	4 156
ブリュッセル (ベルギー)	259	100	970	2 008
サンフランシスコ (アメリカ)	127	75	1 596	6 267
ストックホルム (スウェーデン)	215	66	505	2 507
ワシントン (アメリカ)	110	63	1 871	8 491
ブレーメン (西ドイツ)	327	52	1 233	1 624
シアトル (アメリカ)	229	50	1 008	3 697
ヘルシンキ (フィンランド)	365	49	504	841
バンクーバー (カナダ)	113	43	781	1 277
オタワ (カナダ)	115	32	591	2 033

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

都市の火災状況

出火率 (人口1万人 当たりの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当たりの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
3.8	88	8.9	43.2	たばこ	火遊び	放火(疑含)
0.6	35	3.6	15.8	その他	生活火災	電気火災
6.2	100	12.2	51.2	放火(疑含)	たばこ	こんろ
58.2	192	25.6	227.4	—	—	—
28.2	81	13.3	212.4	不明	大人によるもの	電気短絡
66.5	50	14.7	452.0	たばこ	放火	燃料もれ等
3.4	40	13.0	25.8	放火(疑含)	たばこ	こんろ
105.8	106	35.3	299.3	たばこ・マッ	調理人不在	放火(疑含)
19.8	8	3.0	650.8	たばこ	電気	太陽光線
90.0	81	31.2	288.8	放火	マッチ	太陽光線
5.8	30	11.8	49.2	放火(疑含)	たばこ	調理器具取
37.9	27	12.9	294.9	火気取扱不	機械故障	適
5.5	21	10.0	55.0	たばこ	放火(疑含)	その他
277.1	32	18.3	1 515.3	その他	機械・電気	配電設備
37.1	8	5.1	727.4	不明	炉・かまど	電気短絡
4.0	14	9.0	44.1	放火(疑含)	こんろ	たばこ
3.2	16	10.5	30.4	電気	火遊び	たばこ
1.6	17	11.6	13.6	放火(疑含)	たばこ	こんろ
6.3	15	10.6	59.2	放火(疑含)	たばこ	こんろ
3.7	12	10.5	35.0	こんろ	放火(疑含)	たばこ
3.7	7	6.4	58.7	放火(疑含)	こんろ	たばこ
4.4	15	14.4	30.6	放火(疑含)	こんろ	たばこ
5.5	17	16.5	33.6	放火(疑含)	こんろ	火遊び
40.7	19	18.6	218.7	たばこ	過熱	電気
20.1	4	4.0	502.0	電気	放熱	たばこ
83.6	14	18.7	447.6	ゴミ・枯れ	過熱調理器	電気器具設
38.0	18	27.3	139.3	葉	火花・炎・	備
134.8	10	15.9	849.1	放火	過熱	不明
31.2	8	15.4	203.0	マッチ	裸火・火花	たばこ
73.9	14	28.0	264.1	放火(疑含)	失火	火気取扱不
17.2	15	30.6	56.1	裸火・火花	たばこ	過熱
29.7	8	18.6	159.6	たばこ	電気短絡	過熱
63.5	6	18.8	338.8	放火	機械・電気	その他
				失火	故障	機械・電気